

福島県の男女共同参画推進状況

令和6年度版

令和7年2月

福島県

はじめに

福島県では、すべての県民が、性別にかかわらず、一人の個人として尊重され、誰もが自分らしく、自己の個性や能力を発揮し、あらゆる分野に共に参画し、共に責任を担うことができる社会の形成を目指し、男女共同参画を推進しています。

本書は、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」第20条に基づく、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめた年次報告書です。

本書が多くの皆様にとって男女共同参画に関する理解と関心を深めていただく一助となれば幸いです。

【福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例】（抜粋）

（実施状況の公表）

第20条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

福島県生活環境部男女共生課

目 次

第1章 ふくしま男女共同参画プランに基づく施策等の推進状況	1
ふくしま男女共同参画プランイメージ図	2
ふくしま男女共同参画プランの体系	3
I ふくしま男女共同参画プラン令和6年度事業概要	
Ⅰ 復興・防災における男女共同参画の推進	4
Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進	8
Ⅲ 女性の活躍の促進	26
Ⅳ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備	40
Ⅴ 女性等に対するあらゆる暴力の根絶と安心な暮らしや健康への支援	47
別紙1 令和6年度 県男女共生課事業概要	61
別紙2 令和6年度 県雇用労政課事業概要(男女共同参画に関するもの)	65
別紙3 令和6年度 福島県男女共生センター事業概要	67
II ふくしま男女共同参画プラン指標の推移	69
第2章 福島県の男女共同参画に関する主なデータ	79
I 人口	
1 福島県の人口	80
2 出生数及び合計特殊出生率の推移	81
3 平均寿命の推移	82
II 家族類型	
1 世帯人員の推移	83
2 男女別単身高齢者世帯の割合	83
3 家族類型の推移	84
4 婚姻率の推移	85
5 離婚率の推移	85
6 未婚率の推移	86
7 平均初婚年齢の推移	87
8 家事に費やす時間	88
III 教育	
1 高校生の卒業後の状況(進学状況)	89
2 公立小・中学校及び高等学校の男女混合名簿の導入状況	91
3 公立学校の女性管理職割合の推移	92
4 学校における女性教員、女性管理職の割合	94
IV 労働	
1 男女別労働力率の推移	95
2 男女別年齢階級別労働力率	95
3 男女別有業率の推移	96
4 雇用者数の推移	98
5 女性労働者の平均年齢及び平均勤続年数	99
6 育児休業の取得状況	100
7 介護休業の取得状況	102
8 産業3分類男女別就業者の割合	103
9 雇用形態	104
10 男女別年齢階級別所定内給与額	107
11 年齢階級別所定内給与額の男女比	107
12 家族経営協定の締結状況	108
13 農業経営改善計画数の推移	108
○ 労働条件等実態調査結果報告書(令和5年)	109

V 政策決定過程における女性の参画状況	
1 地方議会に占める女性議員の割合の推移	116
2 審議会等における女性委員の登用状況	117
3 女性農業委員の割合の推移	118
4 地方公務員管理職への女性の登用状況の推移	119
5 管理職の在職状況	120
6 女性公務員の採用状況	120
VI 人権	
1 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数	121
2 男女共生センター相談件数について	122
3 出生率・乳児死亡率等の推移	124
4 人工妊娠中絶件数の推移	125
5 死亡数のうち、自殺を死因とする数の推移	126
6 死亡数のうち、年齢階級別、自殺を死因とする数の内訳	126
第3章 県内市町村データ	127
I 主な市町村データのまとめ	
1 市町村における男女共同参画行政推進状況(条例・計画)	128
2 市町村における審議会等の女性委員の割合	131
3 市町村議会における女性議員の状況	132
4 女性管理職等の状況(管理職、二役・教育長・議長)	133
II 市町村ごとのデータ一覧	
1 市町村における男女共同参画行政窓口	134
2 男女共同参画に関する庁内連絡会議、懇話会等の状況	136
3 令和5年度の主な事業計画	138
4 市町村における審議会等の女性委員の割合	145
5 市町村議会における女性議員の状況	146
6 女性管理職等の状況(管理職、二役・教育長・議長)	147
7 町内会長等に占める女性の割合	148
8 PTA会長に占める女性の割合	149
9 男女共同参画・女性に関する民間団体のネットワークの状況	150
10 農業委員数	151
参考資料	152
福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例	153
福島県男女共同参画審議会規則	160
福島県男女共同参画審議会委員名簿	162
福島県男女共同参画推進本部設置要綱	163
国際婦人年以降の男女共同参画施策等の動き	165

第1章

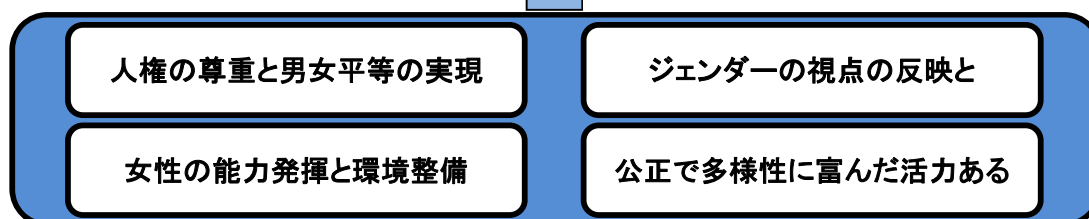
ふくしま男女共同参画プランに 基づく施策等の推進状況

ふくしま男女共同参画プラン(令和3年度改定) イメージ図

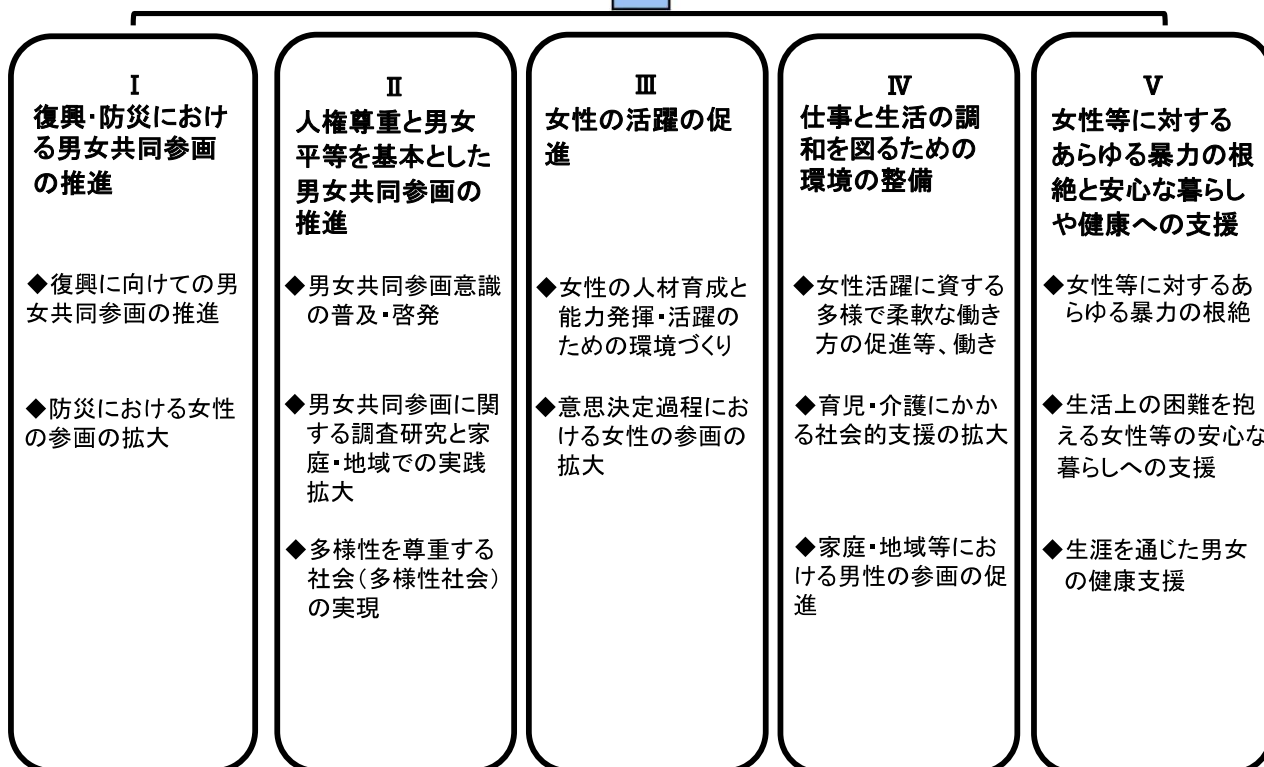
■基本理念

すべての県民が個人として尊重され、
性別にかかわらず、
自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、
あらゆる分野にともに参画し、責任を担う社会

■視 点



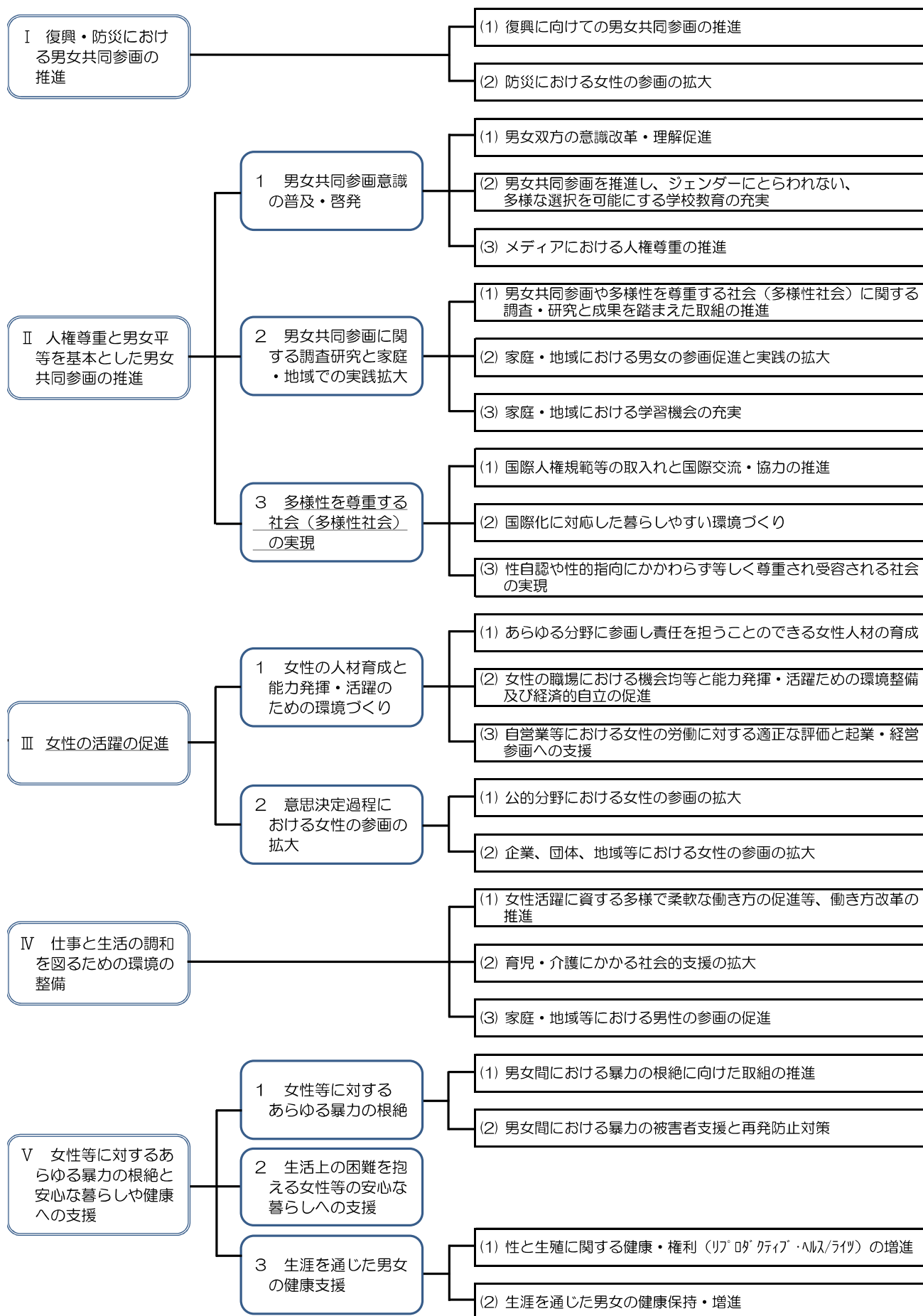
■基本目標



■計画の期間

2022(令和4)年度から2030(令和12)年度までの9年間

ふくしま男女共同参画プラン(令和3年度改定)の体系



ふくしま男女共同参画プラン令和6年度事業概要

I 復興・防災における男女共同参画の推進

(1) 復興に向けての男女共同参画の推進

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①男女共同参画の視点から、家庭、地域、職場等での復興・防災の積極的な取組を促すとともに、防災意識等の高揚を図ります。				
危機管理部 生活環境部		別紙1(9)⑤参照	0	男女共生課
具体的施策 ②男女共生センターにおいて、復興・防災における男女共同参画を推進するための広報・啓発及び学習機会を提供します。				
生活環境部	男女共生センター研修事業	別紙3(4)⑦参照	1,480	男女共生課
	男女共生センター交流関連事業	別紙3(6)①参照	1,035	男女共生課
具体的施策 ③女性活躍促進事業と連携し、社会変化やライフイベントに応じた働き方について組織トップの意識の醸成を図るとともに、働き方全般を見直し、誰もが仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図れる働きやすい環境づくりを推進する企業・団体等を応援します。(IV(1)、IV(3)再掲)				
総務部	福島県発注建設工事の入札参加における加点措置	1 建設工事入札参加資格審査にあたり、次の各場合に主観点を加点する。 ・企業が「働く女性応援」中小企業認証を受けている場合 ・企業が「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を受けている場合 2 建設工事及び工事に係る委託業務の総合評価方式入札における評価項目として、次の各場合に加点を行う。 ・企業が「働く女性応援」中小企業認証を受けている場合(標準型・簡易型) ・企業が「仕事と生活の調和」推進企業認証を受けている場合(標準型・簡易型) ・企業が女性技術者を主任技術者等へ配置する場合(全類型)	0	入札監理課
生活環境部	ふくしまで輝く女性活躍促進事業	別紙1(5)参照	23,508	男女共生課
	男女共同参画推進条例・プラン推進事業	別紙1(4)参照	304	男女共生課
	男女共生センター研修事業	別紙3(4)②⑤参照	1,480	男女共生課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ③女性活躍促進事業と連携し、社会変化やライフイベントに応じた働き方について組織トップの意識の醸成を図るとともに、働き方全般を見直し、誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図れる働きやすい環境づくりを推進する企業・団体等を応援します。（IV(1)、IV(3)再掲）				
商工労働部	「女性活躍・働き方改革促進事業」女性活躍・働き方改革支援奨励金	別紙2（2）参照	25,068	雇用労政課
	「女性活躍・働き方改革促進事業」企業内子育て支援施設整備事業	別紙2（3）参照	12,500	雇用労政課
	福島県次世代育成支援企業認証事業	別紙2（4）参照	4,464	雇用労政課
	ワーク・ライフ・バランス推進事業	別紙2（5）参照	300	雇用労政課
	「女性活躍・働き方改革促進事業」働き方改革モデルづくり事業	別紙2（10）参照	11,263	雇用労政課
	中小企業制度資金貸付金（ふくしま産業育成資金（県内育成枠））	県制度資金による金融面の支援 次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた中小企業者を対象に、金融機関を通じて低利の融資を行い支援する。 <新規融資枠 40億円>	-	経営金融課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ④男女共生センター等において、就業（再就職等）を希望する女性等に対して、各種情報を提供するほか、技能（資格）等を得得できる講習会などを実施し、女性の就業のための支援を行います。				
生活環境部 商工労働部	男女共生センター研修事業	別紙3（4）①参照	1,480	男女共生課
	男女共生センター相談事業	別紙3（5）①ウ参照	2,098	男女共生課
具体的施策 ⑤コミュニティビジネスの立ち上げの支援、起業化のための相談活動など、女性の起業活動等の取組を支援します。				
生活環境部 商工労働部	男女共生センター研修事業（再掲）	別紙3（4）①参照	1,480	男女共生課
	男女共生センター相談事業（再掲）	別紙3（5）①ウ参照	2,098	男女共生課
具体的施策 ⑥県内外へ避難している女性、妊娠中の女性や育児中の母親とその家族などが様々な不安・悩み・ストレスを相談しやすいよう、相談窓口の広報を強化するとともに、県の相談体制の充実に努めます。				
生活環境部	男女共生センター相談事業（再掲）	別紙3（5）①アイ参照	2,098	男女共生課
	東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業	別紙1（8）参照	12,744	男女共生課
こども未来局	産前・産後支援事業	妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に電話相談窓口を設置し、子育てや健康に関する相談に対応するとともに訪問による支援や乳幼児を持つ保護者同士の交流の場を設ける。	29,458	子育て支援課
具体的施策 ⑦復興・防災の様々な場面に男女共同参画の視点から取組を進めることができるよう、男女共生センターにおいて、女性のリーダーや担い手の育成に努めます。				
生活環境部	男女共生センター研修事業（再掲）	別紙3（4）③⑦参照	1,480	男女共生課
具体的施策 ⑧町内会・自治会等、地域コミュニティの意思決定過程への女性の参画の拡大を要請します。				
生活環境部		別紙1（9）①参照	0	男女共生課

ふくしま男女共同参画プラン令和6年度事業概要

I 復興・防災における男女共同参画の推進

(2) 防災における女性の参画の拡大

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①地域防災計画や災害における避難所運営等において、十分に女性や多様な背景を持つ人々の視点が反映されるよう、施策・方針決定過程における女性比率の向上に努めます。				
危機管理部 生活環境部		別紙1(9)②参照	0	男女共生課
具体的施策 ②男女共同参画の視点に立ち、防災の分野で積極的に活動できる女性の人材育成を支援します。				
危機管理部 生活環境部	男女共生センター研修事業 (再掲)	別紙1(9)③参照	0	男女共生課
		別紙3(4)①⑦参照	1,480	男女共生課
具体的施策 ③地域の防災訓練や自主防災組織の活動などにおいて、防災対策における男女のニーズの違いや女性への配慮など男女共同参画の視点を取り入れるよう、意識啓発を行います。				
危機管理部 生活環境部	男女共生センター研修事業 (再掲)	別紙3(4)⑦参照	1,480	男女共生課
具体的施策 ④避難所運営を担う市町村に対し、男女共同参画の視点から必要な対応(多様性への対応例として管理責任者に女性と男性の両方を配置、プライバシーの確保、性暴力・DVへの対策、物資配給時の配慮など)がなされるよう、情報提供や助言を行います。				
危機管理部 生活環境部	男女共生センター研修事業 (再掲)	別紙3(4)⑦参照	1,480	男女共生課
具体的施策 ⑤防災現場への女性の進出が求められており、女性の消防団員の確保に向けた市町村の取組を支援します。				
危機管理部	消防団入団促進支援事業	市町村の消防団担当者、消防団幹部及び一般消防団員を対象に消防庁の消防団等充実強化アドバイザーを交えた研修会を開催するとともに、高校生、大学生等を対象とした消防防災出前講座の実施などを通して、女性消防団員の確保に向けた市町村の取組を支援する。	615	消防保安課

ふくしま男女共同参画プラン令和６年度事業概要

Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

１ 男女共同参画意識の普及・啓発

（１） 男女双方の意識改革・理解促進

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①男女共同参画についてのホームページの充実など多様な媒体を活用するとともに、各界各層との連携によるわかりやすい広報・啓発を展開します。				
生活環境部	男女共同参画推進条例・プラン推進事業	別紙１（４）参照	304	男女共生課
総務部 生活環境部		別紙１（９）⑥参照	0	全庁
教育庁		メールマガジン「うつくしま教育通信」及びホームページ等とおして、人権尊重や男女共同参画等の理念の普及啓発に努める。	0	教育総務課
具体的施策 ②男性の正しい理解による意識及び責任に基づく行動が、男性にとっても意義深い男女共同参画社会の形成につながることを、若年層や高年層を含めた幅広い層に様々な観点から広報します。				
生活環境部	男女共生センター研修事業（再掲）	別紙３（４）②参照	1,480	男女共生課
具体的施策 ③固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について、各企業等の偏見に対する自覚を促し、意識改革や行動変容につなげるための広報・啓発を行います。				
生活環境部	ふくしまで輝く女性活躍促進事業（再掲）	別紙１（５）参照	23,508	男女共生課
商工労働部	「女性活躍・働き方改革促進事業」働く女性のキャリアアップ支援事業	別紙２（１）参照	10,122	雇用労政課
具体的施策 ④男女共生センターにおける情報提供・広報・啓発を充実します。				
生活環境部	男女共生センター情報事業	別紙３（１）参照	1,954	男女共生課
	男女共生センター交流関連事業（再掲）	別紙３（６）①参照	1,035	男女共生課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ⑤ふくしま女性活躍応援会議と連携し、女性が活躍できる環境づくりに向けた気運の醸成や組織のトップの意識改革のための啓発を行います。				
生活環境部	ふくしまで輝く女性活躍促進事業（再掲）	別紙１（５）参照	23,508	男女共生課
	（再掲）	別紙１（９）③参照	0	男女共生課
商工労働部	福島県次世代育成支援企業認証事業（再掲）	別紙２（４）参照	4,464	雇用労政課
	ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	別紙２（５）参照	300	雇用労政課
具体的施策 ⑥県における男女共同参画に関する職員研修を推進します。				
総務部		・管理者研修会等において、職員の意識改革に向けた研修を実施する。 ・県政運営の理念や基本方針を盛り込んだ「職員の手引」を、グループウェアに掲載する。この職員の手引に、「男女共同参画ガイドライン」等の関係資料の参照先を記載し、職員への周知を図る。	0	職員研修課
生活環境部		別紙１（９）⑦参照	0	男女共生課
教育庁		基本研修や職能研修などの各種研修において、「教職員の服務と勤務」、「男女共同参画と学校教育」などの講義を実施する。	0	教育総務課 義務教育課 高校教育課
警察本部		所属長等を対象とした幹部研修において、男女共同参画に関する理解の促進を図る。	0	警務課 教養課
具体的施策 ⑦男女共同参画計画の策定は着実な推進のために重要であり、また行政内部の意識改革にも効果があることから、未策定町村の計画策定に関する取組等を積極的に支援します。				
生活環境部		別紙１（９）⑧参照	0	男女共生課

ふくしま男女共同参画プラン令和６年度事業概要

Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

１ 男女共同参画意識の普及・啓発

(２) 男女共同参画を推進し、ジェンダーにとらわれない、多様な選択を可能にする学校教育の充実

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①ジェンダーにとらわれず児童生徒の能力を最大限に生かすため、小中高を通じた学力の向上と人間性・社会性の育成を一体的、総合的に推進します。				
教育庁		学びの変革推進プランに掲げた施策の推進により、小中高を通じた学力の向上と人間性・社会性の育成を一体的、総合的に実施する。	0	教育総務課
具体的施策 ②ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であることなど、若年層に向けて人権尊重のための教育や普及啓発を引き続き推進します。				
生活環境部	男女共生センター普及啓発及び研修事業	別紙３（３）②参照 別紙３（４）①④参照	1,764	男女共生課
	「人権への気づき」推進事業	別紙１（１）参照	195	男女共生課
こども未来局	福島県DV対策連携会議開催事業	女性の人権侵害防止と被害者救済の観点から、特に深刻で緊急な救済を要するDV（ドメスティック・バイオレンス）について、人権に関する啓発や被害者支援等の総合的な対策を図るため、民間・警察・行政などの関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図るため、ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を運営する（構成機関32）。 また、基本計画の改定をする。	825	児童家庭課
教育庁	道徳教育総合支援事業	児童生徒の発達段階に応じ、学校教育全体を通して、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性などについて、家庭や地域との連携を図りながら指導していく。	7,530	義務教育課
具体的施策 ③児童生徒に対して、男女共生センターと学校が連携し、男女共同参画についての理解や自己実現についての意識啓発につながる機会を提供します。				
生活環境部 教育庁	男女共同参画推進条例・プラン推進事業（再掲）	別紙１（４）参照	304	男女共生課
	男女共生センター研修事業（再掲）	別紙３（４）④参照	1,480	男女共生課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ④学校において、固定的な性別役割分担意識や男子向き女子向きといった考え方にとらわれず、専攻分野や職業について広く情報提供するとともに、将来の経済的自立を念頭に置き、児童生徒が自主的に進路の適正な選択を行えるよう、進路指導の充実等に努めます。（Ⅲ 1 (2)再掲）				
生活環境部	男女共生センター研修事業（再掲）	別紙３（４）④参照	1,480	男女共生課
教育庁	ふくしまっ子の可能性を伸ばす支援事業	算数・数学の指導力向上のため、指導主事による学校訪問や学力向上支援アドバイザーによる継続的な支援を行う。また、小学校における英語専科加配教員を活用したり、今日的な教育課題に関するオンライン研修会を実施したりすることで、教員の指導力向上を目指す。さらには、各地域の実態や課題に対する教員の対応力、解決力の向上を図るための研修会を実施するとともに、成果等の情報を共有する「ふくしま教育創造コンソーシアム」を開催し、全県を挙げて質の高い教育活動の展開を目指す。	3,827	義務教育課
	ふくしま高校生学びの変革支援事業	学ぶ意欲の高い生徒を対象とした企画を実施し、資質・能力の伸長及び学力の向上を図る。また、各校での理数教育や思考力等を育む取組等を支援することで学びの変革を推進し、本県高校生の進路実現につながる。 ○未来を担う高校生の資質・能力育成事業 ○進路実現のための資質・能力育成事業 ○「科学の甲子園」福島県大会事業	17,072	高校教育課
具体的施策 ⑤学校教育における男女共同参画についての推進の一つとして、男女混合名簿の使用などをとおして、「潜在的カリキュラム」の解消に向けた取組を進めます。				
教育庁		男女混合名簿の導入状況調査等をおし、男女共同参画の推進状況を把握する。	0	義務教育課 高校教育課
具体的施策 ⑥教職員の男女共同参画に関する研修を充実し、男女共同参画の正しい理解の浸透を更に推進します。				
教育庁		人間性豊かな児童生徒の育成を目指す学校教育を推進するため、教職員に対しジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進を含む幅の広い研修を実施し、豊かな教養と専門的な指導力を身に付けさせることにより、教職員の資質向上を図る。	0	義務教育課 高校教育課
具体的施策 ⑦教員の管理職における女性の登用を促進します。				
教育庁		男女共同参画の趣旨に沿って、女性管理職の登用に努める。	0	義務教育課 高校教育課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ⑧思春期教育など、いのちやこころを大切にする性に関する指導についての情報・学習機会の提供や相談、指導者研修の充実に努めます。（V3(1)再掲）				
生活環境部	男女共同参画推進条例・プラン推進事業（再掲）	別紙１（４）参照	304	男女共生課
	男女共生センター普及啓発及び研修事業（再掲）	別紙３（３）①②参照 別紙３（４）①④参照	1,764	男女共生課
	男女共生センター相談事業（再掲）	別紙３（５）①アイウ参照	2,098	男女共生課
	男女共生センター交流関連事業（再掲）	別紙３（６）②参照	1,035	男女共生課
	「人権への気づき」推進事業（再掲）	別紙１（１）参照	195	男女共生課
教育庁	健康教育推進者研修会	各学校において、児童・生徒の発達段階に応じた効果的な教育が実施されるよう、令和５年度改訂「性に関する指導の手引」を活用しながら、指導者の資質の向上を図るための研修会を開催する。	285	健康教育課
		あらゆる教育活動の中で、人権としての性についての情報の提供や学校生活においてきめ細やかな対応が行われるように努めるとともに、各種研修会を通して指導者の相談技術や指導技術の向上を図る。	0	健康教育課

ふくしま男女共同参画プラン令和6年度事業概要

Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

1 男女共同参画意識の普及・啓発

(3) メディアにおける人権尊重の推進

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①多様なメディアについて、ジェンダーの視点から実態の把握に努め、メディアに対し、性別役割分担意識を内包する表現や性・暴力表現の抑制など人権尊重への配慮を要請します。				
生活環境部		別紙1(9)④参照	0	男女共生課
こども未来局	有害環境対策事業	青少年健全育成条例を適正に運用し、性・暴力表現といった青少年の健全な育成を阻害するものの規制等を行うため、有害環境の実態調査及び関係業界に対する指導を行う。 ○図書類自動販売機等の調査及び業界指導 ○書店、ネットカフェ等実態調査及び業界指導	190	こども・青少年政策課
	こどもインターネット安全安心環境整備事業	インターネット上の有害情報から子どもたちを守るため、県青少年有害環境対策推進連絡会議と連携し、子どもたちのメディアリテラシー（情報利活用能力）の育成及びフィルタリング利用の啓発活動などを推進する。	0	こども・青少年政策課
具体的施策 ②メディアにおける多様な視点からの情報発信のため、企画・制作・編集などあらゆる段階及び意思決定過程に女性の参画を要請します。				
生活環境部	(再掲)	別紙1(9)④参照	0	男女共生課
具体的施策 ③情報を主体的に読み解き、必要な情報を活用し、自ら発信する能力の重要性についての啓発を行います。				
生活環境部	男女共同参画推進条例・プラン推進事業(再掲)	別紙1(4)参照	304	男女共生課
	男女共生センター研修事業(再掲)	別紙3(4)①④参照	1,480	男女共生課
	男女共生センター交流関連事業(再掲)	別紙3(6)②参照	1,035	男女共生課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ④県政広報物表現ガイドラインの活用により、男女共同参画の視点に立った情報発信に努めます。				
全庁		別紙１（９）⑥参照	0	男女共生課
具体的施策 ⑤市町村における刊行物等が、男女共同参画の視点に立った情報発信となるように支援します。				
生活環境部	（再掲）	別紙１（９）⑧参照	0	男女共生課

ふくしま男女共同参画プラン令和６年度事業概要

Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

２ 男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大

(１) 男女共同参画や多様性を尊重する社会（多様性社会）に関する調査・研究と成果を踏まえた取組の推進

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①男女共生センターにおいて、男女共同参画社会や多様性社会の実現のための調査研究を行い、成果を広く発信します。				
生活環境部	男女共生センター情報及び調査研究事業	別紙３（１）参照 別紙３（２）参照	2,116	男女共生課
具体的施策 ②男女共生センターにおける調査・研究の成果を施策・事業に積極的に生かします。				
生活環境部	男女共生センター情報及び調査研究事業（再掲）	別紙３（１）参照 別紙３（２）参照	2,116	男女共生課
具体的施策 ③男女の置かれている状況を客観的に把握するための基礎資料として、あらゆる分野に関する男女別の統計データの収集に努めます。				
全庁	（再掲）	別紙１（９）①参照	0	男女共生課 ほか
具体的施策 ④情報提供や連携・協力により、民間の男女共同参画や多様性社会に関する研究を支援します。				
生活環境部	男女共生センター調査研究事業（再掲）	別紙３（２）参照	162	男女共生課
具体的施策 ⑤県内における各種制度や慣行について、ジェンダーの視点で点検し改善に努めるよう関係団体等に働きかけます。				
全庁	男女共同参画推進条例・プラン推進事業（再掲）	別紙１（４）参照	304	男女共生課
具体的施策 ⑥男女共同参画や多様性社会に関連する各種調査結果等について、広く公表し、改善を促します。				
全庁	（再掲）	別紙１（９）①参照	60	男女共生課

ふくしま男女共同参画プラン令和6年度事業概要

Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

2 男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大

(2) 家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①地域活動に対する男女の積極的参画のため、男女共生センターを拠点とした各種団体等とのネットワークを形成し、それらを活用した取組を推進します。				
生活環境部	男女共生センター交流関連事業（再掲）	別紙3（6）①③参照	1,035	男女共生課
具体的施策 ②男女がともに参加する住みよい地域づくりができるよう、県ボランティアセンターの機能の充実を図るとともに、ふくしま地域活動団体サポートセンター等を支援し、地域活動やボランティア活動を推進します。（Ⅱ3(3)再掲）				
文化スポーツ局	NPO強化による地域活性化事業	「ふくしま地域活動団体サポートセンター」を設置し、地域課題に取り組むNPO法人等の自立的活動を支援するため、NPO法人等の活動基盤の強化を図る。	12,790	文化振興課
保健福祉部	福祉ボランティア活動強化支援事業	県内の福祉ボランティア活動の振興のため、県ボランティアセンターの機能の充実を図り、福祉ボランティア活動を総合的に強化・支援していく。 ○県ボランティアセンター事業 (1) ボランティア・市民活動の基盤強化 ボランティア受入施設の担当者に対する研修を実施し、施設側の基盤整備を図る。 (2) 地域住民等によるボランティア力強化 ア ボランティア及び福祉教育の普及促進に伴う人材育成を実施 イ 関係機関との協働による地域住民の福祉力向上事業の実施 ○災害ボランティアセンター設置・運営等支援事業 (1) 災害時に備えた取組 (2) コーディネーターの設置 ボランティアコーディネーターを1名、地域福祉コーディネーターを1名配置（ボランティアコーディネーターを兼務）する。 (3) 災害ボランティア活動関係団体との情報共有、意見交換会の会議 (4) 県域災害ボランティアセンターの設置に必要な経費の一部を補助	9,495	社会福祉課
教育庁	令和6年度実施予定なし			

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組を企業等に対して普及啓発することにより、仕事の効率を高め、仕事以外の生活の充実に繋げることにより、地域活動やボランティア活動等への参画意欲が高まるよう支援します。				
生活環境部 商工労働部	ふくしまで輝く 女性活躍促進事業（再掲）	別紙１（５）参照	23,508	男女共生課
	（再掲）	別紙１（９）③参照	0	男女共生課
	男女共生センター研修事業（再掲）	別紙３（４）②⑤参照	1,480	男女共生課
具体的施策 ④個々のNPOの事業情報等について広く情報提供します。				
文化スポーツ局	NPO強化による 地域活性化事業（再掲）	「ふくしま地域活動団体サポートセンター」を設置し、地域課題に取り組むNPO法人等の自立的活動を支援するため、NPO法人等の活動基盤の強化を図る。	12,790	文化振興課

ふくしま男女共同参画プラン令和6年度事業概要

Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

2 男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大

(3) 家庭・地域における学習機会の充実

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①家庭等における幼少時からの男女平等教育の推進に向け、情報・学習機会を提供します。				
生活環境部 教育庁		男女共生センターにおける事業等を通じて推進していく。	0	男女共生課
具体的施策 ②男女共同参画に関する意識の啓発、特に男性が男女共同参画について理解を深めるための広報・啓発、学習機会を提供するとともに、市町村の取組を支援します。				
生活環境部		男女共生センターにおける事業等を通じて推進していく。	0	男女共生課
具体的施策 ③家庭や地域において、生涯にわたり固定的な性別役割分担意識にとらわれない教育を行うためのわかりやすい教材研究や指導者養成等を推進します。				
生活環境部 教育庁	男女共生センター研修事業 (再掲)	別紙3 (4) ①④参照	1,480	男女共生課
具体的施策 ④男女共生センターにおいて、各種の情報・学習機会の提供により男女共同参画に関する意識の高揚に努めるとともに、様々な社会活動を支援する機会の充実を図ります。				
生活環境部	男女共生センター研修事業 (再掲)	別紙3 (4) ①②④参照	1,480	男女共生課
具体的施策 ⑤女性の経済的自立に向けた情報・学習機会を提供します。				
生活環境部 商工労働部	男女共生センター普及啓発及び研修事業 (再掲)	別紙3 (3) ②参照 別紙3 (4) ①参照	1,764	男女共生課
具体的施策 ⑥地域の男女共同参画を促進するための人材育成を行います。				
生活環境部	(再掲)	別紙1 (9) ③参照	0	男女共生課
	男女共生センター研修事業 (再掲)	別紙3 (4) ①②④⑧参照	1,480	男女共生課

ふくしま男女共同参画プラン令和６年度事業概要

Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

３ 多様性を尊重する社会（多様性社会）の実現

(１) 国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①「女子差別撤廃条約」や「北京宣言及び行動綱領」、「北京＋20」、さらには持続可能な開発目標（SDGs）など、国際規範や国際的動向の周知とそれらを踏まえた施策の推進に努めます。				
生活環境部		県、男女共生センターで情報を収集・提供する。	0	男女共生課
具体的施策 ②男女共生センターにおいて、国際社会における男女共同参画の取組について調査・研究を行うとともに、取組への理解を促進するような学習機会を提供します。				
生活環境部	男女共生センター交流関連事業（再掲）	別紙３（６）①参照	1,035	男女共生課
具体的施策 ③多文化共生を目指し、男女平等の視点での国際交流事業を推進します。				
生活環境部	男女共生センター交流関連事業（再掲）	別紙３（６）①参照	1,035	男女共生課
具体的施策 ④青年海外協力隊の派遣協力や、ＪＩＣＡ等との協力による海外からの研修員の受入等、国際交流・協力事業を男女平等の視点で推進します。				
生活環境部	ふくしまグローバルセミナー	（独法）国際協力機構（JICA）二本松青年海外協力隊訓練所と協力しながら、国際協力のためのボランティア派遣を推進するとともに、「ふくしまグローバルセミナー」等の市民参加型セミナーの開催を通じて、国際交流・国際協力の推進に努める。	294	国際課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ⑤地域において多文化共生に寄与する組織等との連携・協働を進めます。				
生活環境部		（公財）福島県国際交流協会や国際交流団体等との情報交換を図るなど、連携に努める。	0	国際課
	男女共生センター交流関連事業（再掲）	別紙３（６）①参照	1,035	男女共生課
具体的施策 ⑥すべての生徒に、直接外国青年（外国語指導助手）に接して語学指導を受ける機会を設け、外国語教育や国際的な視野で考えることの出来る能力の向上を目指した国際理解教育の充実を図ります。				
教育庁	語学指導等を行う外国青年招致事業	国際社会に貢献できるグローバル人材の育成を図るため、語学指導等を行う外国青年（外国語指導助手）を招致する。 １ 招致人数 ３５人（専任教 １１人、訪問校 ２４人） ２ 外国語指導助手の活用に当たっては、県立高校に常駐または訪問させ、生徒の指導に当たらせるよう計画する。 ３ 外国語指導助手活用方針 県立学校の生徒への指導を中心とするが、英語担当教員の現職教育の機会としても活用する。	166,109	高校教育課

ふくしま男女共同参画プラン令和6年度事業概要

Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

3 多様性を尊重する社会（多様性社会）の実現

(2) 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①誰もが安心して暮らすことができる環境づくりを進めるため、ユニバーサルデザインの普及啓発及び実践を図ります。				
生活環境部	多様性・ユニバーサルデザイン理解促進事業	別紙1（2）参照	3,830	男女共生課
	ふくしま型UD実践発信事業	別紙1（3）参照	287	男女共生課
全庁	公共施設ユニバーサルデザイン推進事業	共通仕様書及び特記仕様書に「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」を適用する旨記載し、同指針に対応した施設整備の推進を図る。	0	技術管理課
具体的施策 ②多様なルーツを持つ住民、特に女性の実態把握に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。				
生活環境部	外国人住民相談体制整備事業	多言語生活相談窓口の運営を行うことにより、外国人住民が相談しやすいサポート体制を整えるとともに、外国人住民等が安心して生活できる環境の整備を図る。	10,643	国際課
具体的施策 ③国際理解教育の推進と多文化共生理解の促進に努めます。				
生活環境部	多文化共生推進事業	やさしい日本語を活用した日本語教室の普及・実践に向けて、日本語指導者を養成する講座を開催する。 また、地域の町内会等と連携し、生活オリエンテーション（防災講座等）の開催等を通じて、地域住民と外国人住民がお互いを理解し、安心して暮らせる環境づくりを推進する。	12,719	国際課
教育庁	語学指導等を行う外国青年招致事業（再掲）	国際社会に貢献できるグローバル人材の育成を図るため、語学指導等を行う外国青年（外国語指導助手）を招致する。 1 招致人数 35人（専任校11人、訪問校24人） 2 外国語指導助手の活用にあたっては、県立高校に常駐または訪問させ、生徒の指導に当たらせるよう計画する。 3 外国語指導助手活用方針 県立学校の生徒への指導を中心とするが、英語担当教員の現職教育の機会としても活用する。	166,109	高校教育課
具体的施策 ④通訳や日本語学習をサポートできる民間ボランティア、日本語学習指導者の養成に努めます。				
生活環境部	多文化共生推進事業(再掲)	やさしい日本語を活用した日本語教室の普及・実践に向けて、日本語指導者を養成する講座を開催する。 また、地域の町内会等と連携し、生活オリエンテーション（防災講座等）の開催等を通じて、地域住民と外国人住民がお互いを理解し、安心して暮らせる環境づくりを推進する。	12,719	国際課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ⑤県の概要や事業等について、外国語による情報提供に努めます。				
全庁		ホームページやパンフレットなど外国語での情報提供に努める。	0	全庁
	緊急時・広域環境放射能監視事業	ホームページやパンフレットなど外国語での情報提供に努める。	1,404,859	放射線監視室
具体的施策 ⑥多様なルーツを持つ住民、特に女性の視点や意見などが、行政に反映されるような仕組みづくりに努めます。				
全庁		各種審議会などにおいて、外国出身者を委員に迎えるなど、行政に反映される仕組みづくりに努める。	0	全庁

ふくしま男女共同参画プラン令和6年度事業概要

Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

3 多様性を尊重する社会（多様性社会）の実現

(3) 性的指向や性自認にかかわらず等しく尊重され受容される社会の実現

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①性的指向や性自認など性に関する固定観念や偏見により困難な状況に置かれている人々の個人としての人権が尊重されるよう、行政や民間での取組事例の紹介なども含め、講座、セミナーや教員等を対象とした研修等により、人権教育や啓発を進めます。				
生活環境部	多様性・ユニバーサルデザイン理解促進事業（再掲）	別紙1（2）参照	3,830	男女共生課
	男女共同参画推進条例・プラン推進事業（再掲）	別紙1（4）参照	304	男女共生課
	男女共生センター普及啓発及び研修事業（再掲）	別紙3（3）③参照 別紙3（4）④⑤⑥参照	1,764	男女共生課
商工労働部	「女性活躍・働き方改革促進事業」働く女性のキャリアアップ支援事業（再掲）	別紙2（1）参照	10,122	雇用労政課
教育庁		人間性豊かな児童生徒の育成を目指す学校教育を推進するため、教職員に対しジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進を含む幅広い研修を実施し、豊かな教養と専門的な指導力を身に付けさせることにより、教職員の資質向上を図る。	0	義務教育課 高校教育課
	人権教育開発事業	発達段階に応じた人権教育をすすめるにあたり、人権教育の推進地区において実施している人権教育授業研究会において、性同一性障害を理由とする偏見や差別について触れ、教職員の意識を高めるよう働きかけを行う。	915	義務教育課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ②学校においては、性同一性障害に係る児童生徒に対する対応に関する文部科学省通知等を踏まえ、性的指向や性自認などを理由とした困難を抱える児童生徒の心情に配慮した対応をするとともに、小・中・高校・特別支援学校とも児童生徒の発達段階に応じ、学習指導要領における人権教育に関わる内容を踏まえ、人権（性的指向や性自認に関するものも含む。）を尊重する意識を高める授業等に取り組みます。				
教育庁	(再掲)	人間性豊かな児童生徒の育成を目指す学校教育を推進するため、教職員に対しジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進を含む幅広い研修を実施し、豊かな教養と専門的な指導力を身に付けさせることにより、教職員の資質向上を図る。	0	義務教育課 高校教育課
	人権教育開発事業（再掲）	発達段階に応じた人権教育をすすめるにあたり、人権教育の推進地区において実施している人権教育授業研究会において、性同一性障害を理由とする偏見や差別について触れ、教職員の意識を高めるよう働きかけを行う。	915	義務教育課
具体的施策 ③性的指向や性自認など性に関する固定観念や偏見により困難な状況に置かれている人々の相談（対面・電話等）に応じるとともに、相談窓口の広報や相談担当者の知識の向上に努めます。				
生活環境部	男女共生センター相談事業（再掲）	別紙3（5）①アイ②アイウ参照	2,098	男女共生課
教育庁	(再掲)	人間性豊かな児童生徒の育成を目指す学校教育を推進するため、教職員に対しジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進を含む幅広い研修を実施し、豊かな教養と専門的な指導力を身に付けさせることにより、教職員の資質向上を図る。	0	義務教育課 高校教育課
	人権教育開発事業（再掲）	発達段階に応じた人権教育をすすめるにあたり、人権教育の推進地区において実施している人権教育授業研究会において、性同一性障害を理由とする偏見や差別について触れ、教職員の意識を高めるよう働きかけを行う。	915	義務教育課
具体的施策 ④各種申請書類等において性別記載の必要がないと判断されるものについての性別欄の廃止など、行政サービスにおいて多様な性的指向や性自認を尊重する対応を進めます。				
全庁		各種申請書類等において、性別の記載が不要なものについては、性別欄の廃止に努める。	0	全庁

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ⑤男女がともに参加する住みよい地域づくりができるよう、県ボランティアセンターの機能の充実を図るとともに、ふくしま地域活動団体サポートセンター等を支援し、地域活動やボランティア活動を推進します。(Ⅱ2(2)再掲)				
文化スポーツ局	NPO強化による地域活性化事業(再掲)	「ふくしま地域活動団体サポートセンター」を設置し、地域課題に取り組むNPO法人等の自立的活動を支援するため、NPO法人等の活動基盤の強化を図る。	12,790	文化振興課
保健福祉部	福祉ボランティア活動強化支援事業(再掲)	県内の福祉ボランティア活動の振興のため、県ボランティアセンターの機能の充実を図り、福祉ボランティア活動を総合的に強化・支援していく。 ○県ボランティアセンター事業 (1) ボランティア・市民活動の基盤強化 ボランティア受入施設の担当者に対する研修を実施し、施設側の基盤整備を図る。 (2) 地域住民等によるボランティア力強化 ア ボランティア及び福祉教育の普及促進に伴う人材育成を実施 イ 関係機関との協働による地域住民の福祉力向上事業の実施 ○災害ボランティアセンター設置・運営等支援事業 (1) 災害時に備えた取組 (2) コーディネーターの設置 ボランティアコーディネーターを1名、地域福祉コーディネーターを1名配置(ボランティアコーディネーターを兼務)する。 (3) 災害ボランティア活動関係団体との情報共有、意見交換会の会議 (4) 県域災害ボランティアセンターの設置に必要な経費の一部を補助	9,495	社会福祉課
教育庁	令和6年度実施予定なし			

ふくしま男女共同参画プラン令和６年度事業概要

Ⅲ 女性の活躍の促進

１ 女性の人材育成と能力発揮・活躍のための環境づくり

(１) あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①男女共生センターにおいて、女性のエンパワーメントの推進に資する各種講座を開催し、女性人材の育成を図ります。				
生活環境部	男女共生センター研修事業（再掲）	別紙３（４）①③④⑧参照	1,480	男女共生課
	男女共生センター相談事業（再掲）	別紙３（５）①アイウ参照	2,098	男女共生課
具体的施策 ②仕事と家庭生活の両立について学び、出産・育児等に直面しても、女性が自分らしい「生き方、働き方」を選択できる能力を培うための支援を行います。				
生活環境部	ふくしまで輝く女性活躍促進事業（再掲）	別紙１（５）①オ参照	23,508	男女共生課
具体的施策 ③社会の様々な分野において活動できる女性リーダーが育成されるよう支援するとともに、活躍している女性等によるネットワークの構築を支援します。				
生活環境部	男女共生センター研修事業（再掲）	別紙３（４）①③④参照	1,480	男女共生課
	男女共生センター相談事業（再掲）	別紙３（５）①アイウ参照	2,098	男女共生課
	「人権への気づき」推進事業（再掲）	別紙１（１）参照	195	男女共生課
	男女共生センター交流関連事業（再掲）	別紙３（６）①参照	1,035	男女共生課
	ふくしまで輝く女性活躍促進事業（再掲）	別紙１（５）参照	23,508	男女共生課
農林水産部	女性リーダー育成研修会事業	地域を牽引する女性農業者リーダーの育成研修会を開催する。	531	農業担い手課
	女性グループ事業活動支援事業	女性グループを対象として、女性の視点を生かしながら農業経営等のスキルアップや地域活性化につながる取組を支援する。	2,500	農業担い手課
教育庁		女性管理職のロールモデルを紹介するため、「女性教職員活躍推進だより」を発行する。	0	職員課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ④地域における男女共同参画の学び・実践の広がり に寄与する人材の育成に努めます。				
生活環境部 教育庁	男女共生センター普及啓発及び研修事業（再掲）	別紙3（3）①参照 別紙3（4）①③④参照	1,764	男女共生課
	男女共生センター相談事業（再掲）	別紙3（5）①アイウ参照	2,098	男女共生課
具体的施策 ⑤男女共生センターを拠点に、必要な情報の提供、相談窓口の充実、学習機会の提供・整備等、女性の能力発揮のための支援を行います。				
生活環境部	男女共生センター普及啓発及び研修事業（再掲）	別紙3（3）①参照 別紙3（4）①④参照	1,764	男女共生課
	男女共生センター相談事業（再掲）	別紙3（5）①アイウ参照	2,098	男女共生課
具体的施策 ⑥理工系分野や保健分野等男女の進出に差がある分野の関心を喚起するため広く情報提供に努めます。				
生活環境部		別紙1（9）⑩参照	0	男女共生課
教育庁	ふくしま高校生学びの变革支援事業（再掲）	学ぶ意欲の高い生徒を対象とした企画を実施し、資質・能力の伸長及び学力の向上を図る。また、各校での理数教育や思考力等を育む取組等を支援することで学びの变革を推進し、本県高校生の進路実現につながる。 ○未来を担う高校生の資質・能力育成事業 ○進路実現のための資質・能力育成事業 ○「科学の甲子園」福島県大会事業	17,072	高校教育課
具体的施策 ⑦ふくしま女性活躍応援会議と連携し、女性の登用を促進し、女性自らが意欲を高く持ち、能力を発揮できる取組を推進します。				
生活環境部	ふくしまで輝く女性活躍促進事業（再掲）	別紙1（5）参照	23,508	男女共生課
商工労働部	女性活躍・働き方改革促進事業 働く女性のキャリアアップ支援事業（再掲）	別紙2（1）参照	10,122	雇用労政課

ふくしま男女共同参画プラン令和６年度事業概要

Ⅲ 女性の活躍の促進

１ 女性の人材育成と能力発揮・活躍のための環境づくり

(２) 女性の職場における機会均等と能力発揮・活躍のための環境整備及び経済的自立の促進

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①女性の資産形成を進めるための啓発を行うなど、女性の経済的自立に向けた情報・学習機会を提供します。（Ⅴ２再掲）				
生活環境部	男女共生センター研修事業（再掲）	別紙３（４）①④参照	1,480	男女共生課
	男女共生センター相談事業（再掲）	別紙３（５）①アイウ参照	2,098	男女共生課
具体的施策 ②学校において、男子向き女子向きといった考え方にとらわれず、専攻分野や職業について広く情報提供するとともに、将来の経済的自立を念頭に置き、児童生徒が自主的に進路の適正な選択を行えるよう、進路指導の充実等に努めます。（Ⅱ１（２）再掲）				
生活環境部	男女共同参画推進条例・プラン推進事業（再掲）	別紙１（４）参照	304	男女共生課
	男女共生センター研修事業（再掲）	別紙３（４）④参照	1,480	男女共生課
	「人権への気づき」推進事業（再掲）	別紙１（１）参照	195	男女共生課
教育庁	ふくしまっ子の可能性を伸ばす支援事業（再掲）	算数・数学の指導力向上のため、指導主事による学校訪問や学力向上支援アドバイザーによる継続的な支援を行う。また、小学校における英語専科加配教員を活用したり、今日的な教育課題に関するオンライン研修会を実施したりすることで、教員の指導力向上を目指す。さらには、各地域の実態や課題に対する教員の対応力、解決力の向上を図るための研修会を実施するとともに、成果等の情報を共有する「ふくしま教育創造コンソーシアム」を開催し、全県を挙げて質の高い教育活動の展開を目指す。	3,827	義務教育課
	ふくしま高校生学びの変革支援事業（再掲）	学ぶ意欲の高い生徒を対象とした企画を実施し、資質・能力の伸長及び学力の向上を図る。また、各校での理数教育や思考力等を育む取組等を支援することで学びの変革を推進し、本県高校生の進路実現につながる。 ○未来を担う高校生の資質・能力育成事業 ○進路実現のための資質・能力育成事業 ○「科学の甲子園」福島県大会事業	17,072	高校教育課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ③女性労働者が就業を継続し、能力を発揮してキャリアアップできるよう、情報・学習機会の提供や、企業に対し、管理職の意識改革や行動変容を促す働きかけを行います。（V2再掲）				
生活環境部	男女共生センター研修事業（再掲）	別紙３（４）①②④⑤参照	1,480	男女共生課
	男女共生センター相談事業（再掲）	別紙３（５）①アイウ参照	2,098	男女共生課
	女性活躍促進事業（再掲）	別紙１（５）参照	7,637	男女共生課
	（再掲）	別紙１（９）③参照	0	男女共生課
商工労働部	「女性活躍・働き方改革促進事業」働く女性のキャリアアップ支援事業（再掲）	別紙２（１）参照	10,122	雇用労政課
農林水産部	女性リーダー育成研修会事業（再掲）	地域を牽引する女性農業者リーダーの育成研修会を開催する。	531	農業担い手課
	女性グループ事業活動支援事業（再掲）	女性グループを対象として、女性の視点を生かしながら農業経営等のスキルアップや地域活性化につながる取組を支援する。	2,500	農業担い手課
具体的施策 ④県内に就職を目指す女性に、各種情報を提供するほか、技能研修や職業教育を通じた就業支援の充実に努めます。（V2再掲）				
総務部	女性IT人材育成・就業応援事業	県内のIT人材不足を解消するため、県内の女性を対象に、eラーニングを中心にIT技術の基本、ウェブデザイン、プログラミングなどのスキルを習得する学習機会を提供するとともに、産学連携によるネットワークを生かした県内企業等への就労支援等を行う。	26,962	私学・法人課
生活環境部	男女共生センター相談事業（再掲）	別紙３（５）①アイウ参照	2,098	男女共生課
商工労働部	離職者等再就職訓練事業（母子家庭の母等の職業的自立促進コース）	就労経験がないか又は就労経験に乏しい母子家庭の母等の就職に必要な知識・技能の習得を図り、職業的自立を促進するため、民間の教育訓練機関等多様な委託先を活用して短期課程の職業訓練を実施する。	1,650	産業人材育成課
	ふくしまで働こう！就職応援事業	別紙２（９）参照	246,850	雇用労政課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ⑤男女雇用機会均等法等、労働関係法令の周知を図ります。				
商工労働部	福島県次世代育成支援企業認証事業（再掲）	別紙２（４）参照	4,464	雇用労政課
	ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	別紙２（５）参照	300	雇用労政課
	「女性活躍・働き方改革促進事業」働く女性のキャリアアップ支援事業（再掲）	別紙２（１）参照	10,122	雇用労政課
具体的施策 ⑥男女の労働条件における格差をなくすための普及啓発を行います。				
商工労働部	福島県次世代育成支援企業認証事業（再掲）	別紙２（４）参照	4,464	雇用労政課
	ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	別紙２（５）参照	300	雇用労政課
	「女性活躍・働き方改革促進事業」働く女性のキャリアアップ支援事業（再掲）	別紙２（１）参照	10,122	雇用労政課
具体的施策 ⑦テレワークなど多様な就業形態の導入等、働きやすい制度の普及に努めます。				
商工労働部	福島県次世代育成支援企業認証事業（再掲）	別紙２（４）参照	4,464	雇用労政課
	ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	別紙２（５）参照	300	雇用労政課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ⑧実質的な男女の均等を確保するため、女性の妊娠出産による不利益な取扱いや間接差別をなくす啓発活動を推進します。				
生活環境部	男女共同参画推進条例・プラン推進事業（再掲）	別紙１（４）参照	304	男女共生課
商工労働部	福島県次世代育成支援企業認証事業（再掲）	別紙２（４）参照	4,464	雇用労政課
	ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	別紙２（５）参照	300	雇用労政課
	「女性活躍・働き方改革促進事業」働く女性のキャリアアップ支援事業（再掲）	別紙２（１）参照	10,122	雇用労政課
具体的施策 ⑨事業主等に対し、新規卒者の受け入れを含め、性差別のない正規雇用の拡大を促進します。				
商工労働部	ふくしまで働こう！就職応援事業（再掲）	別紙２（９）参照	246,850	雇用労政課
具体的施策 ⑩女性労働者の実態を含め、県内の労働条件に関する実態把握に努め、調査結果等の成果を事業や取組に生かします。				
商工労働部	労働条件等実態調査の実施	別紙２（７）参照	2,425	雇用労政課
具体的施策 ⑪ハラスメント防止対策を推進します。				
生活環境部	男女共生センター普及啓発事業（再掲）	別紙３（３）②参照	106	男女共生課
		関係部局と連携を図りながら、取組みへの啓発をしていく。	0	男女共生課
商工労働部	福島県次世代育成支援企業認証事業（再掲）	別紙２（４）参照	4,464	雇用労政課
	ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	別紙２（５）参照	300	雇用労政課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ⑫ ポジティブ・アクションの普及に努め、企業における取組の積極的な実施を促進します。				
商工労働部	福島県次世代育成支援企業認証事業（再掲）	別紙２（４）参照	4,464	雇用労政課
	ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	別紙２（５）参照	300	雇用労政課
具体的施策 ⑬ パートタイム・有期雇用労働法及びパートタイム・有期雇用労働指針等の周知と普及を図ります。				
商工労働部	福島県次世代育成支援企業認証事業（再掲）	別紙２（４）参照	4,464	雇用労政課
	ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	別紙２（５）参照	300	雇用労政課

ふくしま男女共同参画プラン令和６年度事業概要

Ⅲ 女性の活躍の促進

１ 女性の人材育成と能力発揮・活躍のための環境づくり

(３) 自営業等における女性の労働に対する適正な評価と起業・経営参画への支援

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①女性従業者や家族経営等における労働実態の把握に努め、女性が日頃から果たしている役割が正当に評価されるよう啓発を行います。				
商工労働部	労働条件等実態調査の実施（再掲）	別紙２（７）参照	2,425	雇用労政課
農林水産部		農村等に在住している女性による地域産物を活用した特産加工品づくりや直売所での販売、農家レストランの経営等の農林漁業関連起業活動は、女性の経営参画や地域社会・地域経済の活性化に重要な役割を果たしているため、女性起業の実態を把握し、支援や推進等の農政の基礎資料とする。	0	農業担い手課
具体的施策 ②農家における家族経営協定締結の推進及び内容の充実や女性の労働の適正評価等により女性の経営参画を促進します。				
農林水産部		家族経営協定の締結により、家族間において女性が日ごろ果たしている役割を適正に評価し、家族間により良いパートナーシップを創りだし、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進する。	0	農業担い手課
具体的施策 ③農業経営や起業活動に積極的に参画する意欲のある女性農業者に対する支援を行います。				
農林水産部	女性リーダー育成研修会事業（再掲）	地域を牽引する女性農業者リーダーの育成研修会を開催する。	531	農業担い手課
	女性グループ事業活動支援事業（再掲）	女性グループを対象として、女性の視点を生かしながら農業経営等のスキルアップや地域活性化につながる取組を支援する。	2,500	農業担い手課
具体的施策 ④女性農業者が主体的に経営参画できるよう経営能力の向上を支援し、認定農業者への誘導を図ります。				
農林水産部	女性リーダー育成研修会事業（再掲）	地域を牽引する女性農業者リーダーの育成研修会を開催する。	531	農業担い手課
	女性グループ事業活動支援事業（再掲）	女性グループを対象として、女性の視点を生かしながら農業経営等のスキルアップや地域活性化につながる取組を支援する。	2,500	農業担い手課
具体的施策 ⑤法人化等の支援により、農村女性による起業活動や経営発展を促進します。				
農林水産部	福島県農業経営・就農支援センター運営事業	集落営農組織の組織化や担い手の法人化、経営改善等を推進するため各種支援を行う。 ○農業経営・就農サポート事業 （事業主体：県） ・福島県農業経営・就農支援センター運営 ・農業法人設立支援、経営相談支援 ○県担い手育成総合支援協議会運営事業 （事業主体：福島県担い手育成総合支援協議会） ・担い手に対する各種総合支援 ○伴走支援強化事業 （事業主体：一般社団法人福島県農業会議） ・専門家等による経営相談等で法人設立、経営改善等の支援	23,150	農業担い手課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ⑥就職、再就職及び起業に役立つ知識や技能（資格）等を習得できる機会を提供し、女性の参画・進出を応援します。				
総務部	女性IT人材育成・就業応援事業（再掲）	県内のIT人材不足を解消するため、県内の女性を対象に、eラーニングを中心にIT技術の基本、ウェブデザイン、プログラミングなどのスキルを習得する学習機会を提供するとともに、産学連携によるネットワークを生かした県内企業等への就労支援等を行う。	26,962	私学・法人課
生活環境部	男女共生センター研修事業（再掲）	別紙３（４）①参照	1,480	男女共生課
	男女共生センター相談事業（再掲）	別紙３（５）①アイウ参照	2,098	男女共生課
商工労働部	ふくしまで働こう！就職応援事業（再掲）	別紙２（９）参照	246,850	雇用労政課
	【一部新】女性起業家活躍支援事業	県内にいる女性起業家に対し、創業支援スキルの向上（IM取得）等の支援をすることで、女性が起業しやすい環境づくりを推し進めていく。	6,591	産業振興課
具体的施策 ⑦起業希望者に対し助成や融資に関する支援制度を金融機関や経済団体等を通じて更に周知し、福島駅西口インキュベーションルーム等支援機関の活動を通して、男女がともに利活用しやすいセミナーや相談等の実施に努めます。				
商工労働部	中小企業制度資金貸付金（起業家支援保証）	新たに事業を開始する創業者や独立開業者、ベンチャー企業等を対象に、金融機関を通じて融資を行い支援する。 ＜新規融資枠 ３０億円＞	-	経営金融課
農林水産部	女性グループ事業活動支援事業（再掲）	女性グループを対象として、女性の視点を生かしながら農業経営等のスキルアップや地域活性化につながる取組を支援する。	2,500	農業担い手課
具体的施策 ⑧保育所入所定員の拡大や多様な保育サービス、放課後児童対策により一層取り組むことにより、子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等が充実するよう実施主体である市町村を支援します。（Ⅳ(2)再掲）				
総務部	私立学校運営費補助金（一般補助）（幼稚園等子育て支援推進）	私立幼稚園等における子育て支援活動を推進し、保護者の育児に対する経済的・精神的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境の整備を図るため以下の事業を実施する幼稚園に対し補助する。 ①預かり保育 ②長期休業日預かり保育 ③休業日（土曜日等）預かり保育 ④子育て支援活動の推進	265,500	私学・法人課
こども未来局	地域の子育て支援事業	市町村の提供する延長保育事業、一時預かり事業や放課後児童健全育成事業などの保育サービス等に対し、補助する。	3,097,452	子育て支援課
保健福祉部	病院内保育所運営費補助事業	子どもを持つ看護職員や医師等の離職防止と再就業の促進を図るため、病院内保育所を運営している病院へ運営費の一部を補助する。 なお、24時間保育、病児保育、緊急一時保育、児童保育及び休日保育の実施に対しては補助額を加算する。	90,926	医療人材対策室

ふくしま男女共同参画プラン令和6年度事業概要

Ⅲ 女性の活躍の促進

2 意思決定過程における女性の参画の拡大

(1) 公的分野における参画の拡大

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①「審議会等への女性の登用促進要綱」に基づき、女性の参画を引き続き進めます。				
全庁	(再掲)	別紙1(9)②参照	0	男女共生課
具体的施策 ②男女共同参画人材リストについて、様々な分野で活躍する女性の情報収集に努めるとともに、活用を図ります。				
生活環境部	(再掲)	別紙1(9)③参照	0	男女共生課
具体的施策 ③「福島県職員男女共同参画推進行動計画」等に基づく男女共同参画及び女性活躍に向けた取組をより一層推進します。具体的には、女性職員のキャリア形成に資する研修等を実施するとともに、各職場においては、男女に隔たりなく、職員の能力、資質、意欲等を踏まえた業務の分担を行い、女性職員が多様な職務経験を積めるよう努めます。				
総務部		職員の能力・適性に応じ、様々な職務への配置や登用を行う。	0	人事課
教育庁		職員の能力・適性に応じ、様々な職務への配置や登用を行う。	0	教育総務課
警察本部		・適性を有する人材の採用を計画的に推進する。 ・職域の拡大を進めるとともに、職員の能力・適性に応じた配置を行い、積極的な幹部の登用を推進する。	0	警務課
具体的施策 ④女性の職員及び教員のポジティブ・アクションについて、男女共同参画推進条例の趣旨を尊重した取組を推進します。				
総務部		「福島県職員男女共同参画推進行動計画」に基づき計画的に推進する。	0	人事課
教育庁		職員の能力・適性に応じ、様々な職務への配置や登用を行う。	0	教育総務課 職員課 義務教育課 高校教育課
警察本部		「福島県警察ワークライフバランス等推進のための行動計画」に基づき計画的に推進する。	0	警務課
具体的施策 ⑤県職員及び教員の管理職における女性の登用を促進します。				
総務部	(再掲)	「福島県職員男女共同参画推進行動計画」に基づき計画的に推進する。	0	人事課
教育庁		男女共同参画の趣旨に沿って、女性管理職の登用に努める。	0	義務教育課 高校教育課
警察本部		「福島県警察ワークライフバランス等推進のための行動計画」に基づき計画的に推進する。	0	警務課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ⑥女性の政治参加の重要性についての啓発を実施します。				
生活環境部	男女共同参画推進条例・プラン推進事業（再掲）	別紙１（４）参照	304	男女共生課
	男女共生センター普及啓発及び研修事業（再掲）	別紙３（３）①参照 別紙３（４）①④参照	1,764	男女共生課
	（再掲）	別紙１（９）①参照	0	男女共生課

ふくしま男女共同参画プラン令和6年度事業概要

Ⅲ 女性の活躍の促進

2 意思決定過程における女性の参画の拡大

(2) 企業、団体、地域等における参画の拡大

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①企業、団体、地域における固定的な性別役割分担意識の解消への取組を促進します。				
全庁		別紙1(9)⑨参照	0	男女共生課
生活環境部	ふくしまで輝く 女性活躍促進事 業(再掲)	別紙1(5)参照	23,058	男女共生課
	(再掲)	別紙1(9)③参照	0	男女共生課
具体的施策 ②企業等に対して、多様な働き方に柔軟に対応できる職場環境の整備が、有能な人材の確保、育成、定着及び生産性の向上などにつながり、利点の多い取組であることを啓発します。				
生活環境部	ふくしまで輝く 女性活躍促進事 業(再掲)	別紙1(5)参照	23,058	男女共生課
	(再掲)	別紙1(9)③参照	0	男女共生課
商工労働部	福島県次世代育 成支援企業認証 事業(再掲)	別紙2(4)参照	4,464	雇用労政課
	ワーク・ライ フ・バランス推 進事業(再掲)	別紙2(5)参照	300	雇用労政課
	「女性活躍・働 き方改革促進事 業」働く女性の キャリアアップ 支援事業(再 掲)	別紙2(1)参照	10,122	雇用労政課
	「女性活躍・働 き方改革促進事 業」働き方改革モ デルづくり事業 (再掲)	別紙2(10)参照	10,263	雇用労政課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ③入札制度において、働く女性応援や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する取組を行っている企業の評価を加算するなど、企業の取組を促進します。				
総務部	福島県発注建設工事の入札参加における加点措置（再掲）	1 建設工事入札参加資格審査にあたり、次の各場合に主観点を加点する。 ・企業が「働く女性応援」中小企業認証を受けている場合 ・企業が「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を受けている場合 2 建設工事及び工事に係る委託業務の総合評価方式入札における評価項目として、次の各場合に加点を行う。 ・企業が「働く女性応援」中小企業認証を受けている場合（標準型・簡易型） ・企業が「仕事と生活の調和」推進企業認証を受けている場合（標準型・簡易型） ・企業が女性技術者を主任技術者等へ配置する場合（全類型）	0	入札監理課
商工労働部	中小企業制度資金貸付金（ふくしま産業育成資金（県内育成枠））（再掲）	県制度資金による金融面の支援 次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた中小企業者を対象に、金融機関を通じて低利の融資を行い支援する。 <新規融資枠 40億円>	—	経営金融課
出納局	物品調達における優先選定	県が行う物品調達において、見積参加者を、次世代育成認証企業の中から、優先的に選定する。	0	入札用度課
具体的施策 ④女性労働者の能力発揮やキャリアアップに向けた研修、ポジティブ・アクションの導入等を促進します。				
商工労働部	福島県次世代育成支援企業認証事業（再掲）	別紙2（4）参照	4,464	雇用労政課
	ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	別紙2（5）参照	300	雇用労政課
	「女性活躍・働き方改革促進事業」働く女性のキャリアアップ支援事業（再掲）	別紙2（1）参照	10,122	雇用労政課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ⑤町内会・自治会等、地域コミュニティの意思決定過程への女性の参画の拡大を促進します。				
生活環境部	(再掲)	別紙1 (9) ①参照	0	男女共生課
具体的施策 ⑥農業協同組合の役員、農業委員への女性の登用促進や、農業協同組合等への女性の正組合員加入拡大について、啓発活動を推進します。				
農林水産部	令和6年度実施 予定なし			
具体的施策 ⑦ふくしま女性活躍応援会議と連携し、女性が活躍できる環境づくりに向けた気運の醸成や組織のトップをはじめとした意識改革、女性の登用への取組を促進します。				
生活環境部	ふくしまで輝く 女性活躍促進事業 (再掲)	別紙1 (5) 参照	23,058	男女共生課

ふくしま男女共同参画プラン令和6年度事業概要

IV 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

(1) 女性活躍に資する多様な働き方の促進等、働き方改革の推進

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①ふくしま女性活躍応援会議と連携し、社会変化やライフイベントに応じた働き方について組織トップの意識の醸成を図るとともに、働き方全般を見直し、誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図れる働きやすい環境づくりを推進する企業・団体等を応援します。（Ⅰ(1)、Ⅳ(3)再掲）				
総務部	福島県発注建設工事の入札参加における加点措置（再掲）	1 建設工事入札参加資格審査にあたり、次の各場合に主観点を加点する。 ・企業が「働く女性応援」中小企業認証を受けている場合 ・企業が「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を受けている場合 2 建設工事及び工事に係る委託業務の総合評価方式入札における評価項目として、次の各場合に加点を行う。 ・企業が「働く女性応援」中小企業認証を受けている場合（標準型・簡易型） ・企業が「仕事と生活の調和」推進企業認証を受けている場合（標準型・簡易型） ・企業が女性技術者を主任技術者等へ配置する場合（全類型）	0	入札監理課
生活環境部	ふくしまで輝く女性活躍促進事業（再掲）	別紙1（5）参照	23,508	男女共生課
	男女共同参画推進条例・プラン推進事業（再掲）	別紙1（4）参照	304	男女共生課
	男女共生センター研修事業（再掲）	別紙3（4）②⑤参照	1,480	男女共生課
	男女共生センター交流関連事業（再掲）	別紙3（6）②参照	1,035	男女共生課
商工労働部	「女性活躍・働き方改革促進事業」女性活躍・働き方改革支援奨励金（再掲）	別紙2（2）参照	25,068	雇用労政課
	「女性活躍・働き方改革促進事業」企業内子育て支援施設整備事業（再掲）	別紙2（3）参照	12,500	雇用労政課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①ふくしま女性活躍応援会議と連携し、社会変化やライフイベントに応じた働き方について組織トップの意識の醸成を図るとともに、働き方全般を見直し、誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図れる働きやすい環境づくりを推進する企業・団体等を応援します。（Ⅰ(1)、Ⅳ(3)再掲）				
商工労働部	福島県次世代育成支援企業認証事業（再掲）	別紙2（4）参照	4,464	雇用労政課
	ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	別紙2（5）参照	300	雇用労政課
	「女性活躍・働き方改革促進事業」働き方改革モデルづくり事業（再掲）	別紙2（10）参照	10,263	雇用労政課
	中小企業制度資金貸付金（ふくしま産業育成資金（県内育成枠））（再掲）	県制度資金による金融面の支援 次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた中小企業者を対象に、金融機関を通じて低利の融資を行い支援する。 <新規融資枠 40億円>	-	経営金融課
具体的施策 ②育児・介護休業制度を広く周知するとともに、取得しやすい職場環境の実現に向けて取り組みます。				
商工労働部	福島県次世代育成支援企業認証事業（再掲）	別紙2（4）参照	4,464	雇用労政課
	ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	別紙2（5）参照	300	雇用労政課
具体的施策 ③育児・介護休業法に定める子育て期間中の勤務時間短縮等の措置について、普及啓発に努めます。				
商工労働部	福島県次世代育成支援企業認証事業（再掲）	別紙2（4）参照	4,464	雇用労政課
	ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	別紙2（5）参照	300	雇用労政課
具体的施策 ④育児・介護休業中等の勤労者に対して、生活安定に必要な資金を低利で融資します。				
商工労働部	勤労者支援融資制度	別紙2（8）参照	55,000	雇用労政課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ⑤長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進に向け、企業への啓発を行います。				
商工労働部	福島県次世代育成支援企業認証事業（再掲）	別紙2（4）参照	4,464	雇用労政課
	ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	別紙2（5）参照	300	雇用労政課
具体的施策 ⑥再就職を希望する人が円滑に就職できるよう、受入環境整備を促進します。				
商工労働部	福島県次世代育成支援企業認証事業（再掲）	別紙2（4）参照	4,464	雇用労政課
	ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	別紙2（5）参照	300	雇用労政課
具体的施策 ⑦女性の再就職に向け、情報提供、キャリアカウンセリング、職業訓練などの支援や、再就職に関する支援を行います。				
生活環境部	男女共生センター相談事業（再掲）	別紙3（5）①アイウ参照	2,098	男女共生課
具体的施策 ⑧パートタイム労働者・派遣労働者などの非正規雇用者においても子育てや介護がしやすく働きやすい職場環境の実現に向け普及啓発に努めます。				
商工労働部	福島県次世代育成支援企業認証事業（再掲）	別紙2（4）参照	4,464	雇用労政課
	ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	別紙2（5）参照	300	雇用労政課

ふくしま男女共同参画プラン令和6年度事業概要

IV 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

(2) 育児・介護にかかる社会的支援の拡大

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①保育所入所定員の拡大や多様な保育サービス、放課後児童対策により一層取り組むことにより、子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等が充実するよう実施主体である市町村を支援します。(Ⅲ 1 (3)再掲)				
総務部	私立学校運営費補助金(一般補助)(幼稚園等子育て支援推進)(再掲)	私立幼稚園等における子育て支援活動を推進し、保護者の育児に対する経済的・精神的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境の整備を図るため以下の事業を実施する幼稚園に対し補助する。 ①預かり保育 ②長期休業日預かり保育 ③休業日(土曜日等)預かり保育 ④子育て支援活動の推進	265,500	私学・法人課
こども未来局	地域の子育て支援事業	市町村の提供する延長保育事業、一時預かり事業や放課後児童健全育成事業などの保育サービス等に対し、補助する。	3,097,452	子育て支援課
保健福祉部	病院内保育所運営費補助事業(再掲)	子どもを持つ看護職員や医師等の離職防止と再就業の促進を図るため、病院内保育所を運営している病院へ運営費の一部を補助する。 なお、24時間保育、病児保育、緊急一時保育、児童保育及び休日保育の実施に対しては補助額を加算する。	90,926	医療人材対策室
具体的施策 ②「子育て支援を進める県民運動」を一層推進し、安心して子育てができるとともに、子どもが健やかに育つことができる環境づくりを進めます。				
こども未来局	【一部新】やさしさあふれるふくしま子育て応援事業	福島県で子育てを行いたいという県民が増えるよう、地域社会や企業とともに、こどもや子育て中の人々を応援する気運の醸成を図る。	13,570	こども・青少年政策課
具体的施策 ③子育て等に関する相談・情報提供体制を整備します。				
こども未来局	産前・産後支援事業(再掲)	妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に電話相談窓口を設置し、子育てや健康に関する相談に対応するとともに訪問による支援や乳幼児を持つ保護者同士の交流の場を設ける。	29,458	子育て支援課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ④子育てサークルの情報について収集・提供を行い、相互交流によるネットワーク化・機能強化を図るとともに、地域子育て支援拠点の設置を進め、地域で子育てを支援・応援する環境づくりに努めます。				
総務部	私立学校運営費補助金（一般補助）（幼稚園等子育て支援推進）（再掲）	私立幼稚園等における子育て支援活動を推進し、保護者の育児に対する経済的・精神的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境の整備を図るため以下の事業を実施する幼稚園に対し補助する。 ①預かり保育 ②長期休業日預かり保育 ③休業日（土曜日等）預かり保育 ④子育て支援活動の推進	265,500	私学・法人課
こども未来局	世代間交流による地域コミュニティ再構築事業	震災後、改めて見直されている社会全体での子育て支援を推進するため、知恵と経験を持つ高齢者と子ども達が地域資源を活用して交流する「地域の寺子屋」を県内各地で開催する。	3,392	こども・青少年政策課
	子育て・子育て環境づくり総合対策事業（福島県子ども・子育て会議設置運営事業）	子どもや保護者の子育てを取り巻く各分野の団体からの推薦を受けた者や学識経験者、一般県民からの公募により構成する審議会「福島県子ども・子育て会議」を設置し、意見を伺う。	1,409	こども・青少年政策課
具体的施策 ⑤介護保険の対象となる在宅及び施設サービスの提供基盤の整備を促進します。				
保健福祉部	ホームヘルプパワーアップ作戦	訪問介護サービスの質の向上を図るため、訪問介護員の研修を実施する。 新任訪問介護員研修、訪問介護テーマ別技術向上研修、訪問介護適正実施研修	1,047	社会福祉課
	社会福祉施設整備事業	市町村等による老人福祉施設の整備を支援するため、施設建設に要する経費を補助する。 ○補助対象施設：特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス	585,450	高齢福祉課
具体的施策 ⑥介護予防施策や自立した生活の支援を行う生活支援施策の充実と軽費老人ホーム等の整備を促進します。				
保健福祉部	社会福祉施設整備事業（再掲）	市町村等による老人福祉施設の整備を支援するため、施設建設に要する経費を補助する。 ○補助対象施設：特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス	585,450	高齢福祉課
	介護実習・普及事業	県民介護講座の開催等を通じて、地域住民への介護の知識・技術の普及を図るとともに、「高齢化社会は地域住民全体で支えるもの」という考え方を広く啓発する。 また、福祉機器の展示並びに住宅改修を含めた相談体制の整備等を行う。	34,286	社会福祉課

ふくしま男女共同参画プラン令和6年度事業概要

IV 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

(3) 家庭・地域等における男性の参画の促進

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①男性の固定的な性別役割分担意識にとらわれない意識の醸成に努め、地域活動・家庭生活等への参画の重要性を啓発するとともに、広く若年層、高年層へ普及啓発を進めます。				
生活環境部	男女共同参画推進条例・プラン推進事業（再掲）	別紙1（4）参照	304	男女共生課
	男女共生センター研修事業（再掲）	別紙3（4）②参照	1,480	男女共生課
	男女共生センター交流関連事業（再掲）	別紙3（6）②参照	1,035	男女共生課
	ふくしまで輝く女性活躍促進事業（再掲）	別紙1（5）参照	23,508	男女共生課
	（再掲）	別紙1（9）③参照	0	男女共生課
具体的施策 ②男性が家事、育児及び介護などの家庭生活に参画するための学習機会を充実します。				
生活環境部	男女共生センター研修事業（再掲）	別紙3（4）②参照	1,480	男女共生課
		男女共生センターにおける調査事業・研修事業を通じて推進していく。	0	男女共生課
具体的施策 ③男性が育児・介護休業を取得しやすい環境整備及び、地域活動（ボランティア）休暇制度の導入を進めます。				
商工労働部	福島県次世代育成支援企業認証事業（再掲）	別紙2（4）参照	4,464	雇用労政課
	ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	別紙2（5）参照	300	雇用労政課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ④ふくしま女性活躍応援会議と連携し、社会変化やライフイベントに応じた働き方について組織トップの意識の醸成を図るとともに、働き方全般を見直し、誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図れる働きやすい環境づくりを推進する企業・団体等を応援します。（Ⅰ（１）、Ⅳ（１）再掲）				
総務部	福島県発注建設工事の入札参加における加点措置（再掲）	1 建設工事入札参加資格審査にあたり、次の各場合に主観点を加点する。 ・企業が「働く女性応援」中小企業認証を受けている場合 ・企業が「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を受けている場合 2 建設工事及び工事に係る委託業務の総合評価方式入札における評価項目として、次の各場合に加点を行う。 ・企業が「働く女性応援」中小企業認証を受けている場合（標準型・簡易型） ・企業が「仕事と生活の調和」推進企業認証を受けている場合（標準型・簡易型） ・企業が女性技術者を主任技術者等へ配置する場合（全類型）	0	入札監理課
生活環境部	ふくしまで輝く女性活躍促進事業（再掲）	別紙１（５）参照	23,508	男女共生課
	男女共同参画推進条例・プラン推進事業（再掲）	別紙１（４）参照	304	男女共生課
	男女共生センター研修事業（再掲）	別紙３（４）②⑤参照	1,480	男女共生課
	男女共生センター交流関連事業（再掲）	別紙３（６）②参照	1,035	男女共生課
商工労働部	「女性活躍・働き方改革促進事業」女性活躍・働き方改革支援奨励金（再掲）	別紙２（２）参照	25,068	雇用労政課
	「女性活躍・働き方改革促進事業」企業内子育て支援施設整備事業（再掲）	別紙２（３）参照	12,500	雇用労政課
	福島県次世代育成支援企業認証事業（再掲）	別紙２（４）参照	4,464	雇用労政課
	ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲）	別紙２（５）参照	300	雇用労政課
	「女性活躍・働き方改革促進事業」働き方改革モデルづくり事業（再掲）	別紙２（１０）参照	10,263	雇用労政課
	中小企業制度資金貸付金（ふくしま産業育成資金（県内育成枠））（再掲）	県制度資金による金融面の支援 次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた中小企業者を対象に、金融機関を通じて低利の融資を行い支援する。 <新規融資枠 40億円>	-	経営金融課

ふくしま男女共同参画プラン令和6年度事業概要

V 女性等に対するあらゆる暴力の根絶と安心な暮らしや健康への支援

1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 女性等に対する暴力の根絶に向けた取組の推進

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①DVやセクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であり、暴力は犯罪であることなどについて、人権尊重に立脚した普及・啓発を推進します。				
生活環境部	男女共同参画推進条例・プラン推進事業（再掲）	別紙1（4）参照	304	男女共生課
	男女共生センター普及啓発及び研修事業（再掲）	別紙3（3）②参照 別紙3（4）④参照	1,764	男女共生課
こども未来局	福島県DV対策連携会議開催事業（再掲）	女性の人権侵害防止と被害者救済の視点から、特に深刻で緊急な救済を要するDV（ドメスティック・バイオレンス）について、人権に関する啓発や被害者支援等の総合的な対策を図るため、民間・警察・行政などの関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図るため、ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を運営する（構成機関32）。 また、基本計画の改定を行う。	825	児童家庭課
警察本部		・配偶者暴力被害防止に向け、県警だより、広報ふくしま等の広報紙、ラジオ放送等による広報啓発を行う。 ・県、国、関係団体のDV防止ポスター等を警察署等に掲示し、暴力が人権侵害であることを広報・啓発する。	0	少年女性安全対策課
具体的施策 ②学校教育において児童生徒の発達段階に応じて、生命尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性など人権尊重に立脚した教育を行い、児童生徒が将来の暴力に対する被害者、加害者にならないように認識を深める取組を進めます。				
生活環境部	男女共同参画推進条例・プラン推進事業（再掲）	別紙1（4）参照	304	男女共生課
	男女共生センター研修事業（再掲）	別紙3（4）④参照	1,480	男女共生課
こども未来局	令和6年度実施予定なし			
教育庁	不登校・いじめ等対策推進事業	①不登校・いじめ問題等対策支援運営協議 ②研修会の開催及び学校等への支援 いじめ問題の未然防止及び早期発見・早期解決などいじめ問題について研修会を開催、市町村教育委員会、小・中学校へのいじめ問題などへの支援を行う。	7,863	義務教育課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ③若年層だけでなくすべての年齢層に対し、暴力、売買春は人権侵害であるという広報啓発を行います。				
生活環境部	男女共同参画推進条例・プラン推進事業（再掲）	別紙1（4）参照	304	男女共生課
	男女共生センター普及啓発及び研修事業（再掲）	別紙3（3）②参照 別紙3（4）④参照	1,764	男女共生課
こども未来局	令和6年度実施予定なし			
警察本部		県、国、関係団体のDV防止ポスター等を警察署等に掲示し、暴力が人権侵害であることを広報・啓発する。	0	少年女性安全対策課
具体的施策 ④リーガル・リテラシーを高める啓発活動を行い、女性や少女が人権侵害を我慢しない意識づくりや環境づくりに取り組みます。				
生活環境部	男女共生センター相談事業（再掲）	別紙3（5）①アイウ参照	2,098	男女共生課
こども未来局	令和6年度実施予定なし			
教育庁	令和6年度実施予定なし			
具体的施策 ⑤女性等に対する暴力について定期的に実態を把握し、今後のDV防止やDV加害者対策などの施策に的確に反映させます。				
生活環境部 こども未来局 警察本部		生活環境部、こども未来局、県警、民間が連携し、国の動向を踏まえながら今後の課題として研究する。	0	男女共生課 児童家庭課 少年女性安全対策課
具体的施策 ⑥性犯罪、売買春やDV、ストーカー行為、インターネット上の暴力など、女性への暴力に対し厳正に対処し取締を強化します。				
警察本部		DV、ストーカーなどの事案に対し、積極的に事件化を図り、再被害の防止のため、被害者へ継続的に連絡し、被害者の意向には丁寧に対応する。	0	少年女性安全対策課
具体的施策 ⑦職場、学校、地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を促進します。				
生活環境部		各種会議等で周知するほか、関係部局と連携しながら取り組みへの啓発をしていく。	0	男女共生課
商工労働部	福島県次世代育成支援企業認証事業（再掲）	別紙2（4）参照	4,464	雇用労政課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ⑧児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等の家庭内の暴力防止について、地域に密着した相談支援体制の充実を図り、また、市町村での虐待防止活動を支援します。				
保健福祉部	高齢者等のいのちと権利を守る総合支援事業	成年後見制度利用促進体制整備のための地域連携ネットワーク及び地域連携ネットワークの中核機関を設置しようとする市町村に対し、社会福祉士等の専門職を派遣するなどの支援を実施する。また、高齢者虐待防止、成年後見制度など権利擁護推進施策を総合的に協議する会議を設置・開催するとともに、市町村職員や施設職員に対し、虐待防止・権利擁護に関する研修を行う。	12,498	高齢福祉課
	社会参加促進事業	「障がい者110番」運営事業 障がい者の人権に関わる専門相談窓口を開設して電話又は来所による相談に応じ、人権保護のための支援を行う。 また、困難事例については弁護士等を含む「相談チーム」を編成し、問題解決の方策について一定の目安がつくまでの間相談者の支援にあたる。	2,342	障がい福祉課
こども未来局	福島県DV対策連携会議開催事業（再掲）	女性の人権侵害防止と被害者救済の視点から、特に深刻で緊急な救済を要するDV（ドメスティック・バイオレンス）について、人権に関する啓発や被害者支援等の総合的な対策を図るため、民間・警察・行政などの関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図るため、ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を運営する（構成機関32）。 また、基本計画の改定を行う。	825	児童家庭課

ふくしま男女共同参画プラン令和6年度事業概要

V 女性等に対するあらゆる暴力の根絶と安心な暮らしや健康への支援

1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

(2) 女性等に対する暴力の被害者支援と再発防止対策

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①ドメスティックバイオレンス対策連絡会議などにより、関係機関の連携を図りながら、被害者等の支援と再発防止対策を進めます。				
生活環境部	男女共生センター相談事業 (再掲)	別紙3(5)①アイウ参照	2,098	男女共生課
こども未来局	福島県DV対策 連携会議開催事業 (再掲)	女性の人権侵害防止と被害者救済の観点から、特に深刻で緊急な救済を要するDV(ドメスティック・バイオレンス)について、人権に関する啓発や被害者支援等の総合的な対策を図るため、民間・警察・行政などの関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図るため、ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を運営する(構成機関32)。 また、基本計画の改定を行う。	825	児童家庭課
警察本部		女性の人権侵害防止と被害者救済の観点から、民間・行政等関係機関と連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図る。	0	少年女性安全対策課 県民サービス課
具体的施策 ②被害者等が相談しやすいよう、窓口の広報を強化するとともに、被害者の自立支援に関する制度や被害者の精神的被害・経済的負担を軽減するための制度を広く周知し、DV被害、性被害の潜在化を防ぎます。				
生活環境部	男女共生センター相談事業 (再掲)	別紙3(5)①アイウ参照	2,098	男女共生課
	性暴力等被害者支援事業	別紙1(6)参照	16,243	男女共生課
こども未来局	福島県DV対策 連携会議開催事業 (再掲)	女性の人権侵害防止と被害者救済の観点から、特に深刻で緊急な救済を要するDV(ドメスティック・バイオレンス)について、人権に関する啓発や被害者支援等の総合的な対策を図るため、民間・警察・行政などの関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図るため、ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を運営する(構成機関32)。 また、基本計画の改定を行う。	825	児童家庭課
警察本部		被害者に対し、事案に応じて、必要な自衛措置や女性のための相談支援センター等の関係機関、保護命令制度等を教示し、DVによる被害の発生を防止するための措置について指導助言を行うとともに、性暴力等被害者の精神的・経済的負担を軽減するための各種公費負担制度の広報啓発を実施し、性暴力等被害の潜在化を防ぐ。 また、被害者との継続連絡制度を開始し、事案の継続的な把握に努め、被害の再発防止を図る。	364	少年女性安全対策課 県民サービス課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ③県において相談体制の一層の充実を図り、また市町村担当職員も対象に相談員の質を高めるための研修や情報を提供するとともに、配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）の運営に必要なノウハウ等を提供し、市町村における配偶者暴力防止法に基づく基本計画の策定を働きかけます。				
こども未来局	夜間・休日の相談体制充実強化事業	女性のための相談支援センターにおいて女性相談員を配置し、夜間・休日の相談にも対応できるよう相談体制の強化を図る。	14,880	児童家庭課
	DV被害者支援スタッフ養成事業	DVセンターや市町村福祉事務所等、DV相談窓口となる職務関係者に対して、専門的な研修を行い、DV被害者支援体制を強化する。 また、ボランティアとして活動している「女性支援パートナー」との協働により、相談事業等を含めた女性センターの運営を行っていることから、DV被害者に対するきめ細かい支援を行うため、継続的に被害者支援についての研修を行う。	460	児童家庭課
	女性相談支援専門員の設置	DVに関する知識を有する福祉、法律、医療等の専門家を女性相談支援専門員として女性のための相談支援センターに設置し、女性相談員が実施している電話相談及び来所相談等のうち、困難なケースについて助言指導を受ける。	90	児童家庭課
	女性相談支援員活動強化事業	保健福祉事務所をDV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターに指定し、その業務を中心的に担う女性相談員を設置することにより、警察・医療・司法等との連携強化を図る。	16,407	児童家庭課
警察本部		○相談体制の整備 警察本部の警察安全相談室及び県内各警察署の「相談・支援係」において、担当職員その他、警察本部にあっては警察安全相談アドバイザー、警察安全相談員、少年相談専門員が、各警察署にあっては警察安全相談員が相談に応じる。 また、女性安全相談所（福島署駅前、郡山署駅前、会津若松署栄町、いわき中央署駅前の各交番）のほか、各所に多数配置されている女性警察官が被害等の相談を受理するなど、女性が届出しやすい環境づくりに努める。 ○相談担当職員の研修の実施 相談担当職員のレベルアップを図るため、「相談・支援係長等研修会」を開催するとともに、各警察署の警察安全相談員に対する「巡回指導」を実施する。	0	県民サービス課 地域企画課
具体的施策 ④配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）の設置などを促進するため、情報提供や連携強化を通じて市町村に対する支援を行います。				
こども未来局	市町村職員等研修事業	平成19年のDV防止法改正（平成20年1月施行）により、市町村における基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となり、市町村の役割が重視されたことを踏まえ、市町村職員に対してDVについての基礎知識や初期対応等の研修を行う。	25	児童家庭課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ⑤保護を必要とする女性に対する緊急一時保護等の体制の充実を図るとともに、必要に応じた継続的な自立支援を行います。				
生活環境部	男女共生センター相談事業 (再掲)	別紙3(5)①アイウ参照	2,098	男女共生課
こども未来局	緊急避難支援事業	DV被害者が夜間に保護を求めた場合、遠距離の場合は女性のための相談支援センターへの移送が困難であり、また、DV被害者の心身への負担を伴うため、被害者に宿泊費等を支給し、心身の負担軽減を図る。	82	児童家庭課
	女性センター退所者自立生活支援事業	女性のための相談支援センター退所後に、同センター職員が電話相談、家庭・職場訪問等を継続して行い、地域社会で安定した生活を維持できるよう支援する。	147	児童家庭課
具体的施策 ⑥一時保護所における保護環境の一層の質の向上や女性支援パートナーの充実を図ります。				
こども未来局	入所児童すこやか保育事業	女性のための相談支援センターにおいて、同伴児の保育業務の充実等、保護環境の向上を図る。	7,361	児童家庭課
		DV被害者等は精神的ダメージを受けていることが多いことから、女性のための相談支援センター入所者に対して定期的に面接を行い、自立のための援助を行う。 (退所後における電話相談や家庭訪問等のアフターケアは、上記「女性センター退所者自立生活支援事業」で実施)	0	児童家庭課
具体的施策 ⑦被害者の精神的被害の軽減及び自立に向けたカウンセリング等の支援体制を整備します。				
生活環境部	男女共生センター相談事業 (再掲)	別紙3(5)①アイウ参照	2,098	男女共生課
	性暴力等被害者支援事業 (再掲)	別紙1(6)参照	16,243	男女共生課
こども未来局	心のケア促進のための精神科医の配置	DV被害者は、暴力を受けたことにより、不眠症、対人恐怖症、心的外傷後ストレス障害(PTSD)など、なんらかの精神障害を抱えている者がほとんどである。精神障害を有する者に対する心のケアは非常に困難であり、専門医による処置が必要である。そのため、嘱託医として精神科医を配置し心のケアを行うことにより、早期回復を図る。	340	児童家庭課
警察本部		精神的被害が深刻な被害者に対し、部内カウンセラー及び県警被害者カウンセラーとして委嘱している部外の臨床心理士等が危機介入やカウンセリング等を行うほか、カウンセリング費用の公費負担制度を運用することにより被害者の精神的被害の回復や軽減を図る。	123	県民サービス課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ⑧DVや性被害等の暴力被害を生まない社会づくりのため、暴力防止教育や知識の普及に関する啓発を実施します。				
生活環境部	男女共生センター相談事業 (再掲)	別紙3(5)①アイウ参照	2,098	男女共生課
		別紙1(9)⑪参照	0	男女共生課
こども未来局	婦人保護対策事務経費	DV予防啓発やDV相談窓口案内のリーフレット等を作成し、知識の普及を図る。	134	児童家庭課
教育庁	令和6年度実施予定なし			
警察本部		DV等防止に向けて、県警だより、広報ふくしま等の広報紙、ラジオ放送等による広報、さらには県、国、関係団体のDV防止ポスター等を警察署等に掲示し、暴力が人権侵害であることを広報・啓発する。 また、性暴力等被害救援協力機関「SACRAふくしま」の周知を図り、性暴力等を許さない社会を実現するための広報啓発活動を実施する。	0	少年女性安全対策課 県民サービス課
具体的施策 ⑨シェルター（緊急一時避難施設）等を運営する民間団体の育成、支援、連携のあり方等を検討します。				
こども未来局	福島県DV対策連携会議開催事業（再掲）	女性の人権侵害防止と被害者救済の観点から、特に深刻で緊急な救済を要するDV（ドメスティック・バイオレンス）について、人権に関する啓発や被害者支援等の総合的な対策を図るため、民間・警察・行政などの関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図るため、ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を運営する（構成機関32）。 また、基本計画の改定を行う。	825	児童家庭課
具体的施策 ⑩性暴力等被害救援協力機関（SACRAふくしま）の相談や緊急時対応について24時間365日対応を推進します。				
生活環境部	性暴力等被害者支援事業（再掲）	別紙1(6)参照	16,243	男女共生課
教育庁	教育相談推進事業	電話相談窓口「ふくしま24時間子どもSOS」を設置し、相談体制を整え、迅速な対応を図る。	8,196	義務教育課
警察本部		性暴力等被害救援協力機関（SACRAふくしま）の運営時間外に入電した相談電話のうち、被害直後及び緊急的対応が必要な場合は、内閣府が設置したコールセンターを経て県警に引き継がれるため、速やかに所要の対応を図る。また、緊急の対応を要しないが相談者が警察への相談を希望する場合も24時間365日対応で相談を受理する。	0	県民サービス課

ふくしま男女共同参画プラン令和6年度事業概要

V 女性等に対するあらゆる暴力の根絶と安心な暮らしや健康への支援

2 生活上の困難を抱える女性等の安心な暮らしへの支援

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①母子家庭の経済的自立を図るため、資格取得やスキルアップを促進するための給付金支給や貸付を行うとともに、就業相談、情報提供、職業紹介等の就業支援を行います。				
こども未来局	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母等に対し、原則無利子で、生活の安定や児童の就学等のために必要な資金の貸し付けを行う。	60,323	児童家庭課
商工労働部	ふくしまで働こう！就職応援事業（再掲）	別紙2（9）参照	246,850	雇用労政課
具体的施策 ②女性の資産形成を進めるための啓発を行うなど、女性の経済的自立に向けた情報・学習機会を提供します。（Ⅲ1(2)再掲）				
生活環境部	男女共生センター研修事業（再掲）	別紙3（4）①④参照	1,480	男女共生課
	男女共生センター相談事業（再掲）	別紙3（5）①アイウ参照	2,098	男女共生課
具体的施策 ③女性労働者が就業を継続し、能力を発揮してキャリアアップできるよう、情報・学習機会の提供や、企業に対し、管理職の意識改革や行動変容を促す働きかけを行います。（Ⅲ1(2)再掲）				
生活環境部	男女共生センター研修事業（再掲）	別紙3（4）①②④⑤参照	1,480	男女共生課
	男女共生センター相談事業（再掲）	別紙3（5）①アイウ参照	2,098	男女共生課
	ふくしまで輝く女性活躍促進事業（再掲）	別紙1（5）参照	23,508	男女共生課
	（再掲）	別紙1（9）③参照	0	男女共生課
商工労働部	「女性活躍・働き方改革促進事業」働く女性のキャリアアップ支援事業（再掲）	別紙2（1）参照	10,122	雇用労政課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ④県内に就職を目指す女性に、各種情報を提供するほか、技能研修や職業教育を通じた就業支援の充実に努めます。(Ⅲ1(2)再掲)				
総務部	女性IT人材育成・就業応援事業(再掲)	県内のIT人材不足を解消するため、県内の女性を対象に、eラーニングを中心にIT技術の基本、ウェブデザイン、プログラミングなどのスキルを習得する学習機会を提供するとともに、産学連携によるネットワークを生かした県内企業等への就労支援等を行う。	26,962	私学・法人課
生活環境部	男女共生センター相談事業(再掲)	別紙3(5)①アイウ参照	2,098	男女共生課
商工労働部	ふくしまで働こう!就職応援事業(再掲)	別紙2(9)参照	246,850	雇用労政課
具体的施策 ⑤ひとり親世帯等の公営住宅に係る優先入居を実施します。				
土木部	県営住宅の優先入居	子育て世帯、母子世帯、多子世帯及びDV被害者世帯等について、割当てをした県営住宅に優先的に選考して入居予定者を定める。	0	建築住宅課
具体的施策 ⑥放課後児童クラブ、クラブ終了後の学習支援、食事の提供等を行うなど、居場所の提供に努めます。				
こども未来局	放課後児童クラブ等施設整備事業	市町村等が放課後児童クラブの創設等を実施する場合に、その整備に係る経費の一部を補助する。	56,671	子育て支援課
具体的施策 ⑦学校におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置、教育に係る経済的負担の軽減、進路指導・相談の充実に努めます。				
教育庁	教育相談推進事業	不登校、いじめ、暴力など、児童生徒の問題行動の多様化・深刻化に加え、東日本大震災に伴い心のケアを要する児童生徒が増加していることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置して、教育相談体制を充実させる。	707,327	義務教育課
具体的施策 ⑧シルバー人材センターを通じた多様な就業機会の提供等を通じ、高齢者の就業の促進、能力開発のための支援を行います。				
商工労働部	高齢者就業拡大支援事業	別紙2(6)参照	34,546	雇用労政課
具体的施策 ⑨消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置を推進することにより、高齢者や障がい者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。				
生活環境部	高齢者等の消費者被害防止見守り活動推進事業	市町村に対し、消費者安全確保地域協議会の設置を促すための啓発、支援を行うとともに、高齢者等の消費者被害の未然防止、拡大防止のための情報提供を行う。	773	消費生活課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ⑩高齢者や障がい者が安心して生活できる住宅の確保や建築物等のバリアフリー化などの「やさしいまちづくり」の推進、自立生活援助や就労定着支援など、地域生活の総合的な支援に努めます。				
保健福祉部	やさしいまちづくり推進事業	人にやさしいまちづくり条例及び施行規則の周知を図り、ひとにやさしいまちづくりの理念を県内に広く普及させるため、やさしさマークの交付、施設情報のHP掲載等を行う。	116	障がい福祉課
土木部	福島県住宅セーフティネット促進補助事業	住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の供給を促進し、居住の安定を図ることを目的に、住宅セーフティネット制度を活用した補助事業を行う市町村に対し、その費用の一部を補助する。	17,805	建築指導課
	県営住宅改善事業	県営住宅のバリアフリー化等を行う。	1,694,981	建築住宅課
具体的施策 ⑪暴力による被害に加えて精神的な困難や経済的な困難などを抱える女性に対し、心身の回復とともに生活の安定や自立に向けて包括的な支援に努めます。				
生活環境部	困難や不安を抱える女性のつながりサポート事業	別紙1（7）参照	11,780	男女共生課
保健福祉部	令和6年度実施予定なし			
商工労働部	ふくしまで働こう！就職応援事業（再掲）	別紙2（9）参照	246,850	雇用労政課
教育庁	令和6年度実施予定なし			

ふくしま男女共同参画プラン令和6年度事業概要

V 女性等に対するあらゆる暴力の根絶と安心な暮らしや健康への支援

3 生涯を通じた男女の健康支援

(1) 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の増進

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①思春期教育など、いのちやこころを大切にする性に関する指導についての情報・学習機会の提供や相談、指導者研修の充実に努めます。（Ⅱ1(2)再掲）				
生活環境部	男女共同参画推進条例・プラン推進事業（再掲）	別紙1（4）参照	304	男女共生課
	男女共生センター普及啓発及び研修事業（再掲）	別紙3（3）①②参照 別紙3（4）①④参照	1,764	男女共生課
	男女共生センター相談事業（再掲）	別紙3（5）①アイウ参照	2,098	男女共生課
	「人権への気づき」推進事業（再掲）	別紙1（1）参照	195	男女共生課
教育庁	健康教育推進者研修会（再掲）	各学校において、児童・生徒の発達段階に応じた効果的な教育が実施されるよう、令和5年度改訂「性に関する指導の手引」を活用しながら、指導者の資質の向上を図るための研修会を開催する。	285	健康教育課
		あらゆる教育活動の中で、人権としての性についての情報の提供や学校生活においてきめ細やかな対応が行われるように努めるとともに、各種研修会を通して指導者の相談技術や指導技術の向上を図る。	0	健康教育課
具体的施策 ②福島県の性に関する指導の指針に基づき、発達段階に応じた性に関する指導の充実に努めます。				
教育庁	「性に関する指導の手引」活用事業	各学校において、児童・生徒の発達段階に応じた効果的な教育が実施されるよう、令和5年度改訂「性に関する指導の手引」を活用し、現代的課題に対応した内容について、学校全体で指導を行えるよう手引活用の推進を図る。	252	健康教育課
具体的施策 ③関係機関と連携を図りながら、HIV／エイズや性感染症を予防するための知識の普及を図ります。				
保健福祉部	エイズ対策促進事業	エイズを含む性感染症に関する正しい知識や予防方法の普及啓発を行い、感染防止を図る。 ・世界エイズデーキャンペーン ・保健所における相談、検査	484	感染症対策課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ④不妊に悩む夫婦に対する専門的な相談に対応します。				
こども未来局	女性のミカタ健康サポートコール等事業	不妊や不育症治療や、妊娠に関する悩みなど女性特有の健康に関する相談に対応する専用電話を設置する。	336	子育て支援課
	不妊症・不育症支援ネットワーク事業	福島県立医科大学における不妊治療体制の充実を図るとともに、不妊や不育症に悩む夫婦等の相談に専門医等が対応できる体制を整備し、安心して子どもを生み、育てられる環境づくりを推進する。	96,428	子育て支援課
具体的施策 ⑤妊娠・出産・避妊等に関する相談に対応します。				
こども未来局	女性のミカタ健康サポートコール等事業 (再掲)	不妊や不育症治療や、妊娠に関する悩みなど女性特有の健康に関する相談に対応する専用電話を設置する。	336	子育て支援課

ふくしま男女共同参画プラン令和6年度事業概要

V 女性等に対するあらゆる暴力の根絶と安心な暮らしや健康への支援

3 生涯を通じた男女の健康支援

(2) 生涯を通じた男女の健康保持・増進

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ①生活習慣病予防や、乳がん・子宮がんなど女性に特有ながん検診受診の重要性について啓発します。				
保健福祉部	がん対策推進事業	がん検診等の受診率向上に向けて、市町村や企業等と連携し2人一組でがん検診を受診した県民にインセンティブを付与するキャンペーンを実施するとともに、利便性が良い商業施設で検診バスによる休日の乳がん検診を実施する。また、若い世代のがんに関する理解を深め、周囲にがん検診の重要性を啓発できるよう講演会を行うほか、女性が楽しみながらがんについて学べる乳がん・子宮頸がんの啓発イベントを行い、がんに関心だった県民への普及啓発及び受診率向上を図る。	25,196	健康づくり推進課
具体的施策 ②自殺等を予防するためにも、心の健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、相談体制の充実に努めます。				
保健福祉部	精神訪問指導事業	各保健福祉事務所において、精神保健福祉に関する相談に応じ、訪問指導を行い、精神疾患の早期治療及び精神障がい者の社会復帰の促進を図る。また、保健福祉事務所ごとに精神科医師による心の健康相談、アルコール家族教室等を開催し、心の健康について県民の理解を深める機会とする。	2,294	障がい福祉課
具体的施策 ③薬物乱用防止の徹底を図るとともに、喫煙や飲酒の健康被害に関する正確な情報の提供を行います。				
保健福祉部	【一部新規】 若年層による薬物乱用防止意識向上事業	・高校生、大学生、専門学校生等からボランティアを募って推進員に任命し、薬物乱用防止に係る知識習得や活動企画等を行う。 ・世代を問わずわかりやすい啓発資料を作成するとともに、推進員の所属する学校等の内外において啓発活動を行うなど、若年層や地域に対する啓発を実施する。	528	薬務課
具体的施策 ④女性特有の症状や痛みにより女性医師が対応する、女性に配慮した外来の普及に努めます。				
保健福祉部	総合医療情報システム運営事業	女性専門外来を実施している医療機関の情報を提供する。	100,718	地域医療課
具体的施策 ⑤食育の推進や運動の推奨など、生涯にわたって、男女の健康づくりを支援します。				
保健福祉部	健康長寿ふくしま推進事業	「第三次健康ふくしま21計画」に基づき、基本目標「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」の達成へ向け、重点課題「食塩・喫煙・肥満」の改善へ向けた取組を推進する。	210,064	健康づくり推進課
	【新規】 ふくしまおいしく減塩緊急対策事業	県民の塩分の過剰摂取につながる食生活の改善に向けた普及啓発や減塩・適量教育等を行い、誰もがおいしく減塩できる食環境づくりの推進のため、市町村や関係機関等と、連携した事業を実施する。	63,043	健康づくり推進課

担当部局	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)	担当課
具体的施策 ⑥原子力災害により、県民の多くが心身の健康に不安を抱えている状況を踏まえ、正確な情報の提供に努めるとともに、将来にわたる県民の健康保持・増進を図るため、健康診査等の県民健康調査を行います。				
保健福祉部	県民健康調査事業 (県民健康調査)	県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的に県民健康調査等を実施する。 【基本調査】 全県民を対象に、震災から約4ヶ月間の外部被ばく線量を推計評価する。 【甲状腺検査】 震災時、概ね18歳以下だった全県民を対象に、甲状腺検査を長期に渡って実施する。 【健康診査】 事故により何らかの指定がされた避難区域等の市町村の住民を対象に、既存の健診（特定健康診査）に項目を上乗せして実施する。 避難区域以外の住民で19～39歳の健診機会がない者に既存の健診（特定健康診査）と同等の健診の受診機会を提供する。 【こころの健康度・生活習慣に関する調査】 事故により何らかの指定がされた避難区域等の市町村の住民を対象に、こころの健康度や生活習慣を把握し、適切なケアを提供するための調査を実施する。 【妊産婦に関する調査】 これまで妊産婦を対象に実施した調査結果について周知するとともに放射線の健康影響等に不安を持つ妊産婦からの電話相談に対応する。	3,317,111	県民健康調査課
具体的施策 ⑦内部被ばくについて、希望する方が検査を受けられる体制等を整備します。				
保健福祉部	県民健康調査事業 (ホールボディカウンター検査事業)	県が所有するホールボディカウンター等により、県民を対象に内部被ばく検査を実施する。	113,360	県民健康調査課
	県民健康調査支援事業（福島県放射線健康対策事業）	住民自らが放射線量を把握し、放射線による健康影響に係る理解促進を図ることを目的として線量計の整備等を行う市町村に対して10分の10で補助する。	31,579	県民健康調査課

【別紙 1】令和 6 年度 県男女共生課事業概要

(1) 「人権への気づき」推進事業

人権啓発アドバイザー派遣事業（小・中・高等学校(特別支援学校、私立学校含む)や企業等において人権や多様性に関する授業や研修会を行う際に、専門知識や自らの実践経験を有する外部講師を派遣することにより、学校や企業等における男女共同参画に関する取組を支援する。）

(2) 多様性・ユニバーサルデザイン理解促進事業

人権ユニバーサルデザイン推進事業（多様性社会への理解を深めるため、県内のUDに対応している施設を訪問し、施設の説明を受けながら実際に体験するUD体験学習会を実施し、UDについての理解と意識の向上を図る。また、男女共生センターにおける相談員 1 名増員し、性的マイノリティに関する相談体制の拡充を図る。）

(3) ふくしま型UD実践発信事業

「ふくしまユニバーサルデザイン推進計画」に基づき、ふくしま型UDの理念普及推進を図る。

- ① ふくしまユニバーサルデザイン推進会議（社会の各種サービスを提供する事業者や団体とサービスを利用する生活者の双方から構成される推進会議を開催する。）
- ② イベント等でUDの啓発用パネル・グッズを展示、関連クイズを実施し啓発物品を配布することにより、UDの普及啓発を図る。

(4) 男女共同参画推進条例・プラン推進事業

男女共同参画社会の実現に向け、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」及び「ふくしま男女共同参画プラン」推進のための事業を実施する。

- ① 男女共同参画推進員の設置（男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民からの意見の申し出を適切に処理する。）
- ② 次世代スクールプロジェクト事業（県内小・中・高校と連携し、互いの性と人権を尊重することの大切さや自分らしさを発揮する大切さを考えるための連携授業を実施する。）

(5) ふくしまで輝く女性活躍促進事業**① キラっとさん活躍促進事業**

ア ふくしま女性活躍推進シンポジウムの開催（女性が働きやすく、様々な分野の意思決定過程に参加できる環境づくりに向けて、女性人材の育成やスキルアップの重要性、女性自身や周囲の意識を変えることの大切さについて考えるトークイベント等を開催する。）

イ キラっとさん活躍促進事業（企業や団体等の要望に応じたらっとさんを講師として派遣し、自身の経験に基づくアドバイスやカジダン出前セミナーを実施する。そのほか、ポータルサイト「キラっとふくしま」に男性の家事・育児参画や女性活躍の推進に関する情報を掲載する。）

ウ キラっとさん育成塾（職場での管理職を目指す女性を対象にチームワークや心理的安全性の高め方に関する講座を実施するとともに、様々な企業や団体等に所属する女性同士のネットワークの構築を図る。）

エ 地域版女性リーダー育成セミナー（地域に参画する女性人材の育成のため、地域活動のリーダーとして活躍している女性を講師に迎え、地域活動（コミュニティづくり・各種イベントやワークショップの企画など）の具体的な話を聞きながら、地域活動に興味のある女性同士の交流を深める。）

オ ライフデザインセミナー（県内の大学、短期大学、専門学校に講師を派遣し、県内の男女共生に関する現状についての講義や、学識経験者及び女性ロールモデルによる発表、トークセッション、グループワークを通じて、出産・育児などのライフイベントを迎えても自分らしい「働き方・生き方」について選択できる能力を培うためのセミナーを開催する。）

カ アンコンシャス・バイアス解消アクション！（①アンコンシャス・バイアスや性別役割分

担意識の解消に向けた啓発冊子を作成する、②講演会・トークイベントを実施する（啓発冊子の発表イベント）、専門講師によるセミナーを実施する。）

- ② ふくしま女性活躍応援会議（平成28年度に設置したふくしま女性活躍応援会議のネットワークを活用し、意見やアイデアを事業に反映させるとともに、構成団体及び会員企業等における女性の就業環境の整備や女性の登用に向けた取組を促進することにより、県内の女性がより一層活躍できる環境整備を進める。）

ア 会議 1 回開催

イ 幹事会 1 回開催

（６）性暴力等被害者支援事業

性暴力等被害者のためのワンストップ支援センターへの相談・支援業務委託及び心身回復支援業務委託を行い、国の夜間休日コールセンターと連携した24時間365日の相談支援体制を確保する。

（７）困難や不安を抱える女性のつながりサポート事業

生活に困難や不安を抱える女性が社会との絆やつながりを回復できるよう、相談の実施と支援体制の強化を図る。

○ 相談事業

- ① 居場所の提供
- ② 出張相談・出張サロン
- ③ 訪問支援
- ④ 電話・SNS相談（専門相談含む）
- ⑤ 生理用品等の提供

（８）東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業

東日本大震災により、長期の避難生活、帰還後または定住後の生活不安や避難指示のため生じた家族や地域の離散による孤独感、DV など性差による暴力などの悩みを抱える女性が気軽に相談できる窓口を設けることにより、こころの復興を図っていく。

（９）その他の取組

- ① 男女共同参画年次報告書の作成（県議会及び市町村議会の議員数、町内会長、PTA会長の女性比率等を含む各分野における男女別の統計情報の収集・分析・提供に努めるとともに、男女共同参画の状況や施策の実績状況についてまとめ、公表する。（ホームページ掲載）
- ② 「審議会等への女性の登用促進要綱」に基づき、委員改選時に事前協議を行うとともに、あらゆる機会を通じて、女性委員の登用促進を図る。
- ③ 各分野で活躍している県内女性に関する情報を収集し、男女共同参画人材リストを整備し、関係部局に随時提供する。また、女性活躍応援ポータルサイトに人材情報を掲載することで、市町村における審議会等の人材選定や企業・団体における講演会講師の選定にも活用してもらい、市町村等の男女共同参画に向けた取組を促進する。
- ④ 企画、編集に携わる女性の参画について調査するとともに、あわせてプランの趣旨を啓発し、ジェンダーに敏感な視点を持ったメディアからの情報発信を要請する。
- ⑤ 男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、地方公共団体の取組の基本的事項を示した指針及び防災・復興ガイドライン（内閣府作成）の活用を促す。
 - ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針
 - ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 解説・取組事例
 - ・災害対応力を強化する女性の視点

～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～
- ⑥ 県政広報物表現ガイドラインを参考にした男女共同参画の視点からの広報に努める。
- ⑦ 各種会議などに出向き、男女共同参画に関する講義や職員研修を実施する。

- ⑧ 市町村によって男女共同参画の推進に差があることから、男女共同参画に関して専門的な知識を有する男女共生センター職員をアドバイザーとして市町村に派遣し、地域での課題等の洗い出しや推進策についてアドバイスを行い、市町村の取組を促進する。
- ⑨ 男女共生センターや関係団体と連携し、あらゆる機会をとらえて啓発を行う。
- ⑩ 理工系分野などの情報を収集し、随時関係機関への情報提供に努める。
- ⑪ ポスターやチラシ等の掲示により、「若年層の性暴力被害予防月間」及び「女性に対する暴力をなくす運動」等の啓発を行う。

【別紙 2】令和 6 年度 県雇用労政課事業概要（男女共同参画に関するもの）

（１）「女性活躍・働き方改革促進事業」働く女性のキャリアアップ支援事業

県内企業で働く女性を対象に、他企業で働く先輩女性社員から経験談を話してもらうなどによりキャリアアップを目指すきっかけとするセミナーを開催するとともにキャリアアップに悩みを抱える女性向けの相談窓口を設置し、きめ細かい助言、支援を行う。また、企業内担当者向けに働き方見直しや女性活躍推進の実践的なスキルを学ぶセミナーを開催する。

（２）「女性活躍・働き方改革促進事業」女性活躍・働き方改革支援奨励金

女性活躍の推進や男性育児休業及び介護休業の取得促進、また長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進により、仕事と生活の調和がとれた働きやすい職場環境づくりに取り組む企業に対し奨励金を交付する。

（３）「女性活躍・働き方改革促進事業」企業内子育て支援施設整備事業

企業が従業員の子どもの預かる保育施設等を整備することにより、安心して働き続けられる環境を実現し、男女が共に働きやすい職場環境づくりを推進することを目的として、企業内保育所等を整備する企業に対し整備費を補助する。

（４）福島県次世代育成支援企業認証事業

仕事と育児の両立支援に積極的に取り組む中小企業や、仕事と生活のバランスがとれる働きやすい職場づくりに総合的に取り組む企業を認証する。

福島県次世代育成支援企業認証制度

- ① 「働く女性応援」中小企業認証
- ② 「仕事と生活の調和」推進企業認証

（５）ワーク・ライフ・バランス推進事業

中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を支援するため、企業管理者等に対する意識啓発や近年の法改正に対応した就業規則の改正への助言などを行うアドバイザーを派遣するほか、ワーク・ライフ・バランスの取組が特に優れている企業に対し表彰を行う。

- ① ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業
- ② 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業

（６）高齢者就業拡大支援事業

就業を希望する高齢者の掘り起こしを行い、マッチング支援員が企業と高齢者のニーズをマッチングさせ高齢者の就業促進を図る。また、現在は就業していない高齢者に対し各種研修会・講習会を開催することで、安心安全な就業につなげるとともに、就業のきっかけ作りとしていく。専門的な知識を有する者が企業訪問等高齢者の就業について普及啓発を行い、職場の環境改善を目指す。

（７）労働条件等実態調査の実施

県内民間事業所の常用労働者数 30 人以上の 1,400 事業所について、労働時間、休暇制度、賃金制度、男女共同参画の状況等の実態及びその動向を把握し、労働行政の基礎資料とする。

（８）勤労者支援融資制度

勤労者福祉資金融資制度

- ・ 融資対象者：県内に居住又は県内の事業所に勤務する勤労者で、育児・介護休業取得者又は介護休業を取らずに介護している者
- ・ 利率：年 1.25％ ・ 償還期限：7 年以内 ・ 貸付限度額：100 万円

（９）ふくしまで働こう！就職応援事業

県内 7 カ所及び東京に就職相談窓口を設置し、求職者に対してきめ細かい就職相談や職業紹介

等を行い、県内就職を支援する。また、企業及び留学生を対象とした外国人材確保・マッチング支援を行う。

（10）女性活躍・働き方改革促進事業」働き方改革モデルづくり事業

県内企業に対し働き方改革について一定期間集中した伴走型のコンサルティングを実施し、企業内の働き方改革の好循環を生む組織づくりを支援するとともに、その取組を広く県内他企業に波及させる。また働き方改革&イクボス出前講座により組織の意識改革を進め、働きやすい職場環境づくりを促進する。

【別紙 3】令和 6 年度 福島県男女共生センター事業概要

(1) 情報事業

男女共同参画社会の形成を促進するため、専門図書室の運営及び広報誌の作成等により、情報の発信を行う。

- ① 図書室運営
- ② 情報提供
- ③ 広報活動

(2) 調査研究事業

男女共同参画社会の形成を促進するため、現状の把握と問題点を明らかにし、その解決方策を考察するなど効率的な事業実施のための調査研究を行う。

(3) 普及啓発事業

男女共同参画についての県民意識の変革を図るため、様々なアプローチ方法で各種事業を実施する。

- ① 未来館トークサロン（意見交換会）
- ② 男女間における暴力の防止と被害者支援事業（DV・セクハラ・性暴力などの根絶のため、民間支援団体と連携し、県民への啓発を図る講座）
- ③ ダイバーシティ理解促進事業（ダイバーシティを認める社会の実現を目指し、理解を深めるための講演会を実施）

(4) 研修事業

男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進むよう各種講座を開催する。

また、「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」（内閣府男女共同参画局作成）を用いて、地域における復興・防災における男女共同参画の推進を担う人材育成研修を行う。

- ① 未来館エンパワーメント塾（健康講座を含んだ講義、ワークショップ等）
- ② ワーク・ライフ・バランス実践講座（男女が、年齢や性別に関わらず様々な分野で活躍するため、男性中心型労働慣行を見直し、仕事と生活の調和の取れた生き方（ワーク・ライフ・バランス、イクボス等）について考える講座等を実施）
- ③ 福島の未来を担う女性リーダー育成事業（福島の未来を担う女性リーダーを育成するための研修を開催）
- ④ 教師のためのジェンダー平等推進セミナー（教職員を対象とした男女共同参画や人権に関する講座）
- ⑤ 研修講師派遣事業（企業内研修時に適切な研修を行い、企業における意識喚起）
- ⑥ 市町村男女共同参画担当者研修（男女共同参画を推進するための市町村職員を対象とした研修）
- ⑦ 復興・防災と男女共同参画に関する人材育成研修（国が策定したプログラムを活用し、災害とジェンダーに関する人材育成研修）

(5) 相談事業

男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力（DV）に関する相談、就業に関する相談を行う。

① 相談事業

- ア 一般相談（広く全般に係る相談）
- イ 専門相談（法律問題や健康に関わる専門家による相談）
- ウ チャレンジ支援相談（就業を希望する女性に対する広範な相談・指導による就業機会の拡大、意欲と能力のある女性が活躍できるよう起業・再就職・女性の進出が少ない分野への進出等、女性のチャレンジに対する支援）

② 相談員の研修等

ア 相談員の資質向上のための研修参加

イ 国立女性教育会館における性自認・性的指向に関する研修内容の共有

ウ 性自認や性的指向に係る相談に関する図書の購入

(6) 交流関連事業

男女共同参画社会推進のため、県内で活動している団体等の活動の場としたり、相互の交流ネットワークづくりを促進するなど、男女共同参画関連団体の育成、様々な世代の交流を支援するための事業を実施する。

- ① **未来館フェスティバル**（県民が企画・運営を自ら行い、男女共同参画を推進する個人・団体・自治体等が一同に会し、それぞれの活動を発信する場を設けるとともに、交流・情報交換を行う。）
- ② **ユースと考える男女共生交流事業**（若年世代とともに、男女共同参画を推進するための課題について考える事例発表や意見交換等を実施）
- ③ **民間団体支援事業**（NPO・女性団体等が自主的に企画・実践する講座等を公募し、企画や広報へ協力）

ふくしま男女共同参画プランの指標の推移

※ 実績値はそれぞれの年度の実績を入れていますが、その年度の値でない場合は、()で調査時点を記入している。

	項 目	担当各課(室)	現状値 R3年度	実績値			指標の 推移	R12年度目標 (期待)値等	目標値に 対する達 成度	参 考 出 典
				R4年度	R5年度	増減				
基本目標Ⅰ 復興・防災における男女共同参画の推進										
1ー1 復興に向けての男女共同参画の推進										
1	福島県次世代育成支援企業認証数	雇用労政課	875件	947件	1,081件	134件	▲	1,707件	63.3%	雇用労政課まとめ 令和6年3月 総合計画目標値 上方修正 900→1,707
2	町内会等の代表における女性の割合	男女共生課	3.3% (R3.4.1)	3.7% (R5.7.1)	3.7% (R6.7.1)	0.0%	－	モニタリング 指標	－	地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況調査(4/1現在) 全国平均:7.2%、36位(R5.7.1)
3	ふくしま女性活躍応援宣言賛同企業・団体数	男女共生課	251団体 (R3.4.1)	357団体 (R5.4.1)	366団体 (R6.4.1)	9団体	－	モニタリング 指標	－	男女共生課まとめ
1ー2 防災における女性の参画の拡大										
4	県の防災会議における女性委員の割合	災害対策課	18.5% (R3.4.1)	20.4% (R5.4.1)	33.8% (R6.4.1)	13.4%	▲	30%	112.6%	災害対策課まとめ 地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況調査(4/1現在) 全国平均:21.8%、21位(R5.4.1)
5	県内の消防団員における女性の割合	消防保安課	1.34%	1.40%	1.51%	0.11%	－	モニタリング 指標	－	消防保安課まとめ
基本目標Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進										
2ー1ー1 男女双方の意識改革・理解促進										
6	地域において、女性の社会参画が進んでいると回答した県民の割合(意識調査)	男女共生課	25.6%	23.7%	21.7%	-2.0%	▲	67%以上	32.3%	令和5年度「福島県政世論調査」
7	市町村における男女共同参画計画の策定率	男女共生課	88.1% (R3.4.1)	98.3% (R5.4.1)	98.3% (R6.4.1)	0.0%	▲	100%	98.3%	地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況調査(4/1現在) 全国平均:89.3%、19位(R5.4.1)

※ 実績値はそれぞれ年度の実績を入れているが、その年度の値でない場合は、()で調査時点を記入している。

	項 目	担当各課(室)	現状値	実績値			指標の推移	R12年度目標(期待)値等	目標値に対する達成度	参考 出典
			R3年度	R4年度	R5年度	増減				
2-1-2 男女共同参画を推進し、ジェンダーにとられない、多様な選択を可能にする学校教育の充実										
8	男女混合名簿の導入率（公立小・中・高の出席簿）	教育庁 高校教育課	小学校 95.0%	96.7%	97.4%	0.7%	—	モニタリング 指標	—	高校教育課調べ
			中学校 81.9%	86.7%	87.6%	0.9%				
9	初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合（校長）	職員課	高校 100%	100.0%	100.0%	0.0%		13.0% (R7)	69.2%	職員課まとめ
			8.1%	8.4%	9.0%	0.6%				
10	初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合（副校長・教頭）	職員課	10.7%	11.9%	13.4%	1.5%		15.0% (R7)	89.3%	職員課まとめ
			12.2%	11.2%	10.3%	-0.9%				
11	管理的地位にある教職員に占める女性教職員の割合（教育庁等・県立学校行政職）	職員課						15.0% (R7)	68.6%	職員課まとめ
2-1-3 メディアにおける人権尊重の推進										
12	県内に本社があるメディアにおける女性の従業者の割合（企画・制作・編集等に携わる者）	男女共生課	30.4% (R3.4.1)	29.4% (R5.4.1)	30.9% (R6.4.1)	1.5%	—	モニタリング 指標	—	男女共生課調べ ※県政記者クラブ加盟社
13	県内に本社があるメディアにおける女性の管理職の割合	男女共生課	10.7% (R3.4.1)	12.2% (R5.4.1)	11.0% (R6.4.1)	-1.2%	—	モニタリング 指標	—	男女共生課調べ ※県政記者クラブ加盟社
14	表現ガイドラインに沿った広報を行っている市町村の割合	男女共生課	45.8%	55.9%	64.4%	8.5%	—	モニタリング 指標	—	男女共生課まとめ
2-2-1 男女共同参画や多様性を尊重する社会（多様性社会）に関する調査・研究と成果を踏まえた取組の推進										
6	地域において、女性の社会参画が進んでいると回答した県民の割合（再掲）	男女共生課	25.6%	23.7%	21.7%	-2.0%		67%以上	32.3%	令和5年度「福島県政世論調査」
15	「性的マイノリティにとって生活しやすい社会だと思うか。」という問いに「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合（県男女共生課「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」）	男女共生課	73.0% (R1)	73.0% (R1)	73.0% (R1)	0.0%	—	モニタリング 指標	—	県男女共生課「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」(R元年度)
2-2-2 家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大										
6	地域において、女性の社会参画が進んでいると回答した県民の割合（再掲）	男女共生課	25.6%	23.7%	21.7%	-2.0%		67%以上	32.3%	令和5年度「福島県政世論調査」
16	「職業以外に社会活動・地域活動の中であなたが参加しているものをあげてみてください」という問いに「参加しているものはない」と回答した人の割合（県男女共生課「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」）	男女共生課	44.9% (R1)	44.9% (R1)	44.9% (R1)	0.0%	—	モニタリング 指標	—	県男女共生課「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」(R元年度)

※ 実績値はそれぞれの年度の実績を入れているが、その年度の値でない場合は、()で調査時点を記入している。

	項 目	担当各課(室)	現状値 R3年度	実績値			指標の 推移	R12年度目標 (期待)値等	目標値に 対する達 成度	参考 出典
2-2-3 家庭・地域における学習機会の充実										
2 17 3	男女共同参画に関わる講座・イベントの開催市町村の割合	男女共生課	28.8%	28.8%	35.6%	6.8%		80%	44.5%	男女共生課まとめ
2-3-1 国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進										
2 18 3 1	JICA海外協力隊派遣者数(累計) (男性) (女性)	国際課	453人 338人	466人 358人	468人 373人	2人 15人	－	モニタリング 指標	－	国際課まとめ
2 19 3 1	JETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)招致人数(累計)	国際課	3,983人	4,130人	4,274人	144人	－	モニタリング 指標	－	国際課まとめ
2-3-2 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり										
2 20 3 2	日本語教室の数	国際課	39件	37件	34件	-3件	－	モニタリング 指標	－	国際課まとめ
2 21 3 2	「やさしい日本語」交流事業参画者数	国際課	2,650人	4,272人	6,484人	2,212人		10,000人	64.8%	国際課まとめ
2-3-3 性的指向や性自認にかかわらず等しく尊重され受容される社会の実現										
2 22 3 3	「性的マイリテイという言葉を知っていますか。」という問いに「はい」と回答した人の割合(県男女共生課「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」)	男女共生課	72.4% (R1)	72.4% (R1)	72.4% (R1)	0.0%	－	モニタリング 指標	－	県男女共生課「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」(R元年度)
2 15 3 3	「性的マイリテイにとって生活しづらい社会だと思うか。」という問いに「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合(県男女共生課「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」)(再掲)	男女共生課	73.0% (R1)	73.0% (R1)	73.0% (R1)	0.0%	－	モニタリング 指標	－	県男女共生課「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」(R元年度)

※ 実績値はそれぞれの年度の実績を入れているが、その年度の値でない場合は、()で調査時点を記入している。

	項 目	担当各課(室)	現状値	実績値		指標の推移	R12年度目標(期待)値等	目標値に 対する達 成度	参 考 出 典
基本目標Ⅲ 女性の活躍の促進									
3-1-1-1 あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成									
3 1 1	ふくしま女性活躍応援宣言賛同企業・団体数(再掲)	男女共生課	251団体 (R3.4.1)	357団体 (R5.4.1)	366団体 (R6.4.1)	9団体	—	—	男女共生課まとめ
3-1-2 女性の職場における機会均等と能力発揮・活躍のための環境整備及び経済的自立の促進									
3 23 2	男女の賃金格差(男性を100とした場合の女性の比率)(全年齢平均)	雇用労政課	75.2%	76.4%	75.3%	-1.1%	—	—	賃金構造基本統計調査(3月発表) 全国平均:74.8%(令和5年)
3 1 2	福島県次世代育成支援企業認証数(再掲)	雇用労政課	875件	947件	1,081件	134件		63.3%	雇用労政課まとめ 令和6年3月 総合計画目標値上方修正 900→1,707
3 24 2	ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	雇用労政課	8.6%	8.2%	9.7%	1.5%	—	—	労働条件等実態調査(4月発表)
3 25 2	パートタイム労働者と通常の労働者との均衡処遇に向けた環境の整備を進める企業の割合(正社員と同じ仕事を 行わせているパートタイム労働者がいる事業所のうち、賃金等の面で均等待遇を行っている事業所の割合)	雇用労政課	96.1%	95.9%	94.8%	-1.1%	—	—	労働条件等実態調査(4月発表)
3-1-3 自営業等における女性の労働に対する適正な評価と起業・経営参画への支援									
3 26 3	家族経営協定締結数	農業担い手課	1,090戸	1,085戸	1,105戸	20戸	—	—	家族経営協定に関する実態調査
3 27 3	女性認定農業者数	農業担い手課	268経営体	256経営体	調査中	—	—	—	担い手の実態に関する調査

※ 実績値はそれぞれの年度の実績を入れているが、その年度の値でない場合は、()で調査時点を記入している。

	項 目	担当各課(室)	現状値	実績値		指標の推移	R12年度目標(期待)値等	目標値に対する達成度	参 考 出 典
			R3年度	R4年度	R5年度				
3-2-1 公的分野における参画の拡大									
28	3 2 1 県の審議会等における委員の男女比率	男女共生課	35.5% (女性委員) (R3.4.1)	38.4% (女性委員) (R5.4.1)	38.8% (女性委員) (R6.4.1)	0.4%	いづれの性も40%を下回らない	97.0%	行政経営課調べ、男女共生課まとめ ※法令等により設置義務のある審議会等 福島県:35.3%、全国平均:34.6%、24位 (R5.4.1)
29	3 2 1 市町村の審議会等における女性委員の割合	男女共生課	23.2% (R3.4.1)	23.9% (R5.4.1)	24.1% (R6.4.1)	0.2%	モニタリング指標	—	市町村における男女共同参画行政推進調査 ※法令等より設置義務のある審議会 福島県:25.4%、全国平均:28.5%、38位 (R5.4.1)
30	3 2 1 県(知事部局)の管理職における女性職員の割合(副課長相当職以上の女性管理職)	人事課	9.1% (R3.4.1)	11.2% (R4.4.1)	12.0% (R5.4.1)	0.8%	15%以上	80.0%	福島県男女共同参画推進行動計画等に基づく ※県警本部、教育庁等を含めた割合 福島県9.3%、全国平均13.2%、41位(R5.4.1)
31	3 2 1 市町村の女性管理職の割合	男女共生課	13.3% (R3.4.1)	13.6% (R5.4.1)	15.2% (R6.4.1)	1.6%	モニタリング指標	—	市町村における男女共同参画行政推進調査 男女共生課まとめ
32	3 2 1 県議会における女性議員の割合	男女共生課	8.9% (R3.4.1)	8.6% (R5.4.1)	10.3% (R6.4.1)	1.7%	モニタリング指標	—	内閣府調べ「全国女性の参画マップ」 福島県:10.3%、全国平均:14.6%、32位 (R5.12.31)
33	3 2 1 市町村議会における女性議員の割合	男女共生課	9.3% (R3.4.1)	9.3% (R5.4.1)	11.3% (R6.4.1)	2.0%	モニタリング指標	—	市町村における男女共同参画行政推進調査 男女共生課まとめ 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査等」 市 →福島県:11.9%、全国:19.9%、43位 (R5.12.31) 町村→福島県:9.7%、全国:13.6%、41位 (R5.12.31)

※ 実績値はそれぞれの年度の実績を入れているが、その年度の値でない場合は、()で調査時点を記入している。

		項 目	担当各課(室)	現状値	実績値			指標の 推移	R12年度目標 (期待)値等	目標値に 対する達 成度	参 考 出 典
				R3年度	R4年度	R5年度	増減				
3-2-2 企業、団体、地域等における参画の拡大											
34	3 2 2	民営事業所の管理職における女性の割合(係長相当 職以上の女性比率)	雇用労政課	18.9%	20.2%	19.0%	-1.2%		30%	63.3%	労働条件等実態調査(4月発表)
1	3 2 2	福島県次世代育成支援企業認証数(再掲)	雇用労政課	875件	947件	1,081件	134件		1707件	63.3%	雇用労政課まとめ 令和6年3月 総合計画目標値上方修正 900→1,707
24	3 2 2	ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合(再掲)	雇用労政課	8.6%	8.2%	9.7%	1.5%	—	モニタリング 指標	—	雇用労政課まとめ
2	3 2 2	町内会等の代表における女性の割合(再掲)	男女共生課	3.3% (R3.4.1)	3.7% (R5.7.1)	3.7% (R6.7.1)	0.0%	—	モニタリング 指標	—	地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況調査(4/1現在) 全国平均:7.2%、36位(R5.7.1)
35	3 2 2	農業協同組合における女性の正組合員数の割合	農業経済課	19.4%	20.4%	20.7%	0.3%	—	モニタリング 指標	—	JA福島中央会調べ
36	3 2 2	農業協同組合役員に占める女性の割合	農業経済課	9.5%	10.7%	10.3%	-0.4%	—	モニタリング 指標	—	農業における政策・方針決定過程への女性参画に関する調査
37	3 2 2	女性農業委員が複数入る農業委員会の割合	農業担い手課	25.4%	25.4%	35.6%	10.2%	—	モニタリング 指標	—	県農業担い手課まとめ
3	3 2 2	ふくしま女性活躍応援宣言賛同企業・団体数(再掲)	男女共生課	251団体 (R3.4.1)	357団体 (R5.4.1)	366団体 (R6.4.1)	9団体	—	モニタリング 指標	—	男女共生課まとめ

※ 実績値はそれぞれの年度の実績を入れているが、その年度の値でない場合は、()で調査時点を記入している。

	項	目	担当各課(室)	実績値			指標の推移	R12年度目標(期待)値等	目標値に 対する達 成度	参考 出典	
				現状値 R3年度	R4年度	R5年度					増減
基本目標Ⅳ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備											
4-1 女性活躍に資する多様な柔軟な働き方の促進等、働き方改革の推進											
43	4	ふくしま女性活躍応援宣言賛同企業・団体数(再掲)	男女共生課	251団体 (R3.4.1)	357団体 (R5.4.1)	366団体 (R6.4.1)	9団体	－	モニタリング 指標	－	男女共生課まとめ
1	4	福島県次世代育成支援企業認証数(再掲)	雇用労政課	875件	947件	1,081件	134件		1707件	63.3%	雇用労政課まとめ 令和6年3月 総合計画目標値上方修正 900→1,707
38	4	年次有給休暇の取得率	雇用労政課	57.2%	61.5%	64.7%	3.2%		70%	92.4%	労働条件等実態調査(4月発表) 全国値 62.1%(令和5年就労条件総合調査)
39	4	男性の育児休業取得率(民間(事業所規模30人以上))	雇用労政課	13.5%	20.4%	36.0%	15.6%		30%	120.0%	労働条件等実態調査(4月発表)
40	4	男性職員の育児休業の取得率(福島県※知事部局)	人事課	59.1%	62.9%	84.1%	21.2%		100%	84.1%	人事課まとめ ※目標値の100%は1週間以上の取得率
41	4	男性職員の育児休業の取得率(福島県内市町村※首長部局)	市町村行政課 男女共生課	18.0%	38.5%	50.8%	12.3%		30%以上	169.3%	市町村行政課まとめ
42	4	介護休業制度の利用実績のあった事業所の割合(事業所規模30人以上)	雇用労政課	9.0%	6.2%	8.7%	2.5%	－	モニタリング 指標	－	労働条件等実態調査(4月発表)
43	4	出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合	雇用労政課	19.3%	18.8%	20.7%	1.9%	－	モニタリング 指標	－	労働条件等実態調査(4月発表)
44	4	イクボス宣言をした企業数<累計>	雇用労政課	521件	570件	662件	92件		980件	67.5%	雇用労政課まとめ

※ 実績値はそれぞれ年度の実績を入れているが、その年度の値でない場合は、()で調査時点を記入している。

	項	目	担当各課(室)	現状値 R3年度	実績値		指標の 推移	R12年度目標 (期待)値等	目標値に 対する達 成度	参考 出典
					R4年度	R5年度	増減			
4-2 育児・介護にかかる社会的支援の拡大										
45	4 2	保育所入所希望者に対する待機児童数の割合	子育て支援課	0.17%	0.07%	0.04%	-0.03%		0.0%	子育て支援課まとめ
46	4 2	延長保育実施施設数	子育て支援課	397か所	404か所	385か所	-19か所		408か所 (R6)	子育て支援課まとめ
47	4 2	病児保育実施施設数	子育て支援課	32か所	35か所	38か所	3か所		33か所	子育て支援課まとめ
48	4 2	放課後児童クラブの申込児童に対する待機児童数の割合	子育て支援課	1.6%	1.7%	1.7%	0.0%		0.0%	子育て支援課まとめ
49	4 2	地域子育て支援拠点施設数(累計)	子育て支援課	129か所	130か所	133か所	3か所		126か所 (R6)	子育て支援課まとめ
50	4 2	特別養護老人ホームの定員数(整備数)	高齢福祉課	13,195人	13,304人	13,778人	474人	—	モニタリング 指標	高齢福祉課まとめ
4-3 家庭・地域等における男性の参画の促進										
39	4 3	男性の育児休業取得率(民間(事業所規模30人以上))(再掲)	雇用労政課	13.5%	20.4%	36.0%	15.6%		30%	労働条件等実態調査(4月発表)
3	4 3	ふくしま女性活躍応援宣言賛同企業・団体数(再掲)	男女共生課	251団体 (R3.4.1)	357団体 (R5.4.1)	366団体 (R6.4.1)	9団体	—	モニタリング 指標	男女共生課まとめ
基本目標V 女性等に対するあらゆる暴力の根絶と安心な暮らしや健康への支援										
5-1-1 女性等に対する暴力の根絶に向けた取組の推進										
51	5 1 1	企業内のセクシュアル・ハラスメント相談員の設置率(常用労働者30人以上の事業者についての有効回答を集計)	雇用労政課	69.0%	70.5%	71.5%	1.0%	—	モニタリング 指標	労働条件等実態調査(4月発表)
5-1-2 女性等に対する暴力の被害者支援と再発防止対策										
52	5 1 2	配偶者暴力相談支援センターでの相談件数	児童家庭課	1,763件	1,833件	1,930件	97件	—	モニタリング 指標	児童家庭課まとめ 全国平均:2,606件(R3年度)
53	5 1 2	DV防止基本計画策定市町村数	児童家庭課	29市町村	36市町村	40市町村	4市町村		増加を目指す (R6)	児童家庭課まとめ

※ 実績値はそれぞれの年度の実績を入れているが、その年度の値でない場合は、()で調査時点を記入している。

	項 目	担当各課(室)	現状値 R3年度	実績値			指標の 推移	R12年度目標 (期待)値等	目標値に 対する達 成度	参考 出典
				R4年度	R5年度	増減				
5-2 生活上の困難を抱える女性等の安心な暮らしへの支援										
54	ひとり親家庭の親の就業率	児童家庭課	89.2%	89.2% (R3)	89.2% (R3)	0.0%	↑	上昇を目指す (R6)	—	児童家庭課まとめ
45	保育所入所希望者に対する待機児童数の割合 (再掲)	子育て支援課	0.17%	0.07%	0.04%	-0.03%	↖	0.0%	—	子育て支援課まとめ
48	放課後児童クラブの申込児童に対する待機児童 数の割合(再掲)	子育て支援課	1.6%	1.7%	1.7%	0.0%	↑	0.0%	—	子育て支援課まとめ
55	消費者安全確保地域協議会設置市町村の県内人 口カバー率	消費生活課	19.0%	21.0%	21.0%	0.0%	↑	50%以上 (R7)	42.0%	消費生活課まとめ
5-3-1 性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の増進										
56	10代の人工妊娠中絶実施率	子育て支援課	3.0%	2.5%	調査中	—	—	低下を目指す (R6)	—	衛生行政報告例(厚生労働省) 全国平均:3.6%(R4)
57	不妊相談件数	子育て支援課	915件	347件	574件	227件	—	モニタリング 指標	—	子育て支援課まとめ

※ 実績値はそれぞれの年度の実績を入れているが、その年度の値でない場合は、()で調査時点を記入している。

	項 目	担当各課(室)	現況値			実績値			指標の推移	R12年度目標(期待)値等	目標値に 対する達成度	参考 出典
			R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度				
5-3-2	生涯を通じて男女の健康保持・増進											
58	5 乳がん検診の受診率 3 (40～69歳対象) 2	健康づくり推進課	45.8%	48.4%	47.9%	-0.5%			➡	60%以上	79.8%	福島県生活習慣病等検診管理指導協議会資料 【参考値】全国平均:47.4%、福島県48.8%(21位)(R4年度国民生活基礎調査 乳がん過去2年)
59	5 子宮頸がん検診の受診率 3 (20～69歳対象) 2	健康づくり推進課	44.7%	46.2%	46.0%	-0.2%			➡	60%以上	76.6%	福島県生活習慣病等検診管理指導協議会資料
60	5 外部機関と連携した薬物乱用防止教室等を実施している学校の割合(公立中・高) 3 2	教育庁 健康教育課	中学校89.3% 高校 68.8%	92.9% 74.0%	調査項目変更のため実績掲載不可				-	100.0%	-	健康教育課まとめ 全国平均:中学校81.9%、高校77.9%(R3年度) ※新型コロナウイルス感染症の影響により、H31年、R2年度の調査は中止。国が実施している薬物乱用防止教室開催状況調査の調査項目が変わったため、令和5年度の実績数値を出すことができません。また、令和6年度から、調査の実施は2～3年に1回となる。(R6年度は実施しない)

目標値:県行政の努力目標としての数値 29

モニタリング指標:現時点での状況を示す指標 31
合計 60

県行政の努力目標となっている指標のうち

前年度より数値が向上したもの	17	63.0%
前年度と同じ数値	4	14.8%
前年度より数値が下がったもの	6	22.2%
合 計	27	-

※現在調査中・実績調査不可指標3つあり。
←1つの指標に目標値が2つあるものがあるため29にならない。(30になる)

第2章

福島県の男女共同参画に関する主なデータ

I 人 口

1 福島県の人口

福島県の人口は、令和6年10月1日現在で、1,743,199人(女性882,041人、男性861,158人)であった。人口性比(女性を100としたときの男性の割合)は約98%で女性の人口が男性より多くなっている。また、年齢別人口を見ると、0歳～9歳及び20代の若年層が少ない。

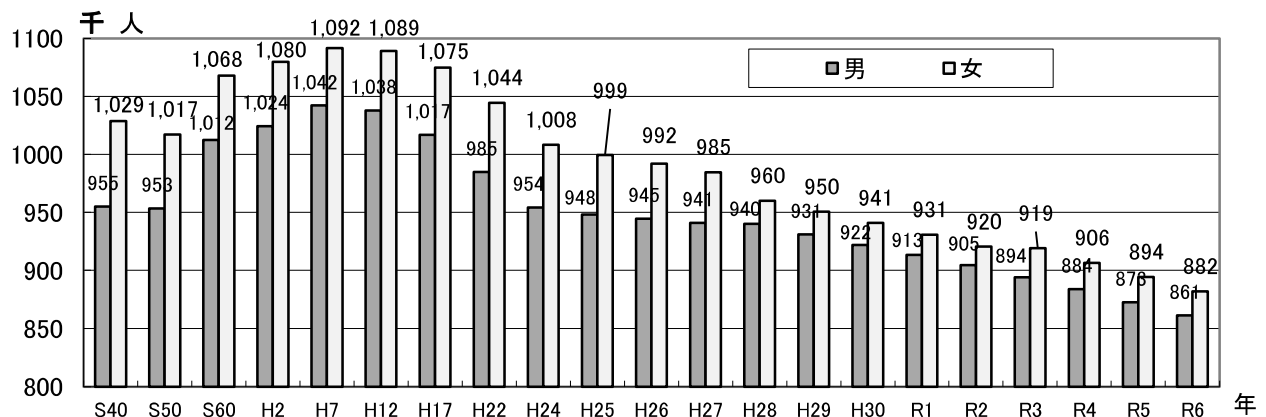
さらに、年齢別人口を男女別に見ると、年少人口及び生産年齢人口では全ての年齢層で女性人口が男性人口を下回っており、特に20歳代から40歳代の年齢層で男女人口の乖離が大きくなっている。

一方、老年人口では、すべての年齢層で女性人口が男性人口を上回っており、特に80歳以上の年齢層では男女の人口差が1万人を超えている。

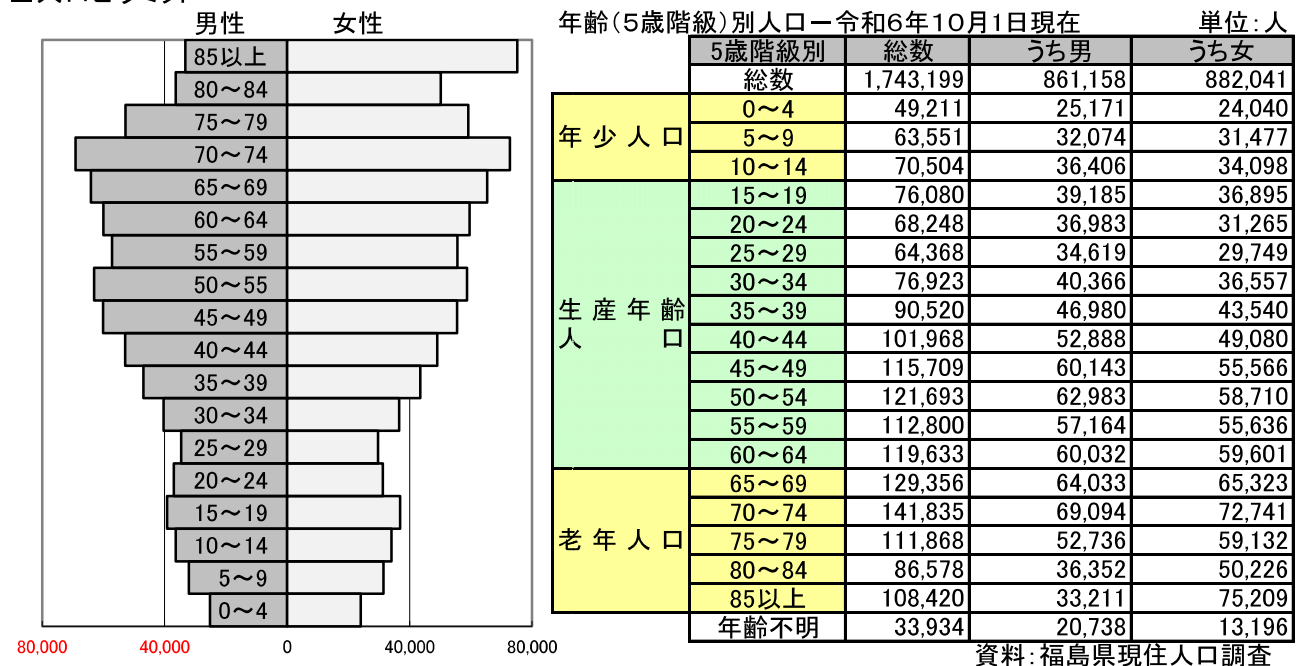
■男女別人口の推移(福島県)

各年10月1日現在(人)

	男	女		男	女		男	女
S40	954,988	1,028,766	H24	954,239	1,008,094	R2	904,652	920,403
S50	953,449	1,017,167	H25	948,217	999,363	R3	894,041	919,066
S60	1,012,456	1,067,848	H26	944,577	992,053	R4	883,902	906,460
H2	1,024,354	1,079,704	H27	940,971	984,634	R5	872,554	894,358
H7	1,042,030	1,091,562	H28	940,202	960,051	R6	861,158	882,041
H12	1,037,787	1,089,148	H29	930,915	950,467			
H17	1,016,724	1,074,595	H30	921,891	940,814			
H22	984,682	1,044,382	R1	913,373	930,800			



■人口ピラミッド



資料：福島県現住人口調査

2 出生数及び合計特殊出生率の推移

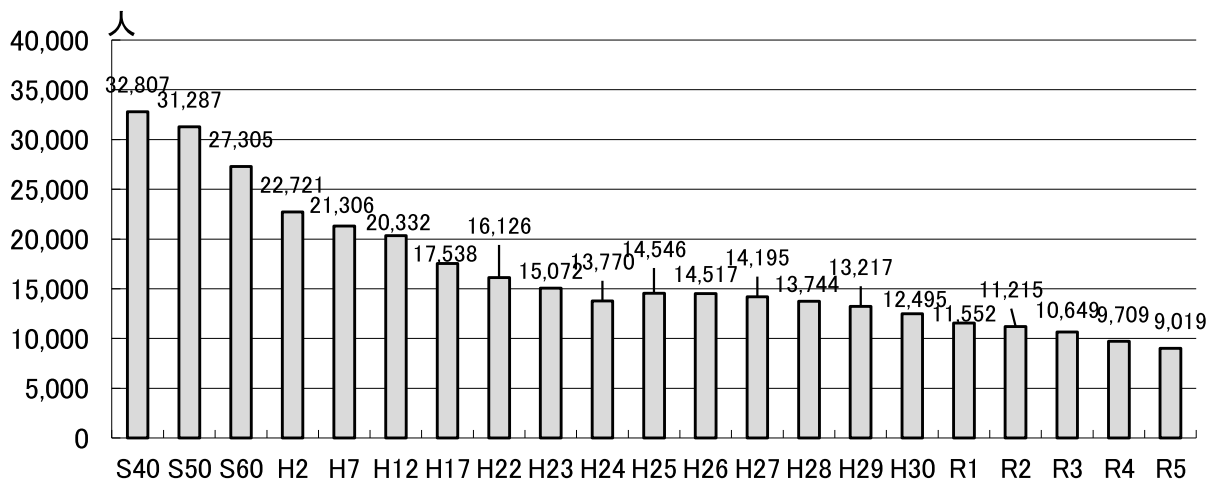
出生数は、年々減少傾向にあり、令和5年は前年比690人減の9,019人であった。

合計特殊出生率は、震災後に落ち込んだが、平成25年で震災以前の水準となり、平成26年以降は微増、平成29年以降再び減少し、令和5年は1.21であった。また、全国順位は、平成24年の33位から平成26年は9位となったものの、その後低下し、令和元年は16位、令和2年は17位、令和3年は28位、令和4年は32位で、令和5年は35位であった。

■出生数

単位 人

出生数	S40	S50	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H23	H24	H25
福島県	32,807	31,287	27,305	22,721	21,306	20,332	17,538	16,126	15,072	13,770	14,546
出生数	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
福島県	14,517	14,195	13,744	13,217	12,495	11,552	11,215	10,649	9,709	9,019	

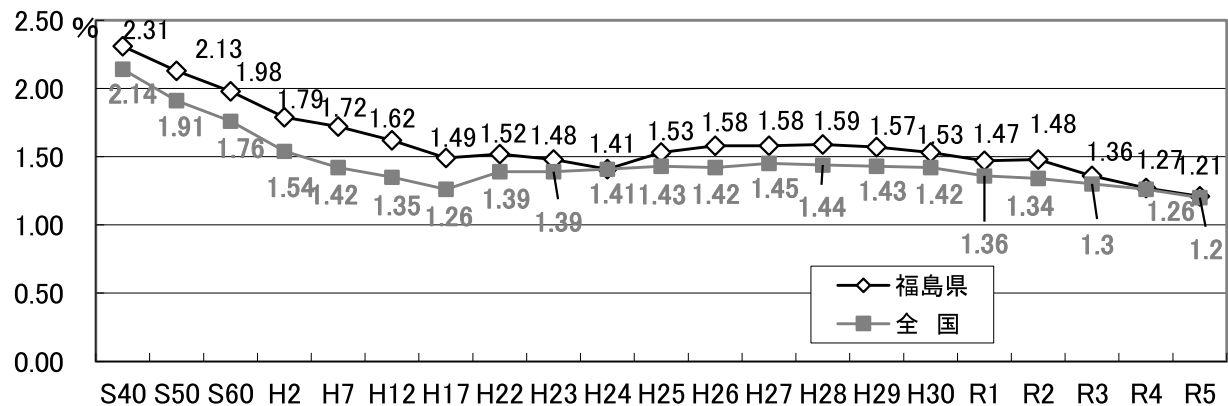


■合計特殊出生率

単位 %

	S40	S50	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H23	H24	H25
福島県	2.31	2.13	1.98	1.79	1.72	1.62	1.49	1.52	1.48	1.41	1.53
全 国	2.14	1.91	1.76	1.54	1.42	1.35	1.26	1.39	1.39	1.41	1.43
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
福島県	1.58	1.58	1.59	1.57	1.53	1.47	1.48	1.36	1.27	1.21	
全 国	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.34	1.3	1.26	1.2	

※合計特殊出生率…1人の女性が一生の間に産む平均子ども数。



資料: 人口動態統計の概況(H13まで)

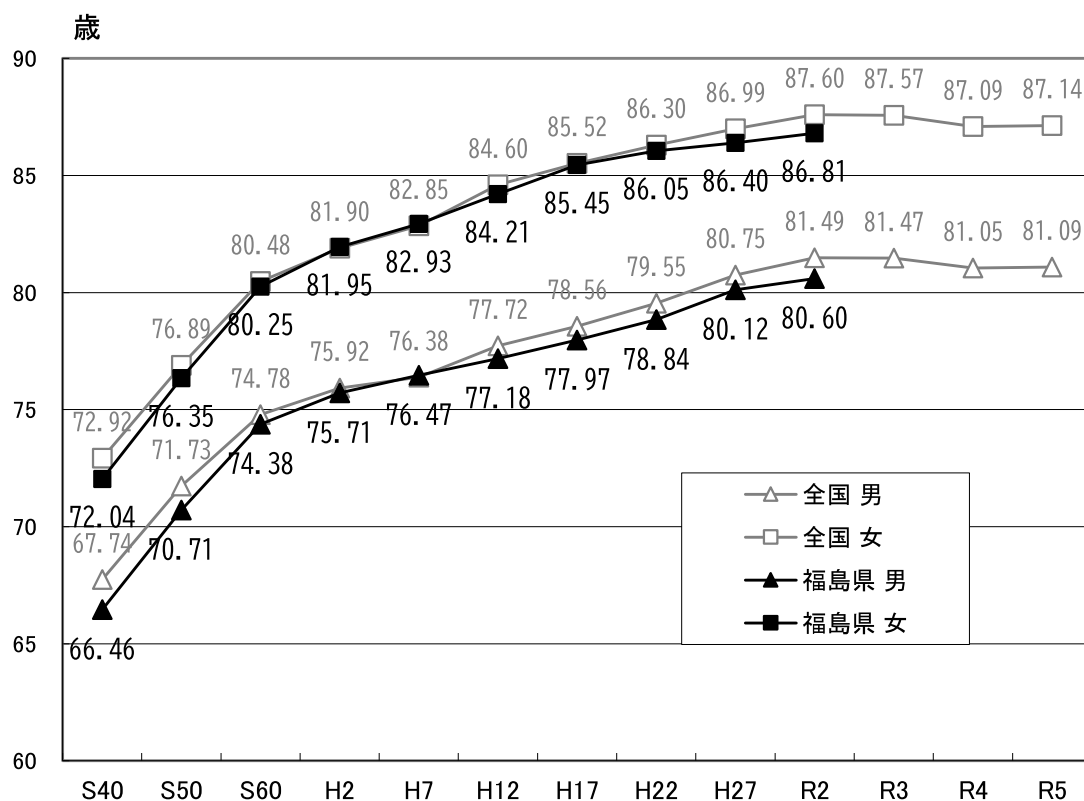
人口動態統計月報年計(概数)の概況 厚生労働省 より作成

3 平均寿命の推移

令和2年の福島県の平均寿命は、男性が前回(平成27年)より0.48歳伸びて80.60歳(全国第45位)、女性は前回より0.41歳伸びて86.81歳(全国第46位)だった。女性の平均寿命が男性と比べて6.21歳長くなっている。

	全国		福島県	
	男	女	男	女
S40	67.74	72.92	66.46	72.04
S50	71.73	76.89	70.71	76.35
S60	74.78	80.48	74.38	80.25
H2	75.92	81.90	75.71	81.95
H7	76.38	82.85	76.47	82.93
H12	77.72	84.60	77.18	84.21
H17	78.56	85.52	77.97	85.45
H22	79.55	86.30	78.84	86.05
H27	80.75	86.99	80.12	86.40
R2	81.49	87.60	80.60	86.81
R3	81.47	87.57	-※	-※
R4	81.05	87.09	-※	-※
R5	81.09	87.14	-※	-※

資料:厚生労働省 都道府県別生命表
令和5年簡易生命表
※ 都道府県別生命表は5年ごとの公表



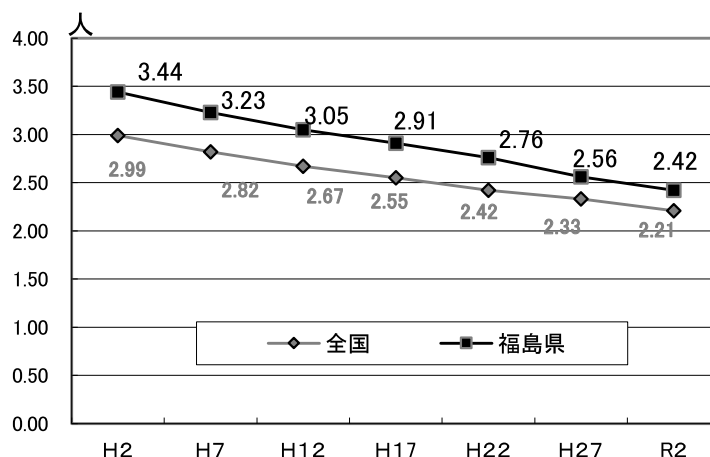
Ⅱ 家族類型

1 世帯人員の推移

世帯人数は全国よりも高い人数で推移しているが、年次を追うごとに減少してきている。

	単位 人	
	全国	福島県
H2	2.99	3.44
H7	2.82	3.23
H12	2.67	3.05
H17	2.55	2.91
H22	2.42	2.76
H27	2.33	2.56
R2	2.21	2.42

資料：国勢調査報告

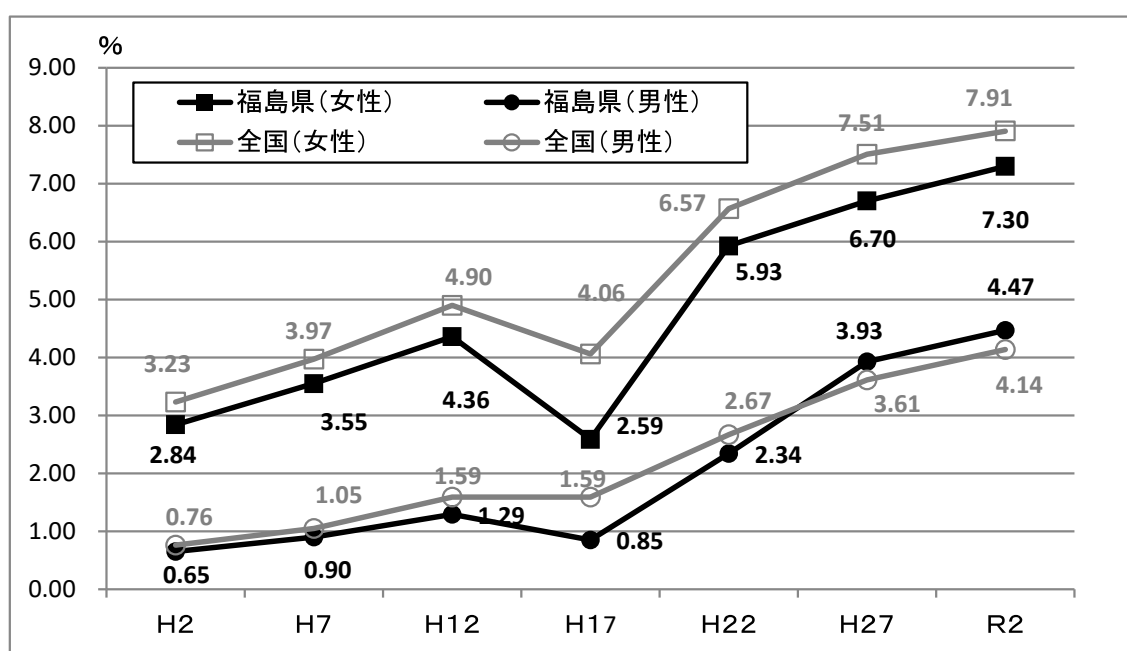


2 男女別単身高齢者世帯の割合

高齢者単身世帯は、男女とも年々増加しており、平成27年以降は男性の高齢単身世帯の割合が全国平均を上回っている。

		単位：%						
		H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
福島県	女性	2.84	3.55	4.36	2.59	5.93	6.70	7.30
	男性	0.65	0.90	1.29	0.85	2.34	3.93	4.47
全国	女性	3.23	3.97	4.90	4.06	6.57	7.51	7.91
	男性	0.76	1.05	1.59	1.59	2.67	3.61	4.14

資料 国勢調査報告



3 家族類型の推移(福島県)

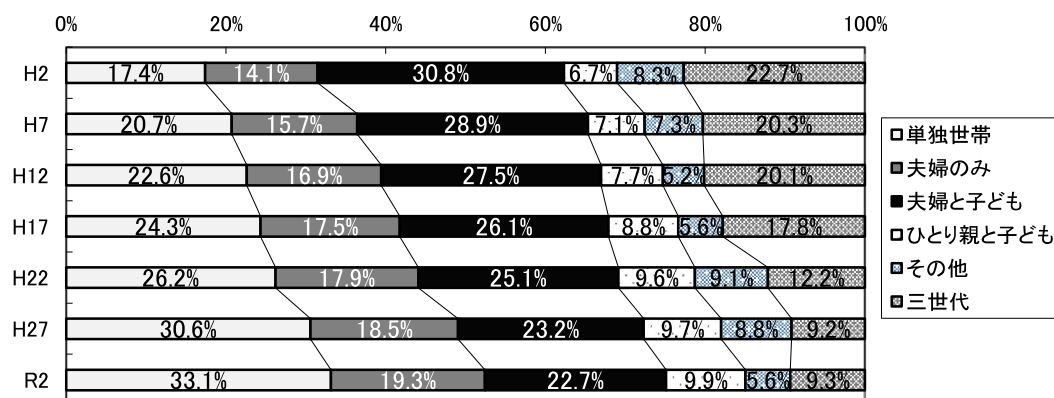
年次を追うごとに単独世帯、夫婦のみ、ひとり親と子どもの世帯の割合が増加している。

三世代の世帯は減少傾向にあるが、令和2年は微増した。三世代同居率は全国第8位(前回8位)となった。

単位:世帯

	単独世帯	夫婦のみ	夫婦と子ども	ひとり親と子ども	その他	三世代
H2	106,398	86,257	188,540	40,845	51,054	138,618
H7	135,125	102,415	188,445	46,189	47,547	132,290
H12	155,121	115,698	188,797	53,145	35,551	137,913
H17	172,045	123,512	184,606	61,959	39,355	125,746
H22	188,617	128,559	180,369	68,917	65,529	87,450
H27	223,347	134,886	169,678	70,822	64,269	67,011
R2	245,335	142,632	168,068	73,382	41,630	69,042

資料:国勢調査報告



注)三世代世帯:「夫婦、子供と両親から成る世帯」「夫婦、子供と片親から成る世帯」「夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯」平成12年度より統計開始
H7以前については、65歳以上の高齢者を含む世帯のうち三世代世帯

3世代同居率(一般世帯数に占める3世代世帯数の割合)

令和2年(全国8位、全国4.20% 総務省統計局国勢調査報告)

順位	都道府県名	3世代同居率(%)
1	山形県	13.92
2	福井県	11.49
3	新潟県	10.49
4	秋田県	10.29
5	富山県	10.08
6	岩手県	9.56
7	鳥取県	9.42
8	福島県	9.33
9	島根県	9.15
10	佐賀県	9.13

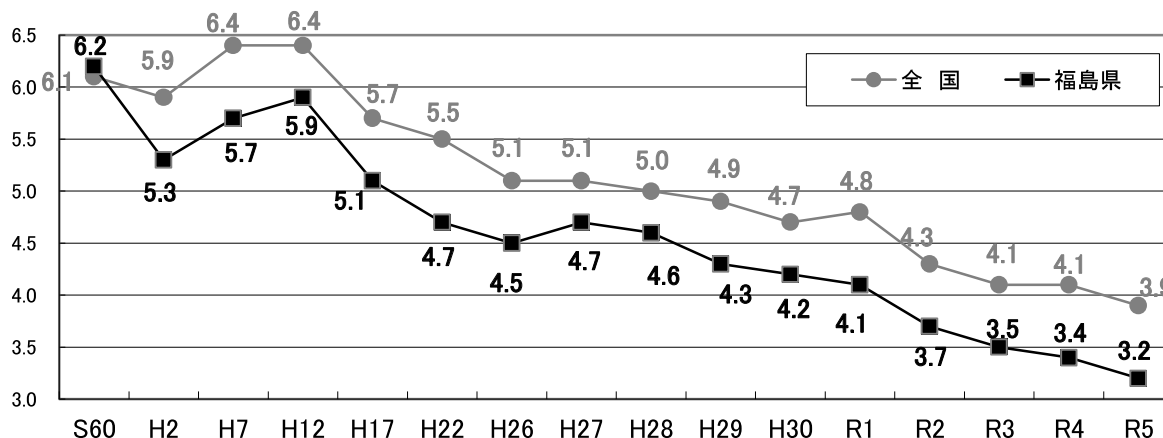
4 婚姻率の推移

婚姻率は全国とほぼ同じ傾向を示し、平成27年には4.7に上昇したものの、その後下降し続け、令和5年は3.2であった。

単位：人口千対

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全 国	6.1	5.9	6.4	6.4	5.7	5.5	5.1	5.1	5.0	4.9	4.7	4.8	4.3	4.1	4.1	3.9
福島県	6.2	5.3	5.7	5.9	5.1	4.7	4.5	4.7	4.6	4.3	4.2	4.1	3.7	3.5	3.4	3.2

資料：人口動態統計の概況 厚生労働省



※婚姻率 人口千人あたりの婚姻件数

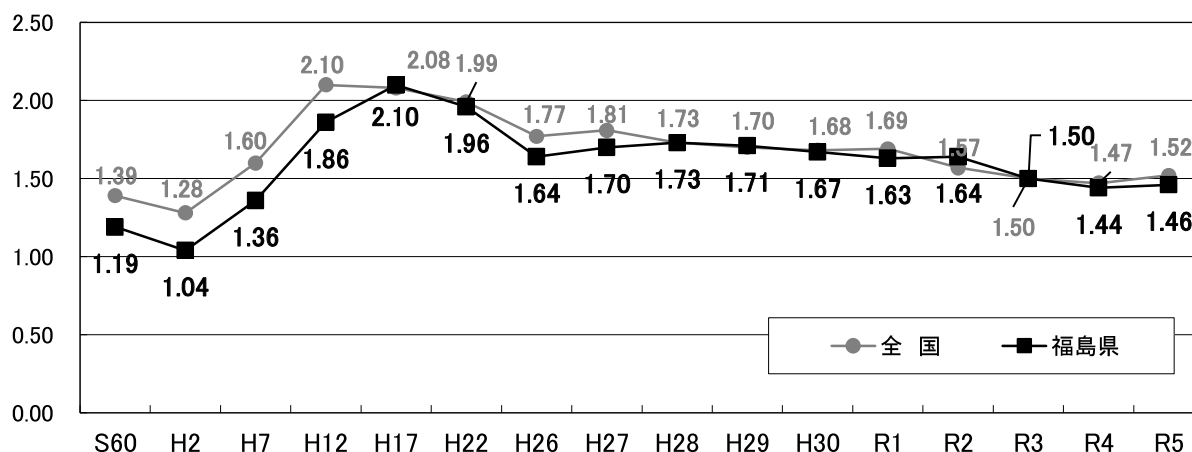
5 離婚率の推移

離婚率は平成22年から全国平均より低い値で推移していたが、平成28年以降は全国平均とほぼ変わらず、令和5年は1.46となり全国平均を下回った。

単位：人口千対

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全 国	1.39	1.28	1.60	2.10	2.08	1.99	1.77	1.81	1.73	1.70	1.68	1.69	1.57	1.50	1.47	1.52
福島県	1.19	1.04	1.36	1.86	2.10	1.96	1.64	1.70	1.73	1.71	1.67	1.63	1.64	1.50	1.44	1.46

資料：人口動態統計の概況 厚生労働省



※離婚率 人口千人あたりの離婚件数

6 未婚率の推移

未婚率は、女性は全国平均より低いものの、緩やかに増加傾向にあり、男性は30代以降は全国平均を上回っている。

【女性】

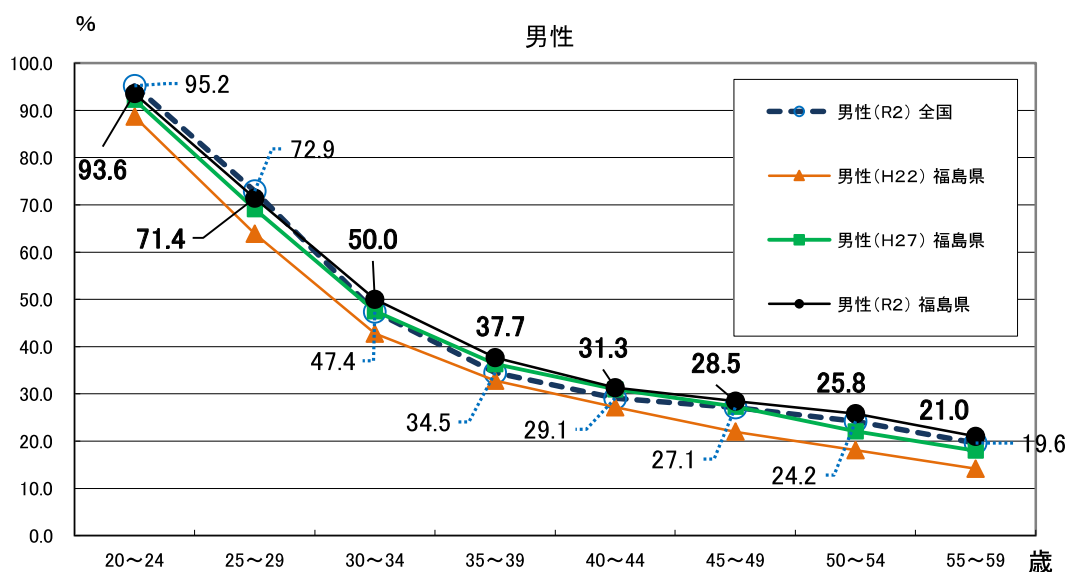
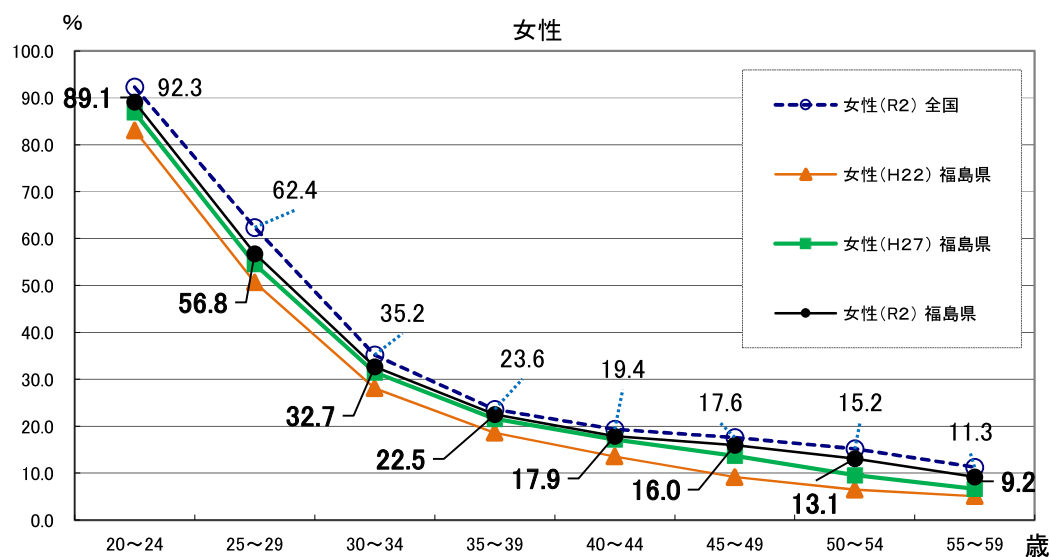
単位：％

	年齢	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
女性(H17)	全国	88.7	59.0	32.0	18.4	12.1	8.2	6.1	5.2
	福島県	82.2	49.5	26.1	15.2	9.4	6.5	5.1	4.5
女性(H22)	全国	87.9	58.9	33.9	22.7	17.1	12.4	8.6	6.4
	福島県	83.1	50.7	28.1	18.6	13.6	9.2	6.5	5.1
女性(H27)	全国	91.4	61.3	34.6	23.9	19.3	16.1	12.0	8.4
	福島県	86.9	54.6	31.5	21.6	17.2	13.7	9.6	6.7
女性(R2)	全国	92.3	62.4	35.2	23.6	19.4	17.6	15.2	11.3
	福島県	89.1	56.8	32.7	22.5	17.9	16.0	13.1	9.2

【男性】

	年齢	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
男性(H17)	全国	93.4	71.4	47.1	30.0	22.0	17.1	14.0	9.8
	福島県	89.3	63.7	43.0	29.9	22.9	18.2	14.5	9.6
男性(H22)	全国	91.4	69.2	46.0	34.8	28.0	22.0	17.5	14.4
	福島県	88.7	63.9	42.8	32.8	27.2	22.0	18.1	14.2
男性(H27)	全国	95.0	72.7	47.1	35.0	30.0	25.9	20.9	16.7
	福島県	92.3	69.1	47.5	36.3	31.0	27.3	22.1	18.0
男性(R2)	全国	95.2	72.9	47.4	34.5	29.1	27.1	24.2	19.6
	福島県	93.6	71.4	50.0	37.7	31.3	28.5	25.8	21.0

資料：国勢調査報告



※ 未婚率 その人口に占める未婚者の割合(配偶関係「不詳」を除く。)

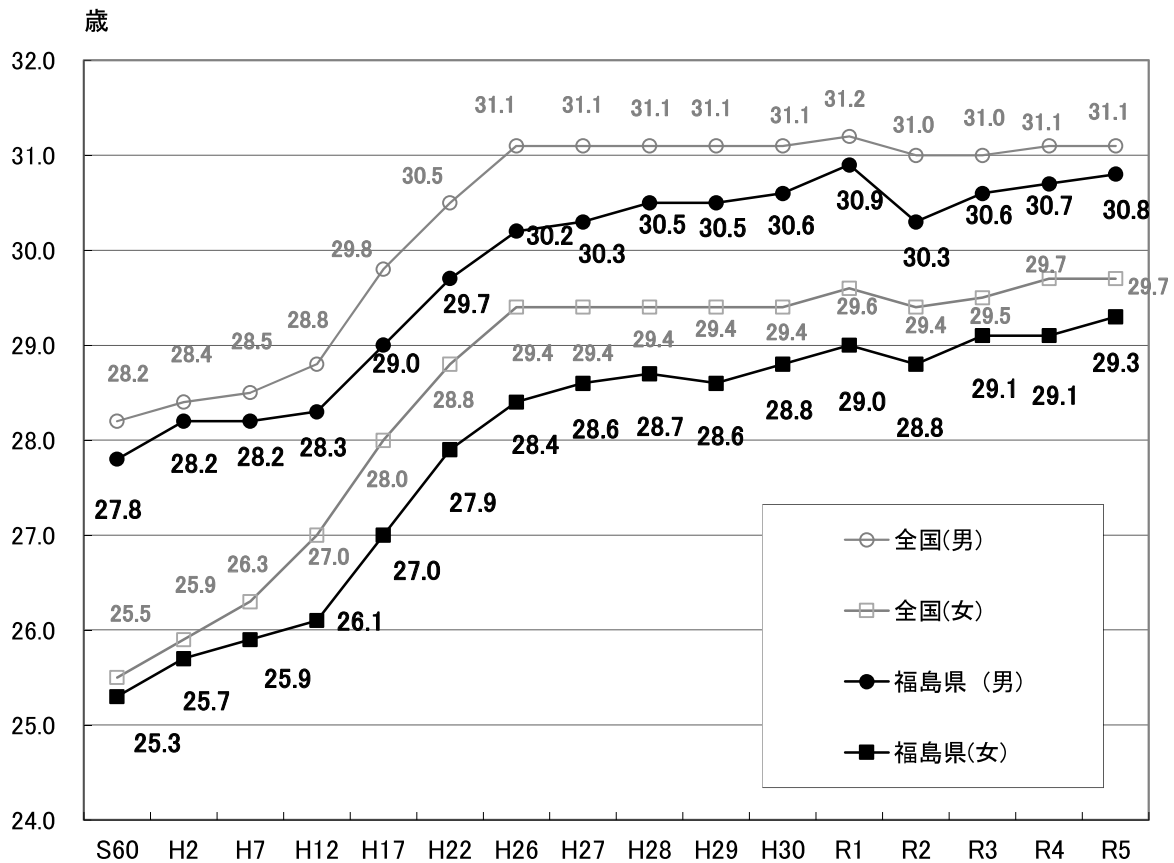
7 平均初婚年齢の推移

平均初婚年齢は、男女ともに全国より低い年齢で推移しているが、緩やかに晩婚化が進んでいる。

単位：歳

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全国(男)	28.2	28.4	28.5	28.8	29.8	30.5	31.1	31.1	31.1	31.1	31.1	31.2	31.0	31.0	31.1	31.1
全国(女)	25.5	25.9	26.3	27.0	28.0	28.8	29.4	29.4	29.4	29.4	29.4	29.6	29.4	29.5	29.7	29.7
福島県(男)	27.8	28.2	28.2	28.3	29.0	29.7	30.2	30.3	30.5	30.5	30.6	30.9	30.3	30.6	30.7	30.8
福島県(女)	25.3	25.7	25.9	26.1	27.0	27.9	28.4	28.6	28.7	28.6	28.8	29.0	28.8	29.1	29.1	29.3

資料：人口動態統計の概況 厚生労働省



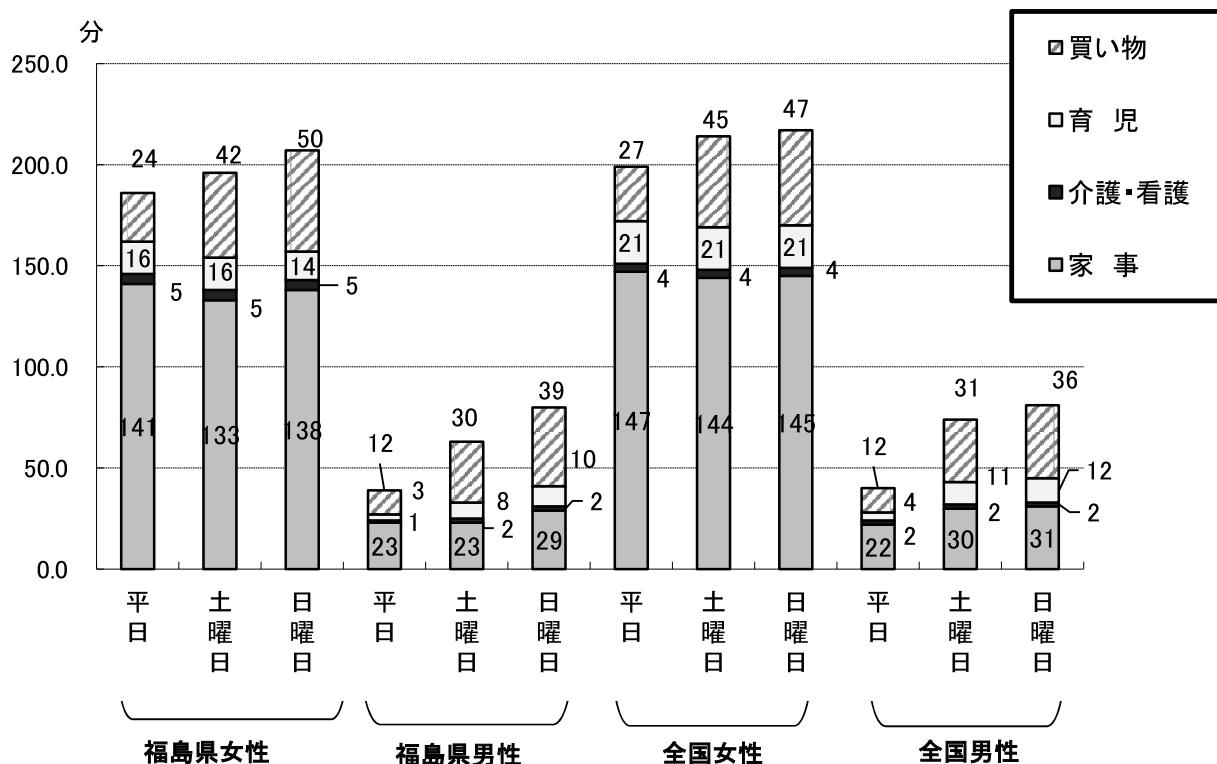
8 家事に費やす時間(令和3年)

家事に関連する時間は、圧倒的に女性が従事する時間が長くなっている。

単位:分

	福島県			福島県			全国			全国		
	女性			男性			女性			男性		
	平日	土曜日	日曜日	平日	土曜日	日曜日	平日	土曜日	日曜日	平日	土曜日	日曜日
家事	141	133	138	23	23	29	147	144	145	22	30	31
介護・看護	5	5	5	1	2	2	4	4	4	2	2	2
育児	16	16	14	3	8	10	21	21	21	4	11	12
買い物	24	42	50	12	30	39	27	45	47	12	31	36
総計	186	196	207	39	63	80	199	214	217	40	74	81

資料: 社会生活基本調査(R3) 総務省



Ⅲ 教 育

1 高校生の卒業後の状況(進学状況)(福島県)

進学者の状況を見ると、大学学部への進学は男子の方が多く、短大本科への進学は女子の方が多くなっている。

なお、女子の方の進学先割合は、大学学部への進学が増加傾向にあり、令和5年度は79.9%となっている。

県外進学率については、男子は7割を超えており、女子は震災後に7割を超えるまで増加し、現在も同程度で推移している。

■ 進学

大学の学部、短大本科、大学・短大の通信教育部、大学・短大の別科、高等学校専攻科への進学

【男子】

単位：人、%

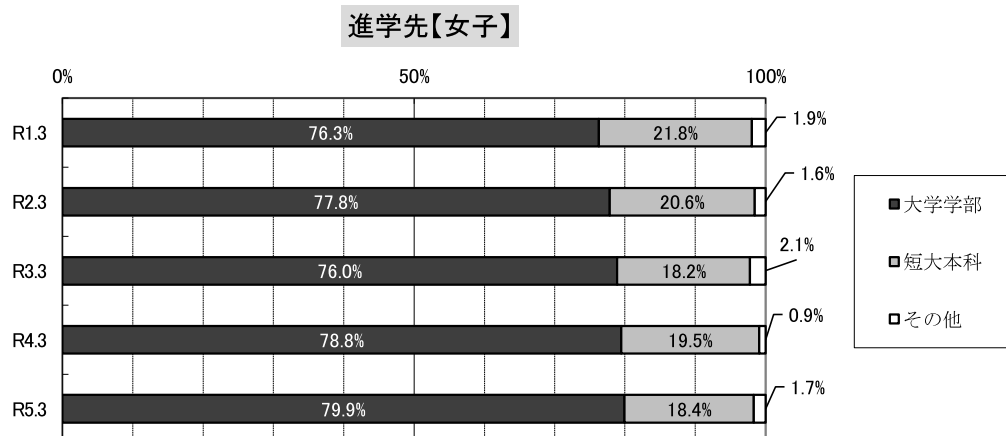
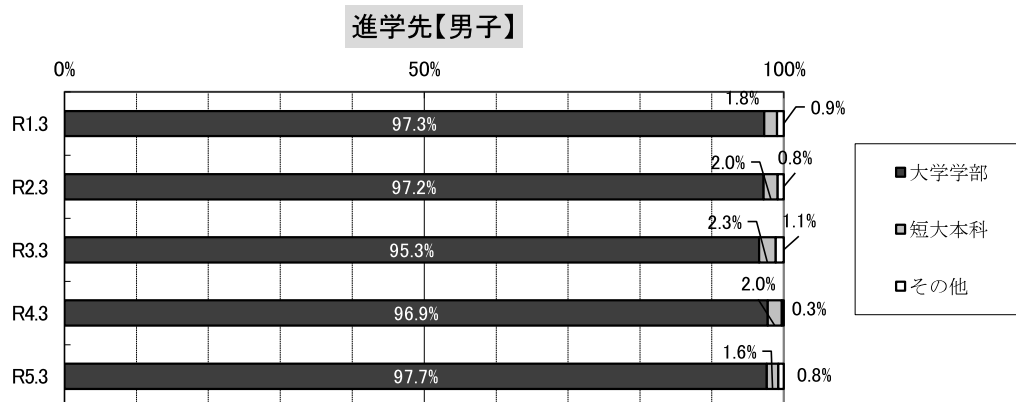
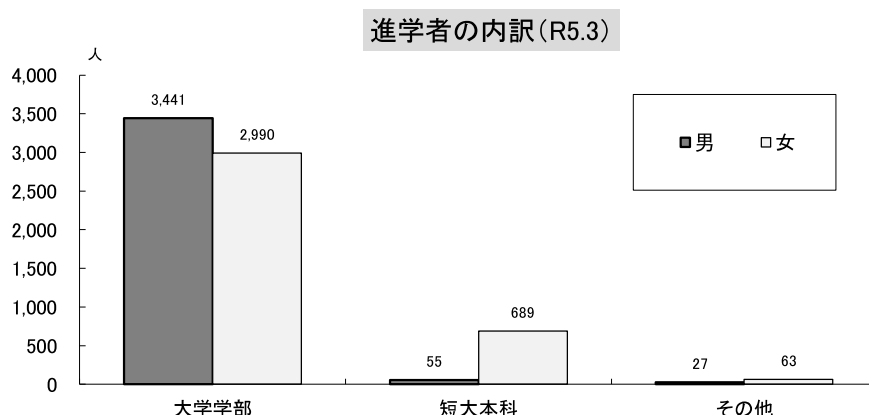
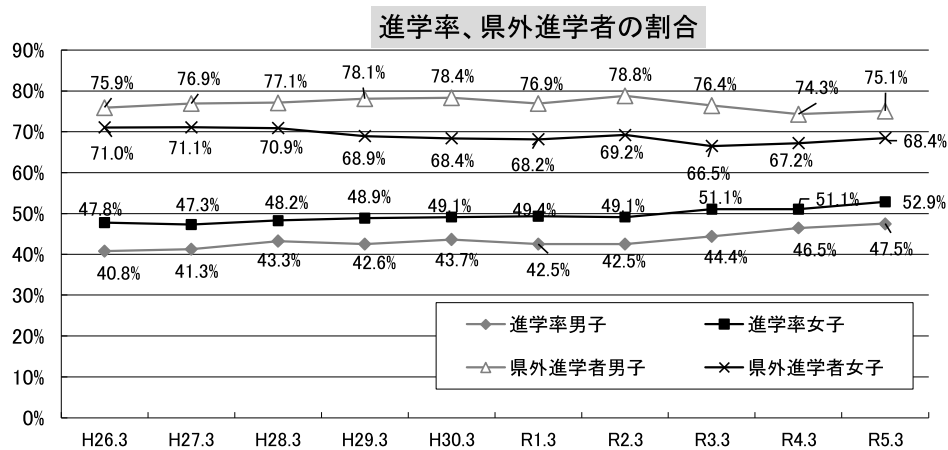
卒業生 総 数		進学者	進学率	進 学 者 の う ち						進学者のうち	
				大学学部		短大本科		その他		県外進学者	
				人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
14,386	H7.3	3,146	21.9%	2,976	94.6%	131	4.2%	39	1.2%	2,429	77.2%
12,364	H12.3	3,801	30.7%	3,662	96.3%	114	3.0%	25	0.7%	2,947	77.5%
12,100	H17.3	4,349	35.9%	4,178	96.1%	141	3.2%	30	0.7%	3,246	74.6%
10,379	H22.3	4,396	42.4%	4,252	96.7%	104	2.4%	40	0.9%	3,227	73.4%
9,674	H24.3	4,002	41.4%	3,876	96.9%	96	2.4%	30	0.7%	3,038	75.9%
9,750	H25.3	3,972	40.7%	3,852	97.0%	90	2.3%	30	0.8%	3,020	76.0%
9,144	H26.3	3,732	40.8%	3,633	97.3%	68	1.8%	31	0.8%	2,833	75.9%
8,933	H27.3	3,690	41.3%	3,574	96.9%	86	2.3%	30	0.8%	2,838	76.9%
8,800	H28.3	3,806	43.3%	3,703	97.3%	78	2.0%	25	0.7%	2,935	77.1%
8,951	H29.3	3,809	42.6%	3,723	97.7%	59	1.5%	27	0.7%	2,973	78.1%
8,631	H30.3	3,770	43.7%	3,666	97.2%	79	2.1%	25	0.7%	2,954	78.4%
8,728	R1.3	3,712	42.5%	3,611	97.3%	67	1.8%	34	0.9%	2,855	76.9%
8,353	R2.3	3,553	42.5%	3,454	97.2%	70	2.0%	29	0.8%	2,799	78.8%
8,043	R3.3	3,573	44.4%	3,406	95.3%	82	2.3%	39	1.1%	2,730	76.4%
7,673	R4.3	3,568	46.5%	3,459	96.9%	70	2.0%	9	0.3%	2,650	74.3%
7,418	R5.3	3,523	47.5%	3,441	97.7%	55	1.6%	27	0.8%	2,645	75.1%

【女子】

単位：人、%

卒業生 総 数		進学者	進学率	進 学 者 の う ち						進学者のうち	
				大学学部		短大本科		その他		県外進学者	
				人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
14,435	H7.3	4,839	33.5%	2,201	45.5%	2,558	52.9%	80	1.7%	2,849	58.9%
12,870	H12.3	4,547	35.3%	2,749	60.5%	1,747	38.4%	51	1.1%	2,999	66.0%
11,672	H17.3	4,595	39.4%	2,999	65.3%	1,516	33.0%	80	1.7%	2,952	64.2%
10,145	H22.3	4,647	45.8%	3,362	72.3%	1,208	26.0%	77	1.7%	3,197	68.8%
9,426	H24.3	4,233	44.9%	3,141	74.2%	1,034	24.4%	58	1.4%	2,985	70.5%
9,317	H25.3	4,290	46.0%	3,239	75.5%	969	22.6%	82	1.9%	3,055	71.2%
8,959	H26.3	4,283	47.8%	3,251	75.9%	946	22.1%	86	2.0%	3,042	71.0%
8,914	H27.3	4,215	47.3%	3,226	76.5%	908	21.5%	81	1.9%	2,996	71.1%
8,587	H28.3	4,142	48.2%	3,145	75.9%	928	22.4%	69	1.7%	2,935	70.9%
8,656	H29.3	4,230	48.9%	3,219	76.1%	933	22.1%	78	1.8%	2,916	68.9%
8,336	H30.3	4,092	49.1%	3,094	75.6%	919	22.5%	79	1.9%	2,798	68.4%
8,122	R1.3	4,009	49.4%	3,058	76.3%	873	21.8%	78	1.9%	2,733	68.2%
8,126	R2.3	3,991	49.1%	3,105	77.8%	824	20.6%	62	1.6%	2,762	69.2%
7,759	R3.3	3,966	51.1%	3,015	76.0%	721	18.2%	85	2.1%	2,637	66.5%
7,589	R4.3	3,877	51.1%	3,057	78.8%	755	19.5%	35	0.9%	2,607	67.2%
7,076	R5.3	3,742	52.9%	2,990	79.9%	689	18.4%	63	1.7%	2,561	68.4%

資料：学校基本統計(学校基本調査報告書)福島県統計課及び福島県教育庁調べ
※令和4年分までは学校統計要覧(福島県教育委員会)



2 公立小・中学校及び高等学校の男女混合名簿の導入状況(福島県)

公立小中学校の男女混合名簿導入は年々増加傾向にあり、県立高等学校は100%導入されている。

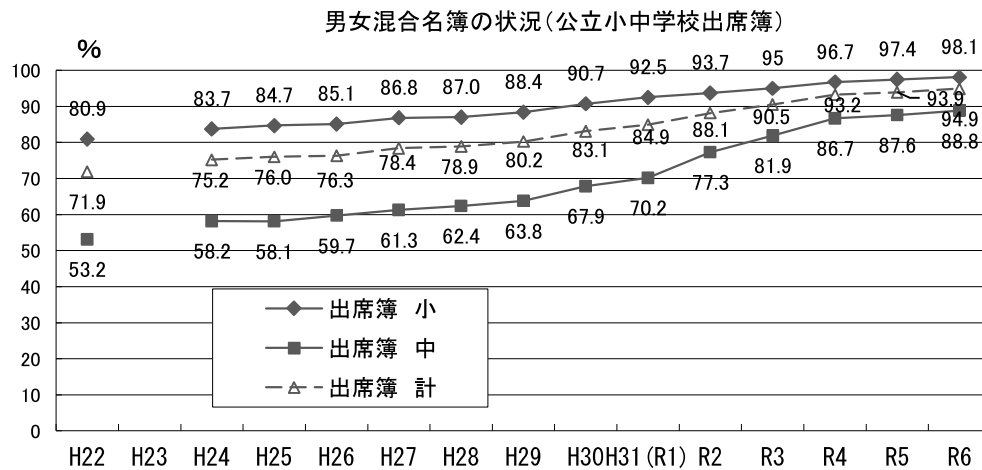
■ 公立小中学校の男女混合名簿の導入状況

資料: 福島県教育庁調べ

年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
出席簿	小	402 80.9	- -	394 83.7	394 84.7	394 85.1	393 86.8	388 87.0	387 88.4	392 90.7
	中	126 53.2	- -	135 58.2	133 58.1	135 59.7	136 61.3	138 62.4	139 63.8	148 67.9
	計	528 71.9	- -	529 75.2	527 76.0	529 76.3	529 78.4	526 78.9	526 80.2	540 83.1
年度		H31	R2	R3	R4	R5	R6			
出席簿	小	392 92.5	388 93.7	384 95.0	379 96.7	374 97.4	371 98.1			
	中	153 70.2	167 77.3	176 81.9	183 86.7	183 87.6	182 88.8			
	計	545 84.9	555 88.1	560 90.5	562 93.2	557 93.9	583 94.9			

左の数値は校数、右の数値は導入率%

※H23は調査せず。

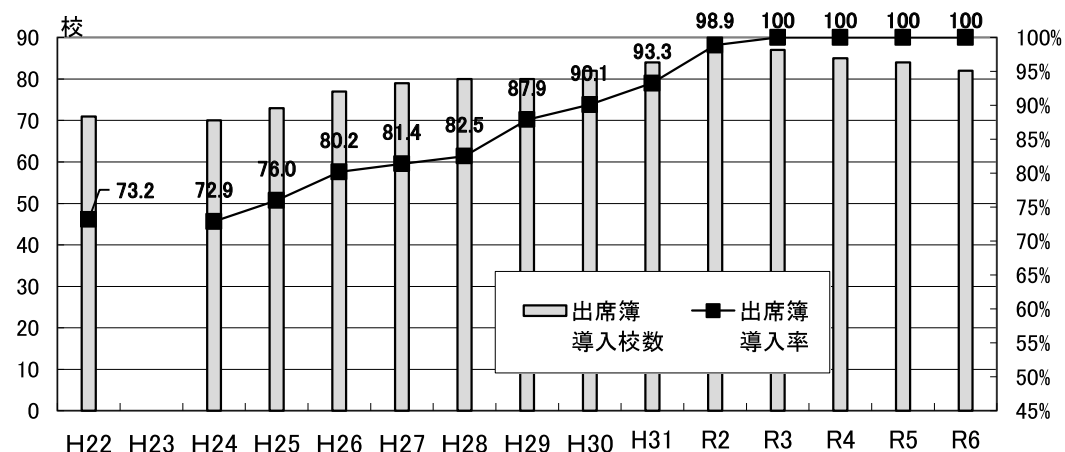


■ 高等学校の男女混合名簿の導入状況

資料: 福島県教育庁調べ

年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
出席簿	校数	71	-	70	73	77	79	80	80	82
	導入率	73.2	-	72.9	76.0	80.2	81.4	82.5	87.9	90.1
年度		H31	R2	R3	R4	R5	R6			
出席簿	校数	84	88	87	85	84	82			
	導入率	93.3	98.9	100.0	100.0	100.0	100.0			

※H23は調査せず。



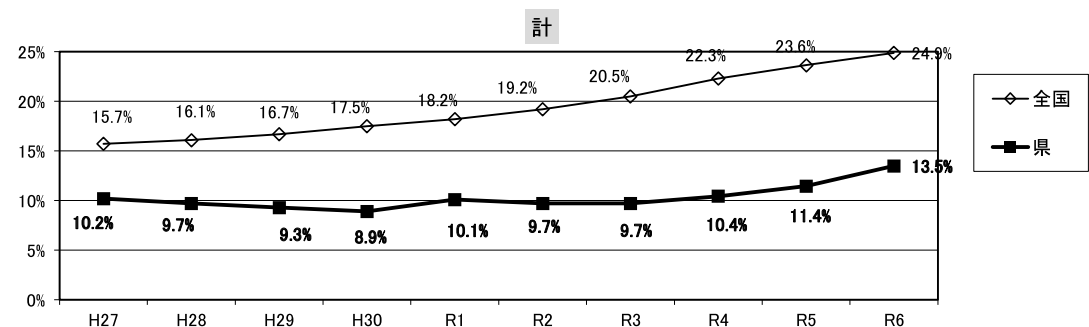
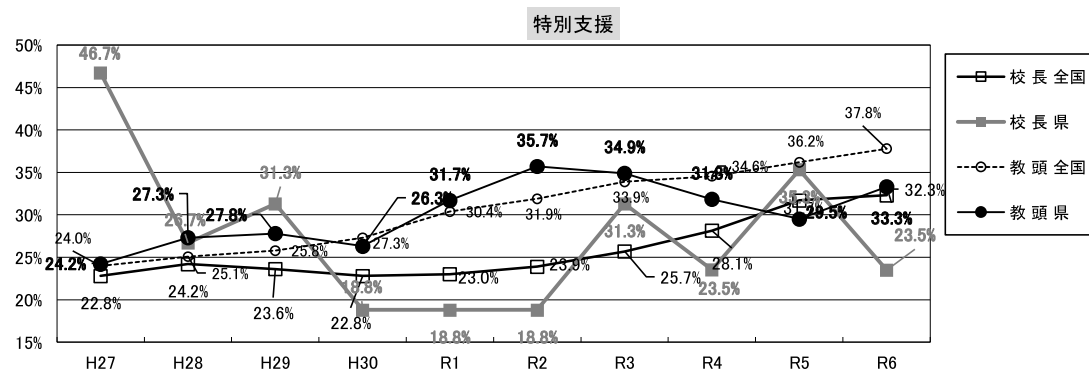
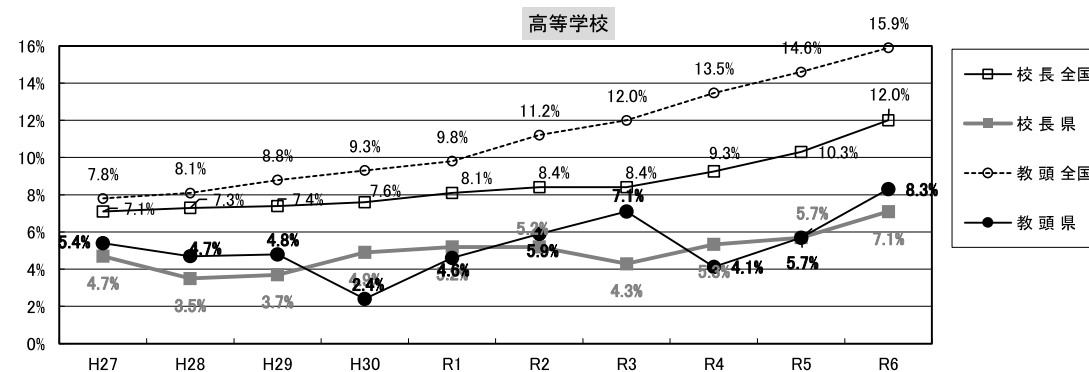
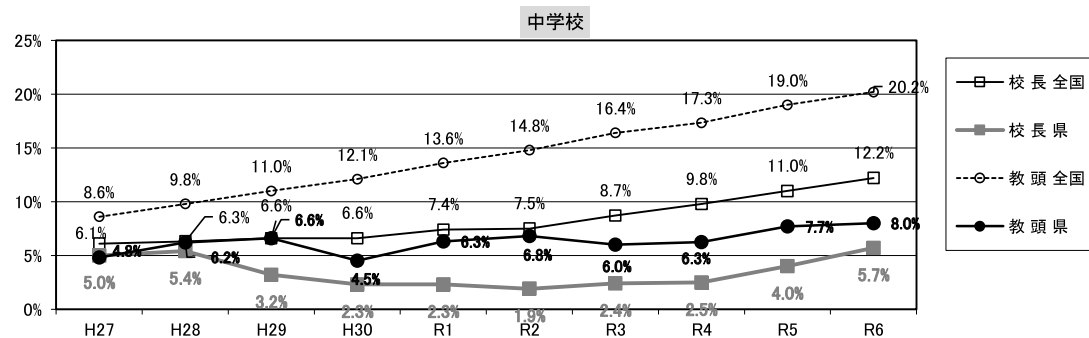
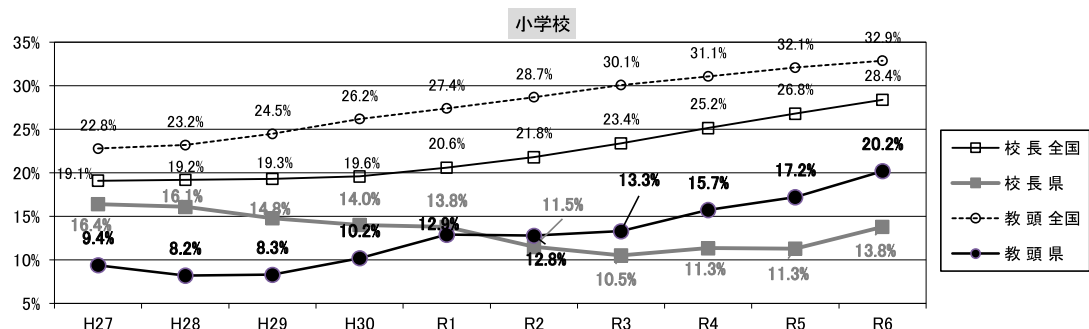
3 公立学校の女性管理職割合の推移

公立学校における本県の女性管理職の割合は、年々伸びているが、全国よりも低い水準で推移している。

	小 学 校				中 学 校				高 等 学 校				特別支援				計	
	校 長		教 頭		校 長		教 頭		校 長		教 頭		校 長		教 頭		計	計
	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県
H元	3.1%	1.6%	9.8%	4.8%	0.6%	0.0%	2.1%	0.4%	0.3%	1.2%	0.8%	0.8%	1.1%	0.0%	5.6%	0.0%	4.4%	2.1%
H7	9.5%	4.9%	19.3%	8.3%	1.9%	0.4%	5.4%	3.2%	0.6%	1.2%	1.9%	2.3%	5.7%	0.0%	10.2%	14.8%	9.8%	4.8%
H12	15.5%	8.6%	22.5%	9.7%	3.5%	0.8%	7.6%	3.2%	2.0%	1.2%	3.6%	2.3%	8.9%	0.0%	14.8%	31.0%	13.3%	6.6%
H17	18.2%	11.3%	21.6%	13.3%	4.8%	1.2%	7.5%	6.1%	3.6%	4.6%	5.2%	4.9%	15.0%	20.0%	19.1%	32.3%	14.2%	9.5%
H22	18.4%	13.4%	21.3%	15.7%	5.3%	3.4%	7.3%	5.8%	4.8%	5.9%	7.1%	8.5%	15.7%	20.0%	21.0%	25.8%	14.4%	11.2%
H27	19.1%	16.4%	22.8%	9.4%	6.1%	5.0%	8.6%	4.8%	7.1%	4.7%	7.8%	5.4%	22.8%	46.7%	24.0%	24.2%	15.7%	10.2%
H28	19.2%	16.1%	23.2%	8.2%	6.3%	5.4%	9.8%	6.2%	7.3%	3.5%	8.1%	4.7%	24.2%	26.7%	25.1%	27.3%	16.1%	9.7%
H29	19.3%	14.8%	24.5%	8.3%	6.6%	3.2%	11.0%	6.6%	7.4%	3.7%	8.8%	4.8%	23.6%	31.3%	25.8%	27.8%	16.7%	9.3%
H30	19.6%	14.0%	26.2%	10.2%	6.6%	2.3%	12.1%	4.5%	7.6%	4.9%	9.3%	2.4%	22.8%	18.8%	27.3%	26.3%	17.5%	8.9%
R1	20.6%	13.8%	27.4%	12.9%	7.4%	2.3%	13.6%	6.3%	8.1%	5.2%	9.8%	4.6%	23.0%	18.8%	30.4%	31.7%	18.2%	10.1%
R2	21.8%	11.5%	28.7%	12.8%	7.5%	1.9%	14.8%	6.8%	8.4%	5.2%	11.2%	5.9%	23.9%	18.8%	31.9%	35.7%	19.2%	9.7%
R3	23.4%	10.5%	30.1%	13.3%	8.7%	2.4%	16.4%	6.0%	8.4%	4.3%	12.0%	7.1%	25.7%	31.3%	33.9%	34.9%	20.5%	9.7%
R4	25.2%	11.3%	31.1%	15.7%	9.8%	2.5%	17.3%	6.3%	9.3%	5.3%	13.5%	4.1%	28.1%	23.5%	34.6%	31.8%	22.3%	10.4%
R5	26.8%	11.3%	32.1%	17.2%	11.0%	4.0%	19.0%	7.7%	10.3%	5.7%	14.6%	5.7%	31.7%	35.3%	36.2%	29.5%	23.6%	11.4%
R6	28.4%	13.8%	32.9%	20.2%	12.2%	5.7%	20.2%	8.0%	12.0%	7.1%	15.9%	8.3%	32.3%	23.5%	37.8%	33.3%	24.9%	13.5%

※ 公立のみ、兼務教員を除く

資料：文部科学省 学校基本調査



4 学校における女性教員、女性管理職の割合（令和6年度）

女性管理職の割合は、教員数に占める女性の割合と比較して、低い水準となっている。

計（国立・公立・私立）（福島県）

	教員	副校長・教頭	校長・園長	管理職計
幼稚園	92.5%	87.5%	52.6%	67.6%
小学校	65.8%	20.4%	13.7%	17.1%
中学校	44.3%	8.2%	5.7%	7.0%
高校（全・定・通）	34.7%	9.1%	5.9%	7.9%
特別支援	68.6%	34.0%	23.5%	31.3%
計	56.5%	24.1%	17.8%	21.1%
幼稚園除く	53.3%	15.8%	10.6%	13.4%

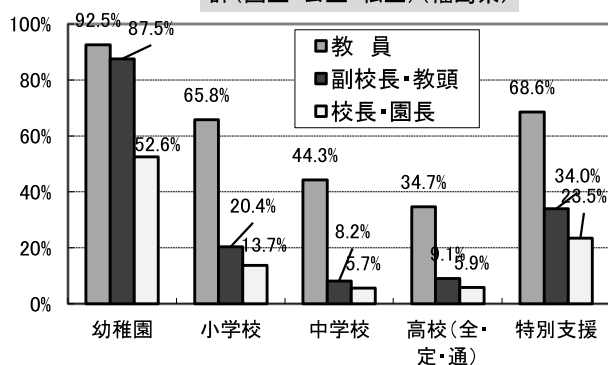
資料 学校基本調査

計（国立・公立・私立）（全国）

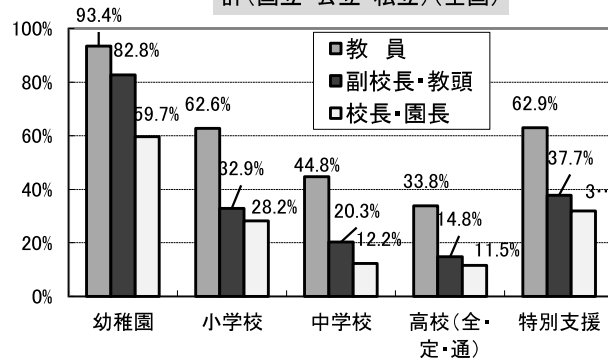
	教員	副校長・教頭	校長・園長	管理職計
幼稚園	93.4%	82.8%	59.7%	68.5%
小学校	62.6%	32.9%	28.2%	30.6%
中学校	44.8%	20.3%	12.2%	16.6%
高校（全・定・通）	33.8%	14.8%	11.5%	13.6%
特別支援	62.9%	37.7%	31.9%	35.6%
計	54.9%	32.0%	28.4%	30.3%
幼稚園除く	51.6%	26.3%	21.7%	24.2%

資料 学校基本調査

計（国立・公立・私立）（福島県）



計（国立・公立・私立）（全国）



公立のみ（福島県）

	教員	副校長・教頭	校長・園長	管理職計
幼稚園	93.2%	97.1%	62.5%	75.6%
小学校	66.0%	20.2%	13.8%	17.0%
中学校	44.4%	8.0%	5.7%	6.9%
高校（全・定・通）	35.3%	8.3%	7.1%	7.9%
特別支援	68.5%	33.3%	23.5%	30.6%
計	55.5%	19.3%	15.0%	17.3%
幼稚園除く	54.3%	15.7%	10.9%	13.5%

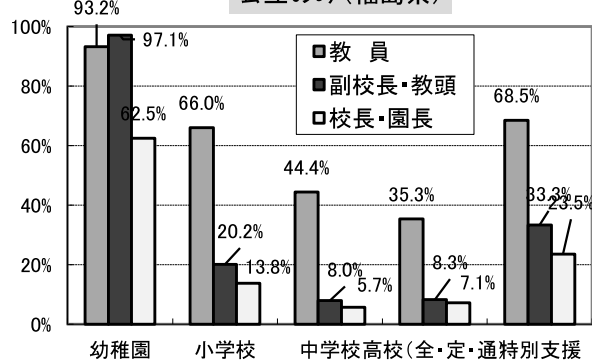
資料 学校基本調査

公立のみ（全国）

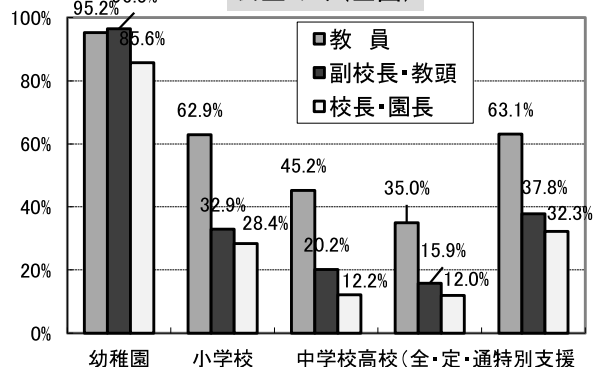
	教員	副校長・教頭	校長・園長	管理職計
幼稚園	95.2%	96.5%	85.6%	88.9%
小学校	62.9%	32.9%	28.4%	30.7%
中学校	45.2%	20.2%	12.2%	16.4%
高校（全・定・通）	35.0%	15.9%	12.0%	14.3%
特別支援	63.1%	37.8%	32.3%	35.8%
計	54.0%	28.7%	25.6%	27.2%
幼稚園除く	53.4%	27.2%	22.2%	24.9%

資料 学校基本調査

公立のみ（福島県）



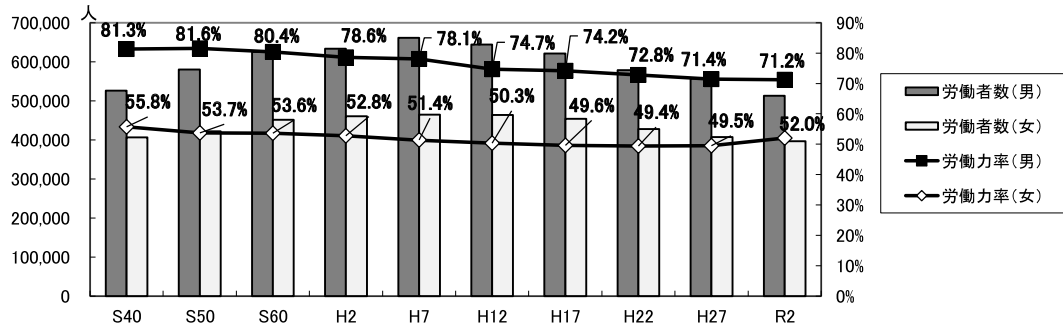
公立のみ（全国）



Ⅳ 労働

1 男女別労働力率の推移(福島県)

労働力率は、高齢社会の影響からか、男性は緩やかに下降、女性はほぼ横ばいの傾向にあるが、男女の労働力率の開きは、ほぼ変わらないレベルで推移している。



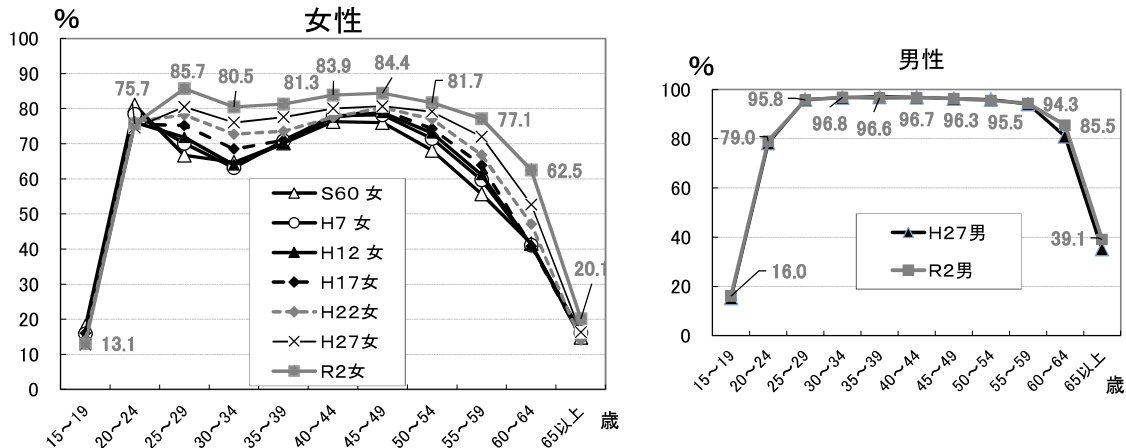
単位:人

		S40	S50	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
総数	労働力状態別 15歳以上人口	1,374,795	1,496,517	1,619,503	1,679,409	1,751,780	1,785,297	1,782,594	1,740,909	1,662,573	1,593,066
	労働力人口	931,896	1,002,413	1,076,860	1,094,438	1,126,170	1,108,459	1,075,110	1,006,246	964,491	909,490
男性	労働力状態別 15歳以上人口	646,287	711,337	777,292	806,784	846,601	862,795	858,433	835,901	813,542	777,758
	労働力人口	525,722	580,402	625,289	633,819	661,345	644,344	621,415	578,367	557,110	512,768
女性	労働力状態別 15歳以上人口	728,508	785,180	842,211	872,625	905,179	922,502	924,161	905,008	849,031	815,308
	労働力人口	406,174	422,011	451,571	460,619	464,825	464,115	453,695	427,879	407,381	396,722
	労働力率(総数)	67.8%	67.0%	66.5%	65.2%	64.3%	62.1%	61.4%	60.6%	60.2%	61.3%
	労働力率(男)	81.3%	81.6%	80.4%	78.6%	78.1%	74.7%	74.2%	72.8%	71.4%	71.2%
	労働力率(女)	55.8%	53.7%	53.6%	52.8%	51.4%	50.3%	49.6%	49.4%	49.5%	52.0%

資料:国勢調査報告

2 男女別年齢階級別労働力率(福島県)

労働力率をみると、いわゆるM字型カーブは緩やかになっている。



単位: %

年齢	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65以上
S60 女	18.0	81.0	66.7	64.7	70.2	76.3	76.0	68.1	55.7	41.5	14.8
H7 女	15.8	78.4	70.1	63.2	70.8	78.0	78.2	71.5	59.7	41.1	16.2
H12 女	15.3	76.1	71.8	64.0	70.1	77.6	78.9	73.1	61.2	41.2	15.8
H17 女	16.0	75.6	75.2	68.5	71.0	77.6	79.7	74.3	63.9	40.8	14.9
H22 女	14.0	76.3	78.2	72.7	73.6	77.6	80.3	77.0	66.8	47.1	14.1
H27 女	12.7	74.6	80.5	76.0	77.6	80.0	80.7	79.1	72.0	52.7	16.3
H27 男	15.3	78.2	95.9	96.7	97.0	96.8	96.3	95.9	94.1	81.0	35.1
R2 女	13.1	75.7	85.7	80.5	81.3	83.9	84.4	81.7	77.1	62.5	20.1
R2 男	16.0	79.0	95.8	96.8	96.6	96.7	96.3	95.5	94.3	85.5	39.1

資料:国勢調査報告

3 男女別有業率の推移

■男女別労働力率の推移

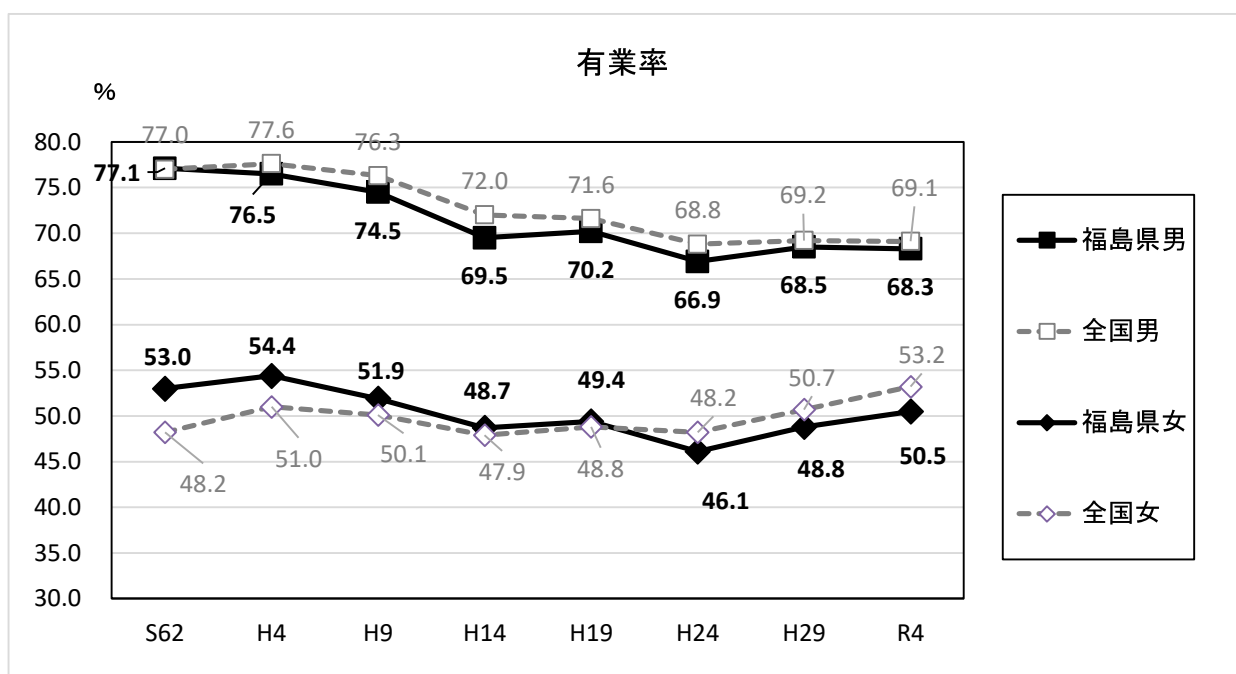
単位:千人、%

区 分	男 女 計				男				女			
	福 島 県			全国	福 島 県			全国	福 島 県			全国
	15歳 以上 人口	有業者	有業率	有業率	15歳 以上 人口	有業者	有業率	有業率	15歳 以上 人口	有業者	有業率	有業率
S43	1,400	947	67.6	64.0	662	541	81.7	81.7	738	406	55.0	47.5
S46	1,432	955	66.7	63.8	671	534	79.6	82.2	761	421	55.3	46.5
S49	1,452	954	65.7	62.0	686	548	79.9	81.3	766	406	53.0	44.0
S52	1,527	1,004	65.7	62.3	728	574	78.8	80.3	799	430	53.8	45.3
S54	1,564	1,035	66.2	62.0	748	597	79.8	79.4	816	439	53.8	45.6
S57	1,577	1,057	67.0	63.4	756	602	79.6	79.3	821	455	55.4	48.5
S62	1,640	1,059	64.6	62.2	786	606	77.1	77.0	854	453	53.0	48.2
H4	1,713	1,114	65.0	63.9	824	630	76.5	77.6	890	484	54.4	51.0
H9	1,770	1,112	62.8	62.8	855	637	74.5	76.3	915	475	51.9	50.1
H14	1,792	1,053	58.8	59.5	865	601	69.5	72.0	928	452	48.7	47.9
H19	1,770	1,051	59.4	59.8	851	597	70.2	71.6	919	454	49.4	48.8
H24	1,708	958	56.1	58.1	824	551	66.9	68.8	885	408	46.1	48.2
H29	1,660	971	58.5	59.7	817	560	68.5	69.2	843	411	48.8	50.7
R4	1,591	943	59.2	60.9	782	534	68.3	69.1	810	409	50.5	53.2

就業構造基本調査(R4) 総務省統計局

有業者: 普段収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日(10月1日)以降も仕事をしていくことになっている者、および仕事は持っているが現在は休んでいる者。

なお、家族の人が自家営業(個人経営の商店、工場や農家など)に従事した場合は、その家族の人が無給であっても、自家の収入を得る目的で仕事をしたことになる。



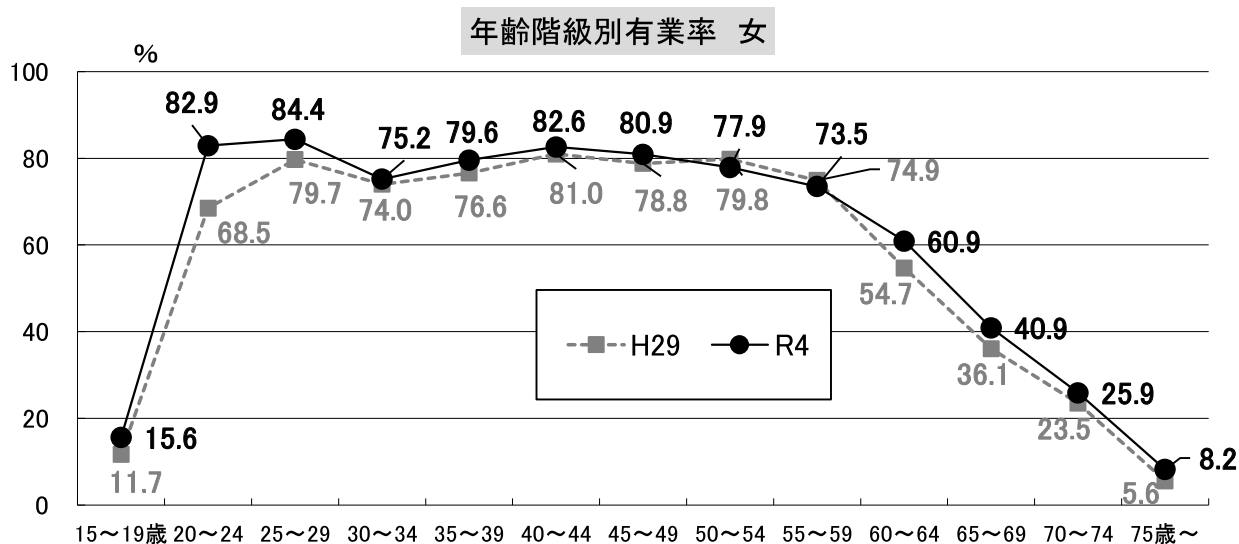
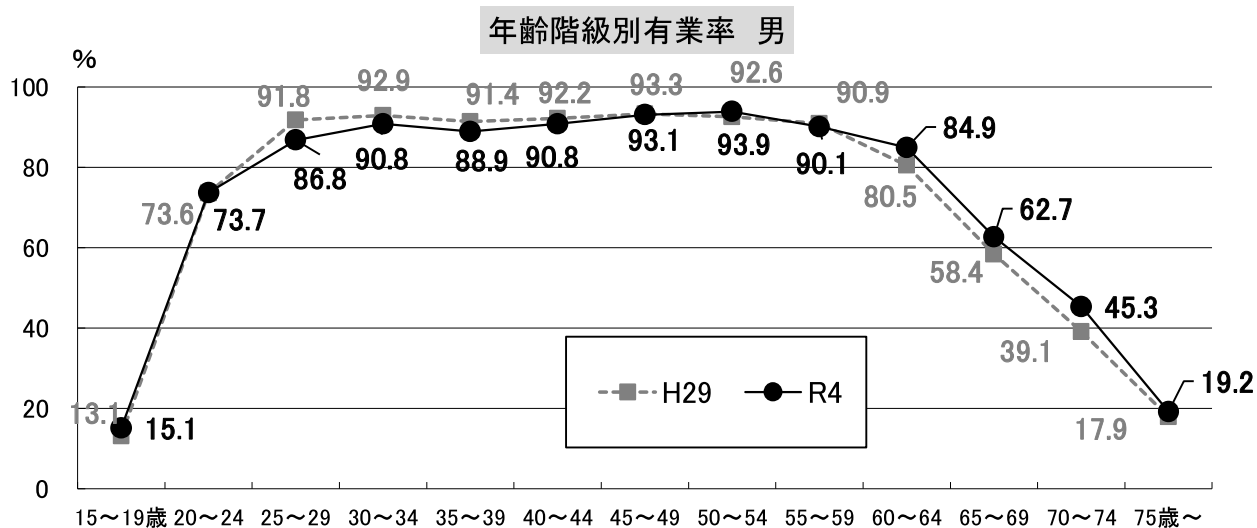
■年齢階級別有業率(福島県)

有業率は、女性の有業率が上昇し、男性の有業率が減少している。特に、男性は20～50代、女性は50代で有業率が減少している一方で、男女共に60代以降の有業率が増加している。

単位 %

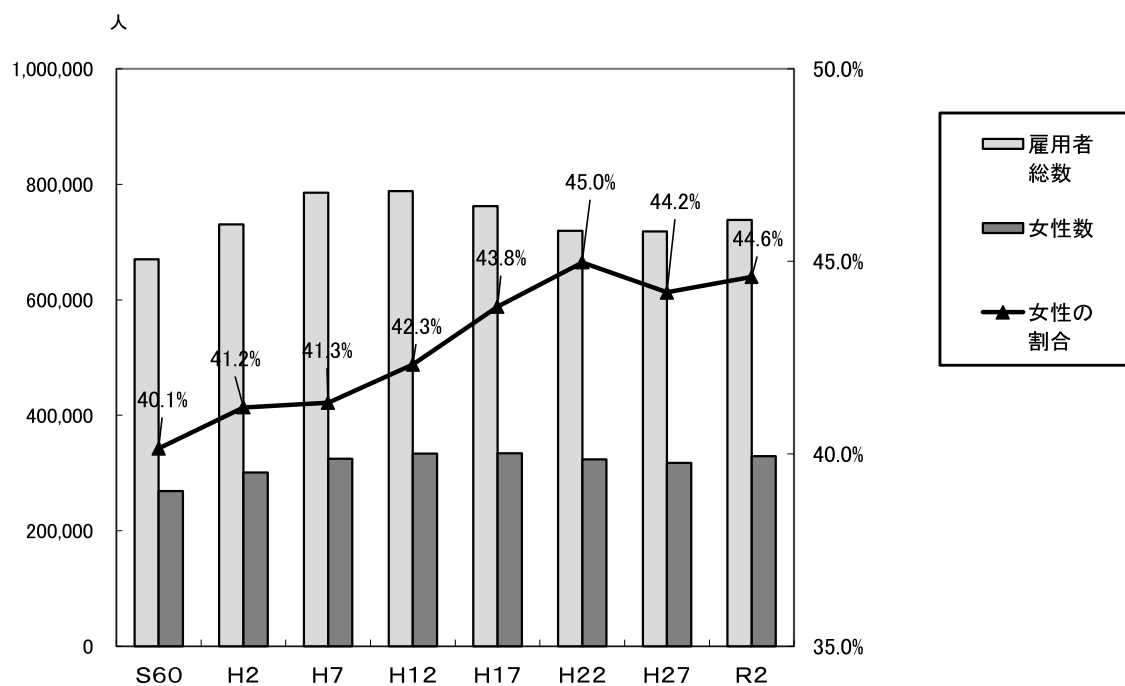
	男			女		
	H29	R4	増減	H29	R4	増減
総 数	68.5	68.3	△ 0.2	48.8	50.5	1.7
15～19歳	13.1	15.1	2.0	11.7	15.6	3.9
20～24	73.6	73.7	0.1	68.5	82.9	14.4
25～29	91.8	86.8	△ 5.0	79.7	84.4	4.7
30～34	92.9	90.8	△ 2.1	74.0	75.2	1.2
35～39	91.4	88.9	△ 2.5	76.6	79.6	3.0
40～44	92.2	90.8	△ 1.4	81.0	82.6	1.6
45～49	93.3	93.1	△ 0.2	78.8	80.9	2.1
50～54	92.6	93.9	1.3	79.8	77.9	△ 1.9
55～59	90.9	90.1	△ 0.8	74.9	73.5	△ 1.4
60～64	80.5	84.9	4.4	54.7	60.9	6.2
65～69	58.4	62.7	4.3	36.1	40.9	4.8
70～74	39.1	45.3	6.2	23.5	25.9	2.4
75歳～	17.9	19.2	1.3	5.6	8.2	2.6

就業構造基本調査(R4) 総務省統計局



4 雇用者数の推移(福島県)

雇用者総数及び雇用者の割合は増加していたが、平成17年度には減少に転じた。また、雇用者に占める女性の割合は増加していたが、平成22年度以降はほぼ横ばいで推移している。



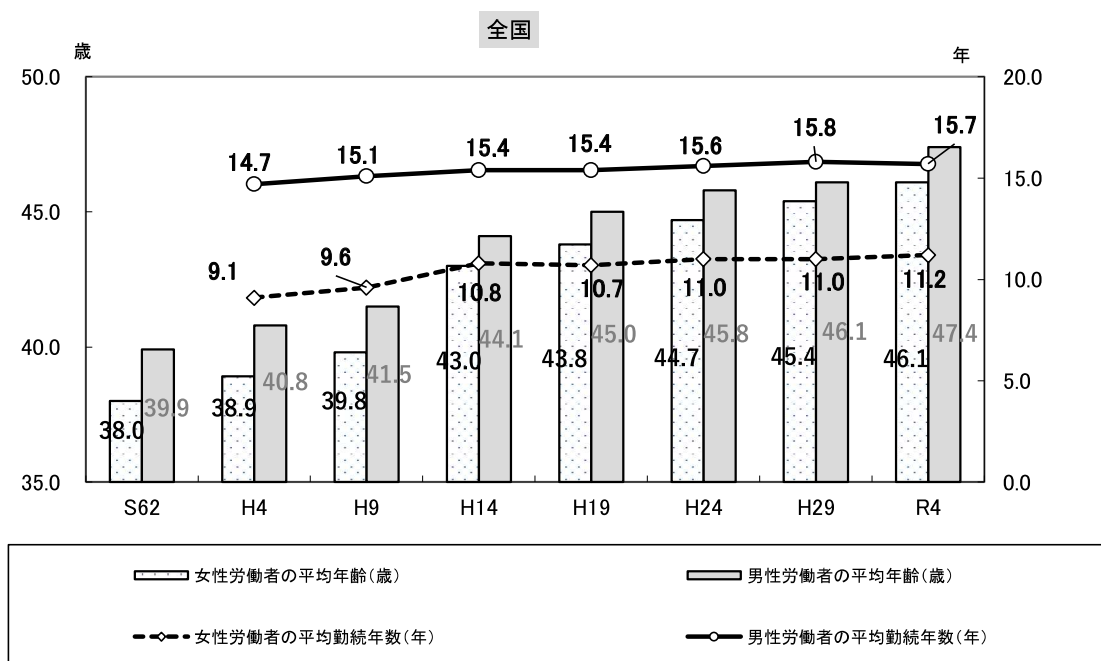
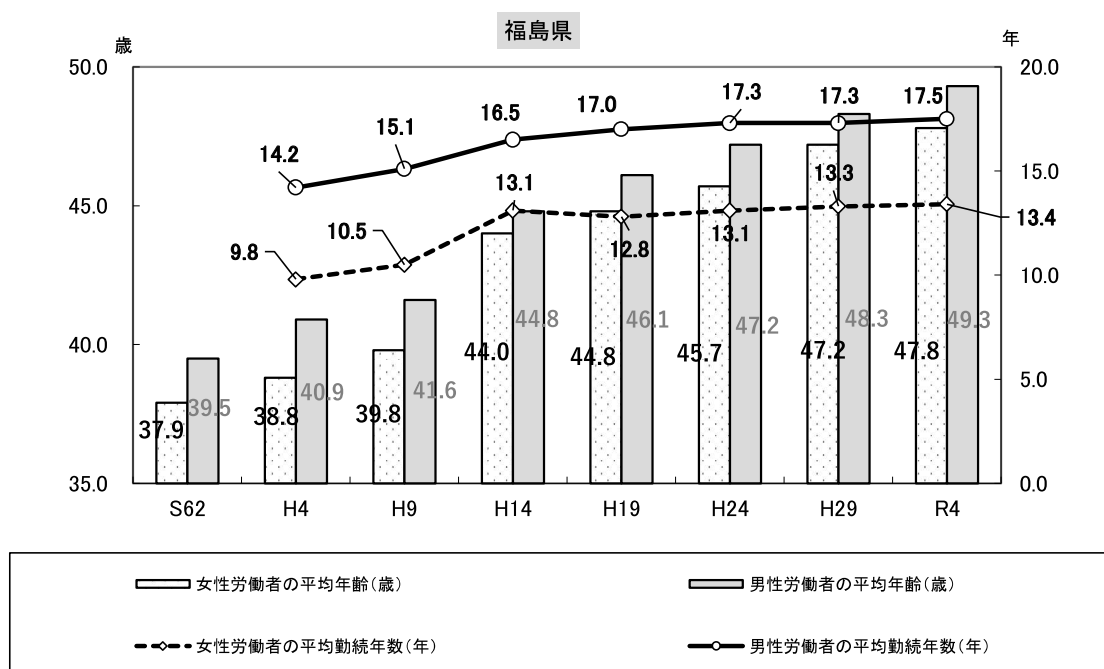
単位: 人

年度	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
雇用者 総数	670,151	730,560	785,538	788,009	762,337	719,269	718,142	738,126
女性数	268,983	301,037	324,642	333,468	334,099	323,469	317,367	329,159
女性の 割合	40.1%	41.2%	41.3%	42.3%	43.8%	45.0%	44.2%	44.6%

資料: 国勢調査報告より作成

5 女性労働者の平均年齢及び平均勤続年数

女性労働者の平均年齢は延びてきている。また、本県の女性労働者の平均勤続年数は全国と比べて長い傾向がある。



		S62	H4	H9	H14	H19	H24	H29	R4
福島県	女性労働者の平均年齢(歳)	37.9	38.8	39.8	44.0	44.8	45.7	47.2	47.8
	男性労働者の平均年齢(歳)	39.5	40.9	41.6	44.8	46.1	47.2	48.3	49.3
	女性労働者の平均勤続年数(年)		9.8	10.5	13.1	12.8	13.1	13.3	13.4
	男性労働者の平均勤続年数(年)		14.2	15.1	16.5	17.0	17.3	17.3	17.5
		S62	H4	H9	H14	H19	H24	H29	R4
全国	女性労働者の平均年齢(歳)	38.0	38.9	39.8	43.0	43.8	44.7	45.4	46.1
	男性労働者の平均年齢(歳)	39.9	40.8	41.5	44.1	45.0	45.8	46.1	47.4
	女性労働者の平均勤続年数(年)		9.1	9.6	10.8	10.7	11.0	11.0	11.2
	男性労働者の平均勤続年数(年)		14.7	15.1	15.4	15.4	15.6	15.8	15.7

資料：就業構造基本調査(R4) 総務省統計局

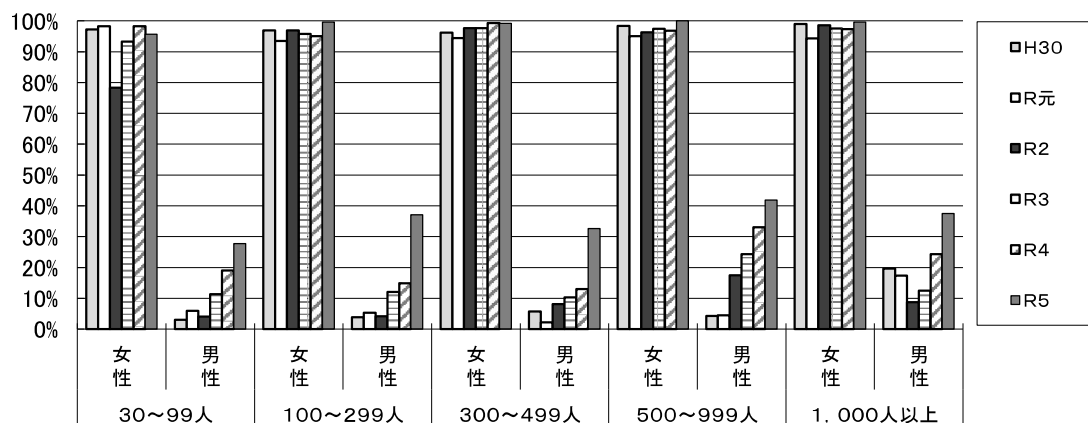
6 育児休業の取得状況(福島県)

令和5年度における福島県の女性の育児休業取得率は、全体で98.9%となっており、従業員規模別にみると、従業員規模「500～999人」が100%となっている。

男性の育児休業取得率は令和3年度全体で13.5%、令和4年度全体で20.4%、令和5年度全体で36.0%とへと年々増加している。

育児休業取得期間については、女性は「9ヶ月～12ヶ月未満」の取得者が最も多く、一方で男性は「3ヶ月未満」の取得者が最も多くなっており、男女間の取得期間の差が大きい。

■従業員規模別育児休業取得状況



福島県

単位 %

従業員規模	男女別	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
30～99人	女性	82.0	97.2	98.3	78.3	93.3	98.3	95.7
	男性	3.6	3.0	5.9	4.1	11.3	19.0	27.7
100～299人	女性	96.2	96.9	93.5	96.9	95.8	95.1	99.6
	男性	2.0	3.9	5.3	4.2	12.1	14.9	37.1
300～499人	女性	96.8	96.2	94.4	97.7	97.7	99.3	99.2
	男性	3.2	5.7	2.2	8.1	10.3	13.0	32.6
500～999人	女性	98.8	98.4	95.1	96.3	97.4	96.8	100.0
	男性	4.8	4.3	4.5	17.5	24.3	33.1	41.9
1,000人以上	女性	96.7	99.0	94.3	98.6	97.5	97.4	99.6
	男性	3.9	19.6	17.4	8.7	12.5	24.3	37.5
全体	女性	94.7	97.9	94.7	95.1	96.3	97.1	98.9
	男性	3.2	8.7	9.8	8.4	13.5	20.4	36.0

全国(令和5年)

単位 %

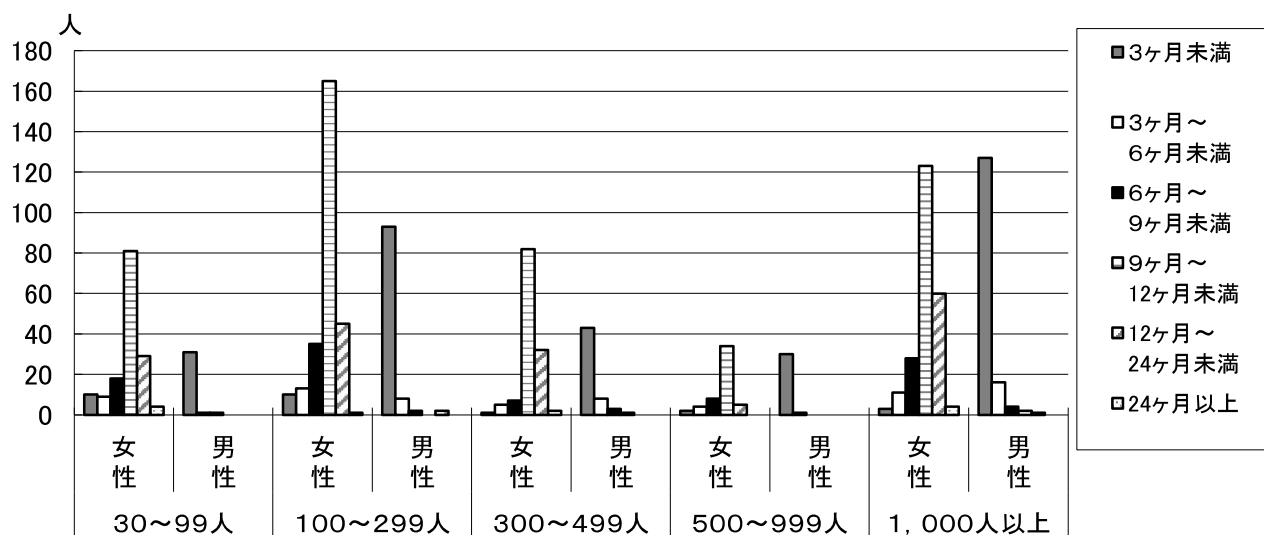
事業所規模	男女別	全国
5～29人	女性	73.2
	男性	26.2
30～99人	女性	86.3
	男性	31.4
100～499人	女性	95.5
	男性	31.1
500人以上	女性	95.7
	男性	34.2
総数	女性	84.1
	男性	30.1

※育児休業取得率 出産者(配偶者が出産した男性を含む)に占める育児休業取得者の割合

資料(全国):厚生労働省「令和4年度雇用均等基本調査」

資料(福島県):労働条件等実態調査(R5)

■従業員規模別育児休業取得状況



資料:福島県 労働条件等実態調査(R5)

単位 件

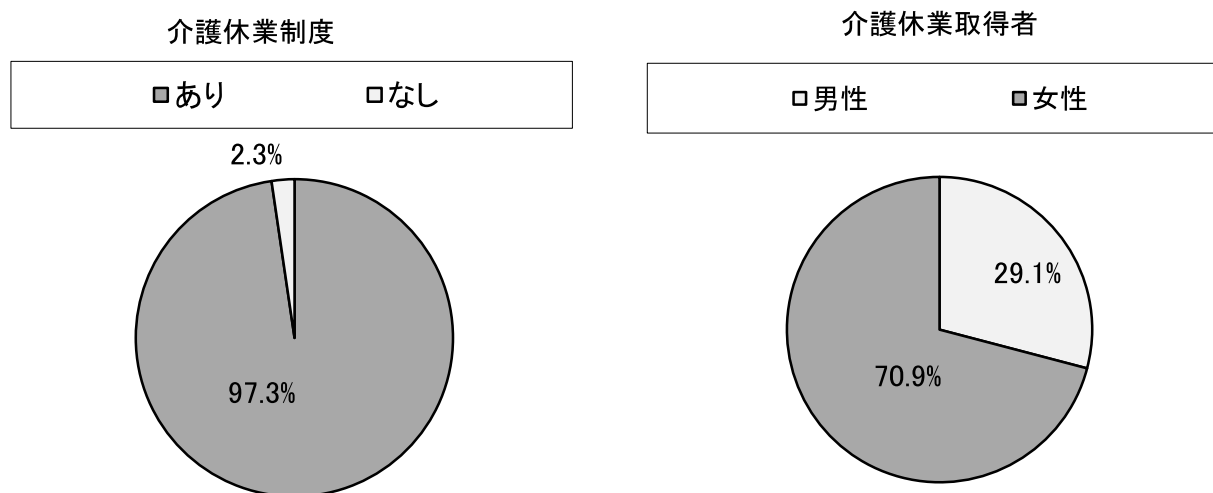
従業員規模	男女別	3ヶ月未満	3ヶ月～6ヶ月未満	6ヶ月～9ヶ月未満	9ヶ月～12ヶ月未満	12ヶ月～24ヶ月未満	24ヶ月以上	取得日数内訳不明
30～99人	女性	10	9	18	81	29	4	5
	男性	31	1	1	0	0	0	0
100～299人	女性	10	13	35	165	45	1	11
	男性	93	8	2	0	2	0	4
300～499人	女性	1	5	7	82	32	2	0
	男性	43	8	3	1	0	0	1
500～999人	女性	2	4	8	34	5	0	9
	男性	30	1	0	0	0	0	18
1,000人以上	女性	3	11	28	123	60	4	5
	男性	127	16	4	2	1	0	0
全体	女性	26	42	96	485	171	11	30
	男性	324	34	10	3	3	0	23

資料:福島県 労働条件等実態調査(R5)

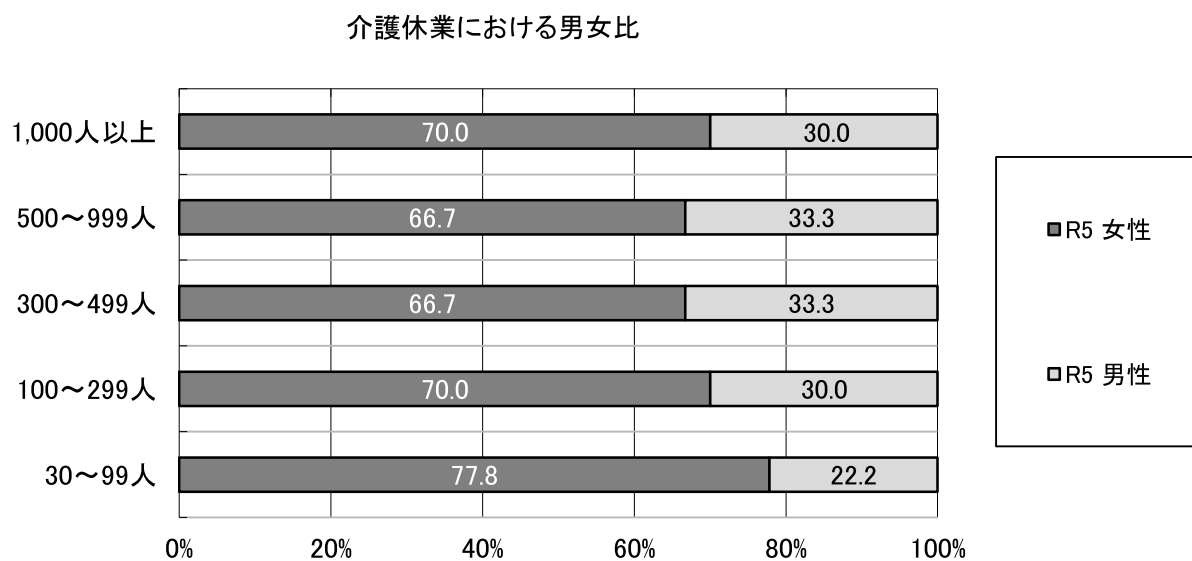
7 介護休業の取得状況(福島県)

令和5年の介護休業制度を定めている事業所の割合は、調査事業者783事業所中762事業所で97.3%である。

取得者の男女比についてみると、男性の取得者は、全体の取得者の29.1%である。



■介護休業の取得者の男女比(R5)



■従業員規模別介護休業取得の男女比

(%)

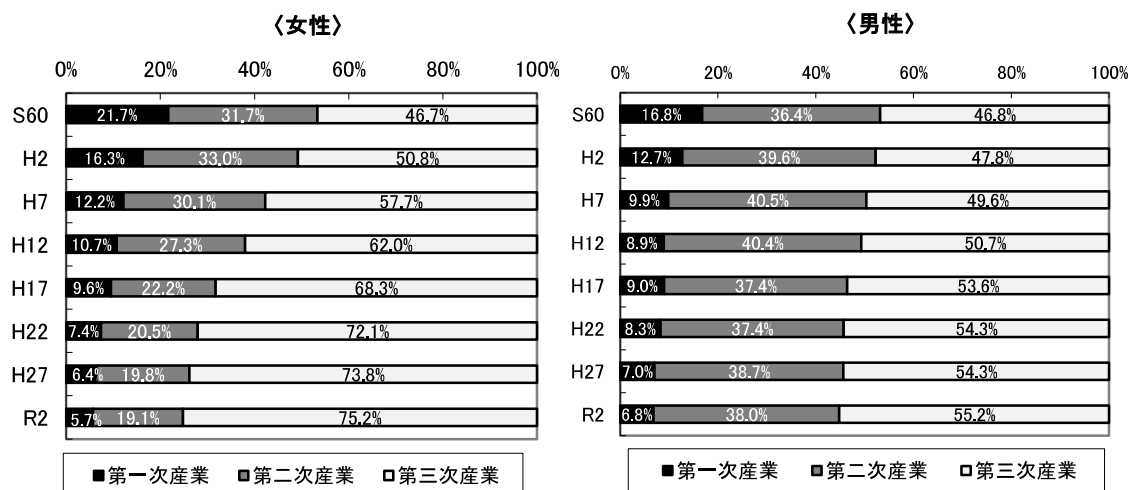
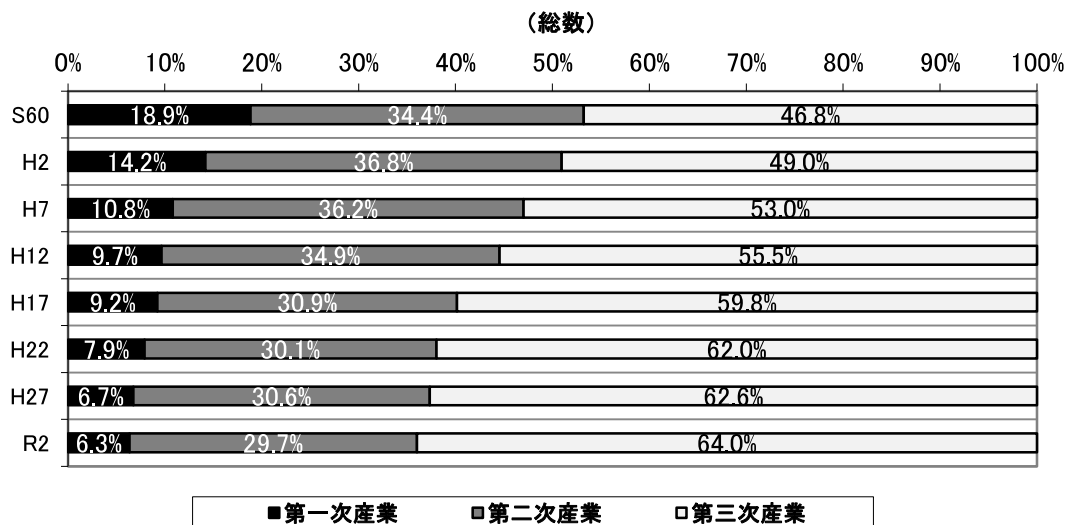
	R2		R3		R4		R5	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
1,000人以上	76.9	23.1	73.7	26.3	90.0	10.0	70.0	30.0
500～999人	73.3	26.7	75.0	25.0	50.0	50.0	66.7	33.3
300～499人	70.6	29.4	66.7	33.3	77.8	22.2	66.7	33.3
100～299人	71.4	28.6	82.8	17.2	80.0	20.0	70.0	30.0
30～99人	53.8	46.2	80.0	20.0	41.7	58.3	77.8	22.2
調査計	69.4	30.6	77.4	22.6	71.7	28.3	70.9	29.1

資料: 福島県 労働条件等実態調査(R5)

8 産業3分類男女別就業者の割合(福島県)

産業3分類別にみると、第3次産業が男女ともに構成割合が伸び、特に女性はその構成割合が高い。

第一次産業は男女ともに減少傾向にあり、第二次産業は男性の構成割合が高い。



■産業3分類男女別就業者数(福島県)

単位:人

	第一次産業			第二次産業			第三次産業		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
S60	197,085	101,257	95,828	359,554	219,520	140,034	488,876	282,546	206,330
H2	151,443	77,983	73,460	392,124	243,189	148,935	523,179	293,597	229,582
H7	117,560	62,595	54,965	392,816	257,207	135,609	575,236	315,106	260,130
H12	102,115	54,356	47,759	368,425	247,095	121,330	585,926	309,972	275,954
H17	92,540	51,656	40,884	309,660	214,716	94,944	599,263	307,107	292,156
H22	71,428	42,363	29,065	272,417	192,189	80,228	560,520	278,779	281,741
H27	59,780	35,688	24,092	271,326	196,518	74,808	555,204	276,172	279,032
R2	53,665	32,430	21,235	250,803	179,897	70,906	540,975	261,491	279,484

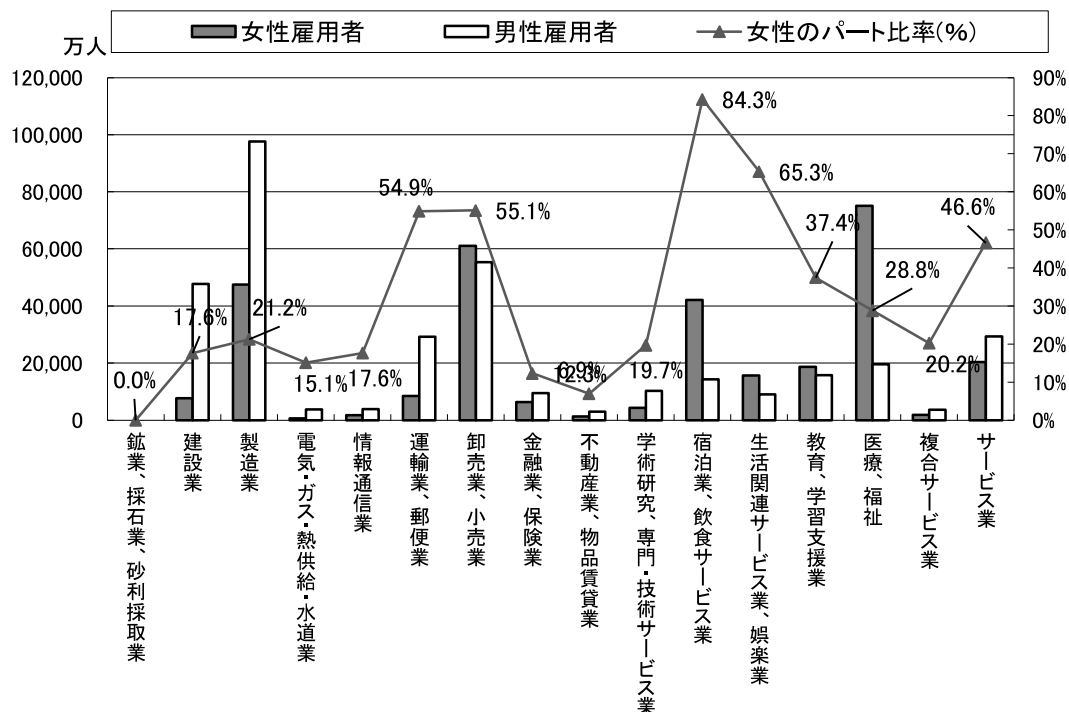
資料:国勢調査報告

9 雇用形態

■ 産業別雇用構成比(福島県)

産業別に見ると、医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業では女性の比率が高くなっている。女性のパートタイム比率は、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業で高くなっている。

産業別雇用構成比(事業所規模5人以上)



■ 産業及び就業形態別雇用構成比

(事業所規模5人以上)

(単位 人、%)

	総数	女性雇用者	女性の比率	女性一般労働者	女性のパートタイム	パート比率(%)
調査産業計	674,429	313,106	46.4	176,919	136,187	43.5
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	55,471	7,727	13.9	6,363	1,364	17.6
製造業	145,206	47,539	32.7	37,443	10,096	21.2
電気・ガス・熱供給・水道業	4,344	565	13.0	480	85	15.1
情報通信業	5,625	1,777	31.6	1,466	311	17.6
運輸業、郵便業	37,746	8,511	22.5	3,824	4,687	54.9
卸売業、小売業	116,507	61,115	52.5	27,405	33,710	55.1
金融業、保険業	15,842	6,368	40.2	5,582	786	12.3
不動産業、物品賃貸業	4,217	1,296	30.7	1,207	89	6.9
学術研究、専門・技術サービス業	14,613	4,342	29.7	3,487	855	19.7
宿泊業、飲食サービス業	56,468	42,123	74.6	6,687	35,436	84.3
生活関連サービス業、娯楽業	24,658	15,673	63.6	5,438	10,235	65.3
教育、学習支援業	34,506	18,712	54.2	11,694	7,018	37.4
医療、福祉	94,690	75,092	79.3	53,444	21,648	28.8
複合サービス業	5,541	1,864	33.6	1,487	377	20.2
サービス業	49,657	20,386	41.1	10,895	9,491	46.6

資料: 毎月勤労統計調査地方調査結果年報(R5)

■ 男女別雇用形態

男女とも雇用者総数が減少している。

雇用形態別では正規の職員・従業員が増加する一方、パートが減少している。

雇用形態別の構成比は、依然として女性のパート比率が高い。

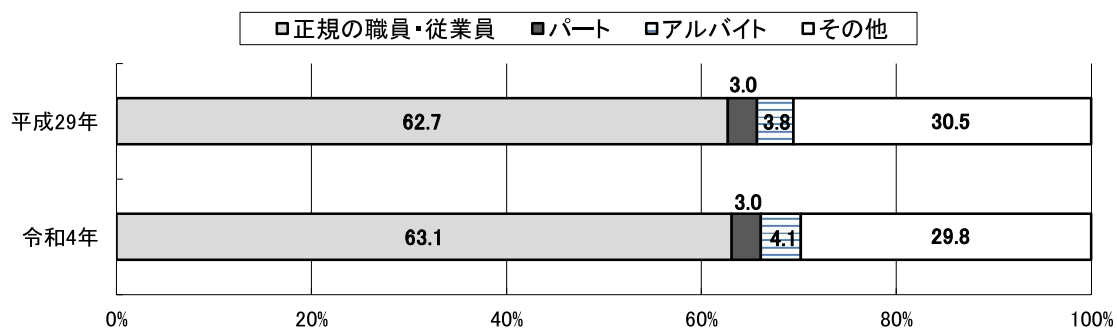
(単位:千人、%)

区 分		男 女 計			男			女		
		福 島 県		全 国	福 島 県		全 国	福 島 県		全 国
		実数	構成比	構成比	実数	構成比	構成比	実数	構成比	構成比
平成29年	総数	971	-	-	560	-	-	411	-	-
	正規の職員・従業員	513	52.8	52.1	351	62.7	62.9	163	39.7	38.5
	パート	131	13.5	15.6	17	3.0	3.1	114	27.7	31.5
	アルバイト	40	4.1	6.6	21	3.8	5.9	19	4.6	7.6
	その他	287	29.6	25.7	171	30.5	28.1	115	28.0	22.4
令和4年	総数	943	-	-	534	-	-	409	-	-
	正規の職員・従業員	514	54.5	53.9	337	63.1	63.7	178	43.5	41.9
	パート	125	13.3	15.5	16	3.0	3.4	110	26.9	30.0
	アルバイト	43	4.6	6.4	22	4.1	5.8	21	5.1	7.1
	その他	261	27.7	24.2	159	29.8	27.1	100	24.4	21.0
増減率	総数	△ 2.9	-	-	△ 4.6	-	-	△ 0.5	-	-
	正規の職員・従業員	0.2	1.7	1.8	△ 4.0	0.4	0.8	9.2	3.9	3.4
	パート	△ 4.6	△ 0.2	△ 0.1	△ 5.9	△ 0.0	0.3	△ 3.5	△ 0.8	△ 1.5
	アルバイト	7.5	0.4	△ 0.2	4.8	0.4	△ 0.1	10.5	0.5	△ 0.5
	その他	△ 9.1	△ 1.9	△ 1.5	△ 7.0	△ 0.8	△ 1.0	△ 13.0	△ 3.5	△ 1.4

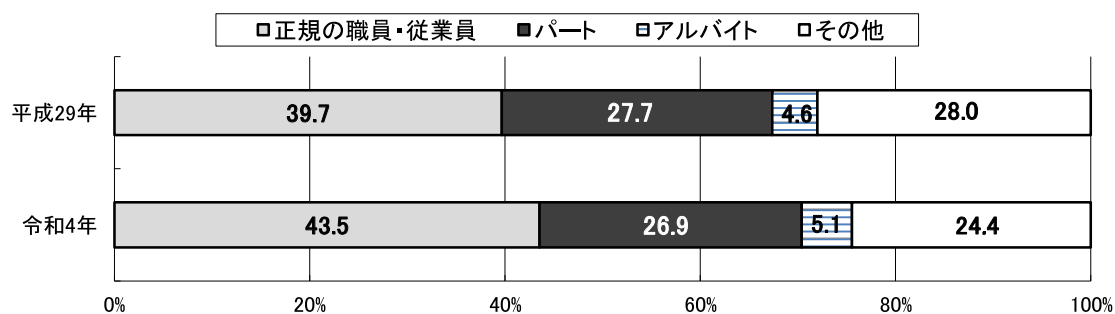
就業構造基本調査(R4)総務省統計局

※その他…派遣社員、契約社員及び嘱託等

雇用形態別構成比 男



雇用形態別構成比 女



■従業上の地位別有業者数

従業上の地位別有業者構成比を見ると、平成29年と令和4年を比較すると、自営業主及び家族従業者の割合が減少している。

なお、女性の家族従業者割合は男性と比較すると高い。

(単位:千人、%)

区 分		男女計			男			女		
		福 島		全 国	福 島		全 国	福 島		全 国
		実数	構成比	構成比	実数	構成比	構成比	実数	構成比	構成比
平成29年	総数	971	—	—	560	—	—	411	—	—
	自営業主	95	9.8	8.5	71	12.7	11.3	23	5.6	4.9
	家族従業者	32	3.3	1.8	7	1.3	0.7	25	6.1	3.4
	雇用者	842	86.7	89.4	481	85.9	87.8	362	88.1	91.5
令和4年	総数	943	—	—	534	—	—	409	—	—
	自営業主	83	8.8	7.6	62	11.6	10.1	22	5.4	4.6
	家族従業者	26	2.8	1.5	6	1.1	0.6	20	4.9	2.6
	雇用者	830	88.0	90.6	463	86.7	89.0	366	89.5	92.6
増減率	総数	△ 2.9	—	—	△ 4.6	—	—	△ 0.5	—	—
	自営業主	△ 12.6	△ 1.0	△ 0.9	△ 12.7	△ 1.1	△ 1.2	△ 4.3	△ 0.2	△ 0.3
	家族従業者	△ 18.8	△ 0.5	△ 0.3	△ 14.3	△ 0.1	△ 0.1	△ 20.0	△ 1.2	△ 0.8
	雇用者	△ 1.4	1.3	1.2	△ 3.7	0.8	1.2	1.1	1.4	1.1

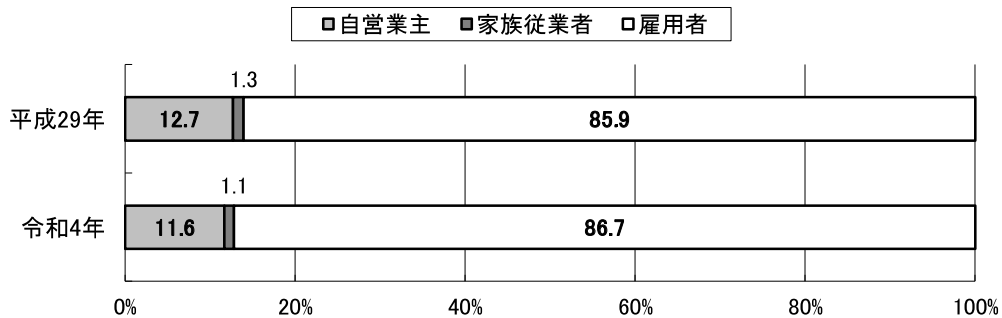
就業構造基本調査(R4)総務省統計局

自営業主 … 個人経営の商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家など自分で事業を営んでいる者。内職者を含む。

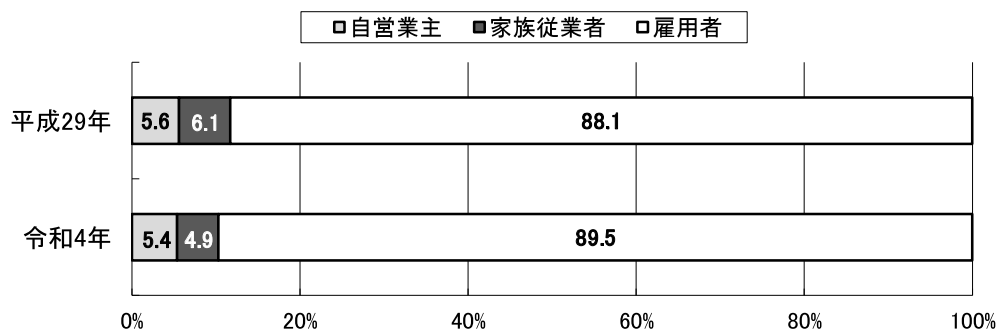
家族従業者 … 自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者。なお、原則的には無給の者をいうが、小遣い程度の収入のある者も含む。

雇用者 … 会社員、団体職員、個人商店の従業員、公務員など、会社、団体、個人商店、官公庁などに雇われている者。

従業上の地位別有業者構成比 男



従業上の地位別有業者構成比 女



10 男女別年齢階級別所定内給与額

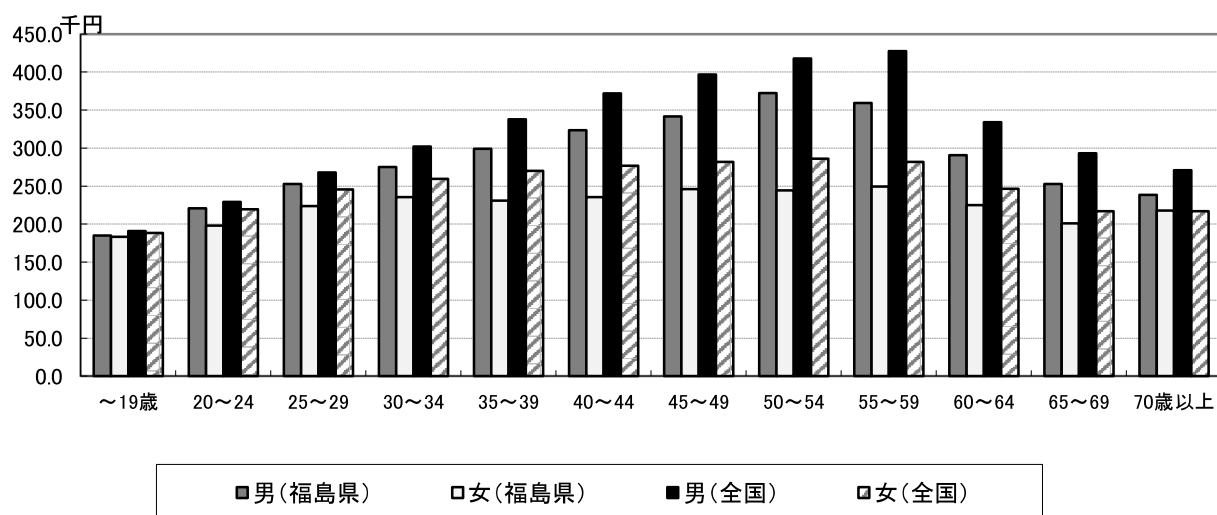
令和5年の男女の賃金格差は、全国の数値と大きく変わらないが、40代から50代にかけて男女の差が大きくなっている。

令和5年

単位：千円

	～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70歳以上
男(福島県)	184.9	220.6	253.0	275.1	299.1	323.4	341.6	372.3	359.3	290.7	253.0	238.3
女(福島県)	183.5	197.9	223.7	235.7	231.0	235.4	246.2	244.5	249.4	225.2	200.8	217.9
男(全国)	191.1	229.3	267.8	302.1	337.9	371.8	396.9	417.7	427.4	334.2	293.3	270.7
女(全国)	188.4	219.6	245.8	259.6	270.1	276.8	281.7	285.9	281.7	246.6	217.1	216.8

資料：賃金構造基本統計調査(R5) 厚生労働省



11 年齢階級別所定内給与額の男女比

本県の年齢階級別所定内給与額の男女比は、全国とほぼ同じ傾向にあるが、令和5年は20～24歳、65歳以上における男女間の格差が大きくなった。

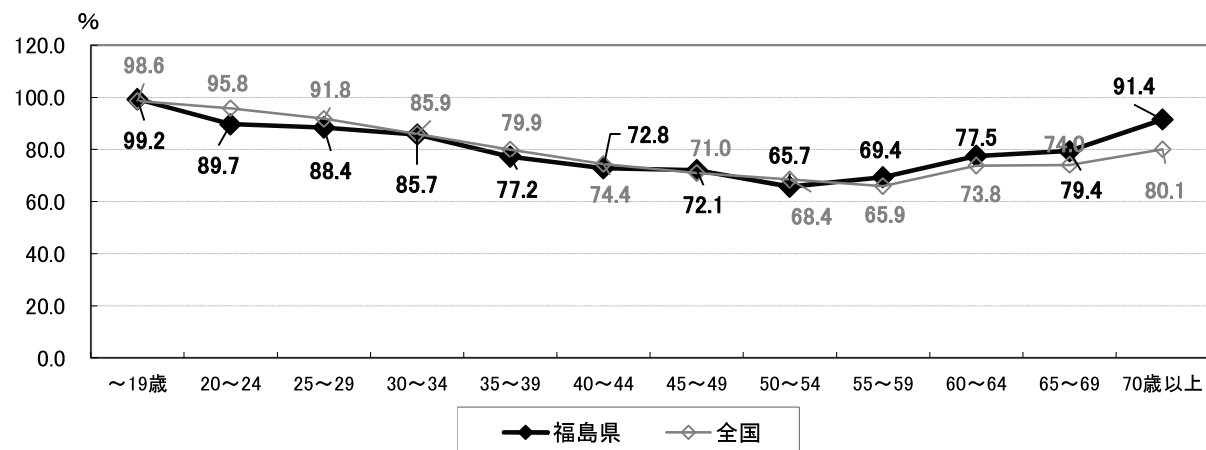
令和5年

単位：%

	～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70歳以上
福島県	99.2	89.7	88.4	85.7	77.2	72.8	72.1	65.7	69.4	77.5	79.4	91.4
全国	98.6	95.8	91.8	85.9	79.9	74.4	71.0	68.4	65.9	73.8	74.0	80.1

※男性の給与を100とした場合の割合

資料：賃金構造基本統計調査(R5) 厚生労働省



12 家族経営協定の締結状況(福島県)

家族経営協定の締結状況は、令和4年度の1,085戸から令和5年度は1,105戸へと増加した。
協定の内容については、農業経営の方針決定が1,065戸、労働時間・休日が947戸、農業面の役割分担(作業分担、簿記記帳等)が940戸となっている。

■家族経営協定の締結状況

農家戸数								
家族経営協定文書締結数	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
合 計	1,092	1,096	1,123	1,124	1,155	1,090	1,085	1,105

資料: 家族経営協定に関する実態調査(R5)

■取り決めている家族経営協定の内容(複数回答)

取り決めている家族経営協定の内容	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
農業経営の方針決定	973	1,061	1,087	1,066	1,095	939	1,050	1,065
労働時間・休日	953	1,038	1,059	1,054	1,086	945	1,058	1,072
労働報酬(日給、月給)	810	885	925	921	949	835	929	947
収益の配分(日給、月給以外の利益の分配)	593	639	605	604	625	538	523	596
農業面の役割分担(作業分担、簿記記帳等)	870	970	1,005	991	1,023	876	925	940
農業面の部門分担(加工、販売等の関連事業も含む)	369	462	475	445	447	415	379	384
生活面の役割分担	625	656	666	675	677	-	-	-
生活面の役割分担(家事)	-	-	-	-	-	612	627	619
生活面の役割分担(育児)	84	88	106	98	99	91	83	80
生活面の役割分担(介護)	-	-	-	-	-	71	68	68
経営移譲(継承を含む)	409	459	465	450	480	411	412	442
資産の相続	49	71	105	106	105	100	91	90
移譲者(老後)の扶養(居住・生活・介護等)	40	42	53	48	55	54	40	40
労働衛生・健康管理	502	534	543	520	527	532	567	585
社会・地域活動への参加	324	342	335	338	354	312	319	316
その他	424	463	481	507	535	483	512	542

資料: 家族経営協定に関する実態調査(R5)

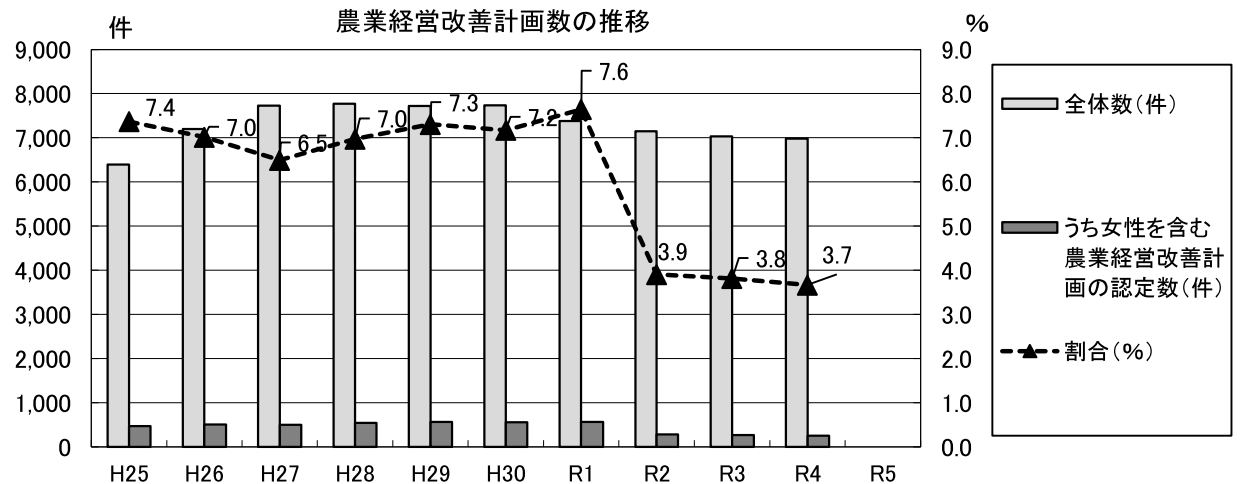
13 農業経営改善計画数の推移(福島県)

令和4年度の農業経営改善計画の認定数(認定農業者数)は、6,981件で、高齢化等による再認定率の低下のため、令和3年度より54件の減となった。そのうち女性を含む農業経営改善計画の認定数は256件であり、全体からみた割合は依然として低い。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全体数(件)	6,392	7,196	7,730	7,771	7,721	7,738	7,377	7,146	7,035	6,982	調査中
うち女性を含む農業経営改善計画の認定数(件)	471	505	502	542	564	555	564 (※303)	279 ※	268	256	調査中
割合(%)	7.4	7.0	6.5	7.0	7.3	7.2	7.6	3.9	3.8	3.7	

資料: 福島県農林水産部農業支援総室調べ

※ 女性を含む農業経営改善計画は令和2年度から女性が役員となっている経営体を含めていない(令和元年度カッコ内は同件数)。



労働条件等実態調査結果報告書(令和5年)

1 調査の目的

本調査は、県内民営事業所の労働条件のうち、労働時間、休暇制度、休業制度、定年制、退職金制度、賃金制度、男女共同参画の状況等の実態並びにその動向を把握し、労働行政の基礎資料とするために実施したものである。

2 調査の方法

(1) 地 域 福島県全域

(2) 産 業 日本標準産業分類(大分類)による次の産業とした。

C 鉱業・採石業 D 建設業 E 製造業 F 電気・ガス・水道業 G 通信・放送

H 運輸業 I 卸売・小売業 J 金融・保険業 K 不動産・物品賃貸業

L 学術研究、専門・技術サービス M 宿泊業・飲食サービス

N 生活関連サービス、娯楽業 O 教育・学習支援業 P 医療・福祉 QR サービス業

(3) 調査対象事業所

総務省統計局の令和3年次活動調査を基にした母集団情報の令和3年次フレームで把握された上記(2)に掲げる産業に属し、常用労働者 30 人以上を雇用する民営事業所のうち、一定の方法により抽出した 1,400 事業所を対象とした。

なお、本報告書は、回収された 815 事業所(回収率 58.2%)のうち、有効回答 783 事業所をもって集計したものである。

(4) 調査時点

令和5年7月31日現在

ただし、年間平均等を要する事項については、調査時点以前の1年間を原則とした。

(5) 調査実施時期

令和5年8月3日から令和5年9月15日まで

(6) 調査機関

福島県

(7) 調査票の記入、回収

郵便による自計式

3 集 計

民間委託

4 利用上の注意

(1) 百分率の算出にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入し小数点第1位表示としているため、その和が100.0%にならない場合がある。

(2) 平均値の算出にあたっては、小数点以下を切り捨て表示している。

○労働条件等実態調査結果報告書(令和5年度)より抜粋

1 女性の昇進・参画

(1) 昇給等の男女間格差

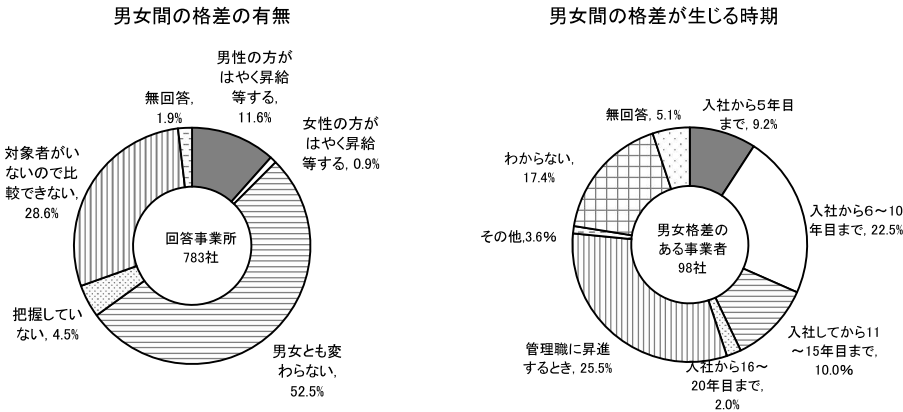
大卒標準労働者の昇給等の男女間格差は、「男女とも変わらない」が52.5%で最も高い割合となった。
また、男女間で格差がある場合の格差が生じる時期は、「管理職に昇進するとき」が31.6%で最も高く、「入社してから6～10年目まで」が22.4%、「わからない」が17.3%、「入社してから11～15年目まで」が11.2%などの順となっている。

()は%

区分	総数	男性の方がはやく昇給等する	女性の方がはやく昇給等する	男女とも変わらない	把握していない	対象者がいないので比較できない	無回答
調査計	783 (100.0)	91 (11.6)	7 (0.9)	411 (52.5)	35 (4.5)	224 (28.6)	15 (1.9)

■ 昇給等での男女間の格差が生じる時期

区分	格差のある事業所	入社後の男女間格差の生じる時期							無回答
		入社から5年目まで	入社から6～10年目まで	入社から11～15年目まで	入社から16～20年目まで	管理職に昇進するとき	その他	わからない	
調査計	98 (100.0)	9 (9.2)	22 (22.4)	11 (11.2)	2 (2)	31 (31.6)	1 (1.0)	17 (17.3)	5 (5.1)



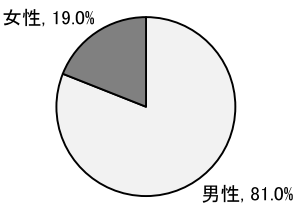
(2) 管理職への登用状況

男女別に管理職人数の構成比をみると、男性の81.0%に対して、女性は19.0%にとどまっている。

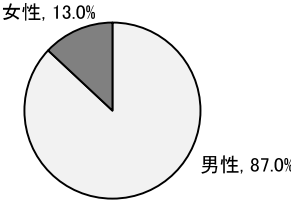
■ 管理職人数(全体) [], ()は%

区分	総計			30歳未満		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上	
	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査計	16,394 (100.0) [100.0]	13,278 (81.0) [100.0]	3,116 (19.0) [100.0]	121 (61.4) [0.7]	76 (38.6) [0.5]	1,854 (78.4) [11.3]	510 (21.6) [3.1]	4,698 (79.2) [28.7]	1,232 (83.3) [7.5]	5,352 (83.3) [32.6]	1,075 (16.7) [6.6]	1,253 (84.9) [7.6]	223 (15.1) [1.4]
部長	2,897 (100.0) [100.0]	2,611 (90.1) [100.0]	286 (9.9) [100.0]	2 (100.0) [0.1]	0 (0.0) [0.0]	57 (76.0) [2.0]	18 (24.0) [0.6]	539 (88.7) [18.6]	69 (11.3) [2.4]	1,360 (91.3) [46.9]	130 (8.7) [4.5]	653 (90.4) [22.5]	69 (9.6) [2.4]
課長	6,323 (100.0) [100.0]	5,411 (85.6) [100.0]	912 (14.4) [100.0]	16 (84.2) [0.3]	3 (15.8) [0.0]	416 (85.6) [6.6]	70 (14.4) [1.1]	2,108 (85.2) [33.3]	366 (86.5) [5.8]	2,467 (86.5) [39.0]	385 (13.5) [6.1]	404 (82.1) [6.4]	88 (17.9) [1.4]
係長	7,174 (100.0) [100.0]	5,256 (73.3) [100.0]	1,918 (26.7) [100.0]	103 (58.5) [1.4]	73 (41.5) [1.0]	1,381 (76.6) [19.3]	422 (23.4) [5.9]	2,051 (72.0) [28.6]	797 (28.0) [11.1]	1,525 (73.1) [21.3]	560 (26.9) [7.8]	196 (74.8) [2.7]	66 (25.2) [0.9]

管理職への登用状況(全体)



管理職への登用状況(課長相当職以上)



(3) 女性活用の問題点

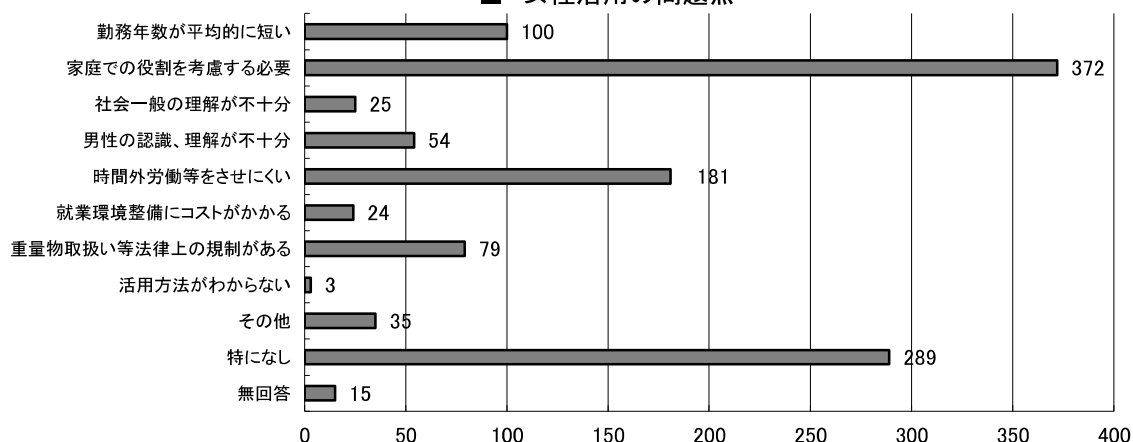
女性活用の問題点をみると、「家庭での役割を考慮する必要がある(47.5%)」が最も高く、女性の活用には家庭生活との両立が課題であると考えている。一方で、「特になし」と回答している事業所は36.9%と、2番目に高い割合となっている。

■ 女性活用の問題点

()は%

区分	総数	勤務年数が平均的に短い	家庭での役割を考慮する必要がある	社会一般の理解が不十分	男性の認識、理解が不十分	時間外労働等をさせにくい	就業環境整備にコストがかかる	重量物取扱い等法律上の規制がある	活用方法がわからない	その他	特になし	無回答
調査計	783 (100.0)	100 (12.8)	372 (47.5)	25 (3.2)	54 (6.9)	181 (23.1)	24 (3.1)	79 (10.1)	3 (0.4)	35 (4.5)	289 (36.9)	15 (1.9)
令和4年調査計	746 (100.0)	96 (12.9)	347 (46.5)	28 (3.8)	49 (6.6)	157 (21.0)	23 (3.1)	69 (9.2)	0 (0.0)	42 (5.6)	286 (38.3)	5 (0.7)

■ 女性活用の問題点



(4) 教育研修実施状況

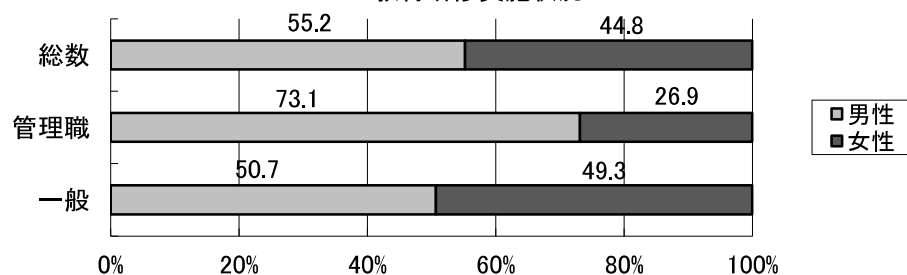
男女別に職務能力向上に向けた教育研修参加者の構成比をみると、管理職では男性が73.1%と高い割合となっているが、一般職では男性が50.7%、女性が49.3%とほとんど差はない。

■ 教育研修実施状況

[], ()は%

区分	総計			管理職		一般	
	計	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査計	55,163 (100.0) [100.0]	30,456 (55.2)	24,707 (44.8)	8,088 (73.1) [14.7]	2,974 (26.9) [5.4]	22,368 (50.7) [40.5]	21,773 (49.3) [39.5]
令和4年調査計	42,664 (100.0) [100.0]	20,921 (49.0)	21,743 (51.0)	5,806 (56.7) [13.6]	4,437 (43.3) [10.4]	15,115 (46.6) [35.4]	17,306 (53.4) [40.6]

■ 教育研修実施状況



(5) ポジティブ・アクションの措置

ポジティブ・アクション措置の有無をみると、「ない」(79.3%)が最も高く、「ある」(9.7%)、「検討中である」(8.8%)を大きく上回っている。

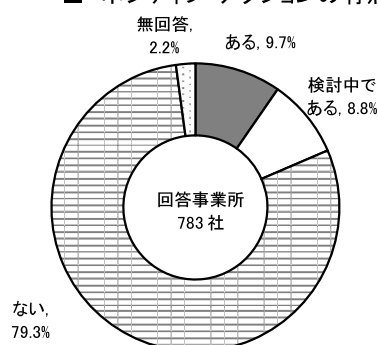
また、ポジティブ・アクション措置の内容をみると、「女性がいない役職に積極的に登用」(48.3%)が最も高く、次いで、「女性がいない職務で積極的に採用」(44.8%)などとなっている。

■ ポジティブ・アクション措置

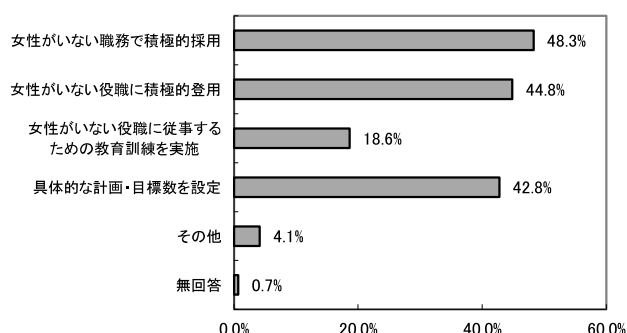
()は%

区分	ポジティブ・アクション措置の有無					ポジティブ・アクション措置の内容(複数回答)						
	総数	ある	検討中である	ない	無回答	あるまたは検討中	女性がいない職務で積極的採用	女性がいない役職に積極的に登用	女性がいない役職に従事するための教育訓練を実施	具体的な計画・目標数を設定	その他	無回答
調査計	783 (100.0)	76 (9.7)	69 (8.8)	621 (79.3)	17 (2.2)	145 (100.0)	70 (48.3)	65 (44.8)	27 (18.6)	62 (42.8)	6 (4.1)	1 (0.7)
令和4年調査計	746 (100.0)	61 (8.2)	62 (8.3)	616 (82.6)	7 (0.9)	123 (100.0)	53 (43.1)	54 (43.9)	25 (20.3)	41 (33.3)	6 (4.9)	7 (5.7)

■ ポジティブ・アクションの有無



■ ポジティブ・アクションの措置(複数回答)



2 育児等による退職者の再雇用制度

結婚、出産、育児等による退職者を再雇用する制度の有無をみると、「ない」が66.4%で最も高く、「再雇用制度がある」の20.7%、「検討中である」の11.5%を大きく上回った。

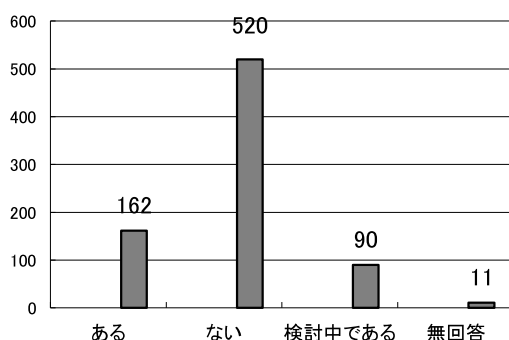
また、再雇用制度の利用人数をみると、総数が16人で、内訳では女性のパートタイマーが8人で最も多く、次いで、女性の常用が4人などとなっている。

■ 育児等による退職者の再雇用制度

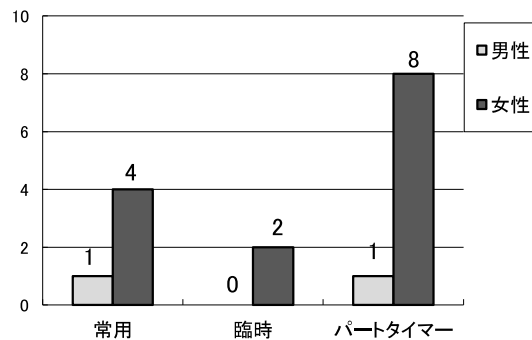
[], ()は%

区分	総数 (事業所)	再雇用 制度が ある (事業所)	再雇用制度の利用人数							ない (事業所)	検討中 である (事業所)	無回答 (事業所)
			総数 (人)	常用		臨時		パートタイマー				
				男性 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性 (人)			
調 査 計	783 (100.0)	162 (20.7)	16 [100.0]	1 [6.3]	4 [25.0]	0 [0.0]	2 [12.5]	1 [6.3]	8 [50.0]	520 (66.4)	90 (11.5)	11 (1.4)
令和4年調査計	746 (100.0)	140 (18.8)	37 [100.0]	2 [5.4]	22 [59.5]	0 [0.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	13 [35.1]	503 (67.4)	99 (13.3)	4 (0.5)

■ 再雇用制度の有無



■ 再雇用制度の利用人数



3 職場環境

(1) セクシャル・ハラスメントの防止

セクシャル・ハラスメント防止の周知をみると、「周知している」が 92.6 %と「周知していない」の 5.1%を大きく上回り、500 人以上の事業所では、「周知している」が 100 %であった。また、相談窓口の設置状況をみると、「男女とも相談員がいる」が 43.3%、「男性相談員のみのいる」が 17.0 %、「女性相談員のみのいる」が 11.2 %で合計 71.5 %となっている。

なお、相談件数は 36 件となっている。

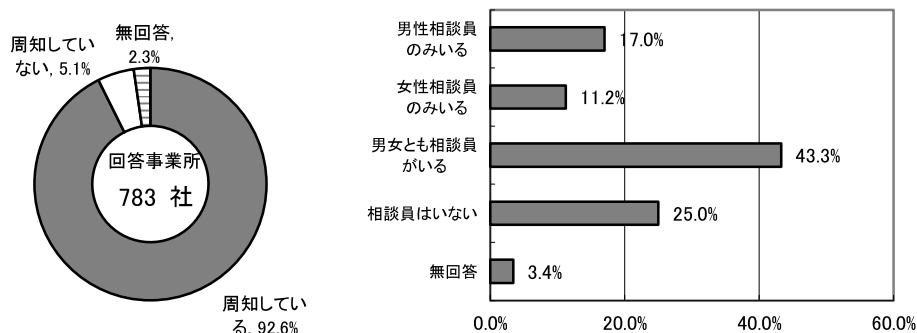
■ セクシャル・ハラスメントの防止

()は%

区分	セクシャル・ハラスメント防止周知の有無				セクシャル・ハラスメント相談窓口設置状況						
	総数	周知している	周知していない	無回答	総数	男性相談員のみのいる	女性相談員のみのいる	男女とも相談員がいる	相談件数	相談員はいない	無回答
調査計	783 (100.0)	725 (92.6)	40 (5.1)	18 (2.3)	783 (100.0)	133 (17.0)	88 (11.2)	339 (43.3)	36	196 (25.0)	27 (3.4)
令和4年調査計	746 (100.0)	685 (91.8)	60 (8.0)	1 (0.1)	746 (100.0)	128 (17.2)	93 (12.5)	305 (40.9)	38	214 (28.7)	6 (0.8)

■ セクシャル・ハラスメントの周知の有無

■ セクシャル・ハラスメント相談窓口設置状況



(2) 女性だけに適用される職場制度や慣行(複数回答)

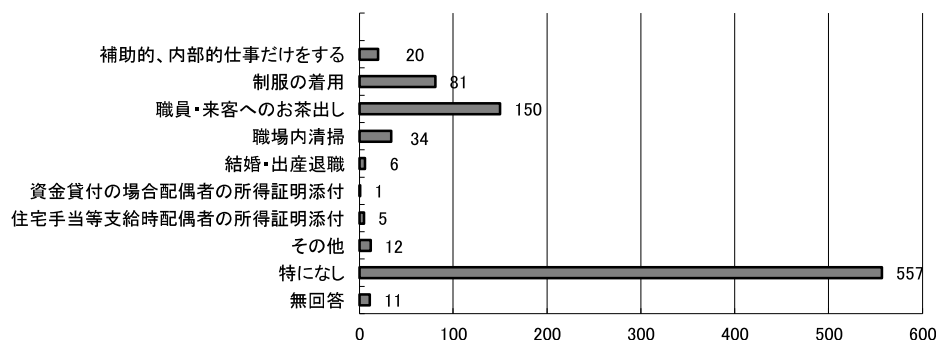
女性だけに適用される職場制度や慣行をみると、「特になし」が71.1%で最も高く、次いで、「職員又は来客に対するお茶出し」の19.2%、「制服の着用」の10.3%などの順となっている。

■ 女性だけに適用される職場制度等(複数回答)

()は%

区分	総数	補助的、内部的仕事だけをする	制服の着用	職員又は来客に対するお茶出し	職場内清掃	結婚・出産退職	資金貸付の場合配偶者の所得証明添付	住宅手当等支給時配偶者の所得証明添付	その他	特になし	無回答
調査計	783 (100.0)	20 (2.6)	81 (10.3)	150 (19.2)	34 (4.3)	6 (0.8)	1 (0.1)	5 (0.6)	12 (1.5)	557 (71.1)	11 (1.4)
令和4年調査計	746 (100.0)	17 (2.3)	81 (10.9)	155 (20.8)	45 (6.0)	1 (0.1)	0 (0.0)	3 (0.4)	14 (1.9)	534 (71.6)	5 (0.7)

■ 女性だけに適用される職場制度や慣行



4 労働者の状況等

(1)労働者の職種別内訳

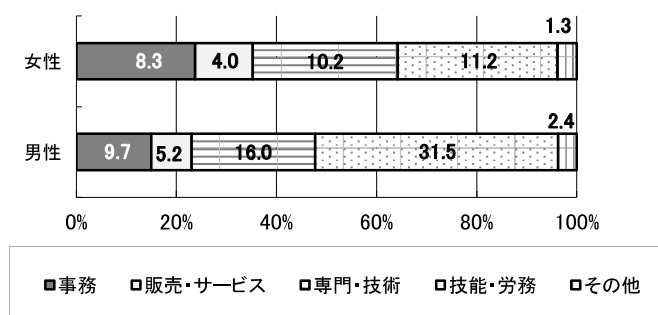
常用労働者の職種別人数をみると、全体ではすべての職種で男性が女性を上回っている。

■ 常用労働者の職種別内訳

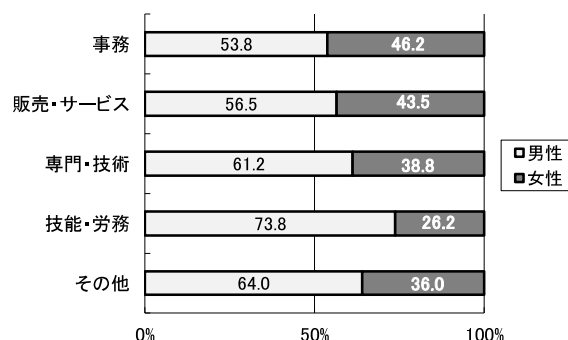
[], ()は%

区分	総計			事務		販売・サービス		専門・技術		技能・労務		その他	
	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査計	87,929 (100.0) [100.0]	57,069 (64.9) []	30,860 (35.1) []	8,539 (53.8) [9.7]	7,337 (46.2) [8.3]	4,608 (56.5) [5.2]	3,549 (43.5) [4.0]	14,091 (61.2) [16.0]	8,940 (38.8) [10.2]	27,721 (73.8) [31.5]	9,848 (26.2) [11.2]	2,110 (64.0) [2.4]	1,186 (36.0) [1.3]
令和4年調査計	79,377 (100.0) [100.0]	51,252 (64.6) []	28,125 (35.4) []	7,481 (54.2) [9.4]	6,329 (45.8) [8.0]	3,860 (51.7) [4.9]	3,603 (48.3) [4.5]	12,254 (59.0) [15.4]	8,513 (41.0) [10.7]	25,351 (75.2) [31.9]	8,374 (24.8) [10.5]	2,306 (63.8) [2.9]	1,306 (36.2) [1.6]

■ 男女別業種内訳



■ 業種別男女比



(2)パートタイマーの状況

正社員と同じ仕事を行わせているパートタイマーがいる事業所は286事業所(36.5%)となり、このうち、賃金等の面で均等待遇を行っているのは271事業所(94.8%)である。

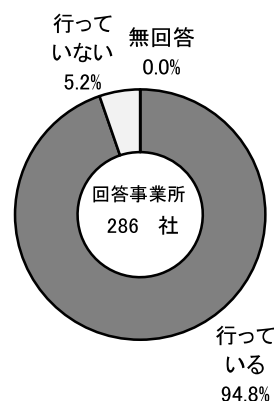
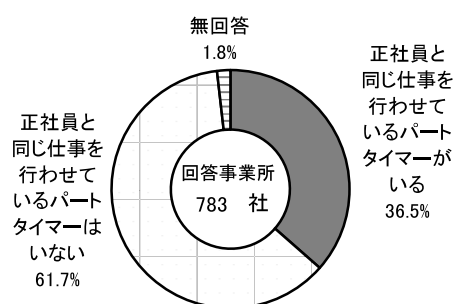
■ パートタイマーの状況

[], ()は%

区分	総数	正社員と同じ仕事を行わせているパートタイマーがいる	賃金等の面で均等待遇を行っているか			正社員と同じ仕事を行わせているパートタイマーはいない	無回答
			行っている	行っていない	無回答		
調査計	783 [100.0]	286 [36.5] (100.0)	271 (94.8) (94.8)	15 (5.2) (5.2)	0 (0.0) (0.0)	483 [61.7]	14 [1.8]
令和4年調査計	746 [100.0]	267 [35.8] (100.0)	256 (95.9) (95.9)	11 (4.1) (4.1)	0 (0.0) (0.0)	475 [63.7]	4 [0.5]

■ パートタイマーの状況

■ 正社員と同じ仕事をしているパートタイマーに賃金等の面で均等待遇を行っているか

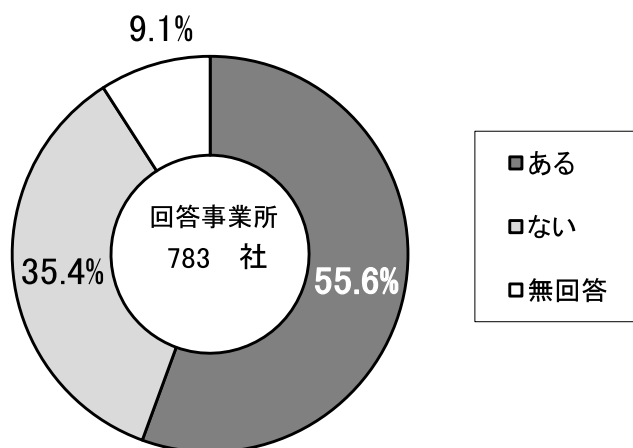


(3) パートタイムとフルタイムの相互転換制度の有無

[], ()は%

区分	総数	相互転換制度がある	相互転換制度がない	検討状況			無回答
				検討している	検討していない	無回答	
調 査 計	783 [100.0]	435 [55.6]	277 [35.4]	33 (11.9)	227 (81.9)	17 (6.1)	71 [9.1]
30 人 ～ 99 人	368 [100.0]	171 [46.5]	155 [42.1]	15 (9.7)	129 (83.2)	11 (7.1)	42 [11.4]
100 人 ～ 299 人	226 [100.0]	139 [61.5]	72 [31.9]	11 (15.3)	59 (81.9)	2 (2.8)	15 [6.6]
300 人 ～ 499 人	68 [100.0]	45 [66.2]	19 [27.9]	2 (10.5)	16 (84.2)	1 (5.3)	4 [5.9]
500 人 ～ 999 人	50 [100.0]	36 [72.0]	12 [24.0]	2 (16.7)	9 (75.0)	1 (8.3)	2 [4.0]
1,000 人 以 上	71 [100.0]	44 [62.0]	19 [26.8]	3 (15.8)	14 (73.7)	2 (66.7)	8 [11.3]

■ 相互転換制度の有無



V 政策決定過程における女性の参画状況

1 地方議会に占める女性議員の割合の推移

地方議会に占める女性議員の割合は、緩やかに増加しているものの、全国平均と比べて低いものになっている。

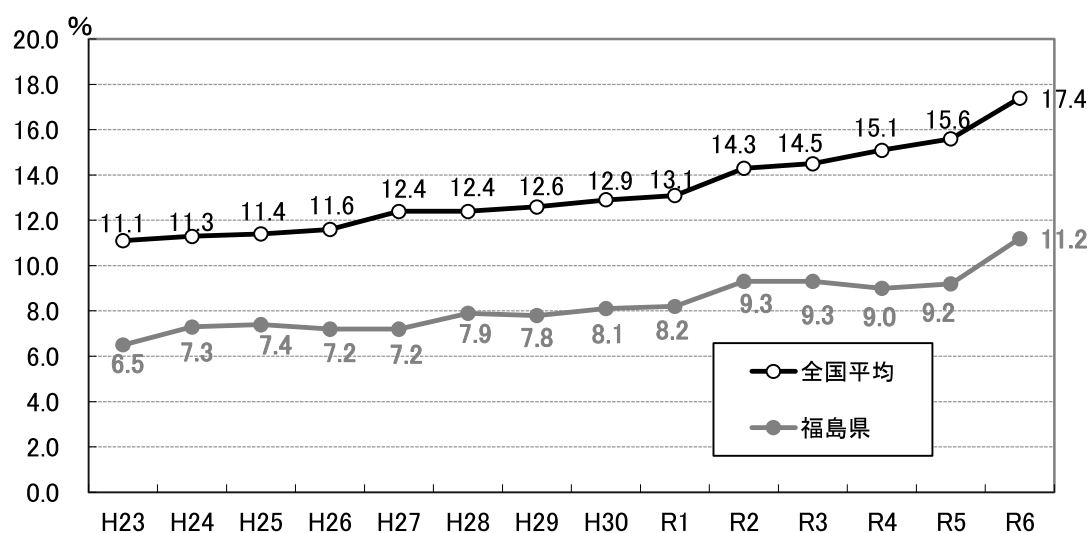
単位：％

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
全国平均	11.1	11.3	11.4	11.6	12.4	12.4	12.6	12.9	13.1	14.3
福島県	6.5	7.3	7.4	7.2	7.2	7.9	7.8	8.1	8.2	9.3
	R3	R4	R5	R6						
全国平均	14.5	15.1	15.6	17.4						
福島県	9.3	9.0	9.2	11.2						

資料：女性の政策決定参画状況調べ 内閣府

地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査

(福島県)15年度以降 福島県男女共生課調べ



	平成31年4月1日			令和2年4月1日			令和3年4月1日			令和4年4月1日		
	総員総数	女性議員	%	総員総数	女性議員	%	総員総数	女性議員	%	総員総数	女性議員	%
県議	58	7	12.1%	58	5	8.6%	56	5	8.9%	57	5	8.8%
市町村計	871	69	7.9%	857	80	9.3%	859	80	9.3%	854	77	9.0%
市議	332	30	9.0%	330	32	9.7%	329	33	10.0%	327	34	10.4%
町村議	539	39	7.2%	527	48	9.1%	530	47	8.9%	527	43	8.2%
県＋市町村	929	76	8.2%	915	85	9.3%	915	85	9.3%	911	82	9.0%
	令和5年4月1日			令和6年4月1日								
	総員総数	女性議員	%	総員総数	女性議員	%						
県議	58	5	8.6%	58	6	10.3%						
市町村計	851	79	9.3%	844	95	11.3%						
市議	325	33	10.2%	326	40	12.3%						
町村議	526	46	8.7%	518	55	10.6%						
県＋市町村	909	84	9.2%	902	101	11.2%						

資料：福島県男女共生課調べ

2 審議会等における女性委員の登用状況

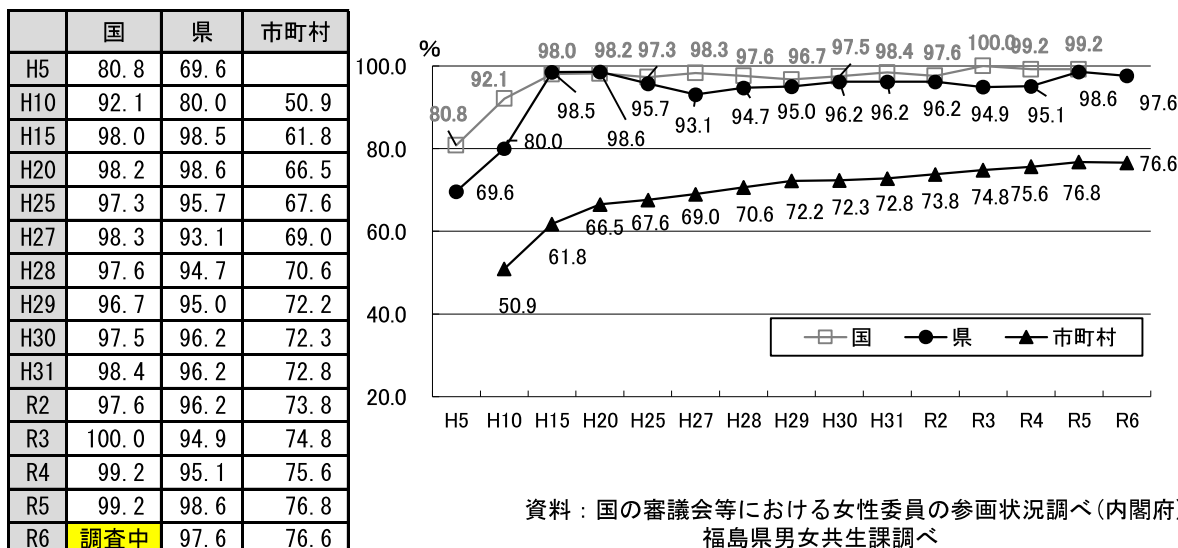
県の審議会等における女性委員比率は、増加傾向にあるものの、「ふくしま男女共同参画プラン」の目標値（いずれの性も40%を下回らない）には達していない。市町村も比率を伸ばしているが、国や県と比較すると低い状況となっている。

R6. 4. 1現在

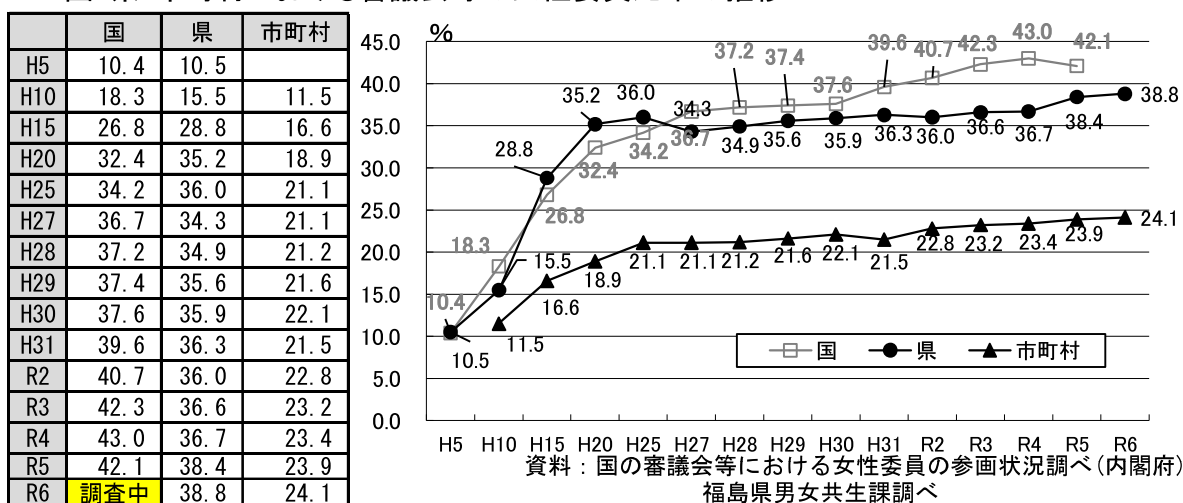
		審議会等の数				審議会等の委員数			
		総数	うち女性委員を含む組織数	比率(%)	前年比	総数	うち女性委員数	比率(%)	前年比
各種委員（会）		9	8	88.9	0.0	65	25	38.5	0.6
附属機関	総務部	12	11	91.7	0.0	76	30	39.5	2.2
	危機管理部	3	3	100.0	0.0	149	36	24.2	6.4
	企画調整部	5	5	100.0	0.0	75	36	48.0	1.3
	生活環境部	8	8	100.0	0.0	132	58	43.9	△ 1.1
	保健福祉部	22	22	100.0	0.0	354	125	35.3	△ 1.7
	商工労働部	4	4	100.0	0.0	46	19	41.3	1.3
	農林水産部	3	3	100.0	0.0	49	23	46.9	0.0
	土木部	8	8	100.0	0.0	82	33	40.2	△ 2.5
	教育庁	7	7	100.0	0.0	82	37	45.1	1.7
	警察本部	2	2	100.0	0.0	212	91	42.9	1.9
小計		74	73	98.6	0.0	1,257	488	38.8	0.4
総計		83	81	97.6	0.1	1,322	513	38.8	0.4

注 各種委員(会)は、地方自治法第180条の5による設置の執行機関としての委員(会)等（教育委員会、人事委員会及び公安委員会など）
各部の審議会等は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例による設置の附属機関（総合計画審議会、社会福祉審議会、医療審議会など）

■ 国・県・市町村における女性委員を含む審議会等の割合の推移



■ 国・県・市町村における審議会等の女性委員比率の推移



調査時点：国はH6までは3/31、H14以降は9/30現在。県及び市町村は4/1現在。
※市町村数値は、東日本大震災の影響により、H25・H26：1町が含まれていない。
※市町村数値は、広域圏で設置している審議会、委員会等は除いている。

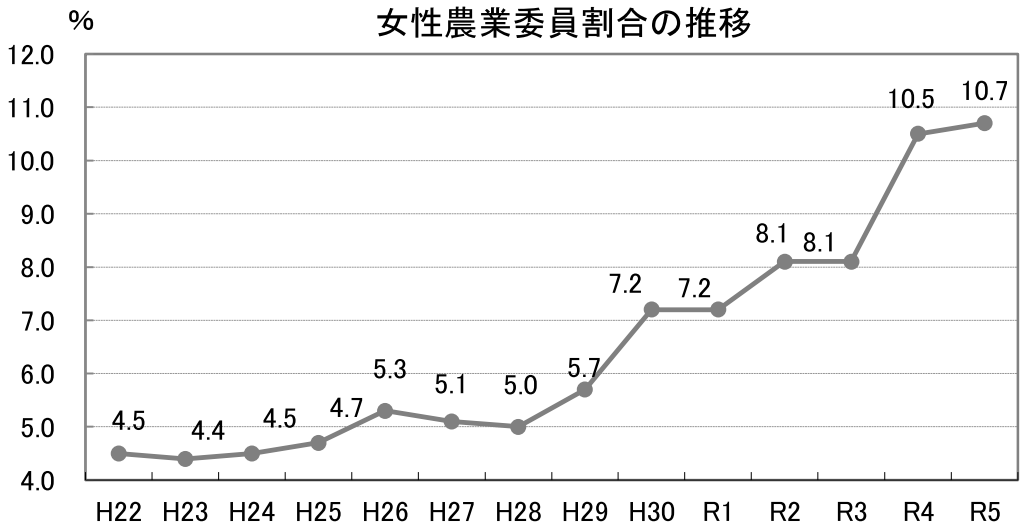
3 女性農業委員の割合の推移(福島県)

女性農業委員の割合は平成27年度から減少傾向にあったが、平成29年度以降増加し、令和5年度は10.7%となった。

単位: %

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
女性農業委員の割合	4.5	4.4	4.5	4.7	5.3	5.1	5.0	5.7	7.2	7.2	8.1
	R3	R4	R5								
女性農業委員の割合	8.1	10.5	10.7								

資料:福島県農業支援総室資料



4 地方公務員管理職への女性の登用状況の推移(福島県)

福島県職員における管理職の女性数は、増加傾向にあるが、全国平均と比較すると低率になっている。

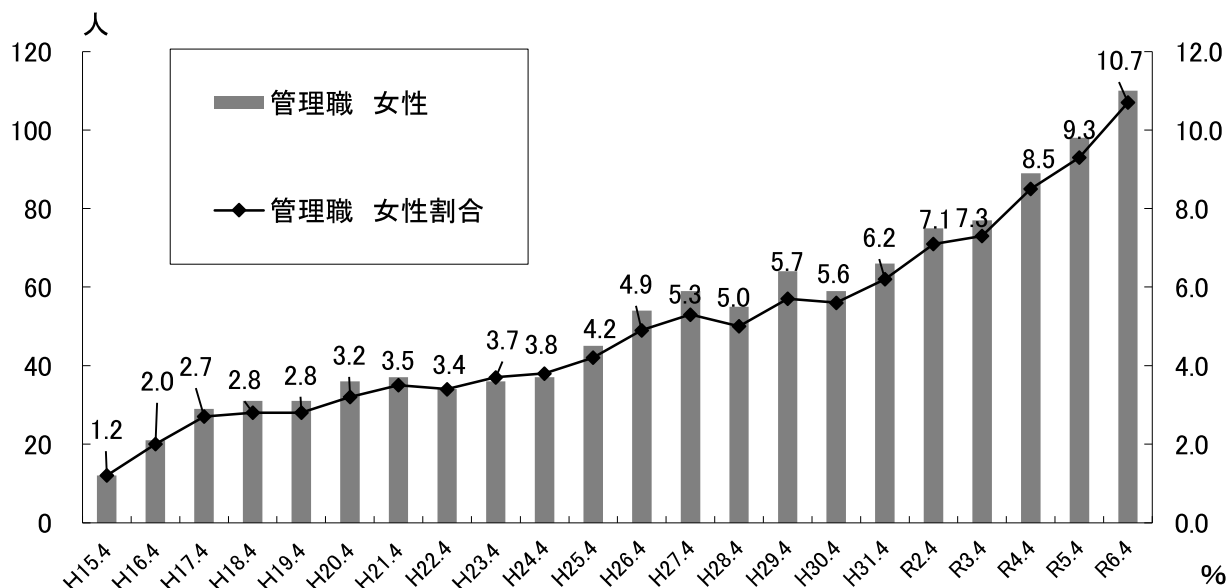
※管理職とは、課長相当職以上(本庁・出先を含む。警察本部・教育庁含む。校長・教頭を除く。)

区分	管理職 総数 (人)	うち女性 (人)	女性の 割合 (%)	全国 平均 (%)
H15.4	1,010	12	1.2	4.8
H16.4	1,037	21	2.0	4.9
H17.4	1,087	29	2.7	4.8
H18.4	1,115	31	2.8	5.0
H19.4	1,109	31	2.8	5.1
H20.4	1,111	36	3.2	5.4
H21.4	1,052	37	3.5	5.7
H22.4	1,014	34	3.4	6.0
H23.4	984	36	3.7	6.4
H24.4	972	37	3.8	6.4
H25.4	1,072	45	4.2	6.8
H26.4	1,097	54	4.9	7.2
H27.4	1,118	59	5.3	7.7
H28.4	1,108	55	5.0	8.5

区分	管理職 総数 (人)	うち女性 (人)	女性の 割合 (%)	全国 平均 (%)
H29.4	1,117	64	5.7	9.0
H30.4	1,061	59	5.6	9.7
H31.4	1,068	66	6.2	10.3
R2.4	1,058	75	7.1	11.1
R3.4	1,048	77	7.3	11.8
R4.4	1,052	89	8.5	12.7
R5.4	1,056	98	9.3	13.2
R6.4	1,032	110	10.7	14.2

資料: 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査 内閣府
福島県男女共生課

■県の女性管理職数及び女性管理職割合の推移



5 管理職の在職状況（福島県）

（令和6年4月1日現在）

		管理職総数(人)			女性管理職の内訳		
		(A)	うち女性管理職数(人) (B)=(C+D+E)	女性の割合(%) (B/A)	部局長クラス(人) (C)	次長クラス(人) (D)	課長クラス(人) (E)
本庁	計	563	68	12.1%	3	5	60
	（うち一般行政職）	(472)	66	(14%)	(2)	(3)	(47)
	知事部局	430	62	14.4%	3	5	54
	教育庁	36	3	8.3%	0	0	3
支庁・地方事務所	警察本部	97	3	3.1%	0	0	3
	計	469	42	9.0%	1	2	39
	（うち一般行政職）	(358)	31	(8.7%)	(0)	(4)	(28)
	知事部局	328	34	10.4%	1	1	32
	教育庁	91	6	6.6%	0	1	5
	警察本部	50	2	4.0%	0	0	2

資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査 内閣府
福島県男女共生課

6 女性公務員の採用状況（福島県）

（令和5年4月1日～令和6年3月31日採用）

		総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全 体		494	181	36.6%
	うち知事部局	347	126	36.3%
	うち教育庁	23	12	52.2%
	うち警察本部	124	43	34.7%
	うち上級	311	110	35.4%
	うち知事部局	250	90	36.0%
	うち教育庁	15	7	46.7%
	うち警察本部	46	13	28.3%

資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査 内閣府
福島県男女共生課

※平成25年度調査から、上級・中級・初級区分から全体(うち上級)区分に改正

VI 人権

1 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数(福島県)

本県における配偶者暴力相談支援センターでの相談受付の総数は、前年度より97件増加した。

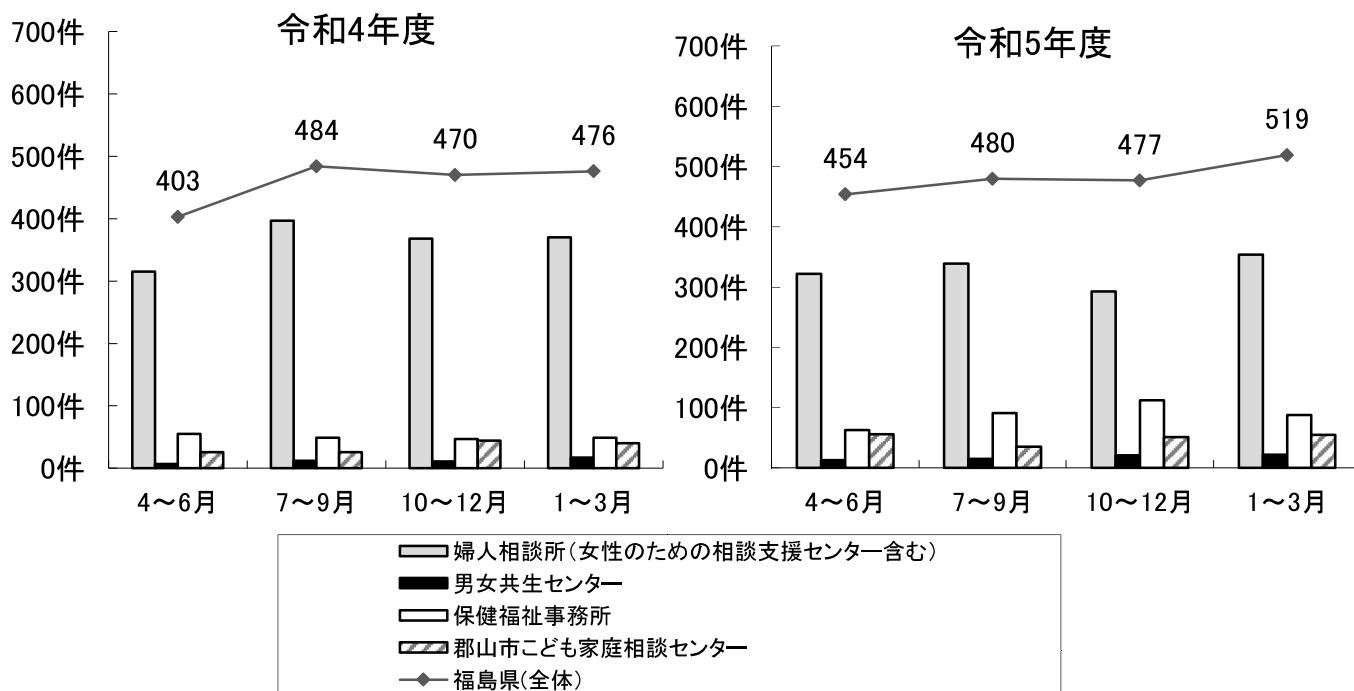
■相談件数

単位: 件

年度		総数	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
令和4年度	福島県	1,833	403	484	470	476
	うち婦人相談所(女性のための相談支援センター)	1,450	315	397	368	370
	うち男女共生センター	47	7	12	11	17
	うち保健福祉事務所	200	55	49	47	49
	うち郡山市こども家庭相談センター	136	26	26	44	40
令和5年度	福島県	1,930	454	480	477	519
	うち婦人相談所(女性のための相談支援センター)	1,308	322	339	293	354
	うち男女共生センター	71	13	15	21	22
	うち保健福祉事務所	354	63	91	112	88
	うち郡山市こども家庭相談センター	197	56	35	51	55

資料: 福島県保健福祉部こども未来局児童家庭課資料

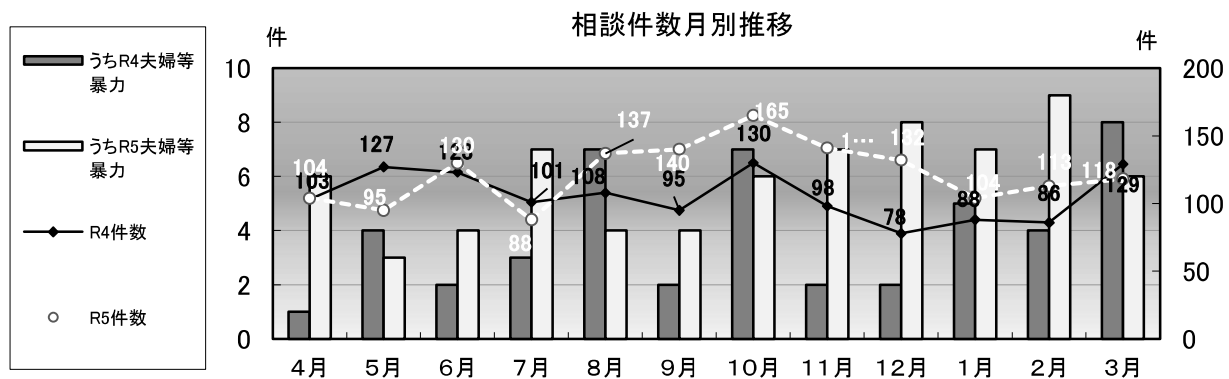
※平成22年度から新たに郡山市こども家庭相談センターが配偶者暴力相談支援センターとして指定された。



2 男女共生センター相談件数について（福島県）

男女共生センターでの相談受付は、前年度と比較すると201件増加し、「うち夫婦等暴力」については24件増加した。

相談内容は、「生活一般」の相談が依然として多く、次いで、「夫婦」、「家族」、「人間関係」の相談が多く、この4つの相談で全体の約6割を占めている。



相談件数(月別)

単位: 件

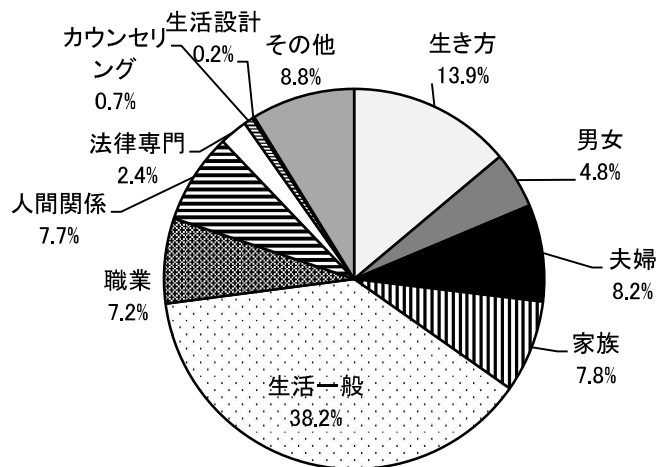
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和4年度	103	127	123	101	108	95	130	98	78	88	86	129	1,266
うち夫婦等暴力	1	4	2	3	7	2	7	2	2	5	4	8	47
令和5年度	104	95	130	88	137	140	165	141	132	104	113	118	1,467
うち夫婦等暴力	6	3	4	7	4	4	6	7	8	7	9	6	71

相談件数(件名別)

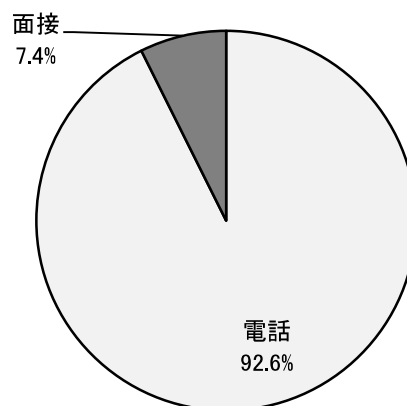
単位: 件

年度	R1	R2	R3	R4	R5
生 き 方	110	64	58	100	204
男 女	32	43	39	76	70
夫 婦	129	149	140	101	121
家 族	167	103	107	116	115
生 活 一 般	541	462	598	547	560
職 業	115	89	59	62	106
人 間 関 係	145	77	69	108	113
法 律 専 門	14	14	21	27	35
カ ウ ン セ リ ン グ	9	8	6	10	11
生 活 設 計	9	8	3	5	3
そ の 他	107	100	115	114	129
合 計	1,378	1,117	1,215	1,266	1,467

令和5年度件名別相談件数



令和5年度相談方法別件数



相談件数(相談方法別)

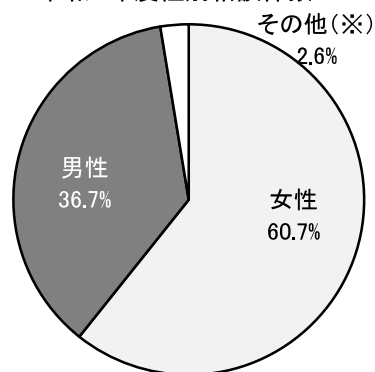
単位: 件

年度	R1	R2	R3	R4	R5
電 話	1,258	1,058	1,150	1,215	1,359
面 接	111	51	65	51	108
合 計	1,369	1,109	1,215	1,266	1,467

相談件数(性別)		単位:件				
年度		R1	R2	R3	R4	R5
女	性	1,035	791	858	825	891
男	性	334	318	357	425	538
その他(※)		—	—	—	16	38
合 計		1,369	1,109	1,215	1,266	1,467

※R4より集計区分に「その他」を追加

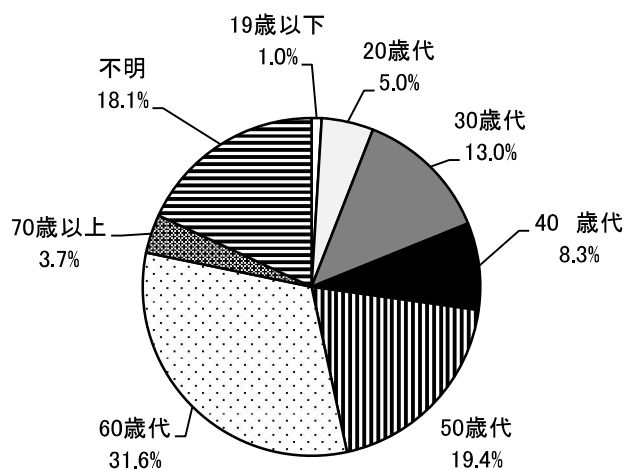
令和5年度性別相談件数



相談件数(年齢別) 単位:件

年度	R1	R2	R3	R4	R5
19 歳 以下	7	5	6	6	14
20 歳 代	80	74	55	40	73
30 歳 代	112	171	156	156	190
40 歳 代	119	111	115	136	122
50 歳 代	260	202	230	292	285
60 歳 代	664	386	504	452	464
70 歳 以上	40	26	45	35	54
不 明	87	134	104	149	265
合 計	1,369	1,109	1,215	1,266	1,467

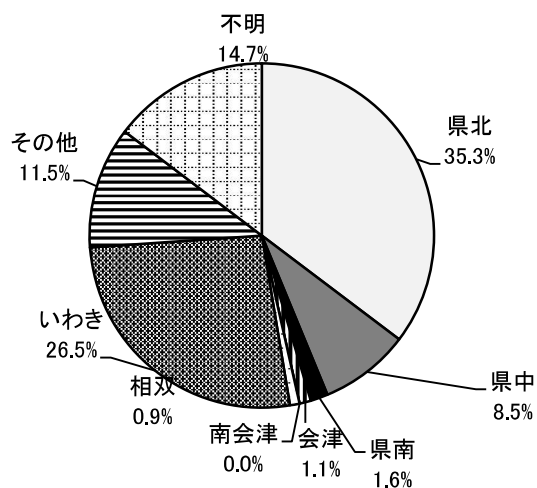
令和5年度年齢別相談件数



相談件数(地域別) 単位:件

年度	R1	R2	R3	R4	R5
県 北	512	555	545	520	518
県 中	84	92	85	114	124
県 南	23	32	15	11	24
会 津	20	14	7	16	16
南 会 津	0	1	0	0	0
相 双	15	32	21	20	13
い わ き	629	258	374	304	389
そ の 他	26	31	91	185	168
不 明	60	94	77	96	215
合 計	1,369	1,109	1,215	1,266	1,467

令和5年度地域別相談件数



※男女共生センターは県北地域に設置されている。

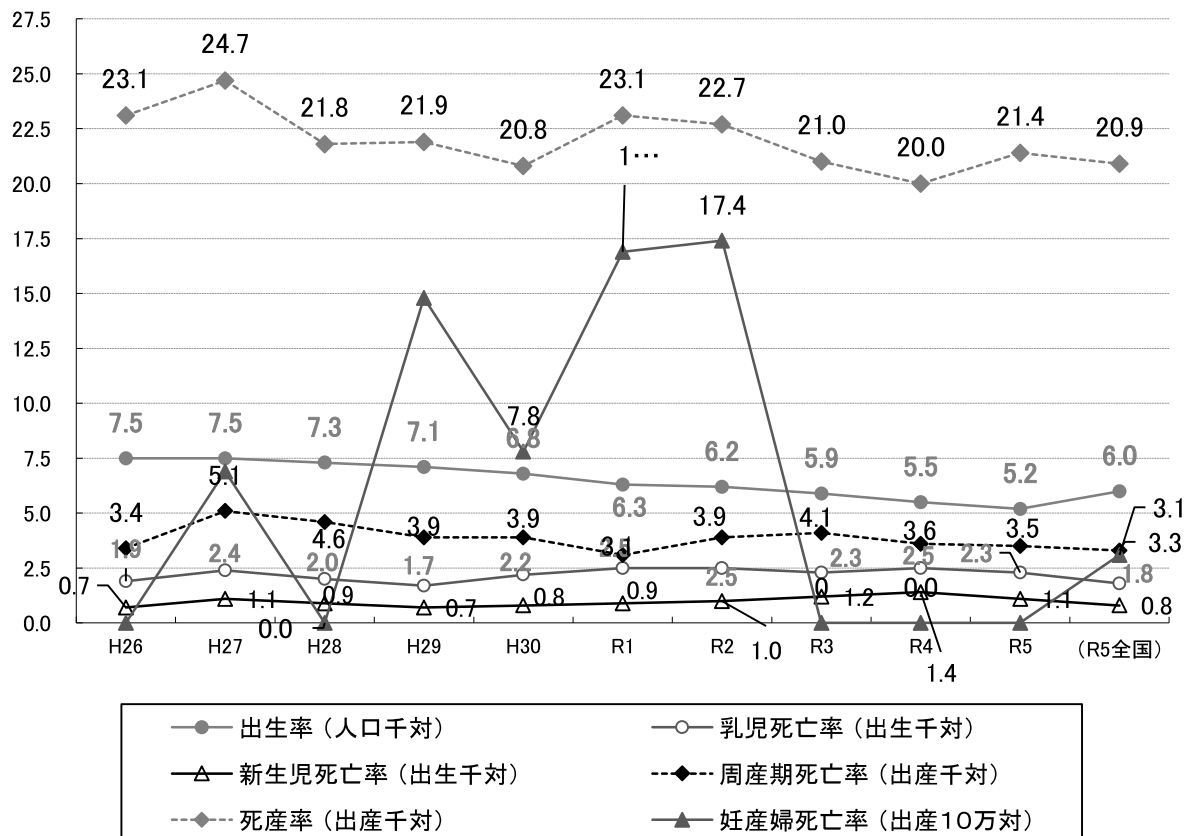
3 出生率・乳児死亡率等の推移(福島県)

出生率は年々減ってきており、少子化が進んでいる。

	出生率 (人口千対)	乳児死亡率 (出生千対)	新生児死亡率 (出生千対)	周産期死亡率 (出産千対)	死産率 (出産千対)	妊産婦死亡率 (出産10万対)
H26	7.5	1.9	0.7	3.4	23.1	—
H27	7.5	2.4	1.1	5.1	24.7	6.9
H28	7.3	2.0	0.9	4.6	21.8	—
H29	7.1	1.7	0.7	3.9	21.9	14.8
H30	6.8	2.2	0.8	3.9	20.8	7.8
R1	6.3	2.5	0.9	3.1	23.1	16.9
R2	6.2	2.5	1.0	3.9	22.7	17.4
R3	5.9	2.3	1.2	4.1	21.0	—
R4	5.5	2.5	1.4	3.6	20.0	—
R5	5.2	2.3	1.1	3.5	21.4	—
(R5全国)	6.0	1.8	0.8	3.3	20.9	3.1

資料 人口動態統計 厚生労働省

- ※ 乳児死亡 : 生後1年未満の死亡
- ※ 新生児死亡 : 生後4週未満の死亡
- ※ 周産期死亡 : 妊娠満22週以後の死産＋早期新生児死亡
- ※ 周産期死亡率 : 出産千対の周産期死亡数
- ※ 早期新生児死亡 : 生後1週未満の死亡
- ※ 死産 : 妊娠満12週以後の死児の出産
- ※ 妊産婦死亡率 : 妊娠中又は妊娠終了後満42日未満の女性で、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化したすべての原因によるもの。



4 人工妊娠中絶件数の推移

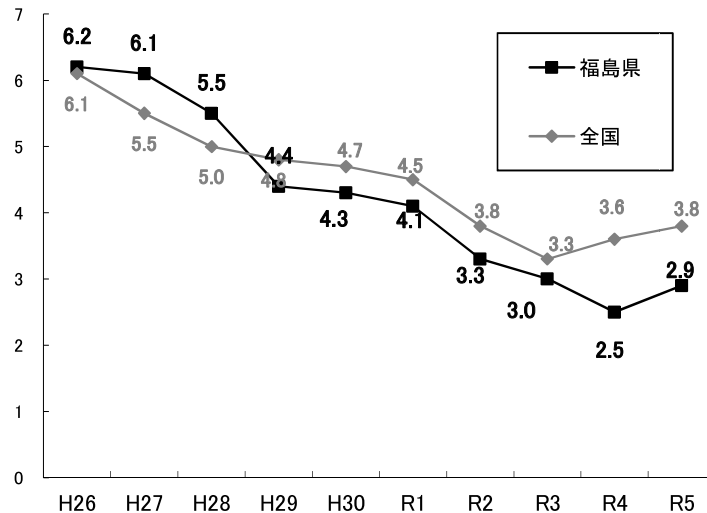
本県における20歳未満の人工妊娠中絶実施率は、令和5年度は全国は3.8ポイント、本県は2.9ポイントと、全国平均を下回った。

区分	全国			福島県		
	総数 (件)	20歳未満 (件)	実施率人口千対	総数 (件)	20歳未満 (件)	実施率人口千対
H26	181,905	17,551	6.1	3,211	297	6.2
H27	176,388	16,113	5.5	3,038	261	6.1
H28	168,015	14,666	5.0	2,856	249	5.5
H29	164,621	14,128	4.8	2,577	198	4.4
H30	161,741	13,588	4.7	2,406	185	4.3
R1	156,430	12,678	4.5	2,061	174	4.1
R2	141,433	10,309	3.8	2,151	128	3.3
R3	126,174	9,093	3.3	1,757	117	3.0
R4	122,725	9,569	3.6	1,491	96	2.5
R5	126,734	10,053	3.8	1,514	107	2.9

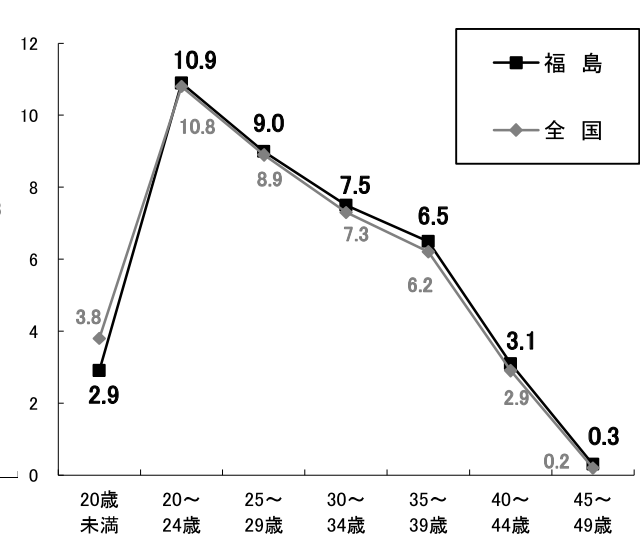
資料:「衛生行政報告例」厚生労働省

※「実施率」は15～19歳の女子人口千対

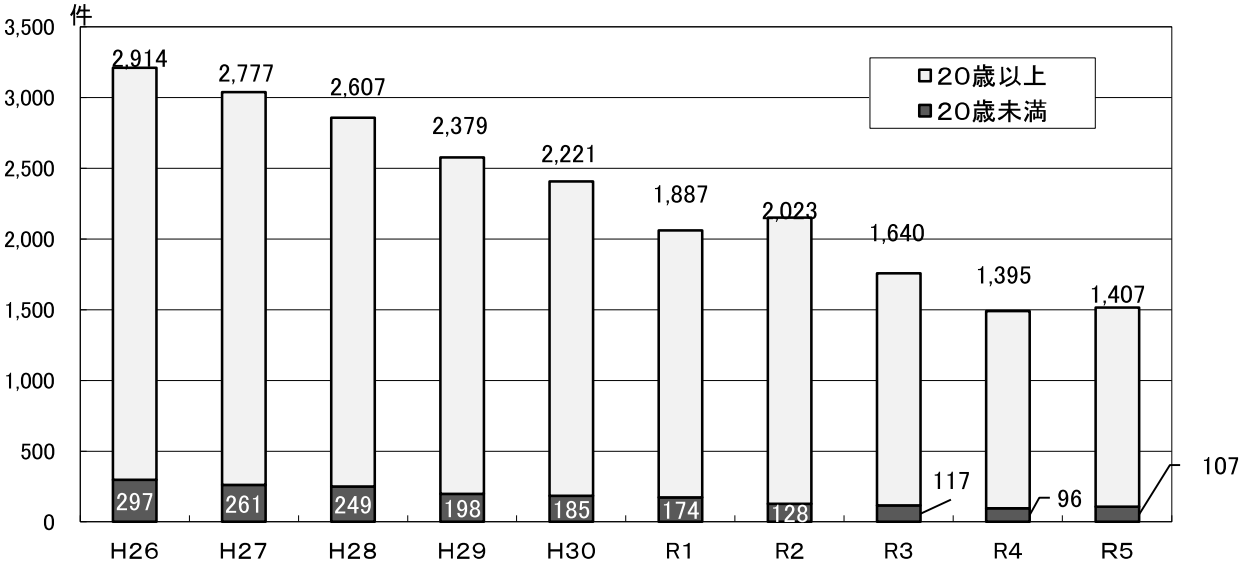
■20歳未満の人工妊娠中絶実施率の推移(人口千人対)



■年齢階級別の人工妊娠中絶実施率の推移(人口千人対)(R4)



■人工妊娠中絶件数の推移(福島県)



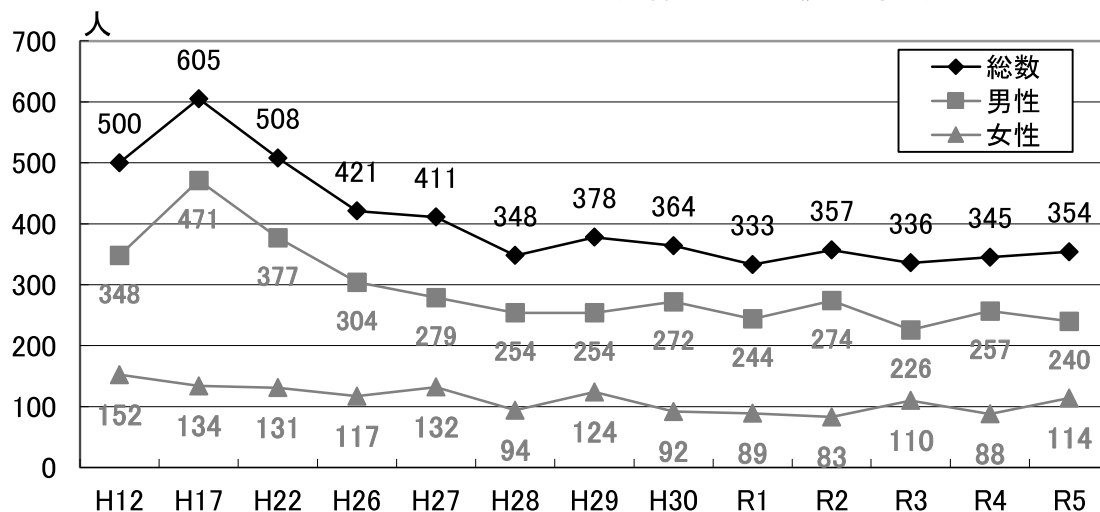
5 死亡数のうち、自殺を死因とする数の推移（福島県）

自殺を死因とする死亡数は、いずれの年も男性が女性より多い。

単位：人

	H12	H17	H22	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
総数	500	605	508	421	411	348	378	364	333	357	336	345	354
男性	348	471	377	304	279	254	254	272	244	274	226	257	240
女性	152	134	131	117	132	94	124	92	89	83	110	88	114

資料：人口動態統計 厚生労働省



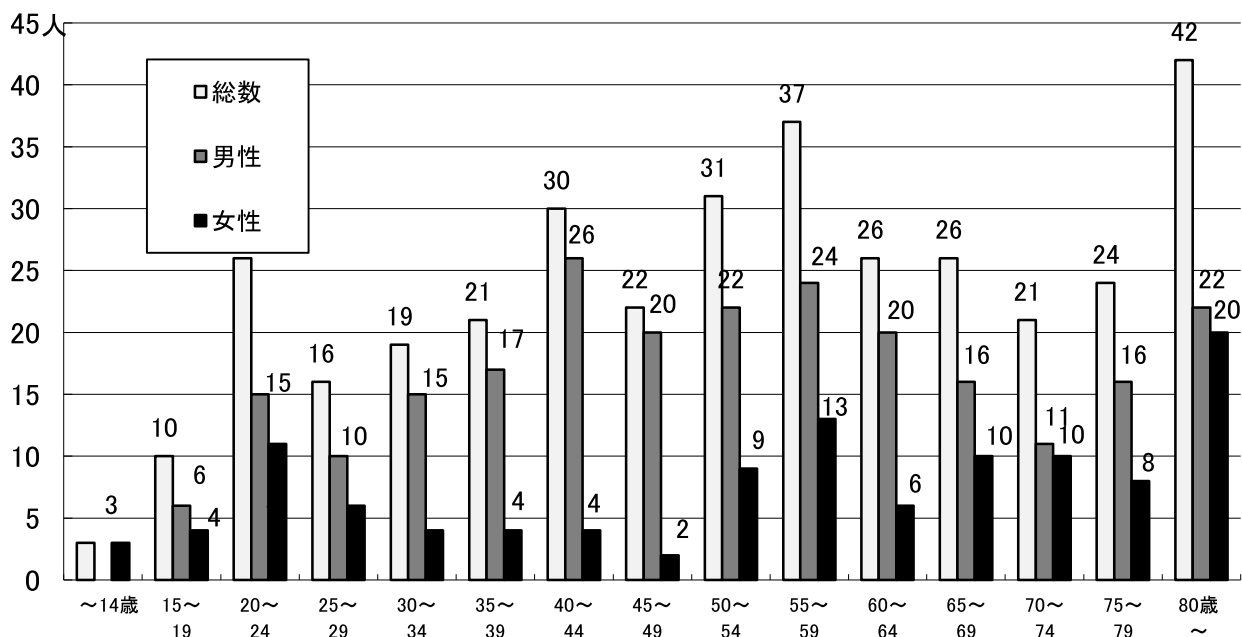
6 死亡数のうち、年齢階級別、自殺を死因とする数の内訳（R5 福島県）

自殺を死因とする死亡数は、男性は40～64歳までが多く、女性は80歳以上が最も多い。

単位：人

	～14歳	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80歳～	計
総数	3	10	26	16	19	21	30	22	31	37	26	26	21	24	42	354
男性	0	6	15	10	15	17	26	20	22	24	20	16	11	16	22	240
女性	3	4	11	6	4	4	4	2	9	13	6	10	10	8	20	114

資料：人口動態統計 厚生労働省



第3章

県内市町村データ

I 主な市町村データのまとめ

1 市町村における男女共同参画行政推進状況(条例・計画)

(1) 男女共同参画に関する条例の制定状況

令和6年4月1日現在

	市町村名	条例の名称	公布年月日	施行年月日
1	福島市	福島市男女共同参画推進条例	H14.12.27	H14.12.27
2	二本松市	二本松市男女共同参画推進条例	H17.12.1	H17.12.1
3	伊達市	伊達市男女共同参画推進条例	H28.3.17	H28.3.17
4	本宮市	本宮市男女共同参画推進条例	H19.1.1	H19.1.1
5	川俣町	川俣町男女共同参画推進条例	H15.3.20	H15.4.1
6	大玉村	大玉村男女共同参画推進条例	H17.3.22	H17.4.1
7	郡山市	郡山市男女共同参画推進条例	H15.3.25	H15.4.1
8	須賀川市	須賀川市男女共同参画推進条例	H14.12.27	H15.1.1
9	田村市	田村市男女共同参画推進条例	R2.3.26	R2.4.1
10	石川町	石川町男女共同参画推進条例	H16.3.31	H16.4.1
11	会津若松市	会津若松市男女共同参画推進条例	H15.12.19	H16.4.1
12	喜多方市	喜多方市男女共同参画推進条例	H18.1.4	H18.1.4
13	会津美里町	会津美里町男女共同参画推進まちづくり条例	H17.10.1	H17.10.1
14	檜葉町	檜葉町男女共同参画の推進による心豊かな町づくり条例	H16.12.17	H17.4.1
15	富岡町	富岡町男女共同参画推進条例	H16.6.24	H16.7.1
16	いわき市	いわき市男女共同参画推進条例	H23.3.31	H23.4.1

＜検討中の市町村＞

相馬市	R7年度以降の制定を目途に検討中
玉川村	R8年度以降の制定を目途に検討中

※ 16市町村(10市5町1村)で制定 / 2市村で制定に向け検討中

(2) 男女共同参画計画の策定状況

	市 町 村 名	計画の名称	推進 期間	策定 年月
1	福 島 市	男女共同参画ふくしまプラン(福島市男女共同参画基本計画)	R3.4～ R8.3	R3.3
2	二 本 松 市	二本松市男女共同参画基本計画	R4.4～ R9.3	R4.3
3	伊 達 市	第3次伊達市男女共同参画プラン	R5.4～ R10.3	R5.3
4	本 宮 市	本宮市第2次男女共同参画基本計画	H31.4～ R7.3	H31.3
5	桑 折 町	第三次こおり男女共同参画プラン	R5.4～ R14.3	R5.3
6	国 見 町	国見町男女共同参画計画	R3.3～ R13.3	R3.3
7	川 俣 町	第3次川俣町男女共同参画推進計画	R4.4～ R12.3	R4.4
8	大 玉 村	第2期大玉村男女共同参画推進計画	R4.4～ R9.3	R4.3
9	郡 山 市	第三次こおりやま男女共同参画プラン	H30.4～ R8.3	H30.3
10	須 賀 川 市	すかがわ男女共同参画プラン21 第3次計画	H26.4～ R7.3	H26.3
11	田 村 市	田村市ジェンダー平等プラン	R6.4～ R11.3	R6.3
12	鏡 石 町	鏡石町男女共同参画プラン	R2.10～ R8.3	R2.10
13	天 栄 村	天栄村男女共同参画計画	H31.3～ R9.3	H31.3
14	石 川 町	いしかわ男女共同参画プラン	H27.4～ R7.3	H27.2
15	玉 川 村	第1次玉川村男女共同参画計画	H29.4～ R9.3	H29.3
16	平 田 村	平田村男女共同参画計画	R2.3～ R7.3	R2.3
17	浅 川 町	浅川村男女共同参画計画	R2.3～ R12.3	R2.3
18	古 殿 町	古殿町男女共同参画計画	H31.4～ R7.3	H31.3
19	三 春 町	三春町男女共同参画計画	R5.4～ R7.3	R5.3
20	小 野 町	小野町男女共同参画計画	R5.4～ R13.3	R5.3
21	白 河 市	第3次白河市男女共同参画計画	R5.4～ R10.3	R5.3
22	西 郷 村	西郷村男女共同参画計画	R2.2～ R11.3	R2.2
23	泉 崎 村	泉崎村男女共同参画計画	H30.5～ R10.3	H30.5
24	中 島 村	中島村男女共同参画計画	R2.3～ R10.3	R2.3
25	矢 吹 町	矢吹町男女共同参画プラン	R4.4～ R13.3	R5.3
26	棚 倉 町	第2次たなぐらまち男女共同参画計画	H27.4～ R7.3	H27.3
27	矢 祭 町	矢祭町男女共同参画計画	R2.4～ R12.3	R2.3
28	塙 町	塙町男女共同参画計画	H30.12 ～R9.3	H30.12
29	鮫 川 村	第1次男女共同参画計画	H28.11 ～R8.3	H28.11

	市 町 村 名	計画の名称	推進 期間	策定 年月
30	会 津 若 松 市	第6次会津若松市男女共同参画推進プラン	R6.4～ R11.3	R6.3
31	喜 多 方 市	第3次喜多方市男女共同参画推進基本計画	H29.4～ R9.3	H29.3
32	北 塩 原 村	第1次北塩原村男女共同参画プラン	H31.4～ R9.3	H31.3
33	西 会 津 町	西会津町男女共同参画計画	R2.4～ R8.3	R2.3
34	磐 梯 町	磐梯町男女共同参画計画	R2.10～ R10.3	R2.10
35	猪 苗 代 町	猪苗代町男女共同参画計画	R3.4～ R9.3	R3.3
36	会 津 坂 下 町	あいづばんげ男女共同参画プラン	R2.4～ R7.3	R2.3
37	湯 川 村	湯川村男女共同参画計画	R2.2～ R10.3	R2.2
38	柳 津 町	柳津町男女共同参画計画	R5.4～ R8.3	R5.4
39	三 島 町	三島町男女共同参画計画	R2.10～ R12.3	R2.10
40	金 山 町	金山町男女共同参画社会基本計画	H29.4～ R9.3	H29.3
41	昭 和 村	昭和村男女共同参画計画	H31.4～ R7.3	H31.3
42	会 津 美 里 町	会津美里町第4次男女共同参画推進まちづくり行動計画	R4.4～ R9.3	R4.3
43	下 郷 町	下郷町第二次男女共同参画プラン	R3.4～ R8.3	R3.3
44	檜 枝 岐 村	第四次檜枝岐村振興計画	H27.4～ R7.3	H27.3
45	只 見 町	只見町男女共同参画計画	H30.3～ R7.3	H30.3
46	南 会 津 町	からふるプラン(南会津町男女共同参画計画)	R4.4～ R9.3	R4.3
47	相 馬 市	そうま男女共生プラン21	R4.4～ R9.3	R4.4
48	南 相 馬 市	第4次南相馬市男女共同参画計画	R6.4～ R10.3	R6.3
49	広 野 町	第3次広野町男女共同参画プラン	R5.4～ R10.3	R5.3
50	檜 葉 町	檜葉町男女共同参画基本計画	R5.4～ R8.3	R5.3
51	富 岡 町	富岡町男女共同参画まちづくり基本計画	H19.3～ R7.3	H19.3
52	川 内 村	川内村男女共同参画計画	R4.4～ R15.3	R4.3
53	大 熊 町	おおくま男女共同参画プラン	H19.9～ R7.9	H19.9
54	浪 江 町	男女共同参画プランなみえ	H19.4～ R7.3	H20.3
55	葛 尾 村	第2次葛尾村男女共同参画計画	R4.4～ R9.3	R4.3
56	新 地 町	新地町男女共同参画プラン(しんちにじいろスマイルプラン)	H29.3～ R8.3	H29.3
57	飯 館 村	飯館村男女共同参画計画	R5.4～ R15.3	R4.11
58	い わ き 市	第四次いわき市男女共同参画プラン	R4.4～ R9.3	R4.3

令和6年4月1日現在
58市町村(13市29町16村)で策定

(3)男女共同参画行政に関する審議会等

令和6年4月1日現在

	市町村名	会議の名称
1	福島市	福島市男女共同参画審議会
2	二本松市	二本松市男女共同参画審議会
3	伊達市	伊達市男女共同参画審議会
4	桑折町	桑折町男女共同参画プラン推進懇談会
5	川俣町	川俣町男女共同参画審議会
6	大玉村	大玉村男女共同参画推進審議会
7	郡山市	郡山市男女共同参画審議会
8	須賀川市	須賀川市男女共同参画審議会
9	田村市	田村市男女共同参画審議会
10	石川町	石川町男女共同参画推進委員会
11	白河市	白河市男女共同参画推進懇話会
12	会津若松市	会津若松市男女共同参画審議会
13	喜多方市	喜多方市男女共同参画審議会
14	会津坂下町	会津坂下町男女共同参画推進会議
15	会津美里町	会津美里町男女共同参画推進審議会
16	下郷町	下郷町男女共同参画社会推進協議会
17	相馬市	相馬市男女共同参画プラン推進会議
18	南相馬市	南相馬市男女共同参画計画推進委員会
19	檜葉町	檜葉町男女共同参画推進審議会
20	富岡町	富岡町男女共同参画審議会
21	大熊町	おおくま男女共同参画プラン推進会議
22	新地町	新地町男女共同参画プラン推進会議
23	いわき市	いわき市男女共同参画審議会

23市町村(12市10町1村)設置

2. 市町村における審議会等の女性委員の割合

(1) 集計結果

令和6年4月1日現在

	附属機関・委員会の数			
	総数 A	うち女性委員を含む数 B	割合(%) B/A	前年比
総数	1,196	916	76.6	-0.2

附属機関・委員会の委員数			
委員総数 a	うち女性委員の数 b	割合(%) b/a	前年比
14,007	3,373	24.1	0.2

	附属機関・委員会の数			
	総数 A	うち女性委員を含む数 B	割合(%) B/A	前年比
市部	453	384	84.8	-1.0
町村部	743	532	71.6	0.8

附属機関・委員会の委員数			
委員総数 a	うち女性委員の数 b	割合(%) b/a	前年比
6,097	1,679	27.5	-0.2
7,910	1,694	21.4	0.8

地域別	附属機関・委員会の数			
	総数 A	うち女性委員を含む数 B	割合(%) B/A	前年比
県北	191	162	84.8	-0.7
県中	255	195	76.5	1.5
県南	172	128	74.4	3.8
会津	269	190	70.6	-2.6
南会津	59	40	67.8	4.3
相双	196	150	76.5	-2.5
いわき	54	51	94.4	-1.8

附属機関・委員会の委員数			
委員総数 a	うち女性委員の数 b	割合(%) b/a	前年比
2,502	662	26.5	-1.0
3,061	784	25.6	1.4
1,927	445	23.1	0.5
2,811	629	22.4	0.7
643	139	21.6	3.8
2,146	449	20.9	-0.8
917	265	28.9	-0.9

※ 単位は(人)、前年比は増減ポイント

(2) 上位10市町村

(組織数)

市町村名	総数 A	うち女性委員を含む数 B	割合(%) B/A
福島市	26	26	100.0
本宮市	20	19	95.0
いわき市	54	51	94.4
三春町	16	15	93.8
会津若松市	39	36	92.3
飯館村	12	11	91.7
新地町	21	19	90.5
川俣町	20	18	90.0
伊達市	33	29	87.9
浪江町	8	7	87.5

(委員数)

市町村名	委員総数 a	うち女性委員の数 b	割合(%) b/a
福島市	609	218	35.8
郡山市	795	269	33.8
喜多方市	244	82	33.6
新地町	261	84	32.2
国見町	158	50	31.6
矢吹町	200	62	31.0
浅川町	113	34	30.1
平田村	107	32	29.9
只見町	171	51	29.8
鏡石町	117	34	29.1

※広域圏で設置している審議会、委員会等を除く。

3 市町村議会における女性議員の状況

令和6年4月1日現在

(1)集計結果

	議員総数 A	Aのうち 女性議員数 B	割合(%) B/A	前年比
総数	844	95	11.3	2.0

	議員総数 A	Aのうち 女性議員数 B	割合(%) B/A	前年比
市部	326	40	12.3	2.1

	議員総数 A	Aのうち 女性議員数 B	割合(%) B/A	前年比
町村部	518	55	10.6	1.9

地域別	議員総数 A	Aのうち 女性議員数 B	割合(%) B/A	前年比
県 北	144	23	16.0	2.8
県 中	189	23	12.2	3.8
県 南	118	10	8.5	3.5
会 津	168	23	13.7	1.1
南会津	48	2	4.2	0.1
相 双	142	7	4.9	-0.6
いわき	35	7	20.0	1.1

※ 議員数は(人)、前年比は増減ポイント

(2)女性議員のいる市町村

	市町村名	議員総数 A	Aのうち 女性議員数 B	割合(%) B/A	前年
1	福島市	35	8	22.9	17.1
2	二本松市	21	1	4.8	4.8
3	伊達市	21	2	9.5	9.1
4	本宮市	20	2	10.0	5.3
5	桑折町	12	3	25.0	27.3
6	国見町	11	1	9.1	8.3
7	川俣町	12	2	16.7	16.7
8	大玉村	12	4	33.3	25.0
9	郡山市	38	5	13.2	10.5
10	須賀川市	24	2	8.3	8.3
11	田村市	18	1	5.6	5.6
12	鏡石町	11	1	9.1	8.3
13	天栄村	10	1	10.0	10.0
14	石川町	14	4	28.6	14.3
15	玉川村	14	2	14.3	0.0
16	平田村	12	1	8.3	8.3
17	三春町	16	3	18.8	14.3
18	小野町	12	2	16.7	16.7
19	白河市	24	2	8.3	8.3
20	西郷村	16	1	6.3	6.3
21	泉崎村	10	2	20.0	10.0
22	棚倉町	14	2	14.3	7.1

	市町村名	議員総数 A	Aのうち 女性議員数 B	割合(%) B/A	前年
23	矢祭町	10	1	10.0	10.0
24	会津若松市	28	5	17.9	7.7
25	喜多方市	22	2	9.1	9.1
26	北塩原村	10	1	10.0	20.0
27	西会津町	12	2	16.7	8.3
28	磐梯町	10	2	20.0	20.0
29	猪苗代町	14	3	21.4	26.7
30	会津坂下町	14	4	28.6	28.6
31	湯川村	9	1	11.1	11.1
32	金山町	8	1	12.5	12.5
33	会津美里町	16	2	12.5	12.5
34	下郷町	12	1	8.3	8.3
35	南会津町	16	1	6.3	6.3
36	相馬市	18	2	11.1	11.8
37	南相馬市	22	1	4.5	4.5
38	広野町	8	1	12.5	20.0
39	富岡町	10	2	20.0	10.0
40	大熊町	12	1	8.3	8.3
41	いわき市	35	7	20.0	18.9

4 女性管理職等の状況(管理職、二役・教育長・議長)

令和6年4月1日現在

(1) 管理職(課長相当職以上)

①集計結果

	管理職 総数 A	Aのうち女性 管理職数 B	割合(%) B/A	前年比
総数	2,079	317	15.2	1.6

	管理職 総数 A	Aのうち女性 管理職数 B	割合(%) B/A	前年比
市部	1,473	231	15.7	2.3

	管理職 総数 A	Aのうち女性 管理職数 B	割合(%) B/A	前年比
町村部	606	86	14.2	0.1

地域別	管理職 総数 A	Aのうち女性 管理職数 B	割合(%) B/A	前年比
県 北	423	76	18.0	3.3
県 中	370	59	15.9	2.9
県 南	193	40	20.7	-1.6
会 津	260	35	13.5	-0.7
南会津	64	8	12.5	-1.4
相 双	335	48	14.3	1.2
いわき	434	51	11.8	2.6

※ 単位は(人)、前年比は増減ポイント

② 上位10市町村

市町村名	管理職 総数 A	Aのうち女性 管理職数 B	割合(%) B/A
中 島 村	11	5	45.5
浅 川 町	10	4	40.0
本 宮 市	57	20	35.1
三 春 町	18	6	33.3
下 郷 町	14	4	28.6
白 河 市	103	26	25.2
古 殿 町	8	2	25.0
西 郷 村	21	6	28.6
川 俣 町	13	3	23.1
会津坂下町	14	3	21.4

(2) 二役・教育長・議長

役職	市町村名
二役	桑折町
教育長	なし
議長	なし

Ⅱ 市町村ごとのデータ一覧

1 市町村における男女共同参画行政窓口

(令和6年4月1日現在)

市町村名	男女共同参画行政窓口	郵便番号	住 所	TEL(内線)	FAX	Eメールアドレス
福島市	男女共同参画センター	960-8035	福島市本町2番6号	024-525-3784	024-522-1528	danjo@city.fukushima.lg.jp
二本松市	秘書政策課	964-8601	二本松市金色403番地1	0243-55-5090	0243-22-7023	sougouseisaku@city.nihonmatsu.lg.jp
伊達市	未来政策部協働まちづくり課	960-0692	伊達市保原町字舟橋180番地	024-575-1177	024-575-2570	kyodou@city.fukushima-date.lg.jp
本宮市	生活環境課	969-1192	本宮市本宮字万世212番地	0243-24-5361	0243-34-3138	kouryuu@city.motomiya.lg.jp
桑折町	総合政策課	969-1692	伊達郡桑折町大字谷地字道下22番地7	024-582-2115	024-582-2479	seisaku@town.koori.lg.jp
国見町	住民防災課	969-1792	伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1番7	024-585-2115	024-585-2181	jyumin@town.fukushima-kunimi.lg.jp
川俣町	政策推進課	960-1492	伊達郡川俣町字五百田30番地	024-566-2111(2403)	024-566-2438	seisaku@town.kawamata.lg.jp
大玉村	健康福祉課	969-1392	安達郡大玉村玉井字星内70番地	0243-24-8115	0243-48-3137	kenkofukushika@vill.otama.lg.jp
郡山市	男女共同参画課	963-8601	郡山市朝日一丁目23番7号	024-924-3351	024-921-1340	danjokyoudou@city.koriyama.lg.jp
須賀川市	市民協働推進課	962-0845	須賀川市中町4-1	0248-94-4432	0248-73-4410	shiminkyodo@city.sukagawa.lg.jp
田村市	社会福祉課	963-4393	田村市船引町船引字畑添76番地2	0247-81-2273	0247-82-4555	fukushi@city.tamura.lg.jp
鏡石町	税務町民課	962-0492	岩瀬郡鏡石町不時沼345番地	0248-62-2112	0248-62-2144	zeimuchomin@town.kagamiishi.lg.jp
天栄村	総務課	962-0592	岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78	0248-82-2111(212)	0248-82-2718	soumuka@vill.tenei.lg.jp
石川町	生涯学習課	963-7852	石川郡石川町関根165	0247-26-2566	0247-26-4992	shogaigakushu@town.ishikawa.lg.jp
玉川村	企画政策課	963-6392	石川郡玉川村大字小高字中畷9	0247-57-4628	0247-57-3952	kikaku@vill.tamakawa.lg.jp
平田村	総務課	963-8292	石川郡平田村大字永田字切田116	0247-55-3111(217)	0247-55-3199	soumu@vill.hirata.fukushima.jp
浅川町	保健福祉課	963-6292	石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地112番地の15	0247-36-4123	0247-36-2895	hokenhukushi@town.asakawa.fukushima.jp
古殿町	健康福祉課	963-8304	石川郡古殿町大字松川字新桑原31番地	0247-53-4616	0247-53-3154	seikatu@town.furudono.fukushimajp
三春町	生涯学習課	963-7759	田村郡三春町大字大町191 三春交流館まほら内	0247-62-3837	0247-62-4727	gakusyu@town.miharu.lg.jp
小野町	町民生活課	963-3492	田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地	0247-72-6933	0247-72-3121	chouminseikatuka@town.fukushimma-ono.lg.jp
白河市	教育委員会事務局生涯学習スポーツ課	961-8602	白河市八幡小路7番地1	0248-22-1111(内2502)	0248-22-1143	sports@city.shirakawa.lg.jp
西郷村	生涯学習課	961-8501	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原76-1	0248-25-2371(内375)	0248-25-2756	shougai@vill.nishigo.lg.jp
泉崎村	総務課	969-0196	西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸145	0248-53-2111	0248-53-2958	kikaku@vill.izumizaki.lg.jp
中島村	生涯学習課	961-0102	西白河郡中島村大字滑津字二ツ山28-10	0248-52-2503(内751)	0248-52-3005	kouminkan@vill.nakajima.lg.jp
矢吹町	まちづくり推進課	969-0296	西白河郡矢吹町一本木101	0248-42-2112	0248-42-2138	machizukuri@town.yabuki.lg.jp
棚倉町	生涯学習課	963-6123	東白川郡棚倉町大字関口字一本松58	0247-33-0111	0247-33-9611	syougaigakusyu@town.tanagura.lg.jp
矢祭町	教育課	963-5118	東白川郡矢祭町大字東館字石田25	0247-46-2202	0247-46-3400	syougaigakusyu@town.yamatsuri.lg.jp
塙町	健康福祉課	963-5492	東白川郡塙町大字塙字大町三丁目21番地	0247-43-2115	0247-43-2137	fukushi@town.hanawa.lg.jp
鮫川村	住民福祉課	963-8401	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5	0247-49-3112	0247-49-2651	jumin@vill.samegawa.lg.jp

(令和6年4月1日現在)

市町村名	男女共同参画行政窓口	郵便番号	住 所	TEL(内線)	FAX	Eメールアドレス
会津若松市	企画調整課 協働・男女参画室	965-8601	会津若松市東栄町3番46号	0242-39-1405	0242-39-1400	danjo@city.aizuwakamatsu.lg.jp
喜多方市	企画調整課	966-8601	喜多方市字御清水東7244番地2	0241-24-5209	0241-25-7073	kikaku@city.kitakata.fukushima.jp
北塩原村	保健福祉課	966-0485	耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作3151番地	0241-23-3113	0241-25-7358	fukushi01@vill.kitashiobara.fukushima.jp
西会津町	福祉介護課	969-4495	耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3308	0241-45-2214	0241-45-2229	fukushi@town.nishiaizu.lg.jp
磐梯町	町民課	969-3392	耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋1855	0242-74-1215	0242-73-2115	bandai-seikatukankyou@town.bandai.fukushima.jp
猪苗代町	保健福祉課	969-3123	耶麻郡猪苗代町字城南100番地	0242-62-2115	0242-62-2123	fukushi@town.inawashiro.lg.jp
会津坂下町	総務課	969-6592	河沼郡会津坂下町字市中三番甲3662番地	0242-84-1503	0242-83-1361	soumu@town.aizubange.lg.jp
湯川村	住民課	969-3593	河沼郡湯川村大字清水田字長静18番地	0241-27-8810	0241-27-3760	fukushi@vill.yugawa.lg.jp
柳津町	教育課	969-7201	河沼郡柳津町大字柳津字下平乙242-2	0241-42-3511	0241-42-3591	shougai-gakushuu@town.fukushima-yanaiizu.lg.jp
三島町	総務課	969-7511	大沼郡三島町大字宮下字宮下350	0241-48-5511	0241-48-5544	soumu-m@town.mishima.fukushima.jp
金山町	教育委員会事務局	968-0011	大沼郡金山町字川口字谷地393	0241-54-5333	0241-54-5377	kyoiku@town.kaneyama.fukushimajp
昭和村	保健福祉課	968-0104	大沼郡昭和村大字小中津川字石仏1836	0241-57-2645	0241-57-2649	hohuku@showavill.jp
会津美里町	政策財政課	969-6292	大沼郡会津美里町字新布才地1番地	0242-55-1171	0242-55-1139	seisaku@town.aizumisato.lg.jp
下郷町	教育委員会	969-5345	福島県南会津郡下郷町大字塩生字大石1000番地	0241-69-1168	0241-69-1167	shakai_kyouiku_01@town.shimogo.lg.jp
檜枝岐村	住民課	967-0525	福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原880	0241-75-2502	0241-75-2460	welfare@vill.hinoemata.lg.jp
只見町	総務企画課	968-0421	福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地	0241-82-5210	0241-82-2117	kikaku@town.tadami.lg.jp
南会津町	教育委員会生涯学習課	967-0004	福島県南会津郡南会津町田島字宮本東22	0241-62-5511	0241-62-6307	h_syogaku@minamiaizu.org
相馬市	生涯学習課	976-8601	相馬市中村字北町63番地の3	0244-37-2187	0244-37-2617	sy-syogai@city.soma.lg.jp
南相馬市	生涯学習課	975-8686	南相馬市原町区本町2丁目27番地	0244-24-5249	0244-23-0313	shogaigakushu@city.minamisoma.lg.jp
広野町	総務課	979-0402	双葉郡広野町下北迫字苗代替35	0240-27-2111	0240-27-4167	soumu@town.hirono.fukushima.jp
檜葉町	総務課	979-0696	双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-6	0240-23-6100	0240-25-5564	soumu-n@town.naraha.lg.jp
富岡町	生涯学習課	979-1151	双葉郡富岡町大字本岡字王塚622-1	0240-22-2626	0240-22-5059	tom7100-001@tomioka-town.jp
川内村	教育課	979-1201	双葉郡川内村大字上川内字小山平15	0240-38-3806	0240-38-3807	syougai.g@vill.kawauchi.lg.jp
大熊町	生涯学習課	979-1306	双葉郡大熊町大字大川原字南平1717	0240-23-7194	0242-23-7846	shogaigakusyu@town.okuma.fukushima.jp
双葉町	住民生活課	979-1495	双葉町大字長塚字町西73番地4	0240-33-0126	0240-33-0080	jyumin@town.fukushima-futaba.lg.jp
浪江町	生涯学習課	979-1521	双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町40-1	0240-23-5601	0240-23-5602	namie43010@town.namie.lg.jp
葛尾村	住民生活課	979-1602	双葉郡葛尾村大字落合字落合16	0240-29-2112	0240-29-2123	juminseikatsu@vill.katsurao.lg.jp
新地町	教育総務課	979-2702	相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田40番地の1	0244-62-2085	0244-62-2172	s-koumin@town.shinchi.lg.jp
飯館村	生涯学習課	960-1801	相馬郡飯館村草野字大師堂17	0244-42-0072	0244-42-0860	kouminkan@vill.iitate.lg.jp
いわき市	男女共同・多文化共生センター	970-8026	福島県いわき市平字堂根町1番地の4	0246-41-9201	0246-41-9202	danjo-kc@city.iwaki.lg.jp

2 男女共同参画に関する庁内連絡会議、懇話会等の状況

(令和6年4月1日現在)

市町村名	庁内連絡会議	男女共同参画行政に関する懇話会	男女共同参画に関する条例		男女共同参画計画等		男女共同参画推進のための総合的施設	男女共同参画宣言
			名称または検討状況	施行年月日	名称または検討状況	推進期間		
福島市	福島市男女共同参画推進本部	福島市男女共同参画審議会	福島市男女共同参画推進条例	H14.12.27	男女共同参画ふくしまプラン(福島市男女共同参画基本計画)	R3.4～R8.3	福島市男女共同参画センター「ウィズ・もとまち」	
二本松市		二本松市男女共同参画審議会	二本松市男女共同参画推進条例	H17.12.1	二本松市男女共同参画基本計画	R4.4～R9.3		
伊達市	伊達市男女共同参画推進庁内委員会	伊達市男女共同参画審議会	伊達市男女共同参画推進条例	H28.3.17	第3次伊達市男女共同参画プラン	R5.4～R10.3		
本宮市	本宮市男女共同参画推進本部		本宮市男女共同参画推進条例	H19.1.1	本宮市第2次男女共同参画基本計画	H31.4～R7.3		
桑折町	桑折町男女共同参画プラン推進委員会	桑折町男女共同参画プラン推進懇談会			第3次こおり男女共同参画プラン	R5.4～R14.3		
国見町					国見町男女共同参画計画	R3.4～R13.3		
川俣町	川俣町男女共同参画推進庁内連絡会	川俣町男女共同参画審議会	川俣町男女共同参画推進条例	H15.4.1	第3次川俣町男女共同参画推進計画	R4.4～R12.3		
大玉村		大玉村男女共同参画推進審議会	大玉村男女共同参画推進条例	H17.4.1	第2期大玉村男女共同参画推進計画	R4.4～R9.3		
郡山市	郡山市男女共同参画庁内推進会議	郡山市男女共同参画審議会	郡山市男女共同参画推進条例	H15.4.1	第3次こおりやま男女共同参画プラン	H30.4～R8.3	郡山市男女共同参画センター「さんかくプラザ」	郡山市男女共同参画都市宣言
須賀川市		須賀川市男女共同参画審議会	須賀川市男女共同参画推進条例	H15.1.1	すかがわ男女共同参画プラン21 第3次計画	H26.4～R7.3		
田村市	田村市男女共同参画推進本部	田村市男女共同参画審議会	田村市男女共同参画推進条例	R2.4.1	田村市ジェンダー平等プラン	R6.4～R11.3		
鏡石町					鏡石町男女共同参画プラン	R2.10～R8.3		
天栄村					天栄村男女共同参画計画	H31.3～R9.3		
石川町		石川町男女共同参画推進委員会	石川町男女共同参画推進条例	H16.4.1	いしかわ男女共同参画プラン	H27.4～R7.3		
玉川村					第1次玉川村男女共同参画計画	H29.4～R9.3		
平田村					平田村男女共同参画計画	R2.3～R7.3		
浅川町					浅川町男女共同参画計画	R2.3～R12.3		
古殿町					古殿町男女共同参画計画	H31.4～R7.3		
三春町					三春町男女共同参画計画	R5.4～R7.3		
小野町					小野町男女共同参画計画	R5.4～R13.3		
白河市	白河市男女共同参画推進本部	白河市男女共同参画推進懇話会			第3次白河市男女共同参画計画	R5.4～R10.3		
西郷村					西郷村男女共同参画計画	R2.2～R11.3		
泉崎村					泉崎村男女共同参画計画	H30.5～R10.3		
中島村					中島村男女共同参画計画	R2.3～R10.3		
矢吹町					矢吹町男女共同参画プラン	R4.4～R13.3		
棚倉町					第2次たなぐらまち男女共同参画計画	H27.4～R7.3		
矢祭町					矢祭町男女共同参画計画	R2.4～R12.3		
塙町					塙町男女共同参画計画	H30.12～R9.3		
鮫川村					第1次男女共同参画計画	H28.11～R8.3		

市町村名	庁内連絡会議	男女共同参画行政に関する懇話会	男女共同参画に関する条例		男女共同参画計画等		男女共同参画推進のための総合的施設	男女共同参画宣言
			名称または検討状況	施行年月日	名称または検討状況	推進期間		
会津若松市	会津若松市男女共同参画行政連絡会議	会津若松市男女共同参画審議会	会津若松市男女共同参画推進条例	H16.4.1	第6次会津若松市男女共同参画推進プラン	R6.4～R11.3		男女共同参画都市宣言
喜多方市	喜多方市男女共同参画推進本部	喜多方市男女共同参画審議会	喜多方市男女共同参画推進条例	H18.1.4	第3次喜多方市男女共同参画推進基本計画	H29.4～R9.3		
北塩原村					第1次北塩原村男女共同参画プラン	H31.4～R9.3		
西会津町					西会津町男女共同参画計画	R2.4～R8.3		
磐梯町					磐梯町男女共同参画計画	R2.10～R10.3		
猪苗代町					猪苗代町男女共同参画計画	R3.4～R9.3		
会津坂下町		会津坂下町男女共同参画推進会議			あいづばんげ男女共同参画プラン	R2.4～R7.3		
湯川村					湯川村男女共同参画計画	R2.2～R10.3		
柳津町					柳津町男女共同参画計画	R5.4～R8.3		
三島町					三島町男女共同参画計画	R2.10～R12.3		
金山町					金山町男女共同参画社会基本計画	H29.4～R9.3		
昭和村	昭和村男女共同参画庁内連絡会議				昭和村男女共同参画計画	H31.4～R7.3		
会津美里町		会津美里町男女共同参画推進審議会	会津美里町男女共同参画推進まちづくり条例	H17.10.1	会津美里町第4次男女共同参画推進まちづくり行動計画	R4.4～R9.3		
下郷町		下郷町男女共同参画社会推進協議会			下郷町第二次男女共同参画プラン	R3.4～R8.3		
檜枝岐村					第四次檜枝岐村振興計画	H27.4～R7.3		
只見町					只見町男女共同参画計画	H30.3～R7.3		
南会津町					からふるプラン(南会津町男女共同参画計画)	R4.4～R9.3		
相馬市	相馬市男女共同参画プラン推進庁内連絡会議	相馬市男女共同参画プラン推進会議			そうま男女共生プラン21	R4.4～R9.3		
南相馬市	南相馬市男女共同参画推進庁内連絡会議	南相馬市男女共同参画計画推進委員会			第4次南相馬市男女共同参画計画	R6.4～R10.3		
広野町					第3次広野町男女共同参画プラン	R5.4～R10.3		
檜葉町	檜葉町男女共同参画推進行政連絡会議	檜葉町男女共同参画推進審議会	檜葉町男女共同参画の推進による心豊かなまちづくり条例	H17.4.1	檜葉町男女共同参画基本計画	R5.4～R8.3		
富岡町		富岡町男女共同参画審議会	富岡町男女共同参画推進条例	H16.7.1	富岡町男女共同参画まちづくり基本計画	H19.3～R7.3		
川内村					川内村男女共同参画計画	R4.4～R15.3		
大熊町	おおくま男女共同参画プラン推進庁内連絡会議	おおくま男女共同参画プラン推進会議			おおくま男女共同参画プラン	H19.9～R7.9		
双葉町								
浪江町					男女共同参画プランなみえ	H19.4～R7.3		
葛尾村					第2次葛尾村男女共同参画計画	R4.4～R9.3		
新地町	新地町男女共同参画プラン推進連絡会議	新地町男女共同参画プラン推進会議			新地町男女共同参画プラン(しんちにしじろスマイルプラン)	H29.3～R8.3		
飯館村					飯館村男女共同参画計画	R5.4～R15.3		
いわき市	いわき市男女共同参画推進庁内連絡会議	いわき市男女共同参画審議会	いわき市男女共同参画推進条例	H23.4.1	第四次いわき市男女共同参画プラン	R4.4～R9.3	いわき市男女共同・多文化共生センター※施設の所有は無し	

【条例】

16市町村(10市5町1村)で制定

- 1 (令和7年3月末までの制定を目的に検討中)
- 2 (令和7年度以降の制定を目的に検討中)
- 3 (その他)

(検討していない)

なし

2市町村(1市、1村)

41市町村(2市26町13村)

【プラン】

58市町村(13市30町15村)で策定

- 1 (策定予定) 0町村
- 2 (策定予定無し) 1町

3 令和6年度の主な事業計画

(令和6年4月1日現在)

市 町 村 名	事業名	時期	参加 予定者数	事業内容等	予算額 (千円)
福 島 市	男女共同参画についての「あなたからのメッセージ」募集事業	4～6月	約600名	小学校以上を対象にメッセージを募集し表彰する。入賞作品はHP上に掲載し、応募作品は啓発に活用する。	192
	人権と平和展	7月	約1,300名	パネル展示・人権相談ほか	475
	女性活躍を推進するための経営者セミナー	9～12月	約40名	経営者や管理者等を対象に女性活躍推進のためのノウハウを共有する。	288
	女性の起業チャレンジ応援事業	9～12月	40名	起業に関心のある方、起業したい方等を対象に講座を開催する。	498
	ふくしまさんかく通信	年6回	—	男女共同参画の啓発を図るため、SNS等を活用して情報発信する。	276
	出前講座	通年	約60名	地域等で開催する男女共同参画に関する学習会へ職員を派遣する。	—
二 本 松 市	女性学級等の開催	通年	200名	女性自らが学習することで資質や能力の向上を図り、豊かなライフワークの創造を促進する。	589
	家庭教育学級の開催	6月～2月	40名	男女がともに参画する能力アップ実践講座(家事)	350
伊 達 市	親子料理体験会	9月	20名 (10組)	男性の家事・育児参加促進のため、市内の小学生と男性の保護者による料理体験会を開催。	23
	(仮)伊達市ワークライフバランスセミナー	11月	企業約5～10社 参加者約10名	市内に就労地がある事業者を対象に働きやすい職場づくりに向けたセミナーを開催。	300
	男女共同参画映画上映会	12月月	50名程度	男女共同参画について考えるきっかけ作りとして、関連する映画を上映し、市民の男女共同参画の意識向上を目指す映画上映会を開催。	88
本 宮 市	ババママ教室	年間(8回)	50名	妊婦と夫等を対象に妊娠、出産、育児、健康(栄養・歯科)についての講話及び体験(沐浴等)	45
桑 折 町	子育てカフェ	10月	30名	講演会・ワークショップ	—
国 見 町	なし				
川 俣 町	なし				
大 玉 村	なし				

3 令和6年度の主な事業計画

(令和6年4月1日現在)

市 町 村 名	事業名	時期	参加 予定者数	事業内容等	予算額 (千円)
郡 山 市	男女共同参画推進事業者表彰事業	通年		誰もが働きやすい環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者を表彰することにより、地域・職場における男女共同参画の気運の醸成を図る。	73
	男女共同参画学習サポート事業	通年		市民等が自主的に開催する講座等へ講師を派遣し、男女共同参画に関する学習機会を提供する。	367
	女性の活躍推進ネットワーク会議	通年		あらゆる分野での女性の活躍を推進するため、多種多様な団体等が情報交換を行うことにより相互に連携を図り、女性の活躍の推進を加速することを目的とする「こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議」を実施する。	199
	理工系女子支援事業	8月		あらゆる分野における女性の活躍を推進するため、女性の進出の少ない理工系分野の仕事を目指すきっかけづくりとして、女子小・中学生を対象に「理工系女子応援企画・体験教室」を実施する。	188
	福島県男女共生のつどい	11月		男女共同参画の推進を図るため「福島県男女共生のつどい」を郡山市で開催する。	300
	県内研修支援事業	9月	20名	県男女共生センター主催事業等への参加を支援する。(バス借上げ)	指定管理料による
	男女共同参画推進事業(自主企画)	11月	100名	市民自主企画事業の実施を支援する。	
	男女共同参画推進事業(川柳コンクール)	4月～11月	1,400名	身近な「川柳」を通して、男女共同参画についての意識の醸成を図る。	
	男女共同参画推進事業(男女共同参画フェスティバル)	11月	800名	市制施行100周年の事業の一環である「福島県男女共生のつどい」と合わせて男女共同参画の視点に立ったイベントを開催し、啓発促進を図る。	
	男女共同参画推進事業(ふれあい発表会)	11月	100名	利用団体による舞踊・合唱等の発表を行う。	
	人権に関する学習支援事業	12月	120名	人権に関する講演会やパネル展を実施し、人権啓発の推進を図る。	
	各種講座の開催	随時		男性向け講座、女性の人材育成、市民参画による講座の企画運営など、各種講座を開催する。	
	情報事業	通年		パンフレット・チラシ等による情報提供や、関連図書、DVD等の貸出、男女共同参画関連の情報掲示等を行う。	
	相談事業	通年		電話や面接により男女平等、人権に関する相談を行う。	

3 令和6年度の主な事業計画

(令和6年4月1日現在)

市 町 村 名	事業名	時期	参加 予定者数	事業内容等	予算額 (千円)
須 賀 川 市	男女共同参画講演会事業	1～2月		県男女共生センター講師派遣制度を利用予定。	—
	県主催事業への参加事業(未来館フェスティバル、男女共生のつどい)	9月、10月		須賀川市女性団体連絡協議会などに周知し、男女共同参画への理解を深めるとともに、連携を図るもの。	42
	すかがわ男女共同参画プラン21第4次計画市民アンケート調査業務	4～8月		「すかがわ男女共同参画プラン21第4次計画」策定のための市民アンケート調査業務。	2,500
	HAPPYマタニティクラス	5/18,8/10,12/14 7/20,10/19,2/15	100名	妊婦及びそのパートナーを対象とした妊娠、育児についての学習。	63
田 村 市	田村市いきいき健康づくりフォーラム	10月	500名	健康づくりフォーラムに参加し啓蒙活動を図る	101
	各課でイベント対応			イベントがある際に啓蒙活動を実施	—
鏡 石 町	なし				
天 栄 村	なし				
石 川 町	川柳コンクール	9～10月	—	家庭、地域、職場等における固定的性別役割分担意識やそれに基づく習慣等を見直し、男女共同参画社会づくりに対する意識の向上を図る。	70
	パープルライトアップ	11月	—	内閣府の女性に対する暴力をなくす運動に賛同し、町のマスコットをパープルにライトアップする。	
玉 川 村	なし				
平 田 村	男の料理教室	9月～11月	48名	地区教養講座	33
浅 川 町	特設人権相談	6月、12月	10名	特設人権相談所開設	—
	人権啓発活動	11月	100名	花火の里あさかわ さんぎょうまつり会場で、人権パンフレット等の配布、アンケートの実施	68
古 殿 町	なし				
三 春 町	なし				
小 野 町	男女共同参画に関する研修会事業	10月	20名	男女共同参画に関する研修会	50

3 令和6年度の主な事業計画

(令和6年4月1日現在)

市 町 村 名	事業名	時期	参加 予定者数	事業内容等	予算額 (千円)
白 河 市	「女性に寄り添うライフ・ワーク サポート事業」	4月～3月	①10名 ②30名 ③10名 ④30名	①就労に関する悩みや不安解消が可能な託児サービス付き個別就労相談会の開催 ②就職・復職に向けた第一歩を後押しするための託児サービス付きセミナー・ワークショップの開催 ③ワークシェアリング型の就労モデル構築のための実証実験 ④女性採用に理解のある企業の見学や就労機会の創出	(事業全体) 10,194
	女性のための起業セミナー	8月～9月	17名	女性向けの起業セミナーや交流会を開催	400
	みんなの笑顔がつながる家事 分担事業	11月～12月	①12名 ②20組 ③約30名× 2校	女性に偏りがちな「料理」に着目し、家庭での家事分担の必要性を理解し、男性や子供たちの「料理力」をアップさせ、家族の時間を確保する一助として開催 ①男性を対象とした料理教室 ②親子料理教室(父子・祖父と孫) ③小学生を対象とした料理教室	(事業全体) 1,026
	男女共同参画セミナー	11月～1月	①30人 ②30人	男女共同参画社会の実現に向けた学習会を開催 ①男女共生センター訪問 ②「アンコンシャス・バイアス」学習会(予定)	(事業全体) 267
西 郷 村	なし				
泉 崎 村	なし				
中 島 村	人権擁護委員による人権教室	11月5日	50名	滑津小学校4・5年生を対象に男女共同参画を含む人権(すべての人が幸せになれる権利)について学ぶ。	—
	ナイスレディー教室	月1回	12名	女性が参加する料理教室・研修旅行等を女性間で計画策定から実施まで行い、交流を図る。	200
	クラウン大学	月1回	45名	高齢者が集うことで男女共同参画を含む各個人の権利を尊重することの大切さを毎月行われる行事で再確認する。	200
矢 吹 町	なし				
棚 倉 町	男女共同参画講演会	6月	50	棚倉町青少年町民会議員に向けてアンコンシャスバイアスに関する講演会を開催する。	50
	情報事業	6月	—	男女共同参画推進週間にあわせて図書館催事コーナーにおいて男女共生に関する書籍、情報の展示を行う。	—
	男女共同参画啓発事業	2月		町文化祭に合わせ男女共同参画のパネルを展示し啓発を図る。	—
	お産の学校	月1回	60名	妊婦と夫などを対象に妊娠、出産、育児、健康についての講話及び体験(沐浴等)	50

3 令和6年度の主な事業計画

(令和6年4月1日現在)

市 町 村 名	事業名	時期	参加 予定者数	事業内容等	予算額 (千円)
矢 祭 町	男女共同参画啓発事業	通年		ポスターやチラシを掲示した広報啓発活動	—
塙 町	なし				
鮫 川 村	なし				
会 津 若 松 市	第6次市男女共同参画推進プランに基づく事業	通常		9つの施策の方向性(35の基本施策)に基づく事業を展開。 (推進活動支援補助金、事業者表彰制度、講座開催、作文コンクールの実施など)	1,648
	市男女共同参画推進条例に基づく事業	通常		審議会及び苦情処理委員会において、重要な審議等を行う。	182
喜 多 方 市	男女共同参画啓発事業	通年		市広報紙や市ホームページによる広報啓発	—
	男女共同参画審議会	年2回	委員16名	実施計画の進捗状況を確認し、提言・助言を行うほか、男女共同参画推進に関わる重要事項を協議する。	103
	男女共同参画事例紹介	通年		男女共同参画推進に資する活動を行う団体取材し、市広報紙や市ホームページにより紹介する。	—
	男女共同参画社会づくり功労者表彰	年1回		男女共同参画社会の実現に貢献した個人・団体に対して表彰を行う。	22
	男女共同参画関連講座	年3回		男女共同参画に対する意識の高揚を図るため、講座等を開催する。または参加旅費。	—
	男女共同参画啓発事業	通年		市広報紙や市ホームページによる広報啓発	—
北 塩 原 村	男女共同参画啓発事業	通年		窓口にて男女共同参画のイベントに関するチラシを掲示する啓発	—
	人権教室	7月	38名	村内中学生を対象に人権に対する関心と理解を深める	—
西 会 津 町	男女共同参画啓発	12月	10人	男女共同参画啓発に係る意見交換	30
磐 梯 町	磐梯町文化祭	11月	未定	ポスターを掲示し啓発活動を行う	—
猪 苗 代 町	なし				
会 津 坂 下 町	なし				
湯 川 村	なし				
柳 津 町	なし				
三 島 町	男女共同参画啓発パネル展示	11月	100名	文化祭での啓発パネル展示	—
金 山 町	なし				
昭 和 村	なし				
会 津 美 里 町	事業所アンケート	4月～5月	町内100事業	町内事業所の男女共同参画に関する取り組み状況を把握する。	24
	男女共同参画川柳コンクール	8月～12月	500名 (見込み)	町内の小学4～6年生、中学生を対象に男女共同参画をテーマにした川柳コンクールを実施する。	183
	男女共同参画の推進に関する講演会	11月～12月	30名程度	男女共同参画推進のための講演会を開催する。	31

3 令和6年度の主な事業計画

(令和6年4月1日現在)

市 町 村 名	事業名	時期	参加 予定者数	事業内容等	予算額 (千円)
下 郷 町	なし				
檜 枝 岐 村	なし				
只 見 町	なし				
南 会 津 町	パパママわくわく子育て教室(公民館講座)	7月～2月 (8回予定)	3歳以下の乳幼児を持つ 親子15組	3歳以下の乳幼児とその保護者を対象に、遊びや育児などに関して学ぶとともに、子育てに関する相談や情報交換を行う。	41
	できる男の“新常識”講座(公民館講座)	10月～3月 (5回予定)	15名	成人男性を対象に、料理や家事、運動を楽しみながら学び、男性の内面と外面を磨く。	56
	出前講座	通年	未定	町民からの要望に応じて職員が講師となり、男女共同参画に関する学習の機会を提供する。	
相 馬 市	男女共同参画週間にあわせた関連図書の展示	5月31日～ 6月28日		内容:男女共同参画週間にあわせて、関連図書を展示 場所:市役所1階、図書館	—
	写真展	11月1日～ 12月1日		内容:男女共同参画に関する写真展の開催 場所:市総合福祉センター	—
	親子料理教室	12月14日	父子5組11名	内容:男性の家事・育児への理解を深め、喜びや楽しむきっかけの場を設ける 場所:中央公民館	—
	相馬市女性団体連絡会との共催の講演会	2月15日	60名程度	内容:身近な終活お片づけ始めてみませんか 場所:市民会館	—
南 相 馬 市	男女共同参画講演会市民向け	11月	100名	被災地の女性たちの小さな物語 ～ジェンダー視点で災害を考える～ 講師:辛淑玉 氏	254
	男女共同参画計画情報紙「は～もに」発行	10月、 2月	各7,000部	「は～もに」第18号及び第19号を発行し、市内教育機関、公共機関に配布 10月テーマ:女性活躍推進 2月テーマ:未定	184
	南相馬市男女共同参画計画推進委員会学習会	7月	推進委員8名、事務局4名	地域における女性活躍推進 ～地方の現状と今後の展望～ 講師:石山純恵 氏	30
	男女共同参画計画庁内連絡会議学習会	1月	連絡会議構成員11名、事務局4名	内容未定	40
	新採用教育	4月	40名	職員研修(人権) 福島県法務局相馬支局 係長	—
	職員研修	4月	53名	性的マイノリティに関する職員研修(パートナーシップ制度導入のため) 講師:福島大学 准教授 前川直哉 氏	—
	市民向け講演会	7月	61名	人権に関する講演会 弁護士 菅波 香織 氏	82

3 令和6年度の主な事業計画

(令和6年4月1日現在)

市 町 村 名	事業名	時期	参加 予定者数	事業内容等	予算額 (千円)
広 野 町	なし				
檜 葉 町	なし				
富 岡 町	令和6年度富岡町男女共同参画講演会	6月29日	30名	「多様な性が認められる社会に向かって」と題し、多様性について理解や意識の醸成を図ることを目的として講師2名をお招きし町民や事業者向けに開催予定。また講演会開催に併せて、男女共同参画社会の実現に向けた普及・啓発のため、県男女共生センターから男女共同参画に関するパネルを借用し「男女共同参画パネル展」も開催予定。	85
川 内 村	なし				
大 熊 町	なし				
双 葉 町	なし				
浪 江 町	なし				
葛 尾 村	なし				
新 地 町	男女共生のつどい	11月	未定	講演会等	50
	男の料理教室	2月	未定	男性対象の料理教室	15
飯 館 村	飯館村男女共同参画講演会	未定	50名	講演会(予定)	230
い わ き 市	男女共同参画の日事業	R6.11.10	50名	「いわき市男女共同参画推進条例」において制定された11月の第2日曜日の「男女共同参画の日」に講演会を開催するとともに、男女共同参画に関する川柳の募集事業を実施する。	1,224
	男女共同参画情報紙「Wing」の発行	10月、3月	-	公募で選ばれた編集委員が情報収集、企画、立案、編集した情報紙を年2回発行する。 ※10月号の特集記事テーマは多様性	1,148
	学校及び公民館における出前講座	随時	-	学校及び公民館の依頼に応じて男女共同参画に関する講座を実施する。 (公民館からの依頼に対して講師謝金あり)	31
	転入女性交流のつどい	10月、12月	40名	本市に転入して間もない女性に、本市に関する情報の提供や女性活動団体の紹介、地元女性及び転入女性同士の交流などを通して、本市のPRと社会参画のきっかけづくりを促進し、孤立を防止につなげる。また、主催する男女共同参画推進団体の育成にも寄与する。	200
	女性活躍推進セミナー	10月	50名	男女がともに働きやすい職場環境の整備促進を図るため、企業の経営者や管理職を対象にセミナーを開催する。	273
	人権セミナー	12月	50名	成人を対象に、多様性をテーマとした講演会を開催し、多様性に対する理解の促進を図る。	443

4 市町村における審議会等の女性委員の割合

(令和6年4月1日現在)

市町村名	附属機関・委員会の数				附属機関・委員会の委員数			
	総数 A	うち女性委員を含む数 B	割合(%) B/A	前年値	委員総数 a	うち女性委員の数 b	割合(%) b/a	前年値
福島市	26	26	100.0	100.0	609	218	35.8	37.5
二本松市	29	18	62.1	65.5	322	75	23.3	23.1
伊達市	33	29	87.9	88.2	431	85	19.7	22.7
本宮市	20	19	95.0	90.5	217	60	27.6	28.8
桑折町	22	18	81.8	80.0	217	48	22.1	21.4
国見町	15	12	80.0	93.3	158	50	31.6	29.5
川俣町	20	18	90.0	85.0	238	60	25.2	25.2
大玉村	26	22	84.6	84.6	310	66	21.3	21.4
県北計	191	162	84.8	85.5	2,502	662	26.5	27.5
郡山市	63	54	85.7	83.9	795	269	33.8	32.2
須賀川市	31	26	83.9	87.9	408	94	23.0	22.9
田村市	26	20	76.9	76.9	342	78	22.8	23.8
鏡石町	15	9	60.0	57.1	117	34	29.1	27.7
天栄村	13	8	61.5	61.5	189	11	5.8	5.9
石川町	25	18	72.0	69.2	359	99	27.6	25.0
玉川村	14	10	71.4	75.0	129	31	24.0	28.2
平田村	14	12	85.7	80.0	107	32	29.9	28.8
浅川町	14	9	64.3	46.2	113	34	30.1	11.0
古殿町	12	5	41.7	36.4	95	10	10.5	8.1
三春町	16	15	93.8	93.8	253	50	19.8	19.8
小野町	12	9	75.0	73.3	154	42	27.3	23.6
県中計	255	195	76.5	75.0	3,061	784	25.6	24.2
白河市	50	43	86.0	84.3	603	168	27.9	25.3
西郷村	31	24	77.4	73.9	366	84	23.0	23.4
泉崎村	11	6	54.5	54.5	74	11	14.9	13.3
中島村	13	7	53.8	53.8	109	14	12.8	12.8
矢吹町	19	16	84.2	83.3	200	62	31.0	36.4
棚倉町	14	11	78.6	66.7	228	36	15.8	13.8
矢祭町	17	11	64.7	50.0	229	48	21.0	23.4
塙町	11	7	63.6	63.6	72	14	19.4	21.7
鮫川村	6	3	50.0	50.0	46	8	17.4	14.0
県南計	172	128	74.4	70.6	1,927	445	23.1	22.6
会津若松市	39	36	92.3	91.9	437	125	28.6	28.4
喜多方市	21	13	61.9	80.6	244	82	33.6	29.4
北塩原村	14	8	57.1	64.3	149	25	16.8	20.9
西会津町	11	7	63.6	60.0	151	42	27.8	15.4
磐梯町	16	12	75.0	70.6	132	29	22.0	18.0
猪苗代町	33	27	81.8	88.6	402	76	18.9	21.1
会津坂下町	15	10	66.7	80.0	143	25	17.5	18.3
湯川村	16	11	68.8	54.5	161	32	19.9	17.0
柳津町	9	6	66.7	69.2	52	10	19.2	14.7
三島町	12	7	58.3	70.0	77	22	28.6	17.9
金山町	38	18	47.4	42.1	417	53	12.7	11.8
昭和村	17	11	64.7	53.8	162	31	19.1	12.8
会津美里町	28	24	85.7	87.1	284	77	27.1	30.2
会津計	269	190	70.6	73.2	2,811	629	22.4	21.7
下郷町	13	10	76.9	69.2	158	22	13.9	12.4
檜枝岐村	10	5	50.0	60.0	60	8	13.3	15.0
只見町	13	10	76.9	62.5	171	51	29.8	29.2
南会津町	23	15	65.2	61.9	254	58	22.8	19.8
南会津計	59	40	67.8	63.5	643	139	21.6	17.8
相馬市	26	22	84.6	89.7	348	58	16.7	17.8
南相馬市	35	27	77.1	75.8	424	102	24.1	24.4
広野町	19	11	57.9	55.6	200	30	15.0	15.4
檜葉町	11	8	72.7	72.7	100	23	23.0	23.0
富岡町	18	14	77.8	88.9	201	46	22.9	24.0
川内村	9	7	77.8	75.0	80	20	25.0	26.8
大熊町	13	11	84.6	83.3	113	25	22.1	18.6
双葉町	13	8	61.5	71.4	134	16	11.9	14.3
浪江町	8	7	87.5	71.4	93	15	16.1	24.4
葛尾村	11	5	45.5	60.0	77	10	13.0	15.3
新地町	21	19	90.5	91.7	261	84	32.2	31.2
飯館村	12	11	91.7	90.9	115	20	17.4	20.0
相双計	196	150	76.5	79.0	2,146	449	20.9	21.7
いわき市	54	51	94.4	96.2	917	265	28.9	29.8
合 計	1,196	916	76.6	76.8	14,007	3,373	24.1	23.9

※ 広域圏で設置している審議会、委員会等を除く。

5 市町村議会における女性議員の状況

(令和6年4月1日現在)

市 町 村 名	市町村議会				前年値
	議員総数 (人)	うち女性議 員(人)	氏 名	女性議員 の割合(%)	
福 島 市	35	8	菅原 美智子、佐々木 優、二階堂 利枝、佐原 真紀、村山 国子、石山 波恵、 三浦 由美子、小野 京子	22.9	17.1
二 本 松 市	21	1	平 敏子	4.8	4.8
伊 達 市	21	2	島 明美、池田 順子	9.5	9.1
本 宮 市	20	2	田中 美代子、川名 順子	10.0	5.3
桑 折 町	12	3	川名 静子、石幡 政子、羽根田 ひとみ	25.0	27.3
国 見 町	11	1	佐藤 多真恵	9.1	8.3
川 俣 町	12	2	山家 恵子、石河 ルイ	16.7	16.7
大 玉 村	12	4	武田 悦子、佐原 佐百合、渡邊 啓子、菅原 貴子	33.3	25.0
県 北 計	144	23		16.0	13.2
郡 山 市	38	5	古山 唯、遠藤 俊子、福田 文子、八重樫 小代子、小島 寛子	13.2	10.5
須 賀 川 市	24	2	横田 洋子、堂脇 明奈	8.3	8.3
田 村 市	18	1	二瓶 恵美子	5.6	5.6
鏡 石 町	11	2	込山 靖子、中島 伸子	18.2	8.3
天 栄 村	10	1	大浦 トキ子	10.0	10.0
石 川 町	14	4	瀬谷 京子、乾 初美、星 恵子、水野谷 常子	28.6	14.3
玉 川 村	14	2	林 芳子、堀越 美保	14.3	0.0
平 田 村	12	1	高橋 七重	8.3	8.3
浅 川 町	10	0		0.0	0.0
古 殿 町	10	0		0.0	0.0
三 春 町	16	3	山崎 ふじ子、松村 妙子、遠藤 亮子	18.8	14.3
小 野 町	12	2	緑川 久子、会田 百合子	16.7	16.7
県 中 計	189	23		12.2	8.4
白 河 市	24	2	大木 絵理、佐川 京子	8.3	8.3
西 郷 村	16	1	大竹 憂子	6.3	6.3
泉 崎 村	10	2	加藤 恵子、安藤 茜	20.0	10.0
中 島 村	8	0		0.0	0.0
矢 吹 町	14	2	梅宮 美和子、小島 紀子	14.3	0.0
棚 倉 町	14	2	高橋 みゆき、松本 トク子	14.3	7.1
矢 祭 町	10	1	郡司 浩子	10.0	10.0
塙 町	13	0		0.0	0.0
鮫 川 村	9	0		0.0	0.0
県 南 計	118	10		8.5	5.0
会 津 若 松 市	28	5	平田久美、桎屋奈津子、大島智子、大山享子、丸山さよ子	17.9	7.7
喜 多 方 市	22	2	阪内 まゆみ、菊地 とも子	9.1	9.1
北 塩 原 村	10	1	北原 安奈	10.0	20.0
西 会 津 町	12	2	上野 恵美子、紫藤 真理子	16.7	8.3
磐 梯 町	10	2	中嶋 貴子、古川 綾	20.0	20.0
猪 苗 代 町	14	3	大高 佐代美、星野 あけみ、五十嵐 ミエ子	21.4	26.7
会 津 坂 下 町	14	4	酒井 育子、青木 美貴子、横山 智代、五十嵐 孝子	28.6	28.6
湯 川 村	9	1	片桐 英子	11.1	11.1
柳 津 町	10	0		0.0	0.0
三 島 町	7	0		0.0	0.0
金 山 町	8	1	加藤 ゆう子	12.5	12.5
昭 和 村	8	0		0.0	0.0
会 津 美 里 町	16	2	小柴 葉月、小島 裕子	12.5	12.5
会 津 計	168	23		13.7	12.6
下 郷 町	12	1	山名田 久美子	8.3	8.3
檜 枝 岐 村	8	0		0.0	0.0
只 見 町	12	0		0.0	0.0
南 会 津 町	16	1	丸山 陽子	6.3	6.3
南 会 津 計	48	2		4.2	4.1
相 馬 市	18	2	門馬 優子、畑中 昌子	11.1	11.8
南 相 馬 市	22	1	田中 京子	4.5	4.5
広 野 町	8	1	門馬 まりえ	12.5	20.0
檜 葉 町	11	0		0.0	0.0
富 岡 町	10	2	辺見 珠美、高野 匠美	20.0	10.0
川 内 村	9	0		0.0	10.0
大 熊 町	12	1	木幡 ますみ	8.3	8.3
双 葉 町	7	0		0.0	0.0
浪 江 町	15	0		0.0	0.0
葛 尾 村	8	0		0.0	0.0
新 地 町	12	0		0.0	0.0
飯 館 村	10	0		0.0	0.0
相 双 計	142	7		4.9	5.5
い わ き 市	35	7	木田 都城子、高橋 明子、鈴木 さおり、永山 宏恵、柴野 美佳、福嶋 あずさ、 塩田 美枝子	20.0	18.9
合 計	844	95		11.3	9.3

6 女性管理職等の状況(管理職、二役・教育長・議長)

(令和6年4月1日現在)

市 町 村 名	管理職の在職状況				女性の市町村長、副市町村長、教育長、市町村議会議長		
	管理職 総数	うち女性 管理職数	女性割合 (%)	前年値	役職	氏名	在任期間
福島市	173	22	12.7	10.3			
二本松市	68	13	19.1	15.2			
伊達市	65	11	16.9	15.4			
本宮市	57	20	35.1	27.6			
桑折町	10	1	10.0	9.1	副町長	田中 香代子	R2.4.1～
国見町	20	3	15.0	18.8			
川俣町	13	3	23.1	14.3			
大玉村	17	3	17.6	11.8			
県北計	423	76	18.0	14.7			
郡山市	136	25	18.4	14.4			
須賀川市	85	7	8.2	6.7			
田村市	27	2	7.4	10.5			
鏡石町	24	5	20.8	9.5			
天栄村	11	2	18.2	18.2			
石川町	20	3	15.0	5.9			
玉川村	9	1	11.1	18.2			
平田村	11	2	18.2	8.3			
浅川町	10	4	40.0	40.0			
古殿町	8	2	25.0	14.3			
三春町	18	6	33.3	33.3			
小野町	11	0	0.0	9.1			
県中計	370	59	15.9	13.0			
白河市	103	26	25.2	24.5			
西郷村	21	5	23.8	30.0			
泉崎村	7	0	0.0	0.0			
中島村	11	5	45.5	40.0			
矢吹町	14	0	0.0	0.0			
棚倉町	11	1	9.1	9.1			
矢祭町	6	1	16.7	66.7			
塙町	15	1	6.7	9.1			
鮫川村	5	1	20.0	16.7			
県南計	193	40	20.7	22.3			
会津若松市	88	13	14.8	14.8			
喜多方市	58	8	13.8	16.9			
北塩原村	8	1	12.5	12.5			
西会津町	14	1	7.1	0.0			
磐梯町	8	0	0.0	0.0			
猪苗代町	17	3	17.6	11.8			
会津坂下町	14	3	21.4	31.3			
湯川村	7	1	14.3	12.5			
柳津町	10	2	20.0	40.0			
三島町	8	0	0.0	0.0			
金山町	9	0	0.0	0.0			
昭和村	7	1	14.3	0.0			
会津美里町	12	2	16.7	25.0			
会津計	260	35	13.5	14.2			
下郷町	14	4	28.6	31.6			
檜枝岐村	8	0	0.0	0.0			
只見町	15	3	20.0	17.6			
南会津町	27	1	3.7	3.6			
南会津計	64	8	12.5	13.9			
相馬市	45	5	11.1	7.0			
南相馬市	134	28	20.9	19.4			
広野町	12	1	8.3	9.1			
楢葉町	13	2	15.4	25.0			
富岡町	18	2	11.1	11.8			
川内村	7	0	0.0	0.0			
大熊町	37	5	13.5	13.9			
双葉町	22	0	0.0	8.0			
浪江町	20	2	10.0	5.3			
葛尾村	6	1	16.7	0.0			
新地町	11	1	9.1	8.3			
飯館村	10	1	10.0	11.1			
相双計	335	48	14.3	13.1			
いわき市	434	51	11.8	9.2			
合 計	2,079	317	15.2	13.6			

7 町内会長等に占める女性の割合

(令和6年7月1日現在)

市 町 村 名	町内会長等に占める女性の割合				
	名 称	総数 A	うち女性 の数 B	女性割合 (%)B/A	前年値
福 島 市	町内会長	865	57	6.6	6.2
二 本 松 市	区長、町内会長	372	8	2.2	3.0
伊 達 市	行政推進員	422	11	2.6	3.3
本 宮 市	自治会長	114	5	4.4	3.5
桑 折 町	町内会長	50	0	0.0	0.0
国 見 町	町内会長	64	0	0.0	0.0
川 俣 町	自治会長	15	0	0.0	0.0
大 玉 村	行政区長	17	0	0.0	0.0
県 北 計		1,919	81	4.2	4.3
郡 山 市	町内会長等	659	49	7.4	7.4
須 賀 川 市	町内会長・行政区長	116	2	1.7	0.9
田 村 市	行政区長	100	1	1.0	1.0
鏡 石 町	行政区長	13	0	0.0	0.0
天 栄 村	駐在員	21	0	0.0	0.0
石 川 町	行政区長	39	0	0.0	0.0
玉 川 村	行政区長	14	0	0.0	0.0
平 田 村	行政区長	18	0	0.0	0.0
浅 川 町	行政区長	26	0	0.0	3.8
古 殿 町	行政区長	10	0	0.0	0.0
三 春 町	区長	47	0	0.0	0.0
小 野 町	行政区長	27	0	0.0	0.0
県 中 計		1,090	52	4.8	4.8
白 河 市	町内会長	167	1	0.6	1.8
西 郷 村	行政区長	52	5	9.6	11.5
泉 崎 村	自治組合長	107	15	14.0	7.5
中 島 村	行政区長	11	1	9.1	0.0
矢 吹 町	区長	96	7	7.3	10.5
棚 倉 町	行政区長	53	0	0.0	0.0
矢 祭 町	行政区長	21	0	0.0	0.0
塙 町	行政区長	43	0	0.0	0.0
鮫 川 村	行政区長	7	0	0.0	0.0
県 南 計		557	29	5.2	4.9
会津若松市	区長	502	17	3.4	3.4
喜 多 方 市	行政区長	272	3	1.1	3.3
北 塩 原 村	行政区長	20	0	0.0	0.0
西 会 津 町	自治区長	90	4	4.4	4.4
磐 梯 町	行政区長	25	2	8.0	8.0
猪 苗 代 町	区長	108	11	10.2	4.6
会津坂下町	区長・自治会長	81	1	1.2	0.0
湯 川 村	区長	33	0	0.0	3.0
柳 津 町	区長	47	0	0.0	0.0
三 島 町	区長	18	0	0.0	0.0
金 山 町	区長	30	0	0.0	0.0
昭 和 村	区長	10	0	0.0	0.0
会津美里町	自治区長	156	3	1.9	1.8
会 津 計		1,392	41	2.9	2.9
下 郷 町	駐在員(行政区長)	38	0	0.0	0.0
檜 枝 岐 村		0	0	0.0	0.0
只 見 町	行政区長	27	1	3.7	3.7
南 会 津 町	行政連絡員	95	2	2.1	1.1
南 会 津 計		160	3	1.9	1.3
相 馬 市	区長	76	0	0.0	0.0
南 相 馬 市	行政区長	182	6	3.3	3.3
広 野 町	行政区長	26	2	7.7	7.7
檜 葉 町	行政区長	18	1	5.6	5.6
富 岡 町	行政区長	27	1	3.7	3.7
川 内 村	行政区長	8	0	0.0	0.0
大 熊 町	自治会長	21	1	4.8	0.0
双 葉 町	行政区長	17	0	0.0	0.0
浪 江 町	行政区長	49	0	0.0	0.0
葛 尾 村	行政区長・仮設住宅等自治会長	11	0	0.0	0.0
新 地 町	行政区長	15	0	0.0	0.0
飯 館 村	行政区長	20	0	0.0	0.0
相 双 計		470	11	2.3	2.1
い わ き 市	行政嘱託員	529	10	1.9	2.3
合 計		6,117	227	3.7	3.7

8 PTA会長に占める女性の割合

＜市町村立＞

(令和6年4月1日現在)

市町村名	幼稚園			小学校			中学校			全体		
	総数	うち女性 の数	女性 割合	総数	うち女性 の数	女性 割合	総数	うち女性 の数	女性 割合	総数	うち女性 の数	女性 割合
福島市	10	8	80.0	44	9	20.5	19	4	21.1	73	21	28.8
二本松市	8	2	25.0	16	2	12.5	7	0	0.0	31	4	12.9
伊達市	4	1	25.0	12	1	8.3	5	0	0.0	21	2	9.5
本宮市	5	3	60.0	7	1	14.3	3	0	0.0	15	4	26.7
桑折町	2	1	50.0	4	1	25.0	1	0	0.0	7	2	28.6
国見町	3	1	33.3	1	1	100.0	1	0	0.0	5	2	40.0
川俣町	1	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
大玉村	3	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
県北計	36	16	44.4	88	15	17.0	38	4	10.5	162	35	21.6
郡山市	0	0	0.0	47	10	21.3	24	3	12.5	71	13	18.3
須賀川市	3	1	33.3	16	2	12.5	9	0	0.0	28	3	10.7
田村市	0	0	0.0	7	0	0.0	6	0	0.0	13	0	0.0
鏡石町	2	0	0.0	2	1	50.0	1	0	0.0	5	1	20.0
天栄村	2	0	0.0	4	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
石川町	0	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0
玉川村	1	1	100.0	2	0	0.0	1	0	0.0	4	1	25.0
平田村	1	0	0.0	2	1	50.0	1	0	0.0	4	1	25.0
浅川町	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0
古殿町	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0
三春町	5	2	40.0	6	1	16.7	2	0	0.0	13	3	23.1
小野町	0	0	0.0	1	0	0.0	1	1	100.0	2	1	50.0
県中計	16	4	25.0	91	15	16.5	49	4	8.2	156	23	14.7
白河市	12	3	25.0	13	1	7.7	7	0	0.0	32	4	12.5
西郷村	2	0	0.0	5	0	0.0	2	1	50.0	9	1	11.1
泉崎村	1	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
中島村	1	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
矢吹町	4	0	0.0	4	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0
棚倉町	3	0	0.0	4	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
矢祭町	1	0	0.0	1	0	0.0	1	1	100.0	3	1	33.3
塙町	3	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
鮫川村	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0
県南計	28	3	10.7	34	1	2.9	16	2	12.5	78	6	7.7
会津若松市	1	1	100.0	19	0	0.0	9	1	11.1	29	2	6.9
喜多方市	10	0	0.0	17	0	0.0	7	0	0.0	34	0	0.0
北塩原村	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	6	0	0.0
西会津町	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0
磐梯町	1	0	0.0	2	1	50.0	1	0	0.0	4	1	25.0
猪苗代町	2	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
会津坂下町	3	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
湯川村	1	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
柳津町	2	0	0.0	2	0	0.0	1	1	100.0	5	1	20.0
三島町	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0
金山町	2	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
昭和村	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0
会津美里町	2	0	0.0	4	0	0.0	2	0	0.0	8	0	0.0
会津計	29	1	3.4	57	1	1.8	29	2	6.9	115	4	3.5
下郷町	2	0	0.0	3	2	66.7	1	1	100.0	6	3	50.0
檜枝岐村	0	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0
只見町	3	1	33.3	3	0	0.0	1	0	0.0	7	1	14.3
南会津町	1	1	100.0	7	1	14.3	4	0	0.0	12	2	16.7
南会津計	6	2	33.3	14	3	21.4	6	1	16.7	26	6	23.1
相馬市	4	2	50.0	9	2	22.2	4	1	25.0	17	5	29.4
南相馬市	10	1	10.0	11	3	27.3	6	2	33.3	27	6	22.2
広野町	1	1	100.0	1	0	0.0	1	0	0.0	3	1	33.3
檜葉町	1	0	0.0	1	1	100.0	1	0	0.0	3	1	33.3
富岡町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
川内村	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	2	0	0.0
大熊町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
双葉町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
浪江町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
葛尾村	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	3	3	100.0
新地町	3	0	0.0	3	1	33.3	1	0	0.0	7	1	14.3
飯館村	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	2	0	0.0
相双計	22	5	22.7	28	8	28.6	14	4	28.6	64	17	26.6
いわき市	10	10	100.0	59	17	28.8	31	6	19.4	100	33	33.0
合計	147	41	27.9	371	60	16.2	183	23	12.6	701	124	17.7

※小中一貫校・養護学校は小学校にてカウント

9. 男女共同参画・女性に関する民間団体のネットワークの状況

(令和6年4月1日現在)

市 町 村 名	名 称	加入団体数	結成年月
福 島 市	ふくしま市女性団体連絡協議会	12	H3.12
二 本 松 市	なし		
伊 達 市	なし		
本 宮 市	本宮市女性団体連絡協議会	6	H19.6
桑 折 町	桑折町女性団体連絡協議会	6	H9.10
国 見 町	なし		
川 俣 町	川俣町女性団体連絡協議会	5	S52.4
大 玉 村	なし		
郡 山 市	郡山市女性グループ連絡会	10	S57.6
須 賀 川 市	須賀川市女性団体連絡協議会	13	H10.4
田 村 市	なし		
鏡 石 町	なし		
天 栄 村	天栄村女性団体連絡協議会	5	S59.10
石 川 町	なし		
玉 川 村	なし		
平 田 村	なし		
浅 川 町	なし		
古 殿 町	なし		
三 春 町	なし		
小 野 町	なし		
白 河 市	なし		
西 郷 村	なし		
泉 崎 村	なし		
中 島 村	なし		
矢 吹 町	なし		
棚 倉 町	なし		
矢 祭 町	矢祭町女性団体連絡協議会	3	S61.2
塙 町	塙町女性団体連絡協議会	10	H6.6
鮫 川 村	なし		
会津若松市	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク	14	H16.4
喜 多 方 市	なし		
北 塩 原 村	なし		
西 会 津 町	なし		
磐 梯 町	なし		
猪 苗 代 町	なし		
会津坂下町	なし		
湯 川 村	なし		
柳 津 町	なし		
三 島 町	なし		
金 山 町	なし		
昭 和 村	なし		
会津美里町	なし		
下 郷 町	なし		
檜 枝 岐 村	なし		
只 見 町	なし		
南 会 津 町	なし		
相 馬 市	相馬市女性団体連絡会	8	H26.5
南 相 馬 市	南相馬市女性団体連絡協議会	26	H19.6
広 野 町	なし		
檜 葉 町	なし		
富 岡 町	なし		
川 内 村	なし		
大 熊 町	なし		
双 葉 町	なし		
浪 江 町	なし		
葛 尾 村	なし		
新 地 町	なし		
飯 館 村	なし		
いわき市	いわき男女共生連絡協議会	8	S45.11

10 農業委員数

(令和6年10月1日現在)

市町村名	農業委員 実数(人)	男性(人)	女性(人)	女性の 割合(%)	市町村名	農業委員 実数(人)	男性(人)	女性(人)	女性の 割合(%)
福島市	24	20	4	16.7	会津若松市	19	17	2	10.5
二本松市	18	15	3	16.7	喜多方市	19	18	1	5.3
伊達市	19	18	1	5.3	北塩原村	7	6	1	14.3
本宮市	12	9	3	25.0	西会津町	12	10	2	16.7
桑折町	10	10	0	0.0	磐梯町	12	10	2	16.7
国見町	8	6	2	25.0	猪苗代町	12	10	2	16.7
川俣町	8	7	1	12.5	会津坂下町	10	8	2	20.0
大玉村	9	8	1	11.1	湯川村	8	6	2	25.0
郡山市	20	20	0	0.0	柳津町	9	8	1	11.1
須賀川市	19	19	0	0.0	三島町	7	6	1	14.3
田村市	19	17	2	10.5	金山町	11	10	1	9.1
鏡石町	9	7	2	22.2	昭和村	12	11	1	8.3
天栄村	9	8	1	11.1	会津美里町	12	12	0	0.0
石川町	9	8	1	11.1	下郷町	11	11	0	0.0
玉川村	14	12	2	14.3	檜枝岐村	4	4	0	0.0
平田村	8	8	0	0.0	只見町	11	10	1	9.1
浅川町	10	10	0	0.0	南会津町	11	9	2	18.2
古殿町	8	8	0	0.0	相馬市	13	11	2	15.4
三春町	13	11	2	15.4	南相馬市	17	16	1	5.9
小野町	10	9	1	10.0	広野町	8	8	0	0.0
白河市	19	18	1	5.3	檜葉町	8	6	2	25.0
西郷村	12	9	3	25.0	富岡町	10	10	0	0.0
泉崎村	8	6	2	25.0	川内村	8	6	2	25.0
中島村	6	6	0	0.0	大熊町	12	10	2	16.7
矢吹町	10	10	0	0.0	双葉町	8	7	1	12.5
棚倉町	15	14	1	6.7	浪江町	12	11	1	8.3
矢祭町	11	10	1	9.1	葛尾村	8	7	1	12.5
塙町	14	14	0	0.0	新地町	10	8	2	20.0
鮫川村	8	7	1	12.5	飯舘村	7	6	1	14.3
					いわき市	24	21	3	12.5
					合 計	691	617	74	10.7

資料 福島県農業担い手課

参 考 資 料

福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成する
ための男女共同参画の推進に関する条例

平成14年3月26日公布
福島県条例第17号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条―第20条）

第3章 福島県男女共同参画審議会（第21条―第23条）

第4章 男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の
処理（第24条・第25条）

附則

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、様々な形で男女平等の実現に向けた取組が行われてきている。しかしながら、社会的、文化的につくられた性差、いわゆるジェンダーに起因する固定的な役割分担意識に基づく社会慣行、あるいは暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する人権侵害が依然として存在し、人権の世紀といわれる21世紀においてなお取り組むべき多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展、社会の成熟化、国際競争の激化などの我が国を取り巻く社会経済情勢の急激な変化に対応するためにも、男女の別なく持てる力を十分に発揮することができる社会の形成が求められている。

このような中、本県においては、地域コミュニティ機能が比較的保たれている反面、ジェンダーに起因する固定的な役割分担意識が根強いこと、結果として男女の実質的な平等の実現が阻害され、また、女性に占める働く女性の割合が比較的高いにもかかわらず、様々な分野における方針等の立案から決定までの過程への女性の参画も進んでいない状況にある。

こうした現状を深く認識し、豊かで活力ある福島県を築いていくため、すべての県民が男女の別なく一人ひとりの個人として尊重され、それぞれが持つ自己の個性や能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野に共に参画し、共に責任を担うこと、すなわち、男女共同参画の推進に県民の総意として取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項について定めることにより、男女の実質的な平等を実現し、もって男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮して行われなければならない。
 - 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案から決定までの過程に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
 - 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭における活動及び職場、学校、地域等における活動に共に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
 - 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重すること及び互いに健康な生活を営むことについて配慮することを旨として、行われなければならない。
 - 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有することを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者及び市町村と連携して取り組むものとする。
 - 3 県は、県民、事業者及び市町村に対して男女共同参画の推進に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

- 4 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備し、並びに財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行の改善に努めなければならない。

- 3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が共に職場における活動と家庭等における活動を両立することができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、男女間における暴力的行為（精神的な苦痛を著しく与える行為を含む。以下同じ。）を行ってはならない。

- 3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識又は男女間における暴力的行為を助長させる表現を使用しないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、福島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(県民及び事業者の理解の促進)

第11条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解の促進を図るため、学校教育その他のあらゆる教育の分野において男女共同参画を推進するための施策を実施するとともに、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第12条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼす社会における制度及び慣行並びに男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項について、調査研究を行うものとする。

(積極的改善措置への支援)

第13条 県は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画の機会の格差が生じている場合、県民及び事業者と協力して積極的改善措置が講ぜられるよう努めるとともに、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(政策等の立案から決定までの過程における共同参画の促進)

第14条 県は、県の政策の立案から決定までの過程に男女が共同して参画する機会を確保するよう努めるものとする。

2 県は、市町村及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に男女が共同して参画する機会を確保することを促進するため、当該市町村及び民間の団体に対して情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(女性の人材育成)

第15条 県は、女性の人材育成のための教育及び研修の機会の充実に努めるものとする。

(家庭生活と職業生活の両立への支援)

第16条 県は、男女が共に家庭生活と職業生活を両立することができるよう県民及び事業者に対して必要な支援を行うものとする。

(自営業に従事する女性に対する支援)

第17条 県は、家族経営による自営業に従事する女性が主体的にその能力を発揮し、その対等な構成員として方針の立案から決定までの過程に参画する機会が確保されるよう情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(性別による人権侵害の防止等)

第18条 県は、第7条に規定する行為の防止に努めるとともに、県民が性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害された場合は、その相談を受け付け、必要に応じ、一時保護その他の支援を行うものとする。

(報告の徴収等)

第19条 知事は、男女共同参画を推進するために必要があると認めるときは、事業者に対して男女共同参画の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、事業者における男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、事業者を表彰する等その取組を促進するための施策を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第20条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第3章 福島県男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第21条 知事の附属機関として、福島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について調査し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第22条 審議会は、委員20人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。この場合において、知事が適当と認める者のうち5名以内を公募するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理

(施策に関する申出等)

第24条 県民及び事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について意見があるときは、当

該意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切に処理するため、男女共同参画推進員を置く。

3 男女共同参画推進員は、次に掲げる事務を行う。

一 第1項の規定による申出を受け付け、当該申出に関する必要な調査等を行うことにより、当該申出を適切に処理すること。

二 第1項の規定による申出に係る施策について、必要に応じ、関係する県の機関に対して意見を述べること。

(規則への委任)

第25条 この章に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年7月1日から施行する。

福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例の体系

前 文

・ジェンダーをはじめとした人権問題への認識
・社会経済情勢への対応と能力発揮の必要性
・本県の特徴としての固定的な性別役割分担意識の根強さと進んでいない女性の参画
・県民の総意として男女共同参画の推進に取り組んでいく決意

目 的 (§ 1)

男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項について定めることにより、男女の実質的な平等を実現し、もって男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に寄与すること

【定義】(§ 2)

- 1 男女共同参画
- 2 積極的改善措置

基本理念 (§ 3)

- ① 男女の人権尊重
- ② 社会における制度や慣行が、男女の自由な選択に及ぼす影響への配慮
- ③ 政策等の立案から決定までの過程への共同参画
- ④ 家庭における活動と職場、学校、地域等における活動への共同参画
- ⑤ 生殖に関する男女相互の意思の尊重と健康な生活を営むことへの配慮
- ⑥ 国際的協調

責 務

県 (§ 4)

- ① 基本理念にのっとり、施策を総合的に策定・実施
- ② 県民、事業者及び市町村と連携した取り組み
- ③ 県民、事業者、市町村に対し情報提供等の必要な支援
- ④ 必要な体制整備、財政上の措置その他必要な措置

県民 (§ 5)

- ① 基本理念にのっとり、あらゆる分野において、自ら男女共同参画を推進
- ② 性別による固定的役割分担意識に基づく制度・慣行の改善
- ③ 県が実施する施策に協力

事業者 (§ 6)

- ① 基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画を推進
- ② 職場と家庭の両立支援ができるような環境整備
- ③ 県が実施する施策に協力

禁止行為 (§ 7)

- ① 性別による差別的取扱い
- ② 男女間における暴力的行為
- ③ セクシュアル・ハラスメント

留意事項 (§ 8)

公衆に表示する情報

基本的施策 (§ 9 ~ § 20)

基本計画

施策策定等に当たっての配慮

県民・事業者の理解の促進

調査研究

積極的改善措置への支援

意思決定過程における男女共同参画促進と支援

女性の人材育成

家庭生活と職業生活の両立支援

自営業に従事する女性に対する支援

性別による人権侵害の防止等

事業者からの報告徴収等

実施状況の公表等

男女共同参画審議会 (§ 21 ~ § 23)

- ・ 条例に規定された事項の審議
- ・ 知事の諮問に応じ、調査審議
- ・ 知事への意見陳述
- ・ 定数20名以内（男女のいずれか一方の委員の数が4割を下回らないこと）
- ・ 公募委員5名以内
- ・ 委員の任期2年

施策等に対する意見の申出 (§ 24・ § 25)

- ・ 県の男女共同参画に関する施策等についての意見の申出
- ・ 申出処理のための男女共同参画推進員の設置
- ・ 推進員は申出を適切に処理し、必要に応じて県に意見陳述

○福島県男女共同参画審議会規則

平成十四年三月二十九日

福島県規則第六十八号

福島県男女共同参画審議会規則をここに公布する。

福島県男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例（平成十四年福島県条例第十七号。以下「条例」という。）第二十三条の規定に基づき、福島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第二条 審議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第三条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の意見陳述等)

第四条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が部会の議長となる。
- 7 第三条第三項及び第四項並びに第四条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、生活環境部生活環境総室男女共生課において処理する。

(平一五規則五四・平二〇規則六四・平二四規則二〇・平二七規則二一・一部改正)

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第五四号）抄

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第六四号）抄

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第二〇号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年規則第二一号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

福島県男女共同参画審議会 委員名簿

(五十音順)

	氏 名	役 職
1	伊藤 龍太 ^{イトウ リュウタ}	弁護士
2	大越 香代子 ^{オオゴシ カヨ}	日本労働組合総連合会福島県連合会 副事務局長
3	何 敏 ^{カ ヘン}	福島大学国際交流センター 副センター長
4	菊地 一裕 ^{キクチ カズヒロ}	福島県農業協同組合青年連盟 副委員長
5	北村 育美 ^{キタムラ イクミ}	福島大学地域未来デザインセンター 客員研究員
6	日下部 之彦 ^{クサカベ ユキヒコ}	福島県商工会議所連合会 事務局長
7	國井 隆介 ^{クニイ リュウスケ}	福島県保育協議会 顧問
8	佐藤 暁美 ^{サトウ アケミ}	特定非営利活動法人 いわきふれあいサポート 副理事長
9	佐藤 正紀 ^{サトウ マサキ}	社会福祉法人福島県社会福祉協議会 地域福祉課主幹 避難 者生活支援・相談センター長
10	塩田 尚子 ^{シオタ ナオコ}	福島県女性団体連絡協議会長
11	高羽 秀幸 ^{タカバ ヒデユキ}	福島労働局雇用環境・均等室長
12	髙橋 準 ^{タカハシ ジュン}	福島大学行政政策学類長
13	髙橋 宣博 ^{タカハシ ノブヒロ}	福島県町村会副会長(桑折町長)
14	樽川 千香子 ^{タルカフ チカコ}	公募委員
15	鳴瀬 夕子 ^{ナルセ ユウコ}	福島県産婦人科医会 常任理事
16	藤野 美都子 ^{フジノ ミツコ}	福島県立医科大学 特任教授
17	松原 光 ^{マツハラ ヒカル}	学校法人松韻学園福島高等学校校長
18	山浦 さとみ ^{ヤマウラ}	一般社団法人福島県介護支援専門員協会理事
19	横田 智史 ^{ヨコタ サトシ}	公募委員
20	鷺尾 一美 ^{ワシオ ヒトミ}	有限会社ワシオ商会 専務取締役

(令和6年7月19日現在)

福島県男女共同参画推進本部設置要綱

(設 置)

第1条 男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会の形成を目的として、男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、福島県男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 男女共同参画社会の形成に向けた施策の総合企画及び調整に関すること。
- 二 「ふくしま男女共同参画プラン」の推進及び進行管理に関すること。
- 三 その他、男女共同参画に関する施策の計画的かつ体系的な推進に関すること。

(組 織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職 務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長の事務を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、推進本部の事務に従事する。

(会 議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 推進本部の会議に、必要に応じて助言者を招へいすることができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案の調整・検討を行う。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は、生活環境部政策監の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(庶 務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、男女共生課において処理する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年12月21日から施行する。
- 2 福島県男女共同参画行政連絡会議設置要綱（昭和58年10月11日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1

警察本部長、教育長、総務部長、危機管理部長、企画調整部長、生活環境部長、保健福祉部長、商工労働部長、農林水産部長、土木部長、会計管理者兼出納局長、企業局長、病院局長、避難地域復興局長、文化スポーツ局長、こども未来局長、観光交流局長、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長

別表第2

総務部	広報課長、総務課長、職員研修課長、人事課長
危機管理部	危機管理課長
企画調整部	企画調整課長
避難地域復興局	避難地域復興課長
文化スポーツ局	文化振興課長
生活環境部	生活環境総務課長、男女共生課長、国際課長
保健福祉部	保健福祉総務課長、社会福祉課長、高齢福祉課長、健康づくり推進課長、地域医療課長
こども未来局	こども・青少年政策課長、子育て支援課長、児童家庭課長
商工労働部	商工総務課長、雇用労政課長、産業人材育成課長
観光交流局	観光交流課長
農林水産部	農林企画課長、農業担い手課長
土木部	土木企画課長
出納局	出納総務課長
企業局	経営・販売課長
病院局	病院経営課長
議会事務局	総務課長
教育庁	教育総務課長、社会教育課長、義務教育課長、高校教育課長、健康教育課長
警察本部	総務課長、生活安全企画課長
監査委員事務局	監査総務課長
人事委員会事務局	総務審査課長
労働委員会事務局	審査調整課長

国際婦人年以降の男女共同参画施策等の動き

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で掲載)
1975年 (昭和50年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議 (於 メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1976年 (昭和51年)	国連婦人の十年 一九七六年から一九八五年 昭和五十一年から昭和六十一年	民法の一部改正 (婚氏統制制度新設) 一部の公務員等に対する育児休業法施行	
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定	
1978年 (昭和53年)			青少年婦人課と改組 婦人関係行政連絡会議設置
1979年 (昭和54年)		国連総会 「女子差別撤廃条約」採択	婦人問題懇話会設置 「婦人の意識調査」実施
1980年 (昭和55年)		「国連婦人の十年」中間年世界会議 (於 コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」への署名 民法の一部改正 (配偶者相続分の引き上げ)
1981年 (昭和56年)	昭和六十一年から昭和六十年	「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」策定 婦人問題についての意見具申 婦人問題協議会の設置
1982年 (昭和57年)			
1983年 (昭和58年)			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」策定 婦人問題推進会議設置
1984年 (昭和59年)		国籍法の改正(父母両系主義)	
1985年 (昭和60年)		「国連婦人の十年」最終年世界会議(於 ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 男女雇用機会均等法成立 国民年金法改正 (婦人の年金権を保障)
1986年 (昭和61年)		婦人問題企画推進有識者会議開催 (婦人問題企画推進会議の後身) 男女雇用機会均等法施行	「婦人の意識調査」実施
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定 教育課程審議会答申 (高等学校家庭科男女必修(平成6年))	「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」見直し
1988年 (昭和63年)			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂
1989年 (平成元年)			
1990年 (平成2年)	国連経済社会理事会で「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択		
1991年 (平成3年)		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」(第一次改定) 目標年度:平成12年度 育児休業法成立	青少年婦人課に「婦人行政係」設置 婦人問題推進会議を「婦人問題企画推進会議」と名称変更
1992年 (平成4年)		育児休業法施行 初の婦人問題担当大臣任命	「女性に関する意識調査」実施
1993年 (平成5年)	国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	パートタイム労働法成立 「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」 婦人問題企画推進本部決定	女性総合センター(仮称)整備検討 福島県女性史の編纂着手 福島県婦人団体連絡協議会32団体となる 「ふくしま新世紀プラン」策定 目標年度:平成12年度
1994年 (平成6年)	国際人口・開発会議(於 カイロ)	男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	「ふくしま新世紀プラン」の施行 青少年女性課女性政策室の設置 婦人問題企画推進会議を「女性問題企画推進会議」と名称変更
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議開催 「北京宣言及び行動綱領」採択	育児休業等に関する法律の改正 (介護休業) ILO156号条約批准(家族責任を有する労働者の機会等の均等)	女性総合センター(仮称)基本構想策定

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で掲載)
1996年 (平成8年)		「男女共同参画ビジョン」答申 (男女共同参画審議会) 「男女共同参画2000年プラン」策定	女性総合センター(仮称)基本計画策定
1997年 (平成9年)		「男女共同参画審議会設置法」施行 男女雇用機会均等法の改正 労働基準法の改正 育児・介護休業法の改正 労働省設置法の改正 介護保険法成立	「福島県女性史」刊行
1998年 (平成10年)		「男女共同参画社会基本法案」を国会に提出	女性総合センター(仮称)着工
1999年 (平成11年)		改正男女雇用機会均等法施行 「男女共同参画社会基本法」公布・施行	「男女共同参画に関する意識調査」実施
2000年 (平成12年)	国連特別総会 「女性2000年会議」開催 (於 ニューヨーク)	男女共同参画審議会から「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 「第1次男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為の規制に関する法律」公布・施行	群馬・新潟・福島三県女性サミット2000開催 (於 会津大学) 「男女共生センター」竣工・開館 「ふくしま男女共同参画プラン」策定
2001年 (平成13年)		内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・一部施行	県民生活課人権・男女共同参画グループの設置 女性問題企画推進会議を「男女共同参画推進会議」と名称変更 「ふくしま男女共同参画プラン」施行 男女共同参画推進連係会議設置 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」制定 「男女共同参画推進会議」廃止
2002年 (平成14年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行	県民環境室人権・男女共同参画グループに改編 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」施行 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進員」設置 男女共同参画を考える市町村トップセミナー開催 (於 男女共生センター)
2003年 (平成15年)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」 男女共同参画推進本部決定 「男女共同参画社会の将来像」検討会開催 第4・5回「女子差別撤廃条約」実施状況報告 審議	県民環境総務領域人権男女共生グループに改編
2004年 (平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	「福島県グローバル政策対話」開催 (於 男女共生センター) 「男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査」実施
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会 (北京+10)開催 (於 ニューヨーク)	男女共同参画審議会から「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 「第2次男女共同参画基本計画」策定	男女共同参画推進本部設置 男女共生ふくしまサミット開催 (於 ビックパレット) 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂
2006年 (平成18年)		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	多様なチャレンジキャンペーン事業「めざせ、理工系ガール」開催(於 会津大学)
2007年 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「パートタイム労働法」一部改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「未来館国際シンポジウム」開催 (於 男女共生センター)
2008年 (平成20年)		内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 「か改正」配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	人権男女共生課に改編 「男女共同参画・配偶者等からの暴力等に関する意識調査」実施
2009年 (平成21年)		DV相談ナビ開始 平成21年度 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議開催	「ふくしま男女共同参画プラン」(H22～H26)策定

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で掲載)
2010年 (平成22年)	第54回国連婦人の地位委員会 (北京+15)開催 (於 ニューヨーク)	我が国初のAPEC女性リーダーズネットワーク(WLN)会合開催 「第3次男女共同参画基本計画」策定	男女共生センター開館10周年
2011年 (平成23年)		女子差別撤廃委員会最終見解に対するフォローアップ報告の提出(8月) 女子差別撤廃委員会最終見解に対するフォローアップ報告(8月)についての同委員会評価採択(11月)	
2012年 (平成24年)	APEC 女性と経済フォーラム開催(於 サントペテルブルク)	「女性の活躍による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～策定	人権男女共生課と青少年育成室が「青少年・男女共生課」に改編 「ふくしま男女共同参画プラン」(H25～H32)策定
2013年 (平成25年)		「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定 若者・女性活躍推進フォーラムの開催・提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2014年 (平成26年)	国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)においてアジア太平洋地域の男女共同参画の推進状況のレビュー実施 世界経済フォーラム年次会議冒頭演説で、安倍総理が、「2020年まで指導的地位にいる3割を女性にする」旨宣言	第186回国会施政方針演説(内閣総理大臣)で、①全ての女性が活躍できる社会を創る ②女性を積極的に登用し、国家公務員の採用を28年度から全体で3割にする と発言 女性の活躍促進に向けた公共用達及び補助金の活用に関する取組指針決定	「女性活躍促進セミナー」実施 「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」実施
2015年 (平成27年)	第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合開催 (於 ニューヨーク) 第3回国連防災会議開催 (於 仙台)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 「第4次男女共同参画基本計画」策定	男女共生課に改編 男女共生センター会館15周年 「女性活躍促進知事フォーラム」実施 「女性活躍促進ネットワーク会議」実施 「女性活躍促進ポータルサイト」開設
2016年 (平成28年)			「女性活躍応援会議」設立 「女性活躍応援宣言」 「ふくしま男女共同参画プラン」改定
2017年 (平成29年)	国際女性会議WAW! 開催 (於 東京都) G7男女共同参画担当大臣会合開催 (於 イタリア)		「女性活躍応援会議幹事会」設立 「女性活躍応援会議 リーダー・パワーアップセミナー」開催 「女性活躍応援会議および幹事会」実施
2018年 (平成30年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立	「女性活躍応援会議 女性も男性も輝く未来づくりシンポジウム」開催 「女性活躍応援会議および幹事会」実施
2019年 (平成31／ 令和元年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」一部改正	「女性活躍応援会議 キラッ人さんと創る元気なふくしまトークイベント・交流会」開催 「女性活躍応援会議および幹事会」実施 「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」実施
2020年 (令和2年)		「第5次男女共同参画基本計画」策定	男女共生センター開館20周年 「女性活躍応援会議 講演会・トークセッション」開催 「女性活躍応援会議および幹事会」実施
2021年 (令和3年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	「女性活躍応援会議 講演会・トークセッション」開催 「女性活躍応援会議および幹事会」実施 「ふくしま男女共同参画プラン」改定
2022年 (令和4年)	国際女性会議WAW! 開催 (於 東京都)	「女性デジタル人材育成プラン」決定 「AV出演被害防止・救済法」公布・施行	「ふくしま女性活躍推進シンポジウム」開催 「女性活躍応援会議および幹事会」実施 「国際女性会議(WAW! 2022)福島サテライト会場」設置
2023年 (令和5年)	G7男女共同参画担当大臣会合開催 (於 栃木県) APEC女性と経済フォーラム(於 シアトル)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正	「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」参加 「ふくしま女性活躍推進シンポジウム2023」開催 「女性活躍応援会議および幹事会」実施
2024年 (令和6年)		「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	「ふくしま女性活躍推進シンポジウム2024」開催 「女性活躍応援会議および幹事会」実施 「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」実施

福島県 生活環境部 生活環境総室 男女共生課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電 話 024-521-7188

FAX 024-521-7887

URL <http://www.pref.fukushima.jp/danjo>

メール danjo@pref.fukushima.lg.jp